

『文史通義』内篇五譯注

「清代／＼近代における經學の斷絶と連續」研究班

竹元 規人(班長) 古勝 隆一(副班長)

渡邊 大・内山 直樹・藤井 律之

田尻 健太・重田 みち・永田 知之

福谷 彬・新田 元規・山口 智弘

凡例

一、本稿は、章學誠『文史通義』内篇五(卷五)の譯注である。前稿「『文史通義』内篇四譯注」(『東方學報』京都、第九六冊、二〇二一年)の續きである。『文史通義』内篇(全五卷)の譯注は、本稿をもつて完了する。

本系とがあるが、今回は前者に依據する。翻譯にあたっては、道光二十三年章華絨刊本を底本とし、光緒四年章委眞刊本や葉瑛『文史通義校注』(中華書局、一九八五年)の本文(その底本は大梁本系の刻本、伍氏『尊雅堂叢書』本である)などを参照し、必要な校勘を加えてある。清朝の避諱を改めたものには、その字の下に*を付した。

三、標點は、獨自に施した。

二、『文史通義』には大別して、大梁本系と嘉業堂刊『章氏遺書』

四、『文史通義』の代表的な注釋として、葉長青『文史通義注』(張

京華點校、華東師範大學出版社、二〇一二年）と前述の葉瑛『文史通義校注』とがある。今回の譯注では兩者を參照しつつ、新たに注釋を加えた。注釋は本文の右傍に篇ごとの番號を付した。

五、原著にある小字の自注は「」で示した。

六、文意や情報を譯者が補ったものについては（）で示した。

七、原著に引用される文獻について、原著者の讀みを確定しがたい場合も多いが、一應の譯を示した。

八、譯注の作製に当たっては、毎回、擔當者が譯注稿をあらかじめ準備し、研究班において譯注稿に檢討を加えた。各篇の原案の擔當者は以下の通り。「申鄭」、古勝隆一。「答客問上」、渡邊大。「答客問中」、内山直樹。「答客問下」、藤井律之。「答問」、田尻健太。「古公式」、重田みち。「古文十弊」、竹元規人・永田知之。「浙東學術」、福谷彬。「婦學」、古勝隆一・内山直樹。「婦學篇書後」、新田元規。「詩話」、山口智弘。

申鄭……………	236	答客問上……………	244	答客問中……………	255
答客問下……………	262	答問……………	270	古公式……………	281
古文十弊……………	291	浙東學術……………	322	婦學……………	329
婦學篇書後……………	356	詩話……………	365		

文史通義 卷五 内篇五

申鄭

【成立年代】

本篇はもともと「續通志敘書後」という獨立した文として書かれたものと考えられる。本卷「答客問上」によると、乾隆三十八年、杭州にて戴震に面會したのち、しばらくしてからこの「續通志敘書後」が書かれ、それを讀んだ者もいたが、章氏の考えが必ずしも傳わっていない状況があったことが知られる。

また、廬江何氏鈔本に見える本篇の篇名も「申鄭」だが、その下方に小字にて「釋通傳一」と注記し、さらに改行して「書友人擬續通志昆蟲草木略敘後」とある。おそらく原題を遺したものであるが、これによれば、まず章氏の友人が「續通志昆蟲草木略敘」なる文を書き、それに對して章氏が「書後」を書いたもの、とみなせる。はじめに書かれた「續通志敘書後」（「書友人擬續通志昆蟲草木略敘後」と、現在の「申鄭」篇とが、完全に同内容であるか否かは確かめられないが、大きくは變えられていないものと考えておく（ただし、前引の「答客問上」によれば、「續通志敘書後」を讀んだ客が「文繁」と言っているので、現在の「申鄭」より長文であった可能性はあろう）。

この「續通志敘書後」（「書友人擬續通志昆蟲草木略敘後」）が書かれた時期は、乾隆三十八年よりしばらく後であり、かつ、「答客問上」篇が書かれたより前である（「答客問」篇の執筆時期は乾隆五十五年か五十六年、後述）。倉修良『文史通義新編新注』では、「申鄭」篇の成立時期を乾隆三十八年とするが、少なくとも本篇の本文が確定した

のはもつと後である（後述）。

一方、廬江何氏鈔本（第三冊）の配列を見ると、「釋通〔經〕」、「申鄭〔釋通傳一〕」、「答客問上〔釋通傳二〕」と三者が配列され、「釋通」篇（本書卷四）を経文に見立て、「申鄭」篇・「答客問」篇（本書卷五）の二者をその注釋（傳）と位置付けたことになる（これら「經」「傳」の注記を與えたのは、章學誠自身であると考えておく）。なお「釋通傳二」の注記は、「答客問上」のみならず、「答客問」上中下三篇に對してつけられたものである。また「經」に見立てられた「釋通」の成立時期について、葉瑛は乾隆五十五年か五十六年とするが、根拠が十分でない。内容からすると「申鄭」篇・「答客問」篇が「釋通」篇の注解として書かれたとはまったく思われず、別に書かれた篇が、後にこのように構成されたと考えてもよからう。

また、「申鄭」「答客問」が章氏「庚辛間草」に見えることを、葉瑛は「釋通」篇の注（一）および「申鄭」篇の注（一）において指摘する。「庚辛間草」の庚辛について、前者では乾隆五十五年庚戌・五十六年辛亥とみなし、後者では乾隆四十五年庚子・四十六年辛丑か、と疑っており、矛盾がある。乾隆四十五年・四十六年説は不適切であろう（後述）。

臺灣國家圖書館藏『章氏遺書』鈔本には目録がついており、そこに「戊申録稿 庚夏鈔存一冊」「戊申秋仲記序雜文 庚辛間草一冊」「庚辛間草一冊」と章學誠の著作が順に並んでおり、とすると、戊申は乾隆五十三年であるから、「庚辛間草」は乾隆五十五年庚戌・五十六年辛亥であるとするのが適切であろう。つまり、「申鄭」「答客問」は乾隆五十五年か五十六年に最終的にまとめられたと考えられる。ただ前述のとおり、「申鄭」のほうはもつと早い時期に書かれていた文をこのように改題して『文史通義』の一篇として位置付

け直したものと推測される。

なお篇名「申鄭」については、貴陽本には雙行注があり、「按後《答客問上》舊黏箋云：「此《續通志敘書後》。即上《申鄭篇》應將上篇改題」云云。頗疑「續」字費解。且原目亦未便逕易，因附原箋語於此」とあり、また廬江何氏鈔本には小注があり、「釋通傳一」、又改行云：「書友人擬續通志昆蟲草木略敘後」という。

以上のように、章學誠には「續通志敘書後」（書友人擬續通志昆蟲草木略敘後）なる文章があり、それがこの「申鄭」と關連していると考えられるのであるが、それとは別に、廬江何氏鈔本（第六冊）には、「續通志校讎略擬稿」という一文があり、王園園「《校讎通義》溯源——以華東師範大學藏廬江何氏鈔本《續通志校讎略擬稿》爲中心」（《文史通義廬江何氏鈔本》華東師範大學出版社，二〇一九年）によると、「續通志校讎略擬稿」は「校讎通義」と共通する内容を持つが、時期的には前者が先行する。さらに王氏によれば、この作品は、もともと乾隆五十年（一七八五）に完成された敕撰『欽定續通志』六百四十卷への補足として書かれたものであったが、結局採用されず、章學誠個人著作としての『校讎通義』となった、という。この「續通志校讎略擬稿」と「申鄭」との直接的な關係は未詳であるが、少なくとも廬江何氏鈔本の「申鄭」篇注記に見える「書友人擬續通志昆蟲草木略敘後」のなかの「續通志」というのは、やはり『欽定續通志』を指すと考えるべきであろう。

子長、孟堅氏不作、而專門之史學衰。陳、范而下，或得或失，粗足名家。至唐人開局設監，整齊管、隋故事，亦名其書爲一史；而學者悞（二）承流別，不復辨正其體。於是古人著書之旨，晦而不明。

〔一〕悞、貴陽本、何氏鈔本作「誤」。

子長（司馬遷）、孟堅（班固）のような人が世に現れなくなつて以來、専門的な史學は衰えてしまつた。^{〔一〕}『三國志』の著者陳壽や（後漢書）の著者范曄たちよりも後になると、それぞれ長所短所はあるものの、かろうじて一家をとなえることはできた。ところが、唐代の人が（修史のための）局や監修國史の官を設置して、晉代や隋代の故事を整理させ、それらの書をも（『晉書』『隋書』など）史書と稱してからというもの、^{〔三〕}學者は（そういう）末流に誤つて従つてしまひ、史のあり方を判別して正すことができなくなつてしまつた。こうして古人が書物を著した考えが見え難く不明となつてしまつたのである。^{〔四〕}

至於辭章家^{〔一〕}舒其文辭^{〔二〕}、記誦家精其考核、其於史學、似乎小有所補、而循流忘源、不知大體、用功愈勤、而識解所至、亦去古愈遠而愈無所當。鄭樵生千載而後、慨然有見於^{〔三〕}古人著述之源、而知作者之旨、不徒以詞采爲文、考據爲學也。於是遂欲匡正史遷、益以博雅；貶損班固、譏其因襲、而獨取三千年來遺文故冊、運以別識心裁。蓋承《通史》家風、而自爲經緯、成一家言者也。

〔一〕「至於辭章家」何氏鈔本作「詞章家」。

〔二〕「辭」何氏鈔本作「詞」。

〔三〕「於」何氏鈔本作「于」。

文筆家（辭章家）たちがおのれの言葉遣いを揮ひ、考證家（記誦家）が考證をくわしく突きつめるならば、一見、史學に對して少し

ばかり意味があるようではあるが、しかし流れに流されて源を忘れ、大本を理解しなかつたせいで、その努力が熱心であればあるほど、理解の結果が古の精神とますます乖離し、ますます的外れとなつてしまつた。鄭樵は（史學が衰えてから）千年の後に生まれ、慨嘆して古人が書物を著した源泉を窺ひ知り、作者の意圖を理解したのであり、文筆ばかりを「文」とし、考證のみを「學」とみなしはしなかつた。そこで司馬遷（の方法）を正して、そこに博識と典雅を加え、班固をおとしめて、その前例踏襲を批判し、そして三千年來の古書をとりこんで「別識心裁」（格別の見識と心得による判断）をめぐらせたわけである。思うに（鄭樵はいくつもの王朝を通して歴史を書く）『通史』の方法を繼承しつつ、工夫して案を設計し、「一家の言」（みずからの體系的な論述）を作り上げたものと言えよう。

學者少見多怪、不究其發凡起例、絕識曠論、所以斟酌群言、爲史學要刪、而徒摘其援據之疎略、裁剪之未定者、紛紛攻擊、勢若不共戴天。古人復起、奚足當吹劍之一映乎。若夫二十略中、《六書》、《七音》與《昆蟲草木》三略、所謂以史翼經、本非斷代爲書、可以遞續不窮者比、誠所謂專門絕業、漢、唐諸儒不可得聞者也。創條發例、鉅製鴻編、即以義類明其家學。其事^{〔一〕}不能不因一時成書、粗就隱括、原未嘗與小學專家、特爲一書者、絜長較短；亦未嘗欲後之人、守其成說、不稍變通。夫鄭氏所振在鴻綱、而未學吹求則在小節。是何異譏韓、彭名將、不能^{〔二〕}鄒、魯趨蹌；繩伏、孔鉅儒、不善作^{〔三〕}雕蟲篆刻耶^{〔四〕}。

〔一〕「事」何氏鈔本作「勢」。

〔二〕何氏鈔本「能」下有「學」字。

〔三〕何氏鈔本無「作」字。

〔四〕何氏鈔本此下有「某君之治是書也，援據不可謂不精，考求不可謂不當，以此羽翼《通志》，爲鄭氏功臣可也。敘例之中，反唇相讒，攻擊作者，不遺餘力，則未悉古人著述之義，而不能不牽于習俗猥瑣之見者也」等七十三字（劉刻章氏遺書本同）。

（ところが）學者たちは見識が狭く疑り深く、鄭樵が（史學の）體例を新たに明らかにし、類い稀な知識と幅廣い論を示したのが、さまざまな言説を折衷して史學のための嚴選された要點を作ろうとしたためであったことに（彼らは）思いをいたさず、鄭樵が根據とするものがお粗末であるとか、論點の整理が中途半端であるとか指摘するばかりで、あれこれ攻撃して、まるで不共戴天（『禮記』曲禮上の語）の敵のような勢いである。古人（である鄭樵）を生き返らせたならば、（彼らの批判など）劍の柄にかけられた孔を吹いて小さな音しか鳴らせないのである（つまり、無効である）。〔『通志』の〕「二十略」のうち、「六書略」「七音略」「昆蟲草木略」の三略についていうならば、史によって經を補佐せんとしたと評すべきもので、斷代史の書物がいつまでも書き繼がれてゆくのは、そもそも比べることできない素晴らしさで、まさに専門の卓越した仕事であり、漢代や唐代の儒者たちも聞いたことのなかったような（獨創的な）ものであった。體例を新たに明らかにし、巨大な書物（『通志』）を作ったのは、義例によってみずからの一家の學を明らかにしようということであった。この企ては、短い期間で書物として著し、粗々とまとめざるをえなかったもので、そもそも小學の専門家がわざわざ一書を作ったものと長短を比べるようなものではないし、後世の人に自分の説を守ってもらい、少しも變えないようにして欲しいと

願ったわけでもない。鄭氏がはつきりさせたのは大きな要綱であったのに、（後世の）末學の徒が些細な缺點をことさらに言いたてるのは末梢的なことである。これでは（漢初の）名將である韓信や彭越に對して、鄒や魯の地の（儒者の）儀禮的な歩き方ができていないといつて非難し、また（前漢の）偉大な儒者である伏生や孔安國に對して、文筆上の彫琢がうまくないなどと箍をはめるのと、何らかわりない。

夫史遷絕學，《春秋》之後，一人而已。其範圍千古，牢籠百家者，惟創例發凡，卓見絕識，有以追古作者之原，自具《春秋》家學耳。若其事實之失據，去取之未當，議論之未醇，使其生唐，宋而後，未經古人論定，或當日所據石室金匱之藏，及《世本》、《諫》記、《楚漢春秋》之屬，不盡亡佚，後之溺文辭，而泥考據者，相與錙銖而校，尺寸以繩，不知更作如何掇擊也。今之議鄭樵者，何以異是。

〔一〕「諫」，貴陽本作「牒」。

〔二〕「辭」，何氏鈔本作「詞」。

〔三〕「校」，何氏鈔本作「較」。

司馬遷の史學は卓絶したもので、『春秋』の後にあるのは彼一人であった。千古の時代を覆い、百家の學を網羅したことについては、まさしく體例を新たに明かし、卓越した見識をそなえ、古代の文明創始者の源にまで遡りうるものであり、むしろ『春秋』の一家の學を體得したものであった。（そのように優れた司馬遷に對してすら）事柄が根據不足で、取捨選擇に問題があり、議論が純粹でないことに

ついでには、もし司馬遷が唐代・宋代以降に生まれた人であつて古人の評價が定まっていなかつたならば、もしくは司馬遷が在世中に依據した石室金匱の藏書や、『世本』や諫記（帝王の世系や諡の記録）、『楚漢春秋』などの（今は失われた）書物が、かりにいささかなりとも残っていたならば、文辭に溺れて考據にこだわる後世の者どもは、（狭い見識のもと）小さな目方ではかり、一寸一尺の短いものさしで律し、さらにそれ以上のような攻撃を（司馬遷に）加えたか知れたものではない。現在、鄭樵を批判している者は、それと何が異なるのか。

孔子作《春秋》、蓋曰其事則齊桓、晉文、其文則史、其義則孔子自謂有取乎爾。夫事卽後世考據家之所尙也、文卽後世詞章家之所重也。然夫子所取、不在彼而在此。則史家著述之道、豈可不求義意所歸乎。自遷、固而後、史家既無別識心裁、所求者徒在其事其文。惟鄭樵稍有志乎求義、而綴學之徒、囂然起而爭之。然則充其所論、卽一切科舉之文詞、胥吏之簿籍、其明白無疵、確實有據、轉覺賢於遷、固遠矣。

孔子が『春秋』を作ったことについて、「事柄については齊の桓公や晉の文公のこと、文章については史の文體である」とされ、義についてのみ孔子みずから自分で判断したと言われている。⁽²³⁾（事柄・文章・義に卽して言えば）、事柄は後世の考據家がたつとぶもので、文章は後世の文章家が重んずるものである。しかしながら、孔子が判断したのは事柄でも文章でもなく、義であつたわけである。このようである以上、史家が著述をするという道にあつて、義の意圖がどこに行き着くのか、追究せずにはすむはずがない。（しかし）司馬遷・

班固より後になると、史家たちは格別の見識や心得を備えた判断力もなく、ただ單に事柄や文章のみ追い求めるようになってしまったのである。一方、鄭樵は義を求めようという思いを少しばかり持っていたのに、學問をする者たちは、聲高に立ち上がり是非を争いだした。もし（彼らが正しいとして）彼らの意見をつきつめてゆけば、科舉の答案の文辭であれ小役人の帳簿であれ、文意明瞭で瑕疵がなければ、確かに根據あるもので、司馬遷・班固よりもはるかにまさっていると思われることになってしまう。

雖然、鄭君亦不能無過焉。馬、班父子傳業、終身史官、固無論矣。司馬溫公《資治通鑑》、前後一十九年、書局自隨、自辟僚屬、所與討論、又皆一時名流、故能裁成絕業、爲世宗師。鄭君區區一身、僻處寒陋、獨犯馬、班以來所不敢爲者而爲之、立論高遠、實不副名。又不幸而與馬端臨⁽²⁴⁾之《文獻通考》、竝稱於時、而《通考》之疎陋⁽²⁵⁾、轉不如是之甚。末學膚受、本無定識、從而抑揚其間、妄相擬議⁽²⁶⁾、遂與比類纂輯之業、同年而語、而衡短論長、岑樓寸木且有不敵之勢焉、豈不誣哉。

〔一〕「馬端臨」三字、何氏鈔本作「甘滑浮脆、庸碌鄉愿」八字。

〔二〕「陋」、何氏鈔本作「漏」。

〔三〕「擬」、何氏鈔本作「疑」。

とはいうものの、鄭樵もまた問題なしというわけにはゆかなかつた。司馬氏も班氏も、父子二代にわたり（史書執筆の）仕事を傳へ、史官を一生續けたのだから、（鄭樵に比べて有利な條件にあつたのは）もちろんである。司馬光の『資治通鑑』は、十九年の歲月をかけ、

(執筆のための) 編纂局がそなえられていたし、みずからも(一緒に仕事を) 僚屬たちを招聘し、ともに討論したのはみな當時一流の人たちばかりであったから、卓絶した業績を完成させ、世の模範となることができた。(一方) 鄭樵の場合はずか一人で、貧しくむさくるしいすみかにおりながら、獨力で司馬遷・班固以來、誰もなさなかつたことをなし、その立論は高々と遠大であるが、實質がたいたいような立論とつりあつていなかった。さらに運のなかつたことに(鄭樵「通志」は) 當時、馬端臨の『文獻通考』と並び稱されはしたが、『文獻通考』の疎漏は『通志』ほどひどくなかつたのだ。末學の者どもは表面的に理解して、定まつた見識もなく、こうして優劣を論じて、『文獻通考』という編纂物にすぎない仕事と(『通志』とを) 同列に見て語り、兩者の長短を比べたものだから、『孟子』にいうように) 高い山でも一寸の木材を積み重ねた建築物に高度の點でかなわないというように(『通志』を低く) 見るのは、まことに言いがかりではないか。

- (1) 原文「子長、孟堅氏不作」は、『孟子』滕文公下「聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱、墨翟之言盈天下」を踏まえたものか。また、「子長、孟堅氏」とあえて字に「氏」を加えたのは、司馬遷・班固を體例の創始者として重んじたためか。本書卷三「文德」注(四)を参照(譯注三、二九二頁)。
- (2) 原文は「開局設監」であるが、内容的には史館のことを指すと考えられる。『唐會要』卷六十三「諸司應送史館事例」に關連記事あり。
- (3) 原文「整齊晉、隋故事、亦名其書爲一史」は、本書卷四「說

林」に「有一代之史、有一國之史、有一家之史、有一人之史。整齊故事、與專門家學之義不明、而一代之史、鮮有知之者矣」というのと内容が重なる。「整齊」は、『史記』太史公自序に「序略、以拾遺補闕、成一家之言、厥協六經異傳、整齊百家雜語、藏之名山、副在京師、俟後世聖人君子」とあるのを踏まえる。

- (4) 原文「晦而不明」は、『淮南子』覽冥訓に「逮至夏桀之時、主暗晦而不明、道瀾漫而不修、棄捐五帝之恩刑、推蹶三王之法籍」と見える。

(5) 原文「辭章」「記誦」の對については、本書卷二「原道下」に「記誦之學、文辭之才、不能不以斯道爲宗主、而市且弄者之紛紛忘所自也」と「文辭」「記誦」の對が見え(譯注二(一)、二七九頁、また本書卷三「史德」に「記誦以爲學也、辭采以爲才也」と「辭采」「記誦」の對が見える(譯注三、二二九頁)。

- (6) 原文「去古愈遠」は、『玉海』卷三十九藝文、三禮「漢禮器制度」に「兩漢諸儒去古未遠、已不能盡識三代遺制」とあるのなどを踏まえる。

(7) 原文「博雅」の語は、『通志』「總序」に「大著述者、必深於博雅、而盡見天下之書、然後無遺恨。當遷之時、挾書之律初除、得書之路未廣、亘三千年之史籍、而踟躕於七八種書、所可爲遷恨者、博不足也。凡著書者、雖採前人之書、必自成一家人言。左氏楚人也、所見多矣、而其書盡楚人之辭。公羊齊人也、所聞多矣、而其書皆齊人之語。今遷書全用舊文、間以俚語、良由採摭未備、筆削不遑。……劉知幾亦譏其多聚舊記、時插雜言、所可爲遷恨者、

「雅不足也」とあり、鄭樵が司馬遷の「博」と「雅」の不
足をいうのを踏まえる（葉瑛）。

(8)

『通志』「總序」に「不幸班固非其人，遂失會通之旨，司馬氏
之門戶自此衰矣。班固者，浮華之士也。全無學術，專事
剽竊。……《史記》一書，功在十表，猶衣裳之有冠冕，
木水之有本原。班固不通旁行邪上，以古今人物強立差等，
且謂漢紹堯運，自當繼堯，非遷作《史記》廁於秦、項，
此則無稽之談也」などと班固への批判が見える。

(9)

原文「別識心裁」は、格別の見識と心得による判断、と解釋
した。本篇の後文にも「自遷、固而後，史家既無別識心
裁，所求者徒在其事其文」とある。また、本書卷一「書
教下」に「紀傳行之千有餘年，學者相承，殆如夏葛冬裘，
渴飲饑食，無更易矣。然無別識心裁，可以傳世行遠之具，
而斤斤如守科舉之程式，不敢稍變」と見え（譯注一、一
八八頁）、卷三「傳記」にも「往者聘撰《湖北通志》，因
特督府深知，遂用別識心裁，勒為三家之學」と見える
（譯注三、二六〇頁）。なお、表現が少し異なるが、本書卷
四「釋通」に「史書因襲相沿，無妨竝見。專門之業，別
具心裁，不嫌貌似也」、また『文獻通考』之類、雖仿
《通典》，而分析次比，實為類書之學。書無別識通裁，便
於對策敷陳之用」（自注）などとも見える（譯注四、一五
四頁）。單なる史料整理にとどまらない「専門」の史學に
おいては、「心裁」、すなわち史家個人の判断が必須だと
述べている。「心裁」は「史裁」と通じ、同じ「釋通」
に「若鄭氏《通志》，卓識名理，獨見別裁，古人不能任
其先聲，後代不能出其規範。雖事實無殊舊錄，而辨名正

(10)

物，諸子之意，寓於史裁，終為不朽之業矣」という（一
五七頁）。「史裁」については、本書卷一「書教中」に
「觀史裁者，必知此意」とあり、その注（一八）を参照
（譯注一、一八五頁）。また本卷「答客問中」にも「且班固
之才，可謂至矣。然其與陳宗、尹敏之徒，撰《世祖本
紀》與《新市》、《平林》諸列傳，不能與《漢書》竝立，
而必以范蔚宗書為正宗，則集眾官修之故事，與專門獨斷
之史裁，不相綴屬又明矣」と見える（二五八頁）。

原文「通史家風」は、梁武帝「通史」の史的方法と理解した。
本書卷四「釋通」に「古人一家之言，文成法立，離合銓
配，惟理是視，固未嘗別為標題，分其部次也。梁武帝以
遷、固而下，斷代為書，於是上起三皇，下訖梁代，撰為
《通史》一編，欲以包羅眾史。史籍標通，此濫觴也。嗣
是而後，源流漸別。總古今之學術，而紀傳一規乎史遷，
鄭樵《通志》作焉；統前史之書志，而撰述取法乎《官
禮》、杜佑《通典》作焉；合紀傳之互文，而編次總括乎
荀、袁、司馬光《資治通鑑》作焉」と見え（二五一―
五二頁）、《通典》『資治通鑑』《通志》はそれぞれ「通」
の思想に基づく史書であると章學誠はいう。

(11)

原文「少見多怪」は、徐應秋『玉芝堂談薈』の序に「舉尋常
意想之所未經，多古今載籍之所已備。惜學人少見而多怪，
致往牒似誕而疑誣」と、また朱彝尊「儀禮逸經跋」（曝
書亭集）卷四十二に「彼時東里諸公知為草廬書無足表章
者，竊笑經生之少見多怪也」と見える。

(12)

原文「為史學要刪」の「要刪」は、『史記』十二諸侯年表に
「於是譜十二諸侯，自共和訖孔子，表見《春秋》、《國語》

學者所譏盛衰大指著于篇、爲成學治古文者要、刪焉」と見える（葉長青）。

- (13) たとえば、『四庫全書總目』「通志二百卷」の項に「樵恃其該洽、睥睨一世、諒無人起而難之、故高視闊步、不復詳檢、遂不能一一精密、致後人多所譏彈也」と批判が見える。

- (14) 原文「吹劍之一映」は、『莊子』則陽に惠子のことばとして「夫吹筦也、猶有嗚也。吹劍、首者、映而已矣。堯、舜、人之所譽也。道堯、舜於戴管人之前、譬猶一映也」とあり、成疏に「嗚、大聲；映、小聲也。夫吹竹管、聲猶高、大；吹劍環、聲則微小」という（葉長青・葉瑛）。

- (15) この三つの略については、本書卷四「釋通」にも「鄭樵著《略》、雖變史志章程、自成家法。但《六書》《七音》、原非沿革、《昆蟲草木》、何嘗必欲易代相仍乎。惟通前後而勒成一家、則例由義起、自就隱括」という（一五五頁）。

- (16) 原文「漢、唐諸儒不可得聞者也」は、『通志』「總序」に「凡二十略、百代之憲章、學者之能事、盡於此矣。其五略、漢、唐諸儒所得而聞；其十五略、漢、唐諸儒所不得而聞也」というのを踏まえる（葉瑛）。

- (17) 原文「以義類明其家學」の「義類」は、章氏が本書の他の部分で「義例」と呼ぶものと同じであろう。本書卷四「釋通」に「總古今之學術、而紀傳一規乎史遷、鄭樵《通志》作焉」とあり、その自注に「《通志》精要、在乎義例。蓋一家之言、諸子之學識、而寓於諸史之規矩、原不以考據見長也。後人議其疏陋、非也」とある（一五二頁）。
- (18) 原文「守其成說、不稍變通」は、本卷「答客問上」に「唐後史學絕、而著作無專家。後人不知《春秋》之家學、而猥

以集眾官修之故事、乃與馬、班、陳、范諸書、竝列正史焉。於是史文等於科舉之程式、胥吏之文移、而不可稍有變通矣」とあるのと内容が重なる（二四七頁）。唐代以降、史家個人ではなく、官僚が集團として史書を編纂するようになり、執筆方法が固定化し、融通が利かなくなったことをいい、そのうえで鄭樵の態度はそういう窮屈なものでなかったと主張する。

- (19) 原文「雕蟲篆刻」は、揚雄『法言』吾子に「或問：吾子少而好賦。曰：然、童子彫蟲篆刻。俄而曰：壯夫不爲也。」とある。

- (20) 司馬遷が『春秋』を繼いだというのが章學誠の考えであり、本書卷一「書教上」にも「馬遷紹法《春秋》、而刪潤典謨、以入紀傳」とある（譯注一、一七五頁）。

- (21) 『史記』太史公自序に「卒三歲而遷爲太史令、紬史記石室、金匱之書」と見え（葉瑛）、その素隱に「石室、金匱、皆國家藏書之處」という。

- (22) 司馬遷の依據した史料については、『漢書』司馬遷傳の贊に「故司馬遷據《左氏》、《國語》、采《世本》、《戰國策》、述《楚漢春秋》、接其後事、訖于天漢」と見える（葉瑛）。「課記」については、『史記』三代世表に「余讀課記、黃帝以來皆有年數」とあり（葉瑛）、素隱に「音牒。牒者、帝系諡之書也。下云『稽諸曆課』、謂歷代之譜」という。書名としては確認できないので、一般名詞と理解した。

- (23) 『孟子』離婁下に「孟子曰：王者之迹熄而《詩》亡、《詩》亡然後《春秋》作。晉之乘、楚之《檮杌》、魯之《春秋》、一也。其事則齊桓、晉文、其文則史。孔子曰：其義則丘

竊取之矣」とある（葉長青・葉瑛）。

- (24) 原文「綴學之徒」は、本書卷四「釋通」に「於是深識遠覽之士、懼《爾雅》訓詁之篇、不足以盡絕代離辭、同實殊號、而綴學之徒、無由彙其指歸也、於是總《五經》之要、辨六藝之文、石渠《雜議》之屬、始離經而別自爲書、則通之爲義所由倣也」と見える（一五〇頁）。

- (25) 原文「科舉之文詞、胥吏之簿籍」は、本卷「答客問上」に「唐後史學絕、而著作無專家。後人不知《春秋》之家學、而猥以集眾官修之故事、乃與馬、班、陳、范諸書、竝列正史焉。於是史文等於科舉之程式、胥吏之文移、而不可稍有變通矣」とあるのと内容が重なる（二四七頁）。

- (26) 司馬遷が父の司馬談の仕事を繼承し、また班固が班彪の仕事を繼承したことは、それぞれ「史記」「漢書」に明らかであるが、章學誠も本書卷四「黠陋」にて「三代而後、史遷、班固俱世爲史、而談、彪之業、亦略見於遷、固之敘矣。後人乃謂固盜父書、而遷稱親善。由今觀之、何必然哉」と言っている（譯注四、二二〇頁）。

- (27) 原文「實不副名」は、「名不副實」を逆さまにした表現で、劉劭「人物志」效難には「中情之人、名不副實、用之有效、故名由眾退、而實從事章」とある。

- (28) たとえば、『四庫全書總目』『文獻通考三百四十八卷』項に「然其條分縷析、使稽古者可以按類而考。又其所載宋制最詳、多《宋史》各志所未備。案語亦多能貫穿古今、折衷至當、雖稍遜《通典》之簡嚴、而詳瞻實爲過之。非鄭樵《通志》所及也」とある。

- (29) 原文「末學膚受」は、張衡「東京賦」〔文選〕卷三に「若

客所謂末學、膚受、貴耳而賤目者也」とあり、李注に「末學、謂不經根本。膚受、謂皮膚之不經於心胸」という。

- (30) 『孟子』告子下に「孟子曰：於答是也何有。不揣其本而齊其末、方寸之木可使高於岑樓」と見える比喩（葉瑛）。また本書卷四「說林」にも「而托一時風會所趨者、詭然自矜其途轍、以謂吾得寸木、實勝彼之岑樓焉、其亦可謂不達而已矣」と見える（葉長青・譯注四、一二九頁）。

答客問上

【成立年代】

乾隆五十五年（二七九〇）もしくは五十六年（二七九二）。本卷「申鄭」の「成立年代」参照。内藤文庫藏鈔本章氏遺書第一冊所收の「章氏遺書目錄」（蕭山王宗炎編次）では卷四文史通義内篇四に「所見」「言公」上中下・「說林」「知難」「釋通」「申鄭」「答客問」上中下・「横通」を配し、「答客問上」の題下に「庚辰間草」との注記あり。

廬江何氏鈔本では、「釋通」の題下に「經」の注記があり、續く「申鄭」「答客問上」「答客問中」の題下にはそれぞれ「釋通傳一」、「釋通傳二」、「釋通傳三」の注記がある（「答客問下」の題下には注記なし）。このことから葉瑛は「申鄭」および「答客問」三篇は「釋通」を敷衍したものと指摘する。また、本書卷四「說林」には、「有一代之史、有一國之史、有一家之史、有一人之史。整齊故事與專門家學之義不明〔詳《釋通》、《答客問》〕、而一代之史鮮有知之者矣。」として、記録の整理による史書と一家の言をそなえた史書の「義」については、本篇「釋通」と「答客問」に詳しいとの自注がある。

「説林」は徐氏鈔本の目次（「隱目」）では「庚戌鈔存通義」との題下注があり、乾隆五十五年に定稿を得たと考えられる。「釋通」および「答客問」は「説林」と相前後してまとめられ、自注はその間に加えられたものであろう。

本篇の内容について、劉成忻『文史通義識語』は「此篇發明別識心裁甚詳。……所謂獨斷之學，仍是因時揆義，求合於道之不得不然，非妄立一說以標奇也。此須合《原道》《原學》以勸之，其論撰述記注之殊。較《書教》篇尤明」と述べる。

癸巳在杭州，聞戴徵君震與吳處士穎芳談次，痛詆鄭君《通志》。其言絕可怪笑，以謂不足深辨，置弗論也。其後學者，頗有訾警。因假某君敘說，辨明著述源流。自謂〔一〕習俗浮議，頗有摧陷〔二〕廓清之功。然其文上溯馬、班，下辨《通考》，皆史家要旨，不盡爲《通志》發也。而不知者又更端以相詰難，因作《答客問》三篇。

〔一〕何氏鈔本「自謂」下有「於」字。

〔二〕「摧陷」，底本作「推陷」，何氏鈔本作「推陷」。今據貴陽本改。

癸巳（乾隆三十八年）の年、杭州にいた頃のこと、戴震が吳穎芳と語り合った際に鄭君（鄭樵）の『通志』を徹底的に誇った、と聞いた^①。その内容は全くの笑い種であり、取るに足らぬものとして、そのまま論じずにいた。（ところが）その後、學に志す者たちは『通志』をすっかり非難するようになってしまった。そこで某君の敘を利用して、（續通志敘書後）Ⅱ「申鄭」を著し、著述の源流について明らかにした^②。自分では當時の風潮や根拠のない主張をすっかり挫き片付けたと思っている^③。しかし、その文は、上は司馬遷・班固に

遡り、下は『文獻通考』を辨じたもので、すべて史家の要旨ではあるものの、『通志』のためだけに著したのではない。理解できない者がまたもやそれをきっかけに難詰してきたため、「答客問」（上・中・下）三篇を作った。

客有見章子《續通志敘書後》者，問於章子曰：《通志》之不可輕議，則既聞命矣。先生之辨也，文繁而不可殺，其推論所及，進退古人，多不與世之尙論者同科；豈故爲抑揚，以佐其辨歟。抑先生別有說歟。夫學者皆稱二十二史，著錄之家，皆取馬、班而下，至於元、明而上，區爲正史一門矣。今先生獨謂唐人整齊晉、隋故事，亦名其書爲一史，而學者悞〔一〕承流別，不復辨正其體焉。豈晉、隋而下，不得名爲一史歟。觀其表、志成規、紀、傳定體，與馬、班諸史，未始有殊；開局設監，集眾修書，亦時勢使然耳。求於其實，則一例也。今云學者悞承流別，敢問晉、隋而下，其所以與陳、范而上，截然分部者安在。

〔一〕「悞」，貴陽本、何氏鈔本俱作「誤」，下同。

客に章先生の「續通志敘書後」Ⅱ「申鄭」を讀んだ者がおり、章先生にたずねた。『通志』を軽々しく論議してはならないことについては、御説承りました。先生の辨説は、繁多であっても削ることもできませんし、その行論の説き及ぶ所、古人に對する褒貶は、多分に古人を論ずる世の人とは異なっております。一體わざとそうした褒貶の評価をして自説を補強なさろうとするのでしょうか。それとも先生にはまた別にお考えがあるのでしょうか。そもそも學問をする者はみな二十二史と稱し、目錄學者はみな司馬遷・班固から

元・明にいたるまで正史という一門類にいられております。⁶ いま先生お一人のみが、唐人は晉・隋の故事を整理しただけであるのに、一代の史という（意味の）名稱をつけてしまい、學ぶ者は（史書の）支流を誤って繼承してしまい、そのあるべき姿を取り戻すことはなかった、と仰っています。どうして『晉書』『隋書』以下は一代の史と呼ぶことができないのでしょうか。表・志という規範の作成、紀・傳という體例の設定を考えてみるに、司馬遷・班固らの諸史とそもそも違いなどありません。史館を開局し、監修體制をこしらえて、多人數が（分纂して）史書を編むのも時勢がそうさせることにすぎず、事實を追求する點においてはどちらも同じです。いま學者が（史書の）支流を誤って繼承したと仰ることについてお尋ねしますが、『晉書』『隋書』以後（の史書）が、陳壽・范曄以前とはつきりと區別される面はどこにあるのでしょうか。

章子曰：史之大原，本乎《春秋》。《春秋》之義，昭乎筆削。筆削之義，不僮事具始末，文成規矩已也，以夫子「義則竊取」之旨觀之，固將綱紀天人，推明大道。所以通古今之變，而成一家之言者，必有詳人之所略，異人之所同，重人之所輕，而忽人之所謹⁷，繩墨之所不可得而拘，類例之所不可得而泥，而後微茫杪忽之際，有以獨斷於⁸一心。及其書之成也，自然可以參天地而質鬼神，契前修而俟後聖，此家學之所以可貴也。陳、范以來，律以《春秋》之旨，則不敢謂無失矣。然其心裁別識，家學具存；縱使反唇相議，至謂遷書退處士而進奸雄，固書排忠節而飾主闕，要其離合變化，義無旁出，自足名家學而符經旨；初不盡如後代纂類之業，相與效子莫之執中，求鄉愿之無刺，侈然自謂超遷軼固也。若夫君臣事蹟，官司典章，王者易姓受命，綜核前代，纂輯比類，以存一代之舊物，是則所謂整齊

故事之業也。開局設監，集眾修書，正當用其義例，守其繩墨，以待後人之論定則可矣，豈所語於專門著作之倫乎。

〔一〕「忽人之所謹」，何氏鈔本作「謹人之所忽」。

〔二〕「於」，何氏鈔本作「于」。

章先生は答えた。史書の大いなる根源は『春秋』にあり、『春秋』の義は筆削において明らかにされる。筆削の義とは、ただ事の次第を具え、文が規範を成しているというだけでなく、夫子の「義は則ち竊かに取る」という發言の本旨によって考えてみるに、⁹ いうまでもなく、天道・人道をとりまとめ、大道を推究しようとする¹⁰ ことである。¹² 古今の變化に通じ、一家の言を成せるのは、¹³ 必ず、人が省略することを詳細にし、人が同じとすることを異なるとし、人が輕んずることを重んずるが、人が細かく注意することを曖昧なままにし、¹⁴ （既存の）規範にしばらくは妨げられず、類例によって妨げられなくなるからであり、そしてはじめて茫漠としたことや微小なことについては、自分の一心によって獨力で判斷するのである。そのような書が完成すると、おのずと天地と肩を並べて（その正しさを）鬼神に問い質す¹⁵ ことができ、前代の賢人と契合し、¹⁷ 後世の聖人を待つことができる。¹⁸ これが家學（獨自の見識を持ち獨立した學問）の尊ぶべき理由である。陳壽・范曄以降は、『春秋』の本旨によって檢證すると缺點がないとはいえない。しかし、彼らの判斷と見識には家學が現にそなわっている。たとえ口をとがらせて、司馬遷の『史記』は處士を退け姦雄を進めている、班固の『漢書』は忠節の臣下を排して主上の過失を取り繕っているなどと論駁したとしても、²⁰ 彼らの『春秋』からの離れ具合や變化を總括するならば、義において横道にそれることは

なく、おのずと家學を稱し、經書の本旨にも合致するに足り、後代の編纂事業がそれぞれに子莫の考慮のない折衷をまねたり、郷愿のように偽善により批判を回避しようとしながら、ぬけぬけと司馬遷や班固を超えたなどと自認しているのは、はなから同断ではない。君臣の事蹟や官府の典章制度は、王者が天命を受けて朝代があらたまると、前代の事蹟をとりまとして精査し、纂輯配列して、舊一代の事物を保存する。それがいわゆる故事を整理する事業である。史館を開き、監修を設けて、多人數で（分纂して）史書を編む場合にも、その義例を用い、規範を守ることによって後人の論定を期するというならよいが、それがどうして専門著作と同類といえようか。

《易》曰：「苟非其人，道不虛行。」史才不世出，而時世變易不可常。及時纂輯所聞見，而不用標別家學，決斷去取爲急務，豈特晉隋二史爲然哉。班氏以前，則有劉向、劉歆、揚雄、賈逵之《史記》；范氏以前，則有劉珍、李尤、蔡邕、盧植、楊彪之《漢記》，其書何嘗不遵表、志之成規，不用紀、傳之定體。然而守先待後之故事，與筆削獨斷之專家，其功用足以相資，而流別不能相混，則斷如也。溯而上之，百國寶書之於《春秋》，《世本》、《國策》之於《史記》，其義猶是耳。

『周易』に「苟も其の人に非ざれば、道は虚しく行われず」（繫辭下）とある。史才は世に稀な存在であり、時代は變化し一定ではない。（したがって、史才でない限りは）その時々に見聞する所を纂輯すればよく、家學を標榜する必要も、裁斷取捨を急務とする必要もないのは、ただ『晉書』『隋書』の二史だけがそうなのではない。班固以前には劉向・劉歆・揚雄・賈逵の『史記』があり、范曄以前に

は李尤・蔡邕・盧植・楊彪の『漢記』があったが、それらの書が表・志という規範に従わず、紀・傳という體例を用いなかったことなどなかった。しかしながら、先例を墨守し後人を期する舊範踏襲の業と、筆削に獨力で判斷を施す一家の學とは、（そのように）互いに補いあつてはじめて機能したのではあるが、それぞれの流れが混同されえなかつたのは、斷じて間違いない。時代を遡れば、周代諸侯の記録と『春秋』、『世本』『戰國策』と『史記』との關係も、その意義は同様であつた。

唐後史學絶、而著作無專家。後人不知《春秋》之家學，而猥以集眾官修之故事，乃與馬、班、陳、范諸書，竝列正史焉。於是史文等於科舉之程式，胥吏之文移，而不可稍有變通矣。間有好學深思之士，能自得師於古人，標一法外之義例，著一獨具之心裁，而世之羣怪聚罵，指目牽引爲言詞，譬若獮狙見冠服不與，齧決毀裂，至於盡絶不止也。鄭氏《通志》之被謗，凡以此也。

〔一〕「詞」、何氏鈔本作「辭」。

唐以後、史學が絶え、著作に（一家の學を傳える）専門の家がなくなつた。後人は『春秋』の家學を理解できず、多人數によって纂輯された官撰の故事を、むやみに司馬遷・班固・陳壽・范曄らの諸書と一緒にして正史の列に竝べてしまつた。こうして史文は科舉の規程や胥吏の公文書式と同じようになつて、少しの變化や融通も許されないものになつてしまつた。その間に學を好み深く思考する士が出て、自ら古人を師とし、既存の方法によらない義例を打ち立てて、ある獨自の見識・判斷を著したが、世俗の學者たちは寄つてたかつ

ていぶかしんでは騒然とし、(その文に)目を付けて取り上げてはあれこれと好き勝手に言い立てる、その様子はまるで獼狙が冠服を目にするに氣に入らず、噛みちぎってすつかりばらにしないとやめないので同じである。鄭氏の『通志』が誹謗されるのも、すべてこのためなのである。

嗟乎。道之不明久矣。《六經》皆史也。形而上者謂之道，形而下者謂之器。孔子之作《春秋》也，蓋曰：「我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明」。然則典章事實，作者之所不敢忽，蓋將即器而明道耳⁽¹⁾。其書足以明道矣⁽²⁾，籩豆之事，則有司存，君子不以是爲瑣瑣也。道不明而爭於器，實不足而競於文，其弊與空言制勝、華辯傷理者，相去不能以寸焉，而世之溺者不察也。太史公曰：「好學深思，心知其意」。當今之世，安得知意之人，而與論作述之旨哉。

(一)「耳」，何氏鈔本作「矣」。

(二)「其書足以明道矣」八字，何氏鈔本無此。

ああ、道が明らかでなくなつてから久しいことよ。『六經』はすべて史(官の記録)である。形のないものを道といい、形のあるものを器という(『周易』繫辭上傳)。孔子は『春秋』を制作して、「我は之を空言に託さんと欲するも、諸を行事に見すの深切著明なるにしかず」と仰つたという。それだから、典章制度や故實は作者がいかがげんにしなかつたものであり、おもうに、それは器に即して道を明らかにしようとしたからなのである。そのような書(典章制度や故實)は道を明らかにするものであり、「籩豆の事は則ち有司に存す」(『論語』泰伯)とはいっても、君子は決してそれを瑣末なこと

としたわけではない。道が明らかでないのに器で上下を争い、實が伴わないのに文で優劣を競う、その弊害は、空言で勝ちを制し、辯舌で理を損なう者と大差ないときかいてないのだが、世の風潮に溺れている者はそのことが分からないでいる。太史公は「好學深思、心に其の意を知る」(『史記』五帝本紀)と言つた。今の世に、どうやって心に意を知る人を得て、ともに述作の本旨を論じることができようか。

(1) 戴震の鄭樵に對する評價は、「與任孝廉幼植書」に「震向病同學者多株守古人，今於幼植反是。凡學未至貫本末，微精粗，徒以意衡量，就令載籍極博，猶所謂『思而不學則殆』也。遠如鄭漁仲，近如毛大可，祇賊經、害道而已矣」(『戴震文集』卷九)と、「與是仲明論學書」に「僕聞事於經學，蓋有三難：淹博難，識斷難，精審難。三者，僕誠不足與於其間，其私自持，譬爲書之大概，端在乎是。前人之博聞強識，如鄭漁仲、楊用修諸君子，著書滿家，淹博有之，精審未也」(同上)とある(葉瑛)。また、「書玉篇卷末聲論反紐圖後」には「宋元已來，爲反切字母之學者，歸之西域，歸之釋神珙。蓋由鄭樵沈括諸人，論古疏漏，惑於釋氏一二翦劣之徒，眠涎誣欺，據其言以爲言也」(同卷四)と、「續天文略序」には「蓋天文一事，樵所不知，而欲成全書，固不可闕而不載，是以徒襲舊史，未能擇之精，語之詳也」(同卷五)とある。

吳穎芳の鄭樵評價については、「清史列傳」文苑傳二に「吳穎芳，字西林，浙江仁和人。少端重，沉默寡言笑。幼赴童子試，爲隸所訶，以爲大辱。自是壹志稽古，終身

不復仕進。生平博覽羣籍，常怪鄭樵《通志》務與先儒爲難，於是取六書、七音、樂《略》、一尊先儒而探其源」とある（葉瑛）。この『清史列傳』の記事は、王昶「吳西林先生傳」（《臨江鄉人詩》卷首）に基づく。

(2) このことについては、注(4)参照。

(3) 原文「摧陷廓清」は、打ち負かし、掃討すること。李漢「韓昌黎集序」に「先生於文，摧陷廓清之功，比於武事，可謂雄偉不常者矣」とある（葉瑛）。

(4) 貴陽本「申鄭」篇題の下に「後《答客上》舊黏箋云『此《續通志》敘書後』，即上《申鄭》篇，應將上篇題改云云」，頗疑續字費解。且原目未便逕易，因附原箋於此」との案語を載せており、葉瑛は「《續通志》即乾隆中所修者。上文言假某君敘說，則題爲『書後』甚明，《申鄭》蓋編書時所改耳。（本劉咸所說）」という。

(5) 原文「文繫而不可殺」は、「春秋公羊傳」僖公二十二年に「《春秋》辭繁而不殺者，正也」とある。

(6) 『四庫提要』正史類の序に「正史之名，見於《隋志》，至宋而定著十有七。明刊監版，合宋、遼、金、元四史爲二十有一。皇上欽定《明史》，又詔增《舊唐書》爲二十有三。近蒐羅四庫，薛居正《舊五代史》得裒集成編，欽稟睿裁，與歐陽修書竝列，共爲二十有四。今竝從官本校錄。凡未經宸斷者，則悉不濫登。蓋正史體尊，義與經配。非懸諸令典，莫敢私增，所由與稗官野記異也」とあり、葉瑛は「按趙翼《廿二史劄記》所列之廿二史目，爲《史記》、《漢書》、《後漢書》、《三國志》、《晉書》、《宋書》、《南齊書》、《梁書》、《陳書》、《魏書》、《北齊書》、《周書》、《隋

書》、《南史》、《北史》、《新唐書》、《五代史》、《宋史》、《遼史》、《金史》、《元史》、《明史》」という。

(7) 本卷「申鄭」に「子長、孟堅氏不作，而專門之史學衰。陳、范而下，或得或失，粗足名家。至唐人開局設監，整齊晉、隋故事，亦名其書爲一史；而學者誤承流別，不復辨正其體，於是古人著書之旨，晦而不明」とある。「整齊……故事」は、本書卷一「書教上」「書教下」にいう「記注」や「申鄭」にいう「比類纂輯」のこと。本書卷二「博約中」には「王伯厚氏搜羅摘抉，窮幽極微。其於經傳子史、名物度數，貫串旁驚，實能討先儒所未備。其所纂輯諸書，至今學者資衣被焉。……然王氏諸書，謂之纂輯，可也，謂之著述，不可也。謂之學者求知之功力，可也，謂之成家之學術，則未可也」と、卷五「浙東學術」には「整輯排比，謂之史纂。參互搜討，謂之史考。皆非史學」とある。

(8) 史學が「春秋」を本とするという章學誠の考えは、「立言有本」（劉刻「章氏遺書」外篇一）に「史學本於《春秋》；專家著述本於官禮；辭章泛應本於《詩》；天下之文，盡於是矣」と見える。また、「丙辰劄記」（劉刻「章氏遺書」外編三）にも「惟韓氏道德文章，不媿泰山北斗。特於史學，非其所長，作唐一經之言，非所任耳。其文出於孟、荀，淵源《詩》、《禮》，眞六經之羽翼，學者自當楷範。但史家淵源，必自《春秋》比事屬辭之教，韓子所不能也」と見える。

(9) 原文「筆削」は、「史記」孔子世家に「孔子爲《春秋》，筆則削，削則削，游夏之徒不能贊一辭」とある。本書卷三

(10)

原文「義則竊取」は、『孟子』離婁下に「孟子曰：王者之迹微言大義，口授其徒。三傳之作，因得各據聞見，推闡經蘊，於是《春秋》以明」とある。

原文「義則竊取」は、『孟子』離婁下に「孟子曰：王者之迹微言大義，口授其徒。三傳之作，因得各據聞見，推闡經蘊，於是《春秋》以明」とある。晋之乘、楚之《檮杌》、魯之《春秋》、一也。其事則齊桓、晉文、其文則史。孔子曰：其義則丘竊取之矣」とあるのにもとづく。これに關して、本卷「申鄭」には「孔子作《春秋》、蓋曰其事則齊桓、晉文、其文則史、其義則孔子自謂有取乎爾。夫事即後世考據家之所尚也、文即後世詞章家之所重也、然夫子所取、不在彼而在此。則史家著述之道、豈可不求義意所歸乎」とあり、本書卷二「言公上」には「夫子因魯史而作《春秋》、孟子曰：其事齊桓、晉文、其文則史、孔子自謂竊取其義焉耳。載筆之士、有志《春秋》之業、固將惟義之求、其事與文、所以藉爲存義之資也」とあり（内篇二譯注(2)、七二頁）、卷三「史德」には「史所貴者義也、而所具者事也、所憑者文也。孟子曰：其事則齊桓、晉文、其文則史、義則夫子自謂竊取之矣。非識無以斷其義、非才無以善其文、非學無以練其事、三者固各有所近也、其中固有似之而非者也」とある（内篇三譯注、二二九頁）。

(11)

原文「綱紀天人」は、『春秋』ひいては史書が「天道・人道についてとりまとめること。本書卷一「易教下」に「蓋聖人於天、人之際、以謂甚可畏也。《易》以天道而切人事、《春秋》以人事而協天道、其義例之見於文辭、聖人有戒心焉」とあり（内篇一譯注、一六六頁）、本卷「浙東學術」

(12)

「史學所以經世、固非空言著述也。且如六經同出於孔子、先儒以爲其功莫大於《春秋》、正以切合當時人事耳。後之言著述者、舍今而求古、舍人事而言性天、則吾不得而知之矣。學者不知斯義、不足言史學也」とあり（三二四頁）、「永清縣志六書例議」（本書外篇二）に「鄭樵嘗謂書志之原、出於《爾雅》。……而大經大法、所以綱紀天人、而敷張王道者、《爾雅》之義、何足以盡之。官禮之義、大則書志不得係之《爾雅》、其理易見者也」とある。

(13)

原文「通古今之變、成一家之言」は、『漢書』司馬遷傳に「亦欲以究天人之際、通古今之變、成一家之言」とある。また、本書卷一「書教中」に「杜氏竝爲採輯其文、附著禮門之後、凡二十餘卷、可謂窮天地之際、而通古今之變者矣」と（内篇一譯注、一八一頁）、卷三「史德」に「史遷百三十篇、《報任安書》所謂究天地之際、通古今之變、成一家之言、自序以謂紹名世、正《易傳》、本《詩》、《書》、《禮》樂之際、其本旨也」とある（内篇三譯注、二二二頁）。

(14)

一家の言をなす者が人と撰述内容の取捨選擇が異なることに ついては、本書卷七外篇二「亳州志掌故例議下」に「夫名家撰述、意之所在、必有別裁、或詳人之所略、或棄人

之所取、初無一成之法」とあり、嘉業堂刊『章氏遺書』卷二十九「上辛楣宮詹」に「世俗風尚、必有所偏、達人顯貴之所主持、聰明才俊之所奔赴、其中流弊必不在小。載筆之士不思救挽、無爲貴著述矣。苟欲有所救挽、則必逆於時趨。時趨可畏甚於刑曹之法令也」とある。

(15)

原文「獨斷」は、既成の枠組にとられない境地に至つたすぐれた人物が、獨力でものごとを適切に判断することをいう。本卷「答客問中」に「天下有比次之書、有獨斷之學、有考索之功、三者各有所主、而不能相通」(二五六頁)、「由漢氏以來、學者以其所得、託之撰述以自表見者、蓋不少矣。高明者多獨斷之學、沉潛者尙考索之功、天下之學術、不能不具此二途」(二五七頁)などがある。

(16)

原文「參天地而質鬼神」は、『禮記』中庸に「唯天下至誠、爲能盡其性。能盡其性、則能盡人之性。能盡人之性、則能盡物之性。則能盡物之性、則可以贊天地之化育。可以贊天地之化育、則可以與天地參矣」とあり、また「子曰：吾說夏禮、杞不足徵也。吾學殷禮、有宋存焉。吾學周禮、今用之。吾從周。……故君子之道、本諸身、徵諸庶民、考諸三王而不繆、建諸天地而不悖、質諸鬼神而無疑、百世以俟聖人而不惑。質諸鬼神而無疑、知天也。百世以俟聖人而不惑、知人也」とあるのにもとづく。また、楊萬里「易外傳序」(『誠齋集』卷八十)には「易之爲言變也、故《易》者聖人通變之書也。其窮理盡性、其正心修身、其齊家治國、其處顯、其處窮、其居常、其遭變、其參天地、合鬼神、萬事之變方來、而變通之道先立」とある。

(17)

原文「前修」は、「離騷」に「謇吾法夫前修兮」とあり、『文

選』五臣注に「向日……前脩、謂前代脩習道德之人」とする(葉瑛)。

(18)

一家の言をなす者が後世の聖人を待つことは、『史記』太史公自序に「凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書。序略、以拾遺補藝、成一家之言、厥協六經異傳、整齊百家雜語、藏之名山、副在京師、俟後世聖人君子」とある。

(19)

原文「一獨具之心裁」は、獨自の見識・判断。本卷「申鄭」注(9)参照。

(20)

原文「遷書退處士而進奸雄」及び「固書排忠節而飾主闕」は、劉知幾『史通』内篇「書事」に「蓋班固之譏司馬遷也：『論大道則先黃老而後六經、序遊俠則退處士而進奸雄、述貨殖則崇勢利而羞賤貧、此其所蔽也』。又傅玄之貶班固也：『論國體則飾主闕而折忠臣、敘世教則貴取容而賤直節、述時務則謹辭章而略事實、此其所失也』。尋馬、班二史、咸擅一家、而各自彈射、互相瘡痛。夫雖自卜者審、而自見爲難、可謂笑他人之未工、忘己事之已拙。上智猶其若此、而況庸庸者哉」とあり、同書外篇「忤時」に「古者刊定一史、纂成一家、體統各殊、指歸咸別。夫《尚書》之教也、以疏通知遠爲主、《春秋》之義也、以懲惡勸善爲先。《史記》則退處士而進姦雄、《漢書》則抑忠臣而飾主闕。斯竝曩賢得失之例、良史是非之準、作者言之詳矣。頃史官注記、多取稟監修、楊令公則云必須直詞、宗尚書則云宜多隱惡。十羊九牧、其事難行。一國三公、適從焉在」とある。

(21)

原文「子莫之執中」は、時宜や輕重を考慮しないで、機械的

(22)

原文「求鄉愿之無刺」は、批判を避けるためうわべを有徳者のようにとりつくり、世俗にうまく合わせて生きることに。『論語』陽貨に「子曰：郷原、徳之賊也」とあるのにもとづく。『孟子』盡心下には「孔子曰：過我門而不入我室，我不憾焉者，其惟郷原乎。郷原、徳之賊也。曰：何如斯可謂之郷原矣。曰：何以是嚆嚆也，言不顧行，行不顧言，則曰古之人，古之人。行何爲踴躍涼涼，生斯世也，爲斯世也，善斯可矣。闐然媚於世也者，是郷原也。萬章曰：一郷皆稱原人焉，無所往而不爲原人；孔子以爲徳之賊，何哉。曰：非之無舉也，刺之無刺也，同乎流俗，合乎汚世，居之似忠信，行之似廉潔，衆皆悅之，自以爲是，而不可與入堯、舜之道。故曰，徳之賊也。孔子曰：惡似而非者。惡莠，恐其亂苗也。惡佞，恐其亂義也。惡利口，恐其亂信也。惡鄭聲，恐其亂樂也。惡紫，恐其亂朱也。惡郷原，恐其亂徳也。君子反經而已矣。經正，則庶民興。庶民興，斯無邪慝矣」とある。

(23)

章學誠は、史學の「流別」への認識が必要だと論じ（注(31)

参照)、世間にそのことへの認識が薄いことを批判する。ここもその類別を混同していることへの批判の一環である。

(24)

原文「守其繩墨，以待後人之論定」は、本書卷一「書教下」に「三代以下，史才不世出，而謹守繩墨，待其人而後行，勢之不得不然也」とあり（内篇一譯注、一八七頁）、同篇の前後の論は、本篇と内容が重なっており関連が深い。注(25)・(35)も参照。

(25)

原文「苟非其人，道不虛行」に類する表現は、本書卷一「書教下」に「《尚書》圓而神，其於史也，可謂天之至矣。非其人不行，故折入左氏，而又合流於馬、班，蓋自劉知幾以還，莫不以謂書教中絶，史官不得衍其緒矣」と（内篇一譯注、一八九頁）、本篇と同主旨の文脈において用いられている。

(26)

原文「史才不世出」は、本書卷一「書教上」に「良史之才，間世一出，補偏救弊，億且不支。非後人學識不如前人，《周官》之法亡，而《尚書》之教絶，其勢不得不然也」と同意の文言があり（内篇一譯注、一七二頁）、同「書教下」に「三代以下，史才不世出」とある（注(24)参照）。

(27)

原文「時世變易不可常」は、「書教下」に「夫史爲記事之書，事萬變而不齊，史文屈曲而適如其事，則必因事命篇，不爲常例所拘，而後能起訖自如，無一言之或遺而或溢也」と、同様の文脈の中に同様の文言がある（内篇一譯注、一九〇頁）。

(28)

劉向・劉歆・揚雄・賈逵の『史記』については、『史通』古今正史に「《史記》所書，年止漢武，太初已後，闕而不

錄。其後劉向、向子歆及諸好事者，若馮商、衛衡、揚雄、史岑、梁審、肆仁、晉馮、段肅、金丹、馮衍、韋融、蕭奮、劉恂等，相次撰續，迄於哀、平間，猶名《史記》。とあり、賈逵については未詳だが、『後漢書』北海靖王興傳に「臨邑侯復好學，能文章。永平中，每有講學事，輒令復典掌焉。與班固、賈逵共述漢史，傅毅等皆宗事之」とある。また、本書卷二「言公上」には「固書斷自西京一代，使孝武以前，不用遷史，豈將爲經生決科之同題而異文乎。必謂孝武以後，爲固之自撰，則馮商、揚雄之紀、劉歆、賈護之書，皆固之所原本，其書後人不見，而徒以所見之遷史，怪其盜襲焉，可謂知白出而不知黑入者矣」とあり、「賈護」の名の學者が『漢書』儒林傳に見えるが、「賈逵」の誤りとする説もある（内篇二譯注（2）、「言公上」注（54）も参照）。嘉業堂本『文史通義』外篇三「報黃大俞先生書」には「劉歆、賈護之《漢記》」と「賈逵」ではなく「賈護」としている（後注（30）を参照）。

(29) 李尤・蔡邕・盧植・楊彪の『漢記』は、『後漢書』文苑傳に「李尤字伯仁，廣漢雒人也。少以文章顯。和帝時，侍中賈逵薦尤有相如，楊雄之風，召詣東觀，受詔作賦，拜蘭臺令史。稍遷，安帝時爲諫議大夫，受詔與謁者僕射劉珍等俱撰漢記」とあり、同書盧植傳に「盧植字子幹，涿郡涿人也。……拜議郎，詔與馬日磾、蔡邕、楊彪、韓說等補續《漢紀》」とある。

(30) 史學に「著述」（一家の學）と「比類」の業との兩流があり、両者が相補することについては、嘉業堂本『文史通義』

外篇三「報黃大俞先生書」に「古人一事必具數家之學：著述與比類兩家，其大要也。班氏撰《漢書》，爲一家著述矣；劉歆、賈護之《漢記》，其比類也。司馬撰《通鑑》，爲一家著述矣；二劉范氏之長編，其比類也。兩家本自相因，而不相妨害。拙刻《書教》篇中，所謂圓神方智，亦此意也。但爲比類之業者，必知著述之意；而所次比之材，可使著述者出，得所憑藉，有以恣其縱橫變化；又必知己之比類與著述者各有淵源，而不可以比類之密而笑著述之或有所疏，比類之整齊而笑著述之有所故輕敲重則善矣。蓋著述譬之韓信運兵，而比類譬之蕭何轉餉，二者固缺一不可；而其人之才，固易地而不可爲良者也」とある。

(31) この兩流の類別について、嘉業堂刊『章氏遺書』卷十三「校讎通義外篇」所收「論修史籍考要略」には、「校讎之學與著錄相爲表裏，校讎類例不清，著錄終無原委。舊例以二十一家之言同列正史，其實類例不清。馬遷乃通史也。梁武《通史》、鄭樵《通志》之類屬之；班固斷代專門之書也，華・謝・范・沈諸家屬之；陳《志》分國之書也，《十六國春秋》《九國志》之類屬之；南北史斷取數代之書也，歐、薛《五代》諸史屬之；《晉書》《唐書》，集眾官修之書也，宋、遼、金、元，諸史屬之；家法分明，庶幾條理可貫，而究史學者可以溯源流矣。他若編年、故事、職官、儀注之類，折衷歷代藝文，史部子目，以次區分可也」とある。

(32) 原文「百國寶書」は周代の記録のこと。「春秋公羊傳」隱公第一題下疏に「閔因敘云：昔孔子受端門之命，制《春秋》之義，使子夏等十四人求周史記，得百二十國寶書，

九月經立。……周史而言寶書者，寶者保也，以其可世世傳保以爲戒，故云寶書也」とある。次注も参照（内篇四譯注、二二八頁）。

(33)

本書卷四「黠陋」には「《左》、《史》之於文、猶六經之刪述也。《左》因百國寶書；《史》因《尚書》《國語》及《世本》《國策》《楚漢春秋》諸記載、己所爲者十之一、刪述所存十之九也」とあり（内篇四譯注、二二八頁）、本書外篇一「方志立三書議」に「《周官》外史掌四方之志、注謂若晉之《乘》、楚之《檮杌》、魯之《春秋》。是一國之史、無所不載、乃可爲一朝之史之所取裁。夫子作《春秋》、而必徵百國寶書、是其義矣」とある。また、本書卷二「言公上」には「夫子因魯史而作《春秋》、孟子曰：其事齊桓、晉文、其文則史、孔子自謂竊取其義焉耳。載筆之士、有志《春秋》之業、固將惟義之求、其事與文、所以藉爲存義之資也。世之譏史遷者、責其裁裂《尚書》、《左氏》、《國語》、《國策》之文、以謂割裂而無當（自注：出蘇明允《史論》）。世之譏班固者、責其孝武以前之襲遷書、以謂盜襲而無恥（自注：出鄭漁仲《通志》）。此則全不通乎文理之論也」とある（内篇二譯注（一）、七二―七三頁）。

(34)

唐以後史學が絶えたとする章學誠の考えは、嘉業堂刊「章氏遺書」外篇卷十六「志隅自敘」に「志者、史之一隅也。獲麟而後、遷、固極著作之能、向、歆盡條別之理、史家所謂規矩方圓之至也。魏、晉、六朝、時得時失、至唐而史學絶矣。其後如劉知幾、曾鞏、鄭樵、皆良史才、生史學廢絶之後、能推古人大體、非六朝、唐、宋諸儒所能測

識。餘子則有似於史而非史、有似於學而非學爾。然鄭樵有史識而未有史學、曾鞏具史學而不具史法、劉知幾得史法而不得史意、此予《文史通義》之所爲作也」と示されている。

(35)

史學が失われ、史文も「科舉之程式」「胥史之文移」と同様に頑なに形式を守り融通が利かなくなつたことは、本書卷一「書教下」に「後史失班史之意、而以紀、表、志、傳、同於科舉之程式、官府之簿書、則於記注撰述、兩無所似、而古人著書之宗旨、不可復言矣。史不成家、而事文皆晦、而猶拘守成法、以謂其書固祖馬而宗班也、而史學之失傳也久矣」、「紀傳行之千有餘年、學者相承、殆如夏葛冬裘、渴飲饑食、無更易矣。然無別識心哉、可以傳世行遠之具、而斤斤如守科舉之程式、不敢稍變；如治胥史之簿書、繁不可刪」とあり（内篇一譯注、一八七―一八八頁）、本卷「申鄭」に「自遷、固而後、史家既無別識心裁、所求者徒在其事其文。……然則充其所論、即一切科舉之文詞、胥史之簿籍、其明白無疵、確實有據、轉覺賢於遷、固遠矣」とある（二四〇頁）。

(36)

原文「世之羣怪聚罵、指目牽引爲言詞」は、柳宗元「答韋中立論師道書」に「獨韓愈奮不顧流俗、犯笑侮、收召後學、作師說、因抗顏而爲師。世界羣怪聚罵、指目牽引、而增與爲言辭」とある。

(37)

『莊子』天運に「故禮義法度者、應時而變者也。今取援狙而衣以周公之服、彼必齧鬣捩裂、盡去而後慊。觀古今之異、猶援狙之異乎周公也」とある（葉瑛）。原文「獼狙」はこの「援狙」の誤りか。「獼狙」は猿に似るとされる想像

上の動物で、『莊子』齊物論に「猿、狙、以爲雌」とある。

(38) 原文「六經皆史」。「史」は官による記録のこと。本書卷一

「易教上」注(一)参照。

(39) この前後の「道」と「器」は、本書卷二「原道中」に「《易》

曰：『形而上者謂之道，形而下者謂之器。道不離器，猶影不離形。後世服夫子之教者自六經，以謂六經載道之書也，而不知六經皆器也。……三代以前，……夫子述六經以訓後世，亦謂先聖先王之道不可見，六經即其器之可見者也。後人不見先王，當據可守之器而思不可見之道。故表章先王政教，與夫官司典守以示人，而不自著爲說，以致離器言道也。夫子自述《春秋》之所以作，則云：我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明。則政教典章，人倫日用之外，更無別出著述之道，亦已明矣。……夫天下豈有離器言道，離形存影者哉。彼舍天下事物、人倫日用，而守六籍以言道，則固不可與言夫道矣」とある(内篇二譯注(2)、二六九～二七〇頁)。

(40) 原文「我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明」は、『史記』

太史公自序にもとづく。前注所引の「原道中」のほか、本書卷二「言公上」にも「作史貴知其意，非同於掌故，僅求事文之末也。夫子曰：『我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明也』。此則史氏之宗旨也。苟足取其義而明其志，而事次文篇，未嘗分居立言之功也」とある(内篇二譯注(2)、七三～七四頁)。

(41) 『論語』泰伯に「曾子有疾，孟敬子問之。曾子言曰：鳥之將

死，其鳴也哀。人之將死，其言也善。君子所貴乎道者三。

動容貌，斯遠暴慢矣。正顏色，斯近信矣。出辭氣，斯遠鄙倍矣。籩豆之事，則有司存」とあるのにもとづく。また

本書卷三「史釋」に「夫子曰：民可使由之，不可使知之。先王道法，非有二也，卿士、大夫能論其道，而府史僅守其法；人之知識，有可使能與不可使能爾。非府史所守之外，別有先王之道也。夫子曰：俎豆之事，則嘗聞之矣。曾子乃曰：君子所貴乎道者三。籩豆之事，則有司存。非曾子之言異於夫子也，夫子推其道，曾子恐人泥其法也。子貢曰：文武之道，未墜於地，在人。夫子焉不學，亦何常師之有。入太廟，每事問。則有司賤役，巫祝百工，皆夫子之所師矣。問禮問官，豈非學於掌故者哉。故道不可以空銓，文不可以空著」とある(内篇三譯注、二四〇頁)。

答客問中

【成立年代】

「答客問上」を参照。

客曰：孔子自謂「述而不作，信而好古」。又曰：「好古敏以求之」。夏殷之禮，夫子能言，然而無徵不信，慨於文獻之不足也。今先生謂作者有義旨，而籩豆器數，不爲瑣瑣焉，毋乃悖於夫子之教歟。馬氏《通考》之詳備，鄭氏《通志》之疎舛，三尺童子所知也。先生獨取其義旨，而不責其實用，遂欲申鄭而屈馬，其說不近於偏耶。

客が尋ねた。孔子は自身について「述べて作らず、信じて古を好む」(『論語』述而)と言い、また「古を好み敏にして以て之を求む」

（同上）と言いました。夏や殷の禮について、孔子は説明することはできませんでした。證據がなく信用されないため、書物と賢者の不足を歎きました（『論語』八佾）。今、先生が、作者（著作する者）には主義主張があるべきで、籩豆・器數といった瑣末なことにはかかずらわないと言われるのは、孔子の教えに背くものではありませんか。馬氏（馬端臨）『通考』が詳細で完備しており、鄭氏（鄭樵）『通志』が疎略で矛盾していることは、小さな子どもでもわかることです。先生がただ主旨のみを重んじ、實用を求めず、その結果、鄭氏を持ち上げ馬氏を斥けるのは、偏った見方ではないでしょうか。

章子曰：天下之言，各有攸當；經傳之言，亦若是而已矣。讀古人之書，不能會通其旨，而徒執其疑似之說，以爭勝於一隅，則一隅之言，不可勝用也。天下有比次之書，有獨斷之學，有考索之功，三者各有所主，而不能相通。六經之於典籍也，猶天之有日月也。讀《書》如無《詩》，讀《易》如無《春秋》，雖聖人之籍，不能於一書之中，備數家之攻^{〔一〕}索也。《易》曰「不可爲典要」，而《書》則偏言「辭尚體要」焉；讀《詩》不以辭害志，而《春秋》則正以一言定是非焉。向令執龍血鬼車之象，而徵粵若稽古之文，託熊蛇魚旒之夢，以紀春王正月之令，則聖人之業荒，而治經之旨悖矣。若云好古敏求，文獻徵信，吾不謂往行前言可以滅裂也。多聞而有所擇，博學而要於約，其所取者有以自命，而不可概以成說相拘也。大道既隱，諸子爭鳴，皆得先王之一端，莊生所謂「耳目口鼻，皆有所明，不能相通」者也。目察秋毫，而不能見雷霆；耳辨五音，而不能窺泰山。謂耳目之有能有不能，則可矣；謂耳聞目見之不足爲雷霆山嶽，其可乎。

〔一〕「攻」，嘉業堂本同，貴陽本、粵雅堂本均作「攷」。

章先生は答えた。天下の言論にはそれぞれ適合するところがある。經傳の文言といえどもそれは同じである。古人の書物を讀みながら、それらの内容すべてを通じ合わせることができず、ただ自身の似て非なる説に固執して、一隅において勝ちを収めようとするだけなら、そのような一隅の議論は到底使いものにならない。天下には分類排列の書があり、獨斷の學があり、考證の業がある。三者はそれぞれ主眼とするところがあり、相互に通用させることはできない^{〔三〕}。六經が群書のうちに占める地位は、天における日月と同様である。それでも、『書』を讀む際にはあたかも『詩』など存在しないかのように、『易』を讀む際にはあたかも『春秋』など存在しないかのようにするの、たとえ聖人の修めた書物であっても、一書のうちにおいてさまざまな方面からの追求に備えることはできないからである。『易』には「不變の基準とすることはできない」と言う一方、『書』には「かえって「言葉は基準があることを重んじる」と説き、『詩』を讀む際には「言葉に拘って意圖を見損なうべきではない」としな^{〔六〕}がら、『春秋』はまさしく一言によって是非を定めるものである。假に（『易』の）龍の血や鬼の車といった象徴を用いて、（『書』の）「粵若稽古」のような文章について檢證したり、（『詩』の）熊・蛇・魚・旒（龜と蛇を描いた旗）といった占夢（といふかたち）を借りて、（『春秋』の）「春王正月」のような政令について記録したりすれば、聖人の事業を荒廢させ、經書を學ぶ主旨に違背することになる。「古を好み敏にして求む」とか「文獻」によつて檢證するとかいつた（孔子の）言葉を（あなたは）持ち出したが、私は何も往行前言を蔑ろにしてかまわないと言っているわけではない^{〔一〕}。ただ、多くを聞いて選擇し、博く學んで要約する際にも、その取捨は自らの判斷により、一概に既成の説に拘泥してはならないのである。大いなる道

はずでに隠れ、諸子は競って説を唱え、おのおの得るものは先王の道（13）の一端だけとなって、莊生の言う「耳・目・口・鼻は、それぞれに知覚する対象があり、互に通じ合わせることはできない」という有様となった。（14）目は細い毛先を見分けることができても、雷鳴（の大きな音）を見ることはできないし、耳は五音の音程を聞き分けることはできても、泰山（の大きな姿）を窺い知ることはできない。それを、耳目にはそれぞれでできることとできないことがあると言うならよいが、耳で聞いたり目で見たりできても雷鳴や山嶽の存在は認められないと言えは、おかしなことではないか。

由漢氏以來、學者以其所得、託之撰述以自表見者、蓋不少矣。高明者多獨斷之學、沉潛者尙考索之功、天下之學術、不能不具此二途。譬猶日晝而月夜、暑夏而寒冬、以之推代而成歲功、則有相需之益；以之自封而立畛域、則有兩傷之弊。故馬、班史祖、而伏、鄭經師、遷乎其地而弗能爲良、亦竝行其道而不相爲背者也。使伏、鄭共注一經、必有牴牾之病；使馬、班同修一史、必有矛盾之嫌。以此知專門之學、未有不孤行其意、雖使同儕爭之而不疑、舉世非之而不顧。此史遷之所以必欲傳之其人、而班固之所以必待馬融受業於其女弟、然後其學始顯也。遷書有徐廣、裴駟諸家傳其業、固書有服虔、應劭諸家傳其業；專門之學、口授心傳、不啻經師之有章句矣。然則《春秋》經世之意、必有文字之所不可得而詳、繩墨之所不可得而準。而今之學者、凡遇古人獨斷之著述、於意有不愜、囂然紛起而攻之、亦見其好議論而不求成功矣。

漢代以降、學問をする者がその學び得たところを著述に託して世に顯れた例は、決して少なくない。才知に富んだ者は獨斷の學を喜

び、じっくり考える者は考證の業を尙ぶ（15）。天下の學術は、この二つの方法のいずれをも缺くことができない。それは譬えてみれば、日が昇れば晝で月が出れば夜、暑くなれば夏で寒くなれば冬というようなもので、そのように交替して一年の周期を完成させるなら、相俟って利益をもたらすが、おのおの境界をかぎってそれぞれの領域に不動でいるならば、害し合って弊害を生む。ゆえに、司馬遷・班固のような史學の開祖、伏勝・鄭玄のような經學の大師は、立場を入れ替えてもうまくいかない反面、それぞれの道を竝び進んで、互いに對立することはない。（17）もしも伏勝と鄭玄が共同で一つの經に注を施したとしたら、きつと抵觸の弊は免れないだろうし、もしも司馬遷と班固が共同で一つの史書をまとめたとしたら、きつと衝突の害は避けられないだろう。これにより、專家の學問は常に自分一人でその意圖を實行に移すものであり、仲間と論争しても惑わず、世間から非難されても氣にかけないということがわかるのである。これこそ司馬遷が《史記》を、然るべき人物に伝えようとし、（19）また班固が後に馬融によりその妹（班昭）のもとで《漢書》が、學ばれるのを待って、（20）そうしてはじめて彼らの史學が世に顯れた理由である。司馬遷の書については徐廣、裴駟ら諸家がその學問を傳え、班固の書については服虔、應劭ら諸家がその學問を傳えた。（21）専門の學が、口頭で授け心で受け繼がれるのは、經師の章句と同じことである。とすれば、《春秋》における世を治めようとの意圖にも、（22）きつと文字では詳らかにできず、規範では律することのできない部分があるところが今學問をする者は、古人の獨斷の（獨力でものこを判斷した獨斷の學の）著述で、心に満足できないところに出逢うたびに、やいやいとあちこちで立ち上がっては文句をつける。（そのような輩は全體を通じて判斷できないばかりではなく、）ただ批評を好むば

かりで效用を求めているわけではないこともわからう。

若夫比次之書、則掌故令史之孔目、簿書記注之成格、其原雖本柱下之所藏、其用止於備稽檢而供采⁽²¹⁾、擇、初無他奇也。然而獨斷之學、非是不爲取裁；考索之功、非是不爲按據。如旨酒之不離乎糟粕、嘉禾之不離乎糞土、是以職官、故事、案牘、圖牒之書、不可輕議也。然獨斷之學、考索之功欲其智、而比次之書欲其愚、亦猶酒可實尊彝、而糟粕不可實尊彝；禾可登簠簋、而糞土不可登簠簋、理至明也。古人云：「言之不文、行之不遠」。「文不雅馴、薦紳先生難言之」。爲職官、故事、案牘、圖牒之難以萃合而行遠也、於是有比次之法。不名家學、不立識解、以之整齊故事、而待後人之裁定、是則比次欲愚之效也。舉而登諸著作之堂、亦自標名爲家學、談何容易邪。且班固之才、可謂至矣。然其與陳宗、尹敏之徒、撰《世祖本紀》與《新市》、《平林》諸列傳、不能與《漢書》竝立、而必以范蔚宗書爲正宗。則集眾官修之故事、與專門獨斷之史裁不相綴屬又明矣。

(二)「采」、廬江何氏鈔本作「採」。

分類排列の書について言えば、それは掌故や令史の記した條項⁽²²⁾、帳簿や起居注の様式と同じであって、その起源は柱下の史の管理していた文書に遡るとはいえ、⁽²³⁾その利用目的は檢索に備え採擇に供するにとどまり、もともとそれ以外に特筆すべき點があるわけではない。しかし獨斷の學もそれを缺いては裁斷の下しようがないし、考證の業もそれを缺いては根據の求めようがない。譬えるなら、旨い酒が糟粕と切り離せず、好い穀物が糞土と切り離せないようなものだ。だから官制・故實・公文・圖譜といった文書も軽んじること

できない。しかしながら、獨斷の學や考證の業が聰明であることを要するのに對し、分類排列の書は愚鈍であることを要する。再び譬えるなら、酒は尊や彝(といった祭器)に酌み滿たして獻ずることができるが、糟粕はそうはできず、穀物は簠や簋(といった祭器)に盛って供えることができるが、糞土はそうはできないようなもので、その道理は至つて明白である。古人は「言葉に文彩がなければ遠く傳わらない」(左傳 襄公二十五年)、「文章が典雅でなければ士大夫は口にしたがらない」(史記 五帝本紀論讚)と言つた。官制・故實・公文・圖譜は寄せ集めて長く遺すことが難しいため、分類排列の方法が生まれた。一家の學を名のるでもなく、獨自の見解を立てるでもなく、記録を整理しておいて、後人の裁定に待つ。ここに分類排列を愚鈍に行ふことの效能がある。それを引き上げて著作の殿堂に竝べ、一家の學として自身の名を冠するなど、それほど容易なことと言えようか。それに、班固の才能は申し分ないのだが、彼が陳宗・尹敏らとともに撰述した『世祖本紀』や『新市』『平林』等の諸列傳は、『漢書』と竝び立つことはできず、どうしても范曄の『後漢書』を正統とすることになる。つまり、多人數で編纂された官撰の古記録は、專家の獨力の判斷にかかる史書と(斷絶があり)連續していないことは、このことから明らかであろう。⁽²⁴⁾

自是以來、源流既失、鄭樵無考索之功、而《通志》足以明獨斷之學、君子於斯有取焉。馬貴與無獨斷之學、而《通考》不足以成比次之功、謂其智既無所取、而愚之爲道、又有未盡也、且其就《通典》而多分其門類、取便翻檢耳；因史志而哀集其論議、易於折衷耳。此乃經生決科之策括、不敢抒一獨得之見、標一法外之意、而奄然媚世爲鄉愿、至於古人著書之義旨、不可得聞也。俗學便其類例之易尋、

喜其論說之平善，相與翕然交稱之，而不知著作源流之無似。此嘔啞嘲晰之曲，所以屬和萬人也。

それ以降になると、著作の源と流れは見失われた。鄭樵には考證の業はないが、『通志』は獨斷の學を明らかにすることのできるものであり、ゆえに君子もそこから得るところがある。馬端臨には獨斷の學もないゆえに、『通考』は分類排列の業を完遂するには不十分である。つまり、聰明という點については取るべきところがないゆえに、愚鈍である仕方においても不徹底なのである。それに、『通考』が『通典』に據りつつ多く門類を分けていることは、檢索に便利であるにすぎないし、史志にもとづいて廣く議論を集めていくことも、折衷が容易であるにすぎない。これはつまり受験生が科擧に合格するための参考書のようなもので、獨自に獲得した見解の一つも述べようとせず、規則の外にある含意の一つも明らかにしよう²⁹とせず、本心を隠し世間に媚びて郷愿になりさがり、古人が書を著した主旨については耳にする機会もない。(ところが)世俗の學者はその分類が探しやすいのを便とし、その論説が穩當なのを喜び、擧げて褒めそやすのに、著作の源流がそのようなものではないことには氣づかない。これこそ、がやがやと騒騒しいだけの曲が萬人に唱和される所以である。

(1) 原文「無徵不信」は、『中庸』に「雖善無徵，無徵不信，不信民不從」とある。

(2) 原文「籩豆器數」は、『論語集注』(泰伯)に「若夫籩豆之事，器數之末，道之全體固無不該，然其分則有司之守，而非君子之所重也」とある。

(3) 下注(14)を参照。

(4) 本書卷四「釋通」に既出(内篇四譯注、一五八―一五九頁。その注(92)も参照)。

(5) それぞれ『周易』繫辭下傳に「易之爲爲書也不可遠、爲道也屢遷、變動不居、周流六虛、上下无常、剛柔相易、不可爲典要、唯變所適」とあり、『尚書』畢命(僞古文)に「政貴有恆、辭尚體要」とある(葉長青・葉瑛。後者は本書卷三「辨似」注(34)に既出)。

(6) 『孟子』萬章上に「故說《詩》者，不以文害辭，不以辭害志。以意逆志，是爲得之」とある(葉長青・葉瑛)。

(7) 原文「龍血鬼車之象」は、『周易』坤・上六・爻辭に「龍戰于野，其血玄黃」とあり、睽・上九・爻辭に「見豕負塗，載鬼一車」とある(葉長青・葉瑛。本書卷一「易教下」に既出)。

(8) 原文「粵若稽古」は、今の『尚書』堯典・舜典・大禹謨・皋陶謨の正文冒頭にそれぞれ「曰若稽古帝堯」「曰若稽古帝舜」「曰若稽古大禹」「曰若稽古皋陶」とあるが、このうち大禹謨は僞古文、舜典の當該箇所は後人の竄入にかかると考えられる。なお、王延壽「魯靈光殿賦」(『文選』卷十一)に「粵若稽古帝漢」とあり、李善の注に「『書』曰：粵若稽古帝堯」とある。また、班固「東都賦」(『文選』卷二)の李善注および『後漢書』李固傳の李賢注にも「書」を引いて「粵若稽古帝堯」に作る。

(9) 原文「熊蛇魚旒之夢」は、『詩』小雅「斯干」に「吉夢維何，維熊維羆，維虺維蛇。大人占之，維熊維羆，男子之祥，維虺維蛇，女子之祥」とあり、同じく「無羊」に「牧人

乃夢、眾維魚矣、旒維旗矣。大人占之、眾維魚矣、實維豐年、旒維旗矣、室家溱溱」とある（葉長青・葉瑛）。なお、『漢書』藝文志、數術略、雜占小序に「詩載熊羆虺蛇、眾魚旒旗之夢」とあり、顏師古の注に「畫龜蛇曰旒」とある。本書卷一「易教下」に既出（内篇一譯注、一六三頁）。

(10) 原文「春王正月」は、『春秋』十二公の各元年冒頭に記される定型句。本書卷三「史德」に「通六藝比興之旨、而後可以講春王正月之書」と見える（内篇三譯注、二二三頁）。

(11) 原文「往行前言」は、『周易』大畜・象傳に「君子以多識前言往行、以畜其德」とある（葉長青・葉瑛）。本書卷二「原學上」注（14）に既出。

(12) 『論語』述而篇に「多聞擇其善者而從之」、雍也篇に「博學於文、約之以禮」とあるのを踏まえる（葉長青・葉瑛）。

(13) 原文「大道既隱」は、『禮記』禮運に「今大道既隱、天下爲家、各親其親、各子其子」とある。

(14) 『莊子』天下篇に「天下大亂、賢聖不明、道德不一、天下多得一察焉以自好。譬如耳目鼻口、皆有所明、不能相通。猶百家眾技也、皆有所長、時有所用。雖然、不該不遍、一曲之士也」とある（葉長青・葉瑛）。本卷「知難」に既出。

(15) 原文「高明者」「沉潛者」は、本書卷二「博約下」に「高明者由大略而切求、沉潛者循度數而徐達」とある（内篇二譯注（1）、三〇六頁）。

(16) 原文「遷乎其地而弗能爲良」は、『周禮』考工記に「鄭之刀、宋之斤、魯之削、吳粵之劍、遷乎其地而弗能爲良、地氣

然也」とあるのを踏まえる。

(17) 原文「竝行其道而不相爲背」は、『中庸』に「萬物并育而不相害、道竝行而不相悖」とあり、朱注に「悖、猶背也」とある（葉瑛）。

(18) 原文「孤行其意」は、『史記』酷吏張湯列傳に「孤立行一意而已」とある（葉長青）。

(19) 『漢書』司馬遷傳に引く「報任安書」に「僕誠已著此書、藏之名山、傳之其人、通邑大都」とある（葉瑛）。本書卷三「史法」に既出（内篇二譯注、二四八頁）。

(20) 前注に同じ。

(21) 司馬貞「史記索隱序」に「逮至晉末、有中散大夫東莞徐廣始考異同、作《音義》十三卷。宋外兵參軍裴駟又取經傳訓釋作《集解》、合爲八十卷」とあり、顏師古「漢書敘例」に「漢書舊無注解、唯服虔、應劭等各爲音義、自別別施行」とある。

(22) 『莊子』齊物論篇に「春秋經世、先王之志、聖人議而不辯」とある（葉長青・葉瑛）。

(23) 「掌故」は『漢書』鼂錯傳「以文學爲太常掌故」注に「應劭曰：掌故、六百石吏、主故事」とある。「令史」は『後漢書』班固列傳「除蘭臺令史」注に「漢官儀曰：蘭臺令史六人、秩百石、掌書劾奏」とある。「孔目」は『史通』

題目篇に「至范曄舉例、始全錄姓名。歷短行於卷中、叢細字於際外。其子孫附出者、注于祖先之下。乃類俗之文案孔目、藥草經方、煩碎之至、孰過於此」とある。

(24) 「柱下」は『史記』張丞相列傳に「秦時爲御史、主柱下方書」、また「張蒼乃自秦時爲柱下史、明習天下圖書計籍」とあ

- (25) 『後漢書』班固傳に「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗、長陵令尹敏、司隸從事孟異共成《世祖本紀》。遷爲郎、典校祕書。因又撰功臣平林、新市、公孫述事、作列傳、載記二十八篇、奏之」とある（葉長青・葉瑛）。
- (26) 原文「史裁」については、本卷「申鄭」注（8）の「別識心裁」を参照。
- (27) 『四庫全書總目』卷八十一「文獻通考三百四十八卷」條に「其書以杜佑《通典》爲藍本。《田賦》等十九門、皆因《通典》而離析之。《經籍》、《帝繫》、《封建》、《象緯》、《物異》五門則廣《通典》所未及也」とある。
- (28) 原文「決科之策括」は、本書卷二「博約上」、注（8）および注（10）を参照。
- (29) 原文「法外之意」は、『宋史』卷二百・刑法志二に「律令者、有司之所守也。太祖以來、其所自斷、則輕重取舍、有法外之意焉。然其末流之弊、專用己私以亂祖宗之成憲者多矣」とある。なお、『史記』商君列傳に「常人安於故俗、學者溺於所聞。以此兩者居官守法可也、非所與論於法之外也」とある。
- (30) 原文「鄉愿」は人に合わせてうわべを有徳者のようにとりつくろつた者（内篇三譯注「感遇」注（74）参照）。
- (31) 原文「嘔啞嘲晰之曲」は、白居易「琵琶行」に「豈無山歌與村笛、嘔啞嘲晰難爲聽」とある（葉長青・葉瑛）。また「屬和萬人」は、宋玉「對楚王問」（『文選』卷四十五）に

「客有歌於郢中者、其始曰下里巴人、國中屬而和者數千人；其爲陽阿薤露、國中屬而和者數百人；其爲陽春白雪、國中屬而和者不過數十人；引商刻羽、雜以流徵、國中屬而和者不過數人而已。是其曲彌高其和彌寡」とある。

なお、章學誠が自らの資質と經驗をもとに獨斷の學の重視について述べたくだりが、劉刻『章氏遺書』外篇三「家書三」に以下のように見える。

吾讀古人文字、高明有餘、沈潛不足、故於訓詁考質、多所忽略、而神解精識、乃能窺及前人所未到處。初亦見祖父評點古人詩文、授讀學徒、多關邨塾傳本膠執訓詁、不究古人立言宗旨。猶記二十歲時、購得吳注《庾開府集》、有「春水望桃花」句、吳注引《月令章句》云：「三月桃花水下」。祖父抹去其注而評於下曰：「望桃花於春水之中、神思何其懸邈」。吾彼時便覺有會、回視吳注、意味索然矣。自後觀書、遂能別出意見、不爲訓詁牢籠、雖時有鹵莽之弊、而古人大體、乃實有所窺。爾輩於祖父評點諸書、曷細觀之。

山口久和『章學誠の知識論——考證學批判を中心として——』（創文社、一九九八）第五章「學問的認識における主觀的契機の復権」、二二七頁を参照。

答客問下

【成立年代】

「答客問上」を参照。

客曰：獨斷之學與考索之功，則既聞命矣。敢問比次之書，先生擬之糟粕與糞土，何謂邪。

客が尋ねた。獨斷の學と考證の業については、お説承りました。(次に)分類排列の書についてお尋ねいたしますが、先生がこれを糟粕と糞土になぞらえるのは、どういう意味でしょうか。

章子曰：斯非貶辭也。有璞而後施雕，有質而後運斤，先後輕重之間，其數易明也。夫子未刪之《詩》、《書》，未定之《易》、《禮》、《春秋》，皆先王舊典也。然非夫子之論定，則不可以傳之學者矣。李燾謂「左氏將傳《春秋》，先聚諸國史記，國別爲語，以備《內傳》之采。」^(一)「摭。」是雖臆度之辭，然古人著書，未有全無所本者。以是知比次之業，不可不議也。

(一)「采」，廬江何氏鈔本作「採」。

章先生は答えた。これは貶す言葉ではない。磨かれていない玉があれば後に彫琢を加え、⁽²⁾臺があつて後に斧を振るうのだから、前後と輕重については、その道理を明らかにしやすい。夫子がまだ削除する前の『詩』・『書』、定稿とする前の『易』・『禮』・『春秋』は、⁽⁴⁾いずれも先王の舊典であつた。しかし夫子が論斷して確定したものは

ではないため、それそのままを學者に傳えることはできなかつたのだ。李燾は「左氏が『春秋』に傳をつけようとしたとき、さきに諸國の史記を集め、國ごとに分別して語とし、それによつて、『内傳』⁽⁵⁾〔左傳〕のこと」に採用できるよう備えたのだ」といつている。これは憶測のことではあるが、古人の著書には、その全てにもとづくものがないものなどなかつた。これによつて分類排列の業について、議論しないわけにはいかないことがわかるのだ。

比次之道，大約有三：有及時撰集，以待後人之論定者，若劉歆揚雄之《史記》、班固、陳宗之《漢記》^(一)是也；有志著述，先獵羣書，以爲新標者，若王氏《玉海》、司馬《長編》之類是也；有陶冶專家，勒成鴻業^(二)者，若遷錄倉公技術，固裁劉向《五行》之類是也。夫及時撰集以待論定，則詳略去取，精於條理而已。先獵羣書，以爲新標，則辨同考異，慎於覈核而已。陶冶專家，勒成鴻業^(三)，則鉤玄*提要，達於大體而已。比次之業，既有如是之不同；作者之旨，亦有隨宜之取辨。而今之學者，以謂^(四)天下之道，在乎較量名數之異同，辨別音訓之當否，如斯而已矣。是何異觀坐井之天，測坳堂之水，而遂欲窮六合之運度，量四海之波濤，以謂^(五)可盡哉。

(一)「記」，廬江何氏鈔本作「紀」。

(二)「業」，廬江何氏鈔本作「製」。

(三)「業」，廬江何氏鈔本作「製」。

(四)「謂」，廬江何氏鈔本作「爲」。

(五)「謂」，廬江何氏鈔本作「爲」。

分類排列の方途には、おおよそ三つある。(一つめに)機會がある

たびに蒐集し、後人の論斷・確定を待つものがあり、たとえば劉歆・揚雄の『史記』、班固・陳宗の『漢記』がそれである。(二つめに) 著述を志して、事前に群書を涉獵し、それを(著述の)備えとするものがあり、たとえば王應麟の『玉海』、司馬光の『長編』の類いがそれである。(三つめに) 専門家を裨益して、大業を成しとげさせるものがあり、たとえば(司馬)遷が倉公の醫術を記録し、(班)固が劉向『五行』を節録する類いがそれである。(また一つめの) 機會があるたびに撰述・編集し、後人の論斷・確定を待つものの場合、詳略去取して、筋道をくわしくするに盡きる。(二つ目の) 著述の) 前に群書を涉獵し、それを(著述の)備えとするものについては、異同を辨別考證して、慎重に檢證するに盡きる。(三つめの) 専門家を裨益して、大業を成しとげさせるものについては、内奥を究明し重點を明示し、その大綱に到達するに盡きる。分類排列の業に、こうした違いがあるからには、作者の目的によってまた、(この三者から) 適切なものを見きわめと選擇ということがある。しかるに今日の學者は、「天下の道とは、名や數の異同を比較し、音訓の當否を判別することであつてそれがすべてだ」と思い込んでいる。これは井戸の底に坐つて天を觀察し、建物の庭のくぼみに溜まつた水を測量して、そのまま東西南北の天の運行の度數を究明し、四海の波濤を測量しようとして、それが十分に可能だと思ふのと、どこに違いがあるうか。

夫漢帝春秋〔年壽也〕、具於《別錄》〔臣瓚注〕。伏生、文翁之名、徵於石刻；高祖之作新豐、詳於劉記〔《西京雜記》〕。孝武之好微行、著於外傳〔《漢武故事》〕。而遷、固二書未見采錄、則比次之繁、不妨作者之略也。曹丕讓表、詳《獻帝傳》；甄后懿行、盛稱

《魏書》；哀牢之傳、徵於計吏〔見《論衡》〕。先賢之表、著於黃初。而陳、范二史不以入編、則比次之私、有待作者之公也。然而經生習業、遂纂典林、辭〔客探毫、因收韻藻。晚近澆漓之習、取便依檢、各爲免園私冊、以供陋學之取攜；是比次之業、雖欲如糟粕糞土、冀其化朽〕腐而出神奇、何可得哉。

〔一〕「辭」盧江何氏鈔本作「詞」。

〔二〕「朽」盧江何氏鈔本作「臭」。

そもそも漢の皇帝たちの春秋〔壽命のこと〕¹⁸は、『別錄』に具わっていた〔臣瓚の注〕¹⁹。伏生・文翁の名は、石刻より徵すること²⁰ができる。高祖が新豊を作ったことは劉記〔《西京雜記》〕に詳しく、武帝がお忍びを好んだことは外傳〔《漢武故事》〕に記されている²¹。しかし、(司馬)遷・(班)固の二書において採録されていないのは、分類排列が繁多である場合には、作者は略してかまわないからである。曹丕の(禪讓を) 辭退した上表は『獻帝傳』に詳しく、甄后の立派な行いは『魏書』において盛んに稱えられている²²。哀牢の傳(の撰者である楊終)は計吏に召され〔《論衡》に見える〕、先賢の表は黃初年間に著された〔《華陽國志》に見える〕。しかし陳(壽)・范(曄)の二史が編に入れていないのは、分類排列が濫行される場合には、作者による公正な判斷が望まれるからである。ところが(科舉) 受験生が(試験のために) 文章を作ると、すぐさま典林を編纂²³し、詩人が筆をとると、そのまま韻藻に收録する²⁴。昨今の輕薄な慣行であるが、檢索に便利だということで、めいめいがひとりよがりの書をこしらえて、淺陋な學者の手控えとして²⁵いる。それが(昨今の) 分類排列の業であるが、(酒をつくる) 糟粕や(植物を育てる) 糞

土のように、朽ちて腐ったものを變化させて、神妙不可思議なものを出現させようと望んだところで、どうして得ることができようか。³¹⁾

夫村書俗學、既無良材、則比次之業、難於憑藉者一矣。所徵故實、多非本文、而好易字句、瀉其本質、以致學者寧習原書、意窺新錄；則比次之業、難於憑藉者二矣。比類相從、本非著作、而彙收故籍、不著所出何書、一似己所獨得、使人無從徵信；則比次之業、難於憑藉者三矣。傳聞異辭、記載別出、不能兼收並錄、以待作者之選擇、而私作聰明、自定去取；則比次之業、難於憑藉者四矣。圖繪之學、不入史裁、金石之文、但徵目錄、後人考核、徵信無從；則比次之業、難於憑藉者五矣。專門之書、已成鉅編、不爲采³²⁾錄、大凡預防亡逸而聽其孤行、漸致湮沒；則比次之業、難於憑藉者六矣。拘牽類例、取足成書、不於法律之外、多方購備、以俟作者之辨裁、一目之羅、得鳥無日；則比次之業、難於憑藉者七矣。

〔一〕「采」、廬江何氏鈔本作「採」。

そもそも（世間に出回っている分類排列の書は）村書や俗學であり、³³⁾すぐれたものなどない。それが、分類排列の業が依據しがたいことの第一である。探し集めた故實は原文ではないものが多く、好んで字句を變えて、その本来の性質を薄めてしまっており、その結果學者にかえつてもとの書物を習わせ、新しくできた史書を見ることを怠るようにさせる。³³⁾それが、分類排列の業が依據しがたいことの第二である。分類整理を（書物同士で）互いに参照して行うことについて、そもそも著作でもないのに、古籍から収集しているがらどの書を出典とするかを記さず、ひとえに自分が獨自に得たものである

かのようにし、人に信賴できる情報を探し集める手がかりが得られないようにする。それが、分類排列の業が依據しがたいことの第三である。傳聞の異同、記載の別出について、すべて収録して作者の選擇を待つことができず、（自身を）ひとりよがりにも聰明だと思ひ込み、自分で取捨選擇を決めている。それが分類排列の業が、依據しがたいことの第四である。圖畫の學は（無視して）史書の體裁（の一つ）として組み入れず、³⁴⁾金石の文は單に（過去の）目錄を探し集めるだけで、³⁵⁾後人が考證しようにも、信賴が置ける情報を探し集める手がかりがない。それが、分類排列の業が依據しがたいことの第五である。専門の書であつても、すでに巨編となつているものは採録しようとせず、（採録すれば）おおむね亡逸を豫防できるのに、その單行（の形態だけにしておくこと）をゆるしたせいで、しだいに消えて無くなつてしまふ。それが、分類排列の業が依據しがたいことの第六である。（書物の既成の）種類や規範に縛られて、（規格に則った書物からは採録することができても）、きちんとした規範や格式の外でしか作ることができなかった書物をも採録（しよう）し、あらゆる手段を講じて（その書物を）購入しておき、それを用いて作者の（その本文の善し悪しの）辨別裁定を待つという（機轉を利かせる）ことができない。一つ目の網では、何日かけても鳥を捕まえない。³⁶⁾それが、分類排列の業が依據しがたいことの第七である。

凡此多端、竝是古人未及周詳、而後學尤所未悉。苟有志於三月聚糧、則講習何可不豫。而一世之士、不知度德量力、咸囂囂以作者自命、不肯爲是筌蹄嚙矢之功程、劉歆所謂「挾兇見破之私意、而無從善服義之公心」者也、術業如何得當。而著作之道、何由得正乎。

およそこれら多くの點は、いずれも古人が隔々まで詳しく把握しておらず、後學はましてや極め盡くしていないことである。かりにも三ヶ月前から食料を集め（て千里の旅程に備え）る志を有する者が、どうしてあらかじめ（分類排列の業について）講習しておかずともよいものであるうか。ところが、（そのように）一時代を代表する（大仕事をするはずの）士が、徳と力量をはかることを知らず、みながかまびすしく自分を作者と自認するが、著作をなす上で必要となる準備や最初の工程を行おうとはしない。（これは）劉歆がいう「論破されることを恐れる私心を懷き、善に従い義に服する公心をもつたことがない」ということであり、（このような状態で）分類排列の業はどうして適切に行うことができようか。（またさらに）著作の道は、どのようにして正しきを得ることができようか。

- (1) 原文「先生擬之糟粕與糞土」は、「答客問中」の「若夫比次之書、則掌故令史之孔目、簿書記注之成格、其原雖本柱下之所藏、其用止於備稽檢而供採擇、初無他奇也。然而獨斷之學、非是不爲取裁；考索之功、非是不爲按據。如旨酒之不離乎糟粕、嘉禾之不離乎糞土、是以職官故事案牘圖牒之書、不可輕議也。然獨斷之學、考索之功欲其智、而比次之書欲其愚」という發言をうけたもの（葉瑛）。
- (2) 原文「有璞而後施雕」は、『孟子』梁惠王下の「今有璞玉於此、雖萬鎰、必使玉人彫琢之」を踏まえたもの。葉瑛は『莊子』山木の「既雕既琢、復歸於璞」を、葉長青は『增韻』の「璞、玉未琢」を引く。
- (3) 原文「有質而後運斤」は、『莊子』徐無鬼の「郢人墜慢其鼻端若蠅翼、使匠石斲之。運斤成風、聽而斲之、盡垺而鼻

不傷、郢人立不失容。宋元君聞之、召匠石曰：『嘗試爲寡人爲之』。匠石曰：『臣嘗能斲之、雖然、臣之質死久矣。自夫子之死也、吾無以爲質矣、吾無與言之矣』をふまえたものであるが（葉長青）、質とは、『漢書』項籍傳に「孰與身伏斧質、妻子爲戮乎（顔師古注：質謂鎖也。古人斬人、加於鎖上而砍之也）」とあるように、本來は斧を使う際に使用する臺のこと。本書卷二「言公中」（内篇二譯注（2）、注（49）を参照）に見える。

- (4) 孔子が『詩經』『書經』『易經』『禮』『春秋』に手を加えたことは『史記』孔子世家に「孔子之時、周室微而禮樂廢、詩書缺。追跡三代之禮、序書傳、上紀唐虞之際、下至秦繆、編次其事。曰：夏禮吾能言之、杞不足徵也。殷禮吾能言之、宋不足徵也。足、則吾能徵之矣。觀殷夏所損益、曰：後雖百世可知也、以一文一質。周監二代、郁郁乎文哉。吾從周。故《書傳》、《禮記》自孔氏。……孔子晚而喜易、序彖、繫、象、說卦、文言。讀易、韋編三絕。曰：假我數年、若是、我於易則彬彬矣。……孔子在位聽訟、文辭有可與人共者、弗獨有也。至於爲春秋、筆則筆、削則削、子夏之徒不能贊一辭」とある（葉瑛）。
- (5) 李燾の所説は、『文獻通考』卷一八三、經籍考十、春秋外傳國語二十一卷の條にみえる。また、章學誠は、左丘明が『春秋』の傳をつくる下準備として『國語』を準備したというが、葉瑛は、『史通』六家に「左丘明既爲『春秋』内傳、又稽其逸文、纂其別説、分周、魯、齊、晉、鄭、楚、吳、越八國事、起自周穆王、終於魯悼公、別爲『春秋』外傳『國語』、合爲二十一篇」とあるのを引用して、

『左氏傳』が完成した後に、使用しなかった素材を用いて『國語』を撰述したと述べる。葉長青は、『左氏傳』に先んじて『國語』を撰述した意見として、『困學紀聞』卷六、春秋にみえる司馬光の説を擧げる。「司馬公謂、左氏欲傳《春秋》、先作《國語》」。

- (6) 原文「劉歆、揚雄之《史記》」とは、劉歆・揚雄が『史記』の續編を作成していたことを指す。このことについては、本書卷二「言公上」に「固書斷自西京一代、使孝武以前不用遷史、豈將爲經生決科之問題而異文乎。必謂孝武以後、爲固之自撰、則馮商、揚雄之紀、劉歆、賈護之書、皆固之所原本、其書後人不見、而徒以所見之遷史、怪其盜襲焉、可謂知白出而不知黑入者矣」(内篇二譯注(2)、七三頁)とある(葉長青・葉瑛)。

- (7) 原文「班固、陳宗之《漢記》」は、班固と陳宗らが『東觀漢記』を分業で撰述したことを指す。『後漢書』班固傳に「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗、長陵令尹敏、司隸從事孟異共成世祖本紀。遷爲郎、典校祕書。固又撰功臣、平林、新市、公孫述事、作列傳、載記二十八篇、奏之」とある。

- (8) 原文「薪樵」は、『詩經』大雅・棫樸の「薪之樵之」をふまえる(葉瑛)。

- (9) 王應麟『玉海』は、『宋史』王應麟傳に「所著有《深寧集》一百卷、……《玉海》二百卷、……」とある。葉瑛は盧文弨『宋史藝文志補』に「王應麟《玉海》二百卷」とあるのを引く。

- (10) 司馬光が『資治通鑑』に先んじて『長編』を作成していたこ

とについて、葉長青・葉瑛ともに『直齋書錄解題』編年類・續通鑑長編に「長編云者、司馬公之爲《通鑑》也、先命其屬爲叢目、既成、乃修長編、然後刪之以爲成書。唐長編六百卷、今《通鑑》惟八十卷爾」とあるのを引用する。

- (11) 原文「遷錄倉公技術」について、葉瑛は『史記』倉公傳の後に、「傳後附述藥方甚備」と述べる。また本書卷一「書教下」に「《倉公》錄其醫案、《貨殖》兼書物產、《龜策》但言卜筮、亦有因事命篇之意、初不沾沾爲一人具始末也」(内篇一譯注、一八六頁)とある(葉長青)。

- (12) 原文「固裁劉向《五行》」について、本書卷二「言公中」に「劉向、《洪範五行傳》、與《七略別錄》雖亡、而班固史學出、劉歆、歆之《漢記》、《漢書》所本。今《五行》、《藝文》二志具存、而劉氏之學未亡也」(内篇二譯注(2)、八五頁)とある(葉長青・葉瑛)。

- (13) 原文の「詳略去取」は、本書卷一「書教上」に「而典、謨、訓、誥、貢、範、官、刑之屬、詳略去取、惟意所命、不必著爲一定之例焉、斯《尚書》之所以經世也」とある。

- (14) 原文「鉤玄提要」は、本書卷二「博約上」に「韓昌黎曰、記事者必提其要、纂言者必鉤其玄」とある(葉長青・葉瑛)。
- (15) 原文「較量名數之異同、辨別音訓之當否」について、葉長青は「案：謂乾嘉時注重考據之習」と指摘する。

- (16) 原文「觀坐井之天」は、韓愈「原道」(『昌黎先生文集』卷十二)に「老子之小仁義非毀之也、其見者小也、坐井而觀天曰天小者、非天小也」とあり、「測坳堂之水」は、『莊子』逍遙遊に「夫水之積也不厚、則其負大舟也無力。覆杯水

於坳堂之上，則芥爲之舟，置杯焉則膠，水淺而舟大也」とあり、成玄英の疏には「坳，汚陷也。謂堂庭坳陷之地也」とある（葉長青・葉瑛）。

- (17) 原文「窮六合之運度」について、本書卷二「言公下」に「若乃九重高拱，六合同風。王言綸綍，元氣貫中」（内篇二譯注（2）、九六頁）とある（葉瑛）。また葉瑛は、「按此上論比次之書，約分三種，作者應隨宜取辨」と指摘する。「運度」とは、天體が運行する度数のこと。『後漢紀』永平十五年條に「昔庖犧氏之王天下，仰則觀象於天，俯則觀法於地。然則天地設位，而星辰運度備矣」とある。
- (18) 原文「年壽也」に、葉長青は「青按：本書名，此借用」と注する。

- (19) 例えば『漢書』高帝紀下の注に「臣瓚曰：帝年四十二即位，即位十二年，壽五十三」とあるように、『漢書』各本紀に臣瓚が前漢皇帝の壽命を注記していることを指す（葉瑛）。『別錄』には『漢著記』『漢大年記』などの書物が著録されていたので、臣瓚はこれらを史料としてこれらの注を書いたと章學誠は考えたのかもしれない。『漢書』藝文志に「漢著記百九十卷。漢大年紀五篇」とあり、顏師古は「若今之起居注」と注する。

- (20) 伏生と文翁の諱が石刻に見えることについて、伏生の諱は、『漢書』儒林傳に「伏生，濟南人也」とあり、張晏の注に「名勝，伏生碑云也」とある。文翁の諱は、『太平御覽』卷六一一が引く『廬江七賢傳』に、「文黨字翁仲。欲之學。時與人俱入叢木，謂侶人曰：『吾欲遠學，先試投我斧高木上，斧當掛。乃仰投之，斧果上掛。因之長安

受經」とあるが、石刻のことは見えない。葉瑛は楊慎の『升庵外集』卷四十一にみえる「文翁在蜀，庶幾爲生民立極。文翁名黨」という記事を引くが、「今所傳文翁碑，係贗品，無文翁名」とことわる。また葉長青は、文翁の諱が記された石刻については不明とする。章學誠が何に依據したかは不明。宋祁の「成都府新建漢文翁祠堂碑銘」（『景文集』卷五十七）に「蜀之廟食千五百年不絕者，秦李公冰，漢文公翁兩祠而已」とあるが、雍正十一年序刊本『四川通志』藝文、記に引用されたテキストは「文公翁」を「文公黨」と作り、章學誠はこの類を参照したのかもしれない。

- (21) 原文「高祖之作新豐，詳於劉記」について、劉邦が父のために新豐を作ったことは、自注のとおり『西京雜記』卷二に「太上皇徙長安，居深宮，悽愴不樂。高祖竊因左右問其故。以平生所好皆屠販少年，酤沽賣餅，鬪鷄蹴鞠，以此爲歡。今皆無此，故以不樂。高祖乃作新豐，移諸故人實之，太上皇乃悅。故新豐多無賴，無衣冠子弟故也」とある（葉長青・葉瑛）。ただ、それを「劉記」とすることについては考を得ない。葉瑛は『直齋書錄解題』傳記類に「《西京雜記》六卷，句漏令葛洪撰。其卷末言，洪家有劉子駿書百卷，先父傳之，歆欲撰《漢書》，雜錄漢事，未及而亡。試以此書考校班固所作，殆是全取劉書，少有異同耳。固所不取，不過二萬言，今鈔出爲二卷，以裨《漢書》之闕。所謂先父者，歆之於向也，而《館閣書目》以爲洪父傳之，非是。《唐藝文志》亦只二卷。今六卷者，後人分之也。按洪博聞深學，江左絕倫，所著書幾五百卷，

本傳具載其目，不聞有此書。而向、歆父子，亦不聞其嘗作史傳於世。使班固有所因述，亦不應全沒不著也。殆有可疑者。豈惟非向、歆所傳，亦未必洪之作也」とある。「卷末」を誤信したのであろうと推測する。

(22)

原文「孝武之好微行，著於外傳」についても、自注のとおり『漢武故事』に、「常輕服微行。時丞相公孫弘數諫，不從。弘謂其子曰：『吾年已八十餘，陛下擢爲宰相。士猶爲知己死，況不世之君乎。今陛下微行不已，社稷必危，吾雖不逮史魚，冀萬一能以尸諫』。因自殺。上聞而悲之，自爲誄」とある（葉長青・葉瑛）。さらに葉瑛は『漢武故事』の撰者について、『四庫全書總目提要』小説家類三の『漢武故事』一卷，舊本題班固撰。然史不聞固有此書，《隋志》著錄傳記類中，亦不云固作。晁公武《讀書志》引張柬之《冥洞記跋》，謂出於王儉。唐初去齊，梁未遠，當有所考也」という説を引用する。

(23)

原文「曹丕讓表，詳《獻帝傳》」について、裴松之が「獻帝傳載禪代衆事」と述べるように、漢から魏への禪讓をめぐるやりとりが『三國志』文帝紀の注に引く『獻帝傳』にみえる（葉長青・葉瑛）。

(24)

原文「甄后懿行，盛稱《魏書》」について、「懿行」は『三國志』后妃傳、文昭甄皇后の注に複数回引用される『魏書』にたしかに見えるが（葉長青・葉瑛）、裴松之は「推此而言，其稱下，甄諸后言行之善，皆難以實論。陳氏刪落，良有以也」ともいう。

(25)

原文「哀牢之傳，徵於計吏」については、自注のとおり『論衡』の佚文（『玉海』卷五十八に見える）に「楊子山爲郡上

(26)

原文「先賢之表，著於黃初」について、葉瑛は、前引『獻帝傳』に見える、曹丕に禪讓を勸進した諸々の上奏文と解する。葉長青は、「見《華陽國志》」という自注に依って『華陽國志』卷十の「先賢士女總讚」と解するが、同巻のいう「先賢」には黃初以後に活躍した人物も含まれている。また、『華陽國志』から黃初という魏の年號が擧がっている點も不可解である。おそらくこの部分は、『史通』外篇、古今正史の「魏黃初中，唯著先賢表，故漢記殘缺，至晉無成」という記事を指しているのである。

(27)

原文「遂纂典林」について、江永が『四書典林』と『四書古人典林』を撰したことが知られる。王昶「江慎修先生墓志銘」に「十月，江西學政金公德瑛招爲諸生校閱文字。六十九歲，成四書典林四十卷」（『春融堂集』卷五十五）とあり、江藩『國朝漢學師承記』卷五「江永」に、「然所著鄉黨圖考、四書典林、帖括之士竊其唾餘，取高第擧巍科者數百人。而永以明經終老於家。豈傳所謂志與天地擬者其人不祥歟」とある。同書は四書に見える事物を項目別に排列した類書で、科擧の受験者に利用されたようである。ただし、章學誠がいう「典林」は特定の書名では

なく、典故を蒐集した手控えのことか。

- (28) 原文「辭客探毫」の「探毫」は筆をとること。『初學記』文部「補綯」に、「王羲之筆經曰：探毫，竟以麻紙裹柱根次取上毫薄薄布令柱不見」とある。

- (29) 原文「因收韻藻」は、『四庫全書總目提要』子部四十六、類書類二「御定佩文韻府」に「楊慎作均藻，朱彝尊作韻粹，其子昆田又作三體摭韻，皆欲補陰氏凌氏之闕，而仍未賅備。是以我聖祖仁皇帝特詔儒臣，蒐羅典籍，輯爲是編。每字皆先標音訓，所隸之事，凡陰氏凌氏書所已採者，謂之韻藻列於前，兩家所未採者，別標增字列於後」とあり、楊慎が『均藻』を編纂したこと、『佩文韻府』が先行する韻書が採録したものを「韻藻」として整理したことが見えるが、これも上述の「典林」と同じく、韻を分類し、手控えを漠然と指しているのであろう。

- (30) 原文「兔園私冊」は、本書卷三「傳記」に「彼挾兔園之冊、但見昭明《文選》、唐宋八家鮮入此體、遂謂天下之書、不復可旁證爾」(内篇三譯注、二六〇頁)とある(葉長青・葉瑛)。

- (31) 原文「腐而出神奇、何可得哉」は、本書卷一「書教下」に「神奇化臭腐、臭腐復化爲神奇、解《莊》書者、以謂天地自有變化、人則從而奇腐云耳」(内篇一譯注、一八九頁)とあり、葉瑛は「按此上言比次之書、作者取辨、不妨畧其所詳、至於《典林》《韻藻》之類、固無足論」とも指摘する。

- (32) 原文「村書俗學」のうち、「村書」は、陸游「秋日郊居」(『劍南詩稿』卷二十五)に「兒童冬學閭比鄰、據案愚儒却

自珍、授罷村書閉門睡、終年不著面看人」(農家十月乃遣子入學、謂之冬學。所讀雜字、百家姓之類、謂之村書)とあり、識字を目的とした童蒙書のことと思われる。また「俗學」は、本書卷三「文集」に「夫漁仲校讎、義例最精、猶舛誤若此、則俗學之傳習已久也」とある(内篇三譯注、三二五頁)。

- (33) 原文「以致學者寧習原書、怠窺新錄」は、本書卷四「釋通」に「纂輯之書、略以次比、本無增損、但易標題、則劉知幾所謂『學者寧習本書、怠窺新錄』者矣」(内篇四譯注(87))とある(葉瑛)。

- (34) 原文「圖繪之學、不入史裁」は、本書外篇一「和州志輿地圖序例」に「近代方州之志、繪爲圖象、廁於序例之間、不立專門、但綴名勝、以爲一書之標識、而實無當千古人圖譜之學也。夫爭於繪事、則藝術無當於史裁；而廁于辨髦、則書肆苟爲標幟、以爲市易之道、皆不可語於史學之精微也」とある(葉瑛)。あるいは「三禮圖」のような、圖を含む經學書のことを指すか。

- (35) 原文「金石之文、但徵目錄」について、葉瑛は「金石之文、足資考信、有裨於史學者甚鉅。自歐陽修《集古錄》以下、歷代金石著錄之書、指不勝屈。清王昶撰《金石萃編》一百二十七卷、收三代至宋末遼文字一千五百餘通、摹勒全文、間加註釋、爲金石學中最賅博者。若但徵目錄、復有何用」と反論する。ちなみに、「答客問」の成立は乾隆五十五〜五十六年ごろ、『金石萃編』の刊行は嘉慶十年である。

- (36) 原文「一目之羅、得鳥無日」は、『淮南子』說山訓に「有鳥

將來、張羅而待之、得鳥者、羅之一目也。今爲一目之羅、則無時得鳥矣」とある（葉瑛）。

(37)

原文「志於三月聚糧」は、『莊子』逍遙遊に「適百里者、宿春糧。適千里者、三月聚糧」とある（葉長青・葉瑛）。

(38)

原文「不知度德量力」は、『左氏傳』隱公十一年に「不度德、不量力」とある（葉長青）。

(39)

原文「筌蹄嚙矢之功程」は、『莊子』外物に、「筌者、所以在魚、得魚而忘筌。蹄者、所以在兔、得兔而忘蹄」、また同書、在宥に「焉知曾、史之不爲桀、跖嚙矢也」とある（葉長青・葉瑛）。「筌蹄」とは物事を達成するために事前準備するもの、「嚙矢」とは物事のはじめに用いられるものを指す。

(40)

原文「挾恐見破之私意、而無從善服義之公心」は、劉歆「移讓太常博士書」〔漢書〕楚元王傳に「猶欲保殘守缺、挾恐見破之私意、而無從善服義之公心、或懷妬嫉、不考情實、雷同相從、隨聲是非、抑此三學、以尙書爲備、謂左氏爲不傳春秋、豈不哀哉」とある（葉瑛）。また本書卷二「言公中」に「而況挾恐見破之私意、竊據自擅之虛名、前無所藉、後無所援、處世孤危而不可安也、豈不難哉」（内篇二譯注（2）、八三頁）とある（葉長青）。

(41)

章學誠の「比次之書」批判に對して、葉瑛は「按此上論比次之書、去其七蔽、尙待學者之努力」と述べる。

答問

【成立年代】

葉瑛は、武昌柯氏『章氏遺書』鈔本目錄「丙辰山中章」の項に本篇があることから、嘉慶元年丙辰（二七九六、章學誠五十九歳）までの作とする。胡適著、姚名達訂補『章實齋年譜』も同様。あわせて、本書卷三「文德」の【成立年代】を参照（内篇三譯注、二八八頁）。

或問：前人之文辭、可改竄爲己作歟。

答曰：何爲而不可也。古者以文爲公器、前人之辭如已盡、後人述而不必作也。賦詩斷章、不啻若自其口出也。重在所以爲文辭、而不重文辭也。苟得其意之所以然、不必有所改竄、而前人文辭與己無異也。無其意而求合於文辭、則雖字句毫無所犯、而陰仿前人之所云、君子鄙之曰竊矣。

ある者が問う。前人の文章表現は、作り變えて自分の作としてもよいのだろうか。

答えて言う。どうしていけないことがあるうか。かつて「文」は公（おおよけ）の容器とされ、前人の言葉が既に（自分の意を）言い盡くしていれば、後人は祖述するだけで必ずしも新たに作らなくてよい。詩を賦するときには（前人の文章の）章を切り取って用い、まるで自分の口から出た言葉と變わりがないようにする。なぜ文章を作るのかということを重ねし、文章そのものは重視しない。自分の意がそのようになる理由に適っていれば、必ずしも改變するとは限らず、却って前人の文章が自分の文章と全く同じになることもある。前人と同じ考えもないのに、前人の文章の眞似をしようとするのは、

字面の上では剽竊していなくても、前人の發言を暗に模倣するものであり、君子はこれを輕蔑し盜作だという。

或曰：陳琳爲曹洪報魏太子，諱言陳琳爲辭。丁敬禮求曹子建潤色其文，則曰後世誰知定吾文者。唐韓氏云：「惟古於文必己出，降而不能乃剽竊」。古人必欲文辭自己擅也，豈曰重其意而已哉。

答曰：文人之文，與著述之文，不可同日語也。著述必有立於文辭之先者，假文辭以達之而已。譬如廟堂行禮，必用錦紳玉佩，彼行禮者，不問紳佩之所成，著述之文是也。錦工玉工，未嘗習禮，惟藉製錦攻玉以稱功，而冒他工所成爲己製，則人皆以爲竊矣，文人之文是也。故以文人之見解，而議著述之文辭，如以錦工玉工，議廟堂之禮典〔一〕也。

〔一〕「禮典」，何氏抄本作「典禮」。

ある者が言う。陳琳は曹洪のために（書を代作し）魏の太子に送ったが、（曹洪は）陳琳が文を作ったとは言わなかった。丁敬禮は曹子建に自分の文章に文飾を施すよう求めたが、「後世、私の文章を定めた者を誰が分かるだろうか」と言った。唐の韓愈は「古には、文はきまつて自分から出だすものであったが、時代が降ってそれができなくなると、剽竊するようになった」と言った。古人は必ず文章が自作であることを欲するのであって、どうして意を重んじるだけなどと言えようか。

答えて言う。文章家の文は、言論の文と同列に論じることほできない。言論には必ず文章の先に立つものがあり、文章を借りて（意を）傳えるだけのものである。たとえば廟堂で祭禮を行う際、必ず

錦紳（錦を用いた大帶）・玉佩（玉石製の帶の飾り）を用いるが、その祭禮を行う者は、錦紳・玉佩がどのように作られたのかということには問わない。言論の文がこれである（言論の文においては、意味内容が重要であり、文章の由来は問わない）。錦紳・玉佩の職工は、禮を習ったことがなく、ただ錦紳の制作や玉佩の研磨を自分の仕事としているのに、他の職工が制作したものを自分の制作だと偽ったならば、人はみなそれを盜作とする。文人の文がこれである（文人の文においては、文章の由来が重要で、他人の文章の真似をするを盜作になる）。よつて文人の考え方によつて言論の士の文章を論じるのは、錦紳・玉佩の職工の立場から廟堂の禮典を論じるようなもので、お門違いだ。

或曰：古人辭命，草創加以修潤，後世詩文，亦有一字之師；如所重在意，而辭非所計，譬如廟堂行禮，雖不計其紳佩，而紳佩敝裂，不中制度，亦豈可行邪〔二〕。

答曰：此就文論文，別自爲一道也。就文論文，先師有辭達之訓，曾子有鄙悖〔三〕之戒；聖門設科，文學言語竝存，說辭亦貴有善爲者；古人文辭，未嘗不求工也，而〔四〕非所論於此疆彼界，爭論文必己出，以矜私耳。自魏、晉以還，論文亦自有專家矣。樂府改舊什之鏗鏘，《文選》裁前人之篇什，竝主聲情色采，非同著述科也。《會昌制集》之序，鄭亞削義山之腴，元和《月蝕》之歌，韓公擢玉川之怪；或存原款〔五〕以歸其人，或改標題以入己集。雖論文末技，有精焉者，所得既深，亦不復較量於彼我字句之瑣也。

〔一〕「邪」，何氏抄本作「耶」，下同。

〔二〕「悖」，嘉業堂本、何氏抄本作「倍」。

〔三〕嘉業堂本「而」下有「特」字。

〔四〕「款」貴陽本作「欸」。

ある者が言う。古人の外交使節の言葉には、まず草稿があつてそこに修飾・潤色を加えたし、後世の詩文にも「二字の師」がいた。假に彼らが重視するものが意味内容であつて文章は考慮に入れないのなら、たとえば廟堂で祭禮を行うにあつて、錦紳・玉佩に氣を配らないとしても、錦紳・玉佩が壞れて禮制に適わなくなつた場合、どうして祭禮を行えようか（言論の士は文章のことを重視しないとはいへ、文章がなければ意を伝えられない以上、文章を考慮しないわけにはいかない）。

答えて言う。これは文の觀點から文を論じるもので、また別の道理がある。文から文を論じると、孔子には「辭は達するのみ」（「論語」衛靈公）という教えがあり、曾子には「辭氣を出せば、斯れ鄙倍より遠ざかる」（「論語」泰伯）の戒めがある。聖人の門下の科目には「文學」と「言語」が並存し、「說辭」も得意な者がいることは大切にされた。つまり古人の文章では、文章の巧みさを求めないことはなかつたのだが、その論點が彼我の差に置かれ、文が必ず自作であることを争い、それによって自慢するといふものではなかつた。魏晉以來、文章を改作することにも專家が生まれた。樂府は古い詩篇の響きを改變したもの、¹⁸『文選』は前人の詩篇を切り取つたものであり、いずれも聲調や情感、文節を主とし、言論の科とは異なる。『會昌制集』の序は鄭亞が李義山の冗漫な文を削つたもので、¹⁹元和年間の「月蝕」の歌は韓愈が盧仝の奇抜な文を抜き出したものである。²⁰ある者は原題を残してその人（の功）に歸し、ある者は標題を改めて自分の文集に入れる。文を論じることが取るに足らない技能ではあるが、精確なところがあるわけで、理解が深ければ、そ

れ以上彼我の字句の瑣末な差を比べるようなことはしない。²¹

或曰：昔者樂廣善言，而摯虞妙筆，樂談摯不能對，摯筆樂不能復，人各有偏長矣。然則有能言而不能文者，不妨藉人為操筆邪。

答曰：潘嶽亦爲樂廣撰讓表矣，必得廣之辭旨，而後次爲名筆，史亦未嘗不兩稱之。兩漢以下，人少兼長，優學而或歉於辭，善文而或疎於記。以至學問之中，又有偏擅，文辭一道，又有專長。本可交助爲功，而世多交譏互詆，是以大道終不可得而見也。文辭末也，苟去封畛而集專長，猶有卓然之不朽²²，而²³況由學問而進求古人之大體乎。然而自古至今，無其人焉，是無可如何者也。

〔一〕何氏抄本「不朽」下有「之作」。

〔二〕「而」，何氏抄本無。

ある者が言う。昔、樂廣は辯が立ち、摯虞は文才があつた。樂が話すことと摯は答えることができず、また摯が書くことと樂は答えることができず、人にはそれぞれ長所に偏りがある。そうだとすると、辨は立つが文才がない人は、他人の手を借りて代作してもらつてもよいのだろうか。

答えて言う。潘岳が樂廣のために辭表を撰じた際には、必ず樂廣の言葉と意圖を把握し、その後に名筆を振るつたのであつて、²⁴史官はこの兩者を合わせて稱贊している。兩漢以後、様々な長所を兼ねる人は少なく、學問に秀でた人が文章に劣ることもあるし、文章に優れた人が記憶力は粗略であることもある。學問の中でも得意不得意が分かれるのだから、文章一つの道についても同じく得意不得意がある。本來は相互に助け合つて成果を上げるものなのだが、世間

では多く相互に非難し合っていて、これでは大道は最後まで現れることがない。文章は末事であるが、人の垣根を取り去って長所を集めれば、卓抜とした不朽の作品になるのだから、學問から進んで古人の重要な眞理を求める場合は言うまでもない。しかし、昔から今まで、その任にふさわしい人はおらず、どうしようもないのだ。

或曰：誠如子言，文章學問，可以互託。苟有點者，本無所長，而謬爲公義，以濫竽其中，將何以辨之。

答曰：千鈞之鼎，兩人舉之，不能勝五百鈞者，仆且蹶矣。李廣入程不識之軍，而旂旌（一）壁壘，爲之一新。才智苟遜於程，一軍亂矣。富人遠出，不持一錢，有所需而稱貸，人爭與之，他人不能者何也。惟富於錢，而後可以貸人之錢也。故文學苟志於公，彼無實者，不能冒也。

〔一〕「旂旌」，嘉業堂本作「旗旌」，何氏抄本作「旌旗」。

ある者が言う。もしあなたの言う通りなら、文章や學問においては相互に助け合うべきだが、假に狡猾な人がいて、もとは何の長所もないのに、公義であると偽って、大勢の笛吹きの中に混じってしまったら（能力の無い者が大勢に混じってしまったら）、いったいどうやって見分けられようか。

答えて言う。千鈞の重さの鼎を二人で持ち上げる時、五百鈞を持ち上げられない者は、伏して倒れてしまう（二人で共作する時、一人が實力不足だと良い作品は生まれない）。李廣が程不識の軍に入り、軍旗や陣地を一新したが、彼の才智が程氏より劣っていたならば、軍全體が亂れよう（實力の無い者が作品を引き継ぐと、作品全體を亂してし

まう）。金持ちが遠出して一錢も持たなかった場合、金が必要になつて借りようとすれば、人は争つて彼に貸すだろうが、他人（貧しい人）の場合はこれができないのはなぜだろうか。金を豊富に持つてはじめて、他人の金を借りることができるのである（もともとの實力がなければ、協力者は現れない）。よつて文學は公に志があつたとしても、中身のない者は、手を出すことができない。

或曰：前人之文，不能盡善，後人從而點竄以示法，亦可爲之歟。

答曰：難言之矣。著述改竄前人，其意別有所主，故無傷也。論文改竄前人，文心不同，亦如人面，未可以己所見，遽謂勝前人也。劉氏《史通》著《點煩》（一）之篇矣。左、馬以降，竝有塗改，人或譏其知史不知文也。然劉氏有所爲而爲之，得失猶可互見；若夫專事論文，則宜慎矣。今古聰敏智慧，亦自難窮，今人所見，未盡不如古。大約無心偶會，則收點金之功；有意更張，必多畫墁之誚。蓋論文貴於天機自呈，不欲人事爲穿鑿耳（二）。

〔一〕「點煩」，何氏抄本作「斥繁」。

〔二〕「不欲人事爲穿鑿耳」，何氏抄本作「不可失之穿鑿耳」。

ある者が問う。前人の文章が完璧なものではない場合、後人がそれに沿つて修改し法を示すのは、行つてもよいことだろうか。

答えて言う。これは簡單には言えない問題だ。言論の文では前人の作を修改しても、その意は（字面とは）別に決められるもので、傷つけられることはない。文について論じると、前人の作を修改するのは、文の心が異なることは人の顔のようであるから、自分の見解によつて修改したとして、ただちに前人より優れていると言うこ

とはできない。劉知幾『史通』では「點煩」篇を著し、『左傳』『史記』以下をいづれも修改し、ある人は史を知るが文を知らないとしてこれを非難している。しかし劉氏は理由があつてこれを行ったのであり、良い面を悪い面もある。文の改作を専らにするのは、慎重であるべきだ。古今の人々の聰明な智慧は、やはり明らかにし盡くせないものであるが、今人の見たものが、古と全く及ばないとも限らない。概して、無心でたまたまできた場合には、點金（舊作を傑作に作り變えること）の成果を得られるが、作り變えようという意圖があると、無駄な裝飾であるという非難がきつと多くなる。思うに、文の改作においては、天のはたらきが自ずから現れることを貴ぶのであり、人爲的に無理やりこじつけようとしてはならない。

或問：近世如方苞氏、刪改唐、宋大家、亦有補歟（一〇）。

夫方氏不過古人（一一），所謂（一二）本不甚深，況又加以私心勝氣，非徒無補於文，而反開後生小子無忌憚之漸也（一三）。小慧私智，一知半解，未必不可攻古人之闕，拾前人之遺；此論於學術，則可附於不賢識小之例，存其說以備後人之採（一四）擇可也。若論於文辭（一五），則（一六）無關大義，皆可置而不論。即人心不同如面，不必強齊之意也。果於是非得失，後人既有所見（一七），自不容默矣，必也出之，如不得已，詳審至再而後爲之。如國家之議舊章，名臣之策利弊，非有顯然什百之相懸（一八），寧守舊而毋妄更張矣（一九）。苟非深知此意，而輕議古人，是庸妄之尤，即未必無尺寸之得，而不足償其尋丈之失也。方氏刪改大家，有必不得已者乎。有是非得失，顯然什百相懸者乎（二〇）。有如國家之議舊章，名臣之策利弊，寧守舊而毋妄更張之本意者乎。在方氏亦不敢自謂然也。然則私心勝氣，求勝古人，此方氏之所以終不至古人也。凡能與古爲化者，必先於古人繩度尺寸不敢

逾越者也。蓋非信之專而守之篤，則入古不深，不深則不能化。譬如人於朋友，能全管、鮑通財之義，非嚴一介取與之節者，必不能也。故學古而不敢曲泥乎古，乃服古而謹嚴之至，非輕古也。方氏不知古人之意，而惟狗（二一）於文辭；且所得於文辭者，本不甚深，其私智小慧，又適足窺見古人之當然，而不知其有所不盡然，宜其奮筆竄改之易易也。

〔一〕「亦有補歟」，何氏抄本作「亦有補于文歟」。

〔二〕「古人」，嘉業堂本作「文人」。

〔三〕「所謂」，嘉業堂本作「所得」。

〔四〕「夫方氏不過古人」至「無忌憚之漸也」，何氏抄本作「答曰，非徒

無補，且開後生小子無忌憚之漸也」。嘉業堂本此下改行。

〔五〕「採」，嘉業堂本作「采」。

〔六〕「此論於學術」至「若論於文辭」，何氏抄本無。

〔七〕「則」，何氏抄本作「但」。

〔八〕「後人既有所見」，何氏抄本作「確有所見」。

〔九〕「什百之相懸」，何氏抄本作「什伯相懸者」。

〔十〕「矣」，何氏抄本作「焉」。

〔十一〕「什百相懸」，何氏抄本作「什伯相懸者」。

〔十二〕「狗」，諸本作「徇」。

ある者が問う。近頃の方苞氏は、唐宋の大家の文を刪改しているが、これも（文において）役に立つものだろうか。

方氏はただの文人で、その學問は元々さして深くはないのに、ましてこれに私心と強い氣性を加わり、ただ文に役立つところがないばかりでなく、後世のつまらぬ連中が忌憚なく（文を修改）する流

れを開いた。愚かで身勝手な知恵⁽⁴¹⁾で、中途半端にしか理解していても、古人の隙を責め、前人の遺失を拾うことが全くできないとは限らない。こうした手合いが學術について論じるなら、「不賢なるものは小を識る」(「論語 子張」の例に附すことができ、その主張をそのまま保存して後人の選擇に備えておけばよい。文章について論じるなら、大義とは關わりがないのだから、全てそのままにして論じなくてよい。これはつまり、人の心が異なることは顔が異なるのと同じで、必ずしも無理に合わせられないという意味である。もし是非得失について後人に自分の考えがあるなら、自ら黙っておくことはできず、それを出すこととし、已むを得ないとすれば、慎重に検討を重ねてその後これをを行うものだ。たとえば國家が古の典章を議論し、名臣が政治の利害を獻策することについては、はっきりとした大きな相違があるのでなければ、古來のものを守る方がよく、でたらめに作り變えようとしてはならないのと同じだ。その意味を深く知らないのに、軽々しく古人を議論するのは、淺はかさの甚だしいもので、僅かな成果もないとは言えなくても、その大きな損失を償うには十分でない。方氏は大家の文を刪改するが、これは必ずやむを得ないものだろうか。是非得失にはつきりとした大きな相違があるものだろうか。國家が古の典章を議論することや名臣が政治の利害を獻策することといったもので、古來のものを守る方がよく、作り變える意圖はないという考えがあつてのことだろうか。(これらの問いに對して)方氏の側も「そうだ」とは言いかねるだろう。そうだとすると、私心から古人に勝ることを求めているという點が、方氏が結局古人に至ることができない理由である。古と一體になることができる者はすべて、必ず先に古人の基準を踏み外すことがない者である。思うに、(古を)信じるものが專一で守る

ことが篤實でない者は、古の考えに入りこむことが深くなく、深くないので古と一體化することができない。たとえば、人は友人に對して、管仲・鮑叔のように財産の融通を利かせる道義はやりとおすことができるが、一本の雜草も授受しないほどの節度の厳しさがなければ、必ず(古と一體化することは)できない。よつて、古を學んでも古に拘泥することはなく、そうであつてこそ古に忠實であることが謹嚴の極みということになり、古を輕んじているわけではない(ことが求められる)。方氏は古人の意が分からず、ただ文章に従順なだけだ。そのうえ文章についての理解も、もともとさして深いものではなく、その愚かで身勝手な知恵では、古人のあるべき姿を垣間見るには十分かもしれないが、古人がすべてそうあるわけではないことが分からず、筆を振るつて安易に改變してしまうのも當然である。

(1) 「文」を「公」また「器」とする章學誠の考え方は、本書卷二「言公上」の「古人之言、所以爲公也、未嘗矜於文辭、而私據爲己有也」(内篇二譯注(二)、六八頁)、「言公中」の「文、虚器也；道、實指也」(内篇二譯注(二)、八八頁)、本卷「婦學」の「蓋文章雖曰公器、而男女實千古大防、凜然名義綱常、何可誣耶」(本稿、三三三頁)などに見える。なお、本篇の内容は全體的に「吳澄野太史歷代詩鈔商語」(嘉業堂本卷十三「校讎通義」外篇)と近く、「詩文乃天下公器、點竄塗改、古人不諱、要於一是而已。莊子點竄《列子》而勝於《列子》、史遷點竄《國策》而勝於《國策》。即如《論語》接輿之歌、莊子增改其文、亦自有妙境。雖聖經賢傳、亦何嫌於異本別出耶。若事關考據、

文有取於疏通證明，則雖村書俚說，亦一字不容移易，理各有所當也。論文別有專長，固不得以此爲拘。但庸妄一流，任意改易古人面目，自有毫釐千里之別，不容於影附也。……梁人增減《隴頭歌》，楊慎增減《絳州歌》などとある。

(2) 原文「後人述而不必作也」は、『論語』述而「述而不作，信而好古，竊比於我老彭」を踏まえる（葉長青）。

(3) 原文「賦詩斷章，不啻若自其口出也」は、『左傳』襄公二十八年「賦詩斷章，餘取所求焉」（杜注：賦詩者取其一章而已）と『尚書』秦誓「不啻若自其口出，是能容之」を踏まえた表現。本書卷二「言公中」（内篇二譯注（二）、八八頁）に同文がある（葉長青）。また、卷四「說林」には「著作之體，援引古義，襲用成文，不標所出，非爲掠美，體勢有所不暇及也」と似た内容が見える（内篇四譯注、一二三頁）。

(4) これを読み手の側から論じた議論が、本書卷四「知難」にある。「讀其書者，天下比比矣；知其言者，千不得百焉。知其言者，天下寥寥矣；知其所以爲言者，百不得一焉」という（内篇四譯注、一四三頁）。

(5) 本書卷四「砭俗」に似た議論があり、「夫文所以將其意也。意無所以自申，而概與從同，則古人不別爲辭。如冠男之祝，醜女之命，但學成文故讀而已矣」とある（内篇四譯注、二五五頁）。

(6) 陳琳と曹洪については、陳琳「爲曹洪與魏文帝書」（『文選』卷四十二）に「得九月二十日書，讀之喜笑，把玩無厭，亦欲令陳琳作報。琳頃多事，不能得爲。念欲遠以爲懼，

故自竭老夫之思。辭多不可一一，粗舉大綱，以當談笑」、また「聞自入益部，仰司馬楊王遺風，有子勝斐然之志。故頗奮文辭，異於他日。怪乃輕其家丘，謂爲情人，是何言歟」とある。本書卷四「說林」に既出（葉長青・葉瑛。内篇四譯注、一二二頁）。

(7) 丁敬禮（丁廩）と曹子建（曹植）は、曹植「與楊德祖書」（『文選』卷四十二）に「昔丁敬禮常作小文，使僕潤飾之，僕自以才不過若人，辭不爲也。敬禮謂僕：卿何所疑難，文之佳惡，吾自得之，後世誰相知定吾文者邪。吾常歎此達言，以爲美談」とあるのに基づく。また、本書卷四「說林」に既出（葉長青・葉瑛。内篇四譯注、一二二頁）。

(8) 韓愈「南陽樊紹述墓誌銘」（『昌黎先生文集』卷三十四）に「惟古於詞必已出，降而不能乃剽賊。後皆指前公相襲，從漢迄今用一律」という。本書卷三「辨似」に既出（葉長青・葉瑛。「辨似」には「立言之士，以意爲宗，蓋與辭章家流不同科也。人同此心，心同此理。宇宙遼擴，故籍紛採，安能必其所言古人皆未言耶。此無傷者一也。人心又有不同，如其面焉。苟無意而偶同，則其委曲輕重，必有不盡同者，人自得而辨之。此無傷者二也。著書宗旨無多，其言則萬千而未有已也，偶與古人相同，不過一二，所不同者，足以概其偶同。此無傷者三也」（内篇三譯注、三六六頁）とあり、文中の「立言之士」が本篇の「著述」、「辭章家」が「文人」に當たる。

(9) 原文「假文辭以達之而已」は、『論語』衛靈公「辭達而已矣」（『朱注』：辭取達意而止，不以當麗爲工）を踏まえた表現。本書卷三「辨似」に既出（内篇三譯注、三六五頁）。

(10) 原文「錦紳」は、『說文解字』十三篇上、絲部に「紳、大帶也」とあり、錦を用いた大帶のこと。「玉佩」は、『毛詩』秦風、渭陽に「何以贈之、瓊瑰玉佩」とある（葉瑛）。また、『禮記』玉藻には「天子佩白玉而玄組紱。……童子之節也、緇布衣、錦緣、錦紳并紐、錦束髮、皆朱錦也」とある。

(11) 原文「草創加以修潤」は、『論語』憲問に「爲命、裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽修飾之、東里子產潤色之」（朱注：裨諶以下四人、皆鄭大夫。草、略也。創、造也。謂造爲草藁也。……討、尋究也。論、講議也。……修飾、謂增損之。……潤色、謂加以文采也。鄭國之爲辭命、必更此四賢之手而成、詳審精密、各盡所長）」とある。本書卷四「説林」に「文辭非古人所重、草創、討論、修飾、潤色、固已合眾力而爲辭矣：期於盡善、不期於矜私也」という（葉長青・葉瑛。内篇四譯注、一一九頁）。

(12) 原文「一字之師」は齊己と鄭谷の逸話がもとになっており、陶嶽『五代史補』僧齊己傳に「齊己因攜所撰詩往謁、焉有早梅、詩曰：前村深雪裏、昨夜數枝開。谷笑謂曰：數枝非早、不若『一枝』則佳。齊己矍然、不覺兼三衣叩地膜拜、自是士林以谷爲齊己『一字之師』とある（葉長青・葉瑛）。

(13) 『朱子語類』卷三五、黃義剛錄に「出辭氣、斯遠鄙倍、是修辭立其誠意思」とある。本書卷二「原道下」（内篇二譯注（一）、二七九頁）、卷三「文理」（内篇三譯注、二九九頁）、「辨似」（同、三六五頁）、卷四「説林」（内篇四譯注、一二七頁）に既出。本書卷三「文理」と「辨似」では、本節と

同じく孔子・曾子の發言がセットで引かれている。このうち「辨似」は特に本節と内容が近く、「夫言所以明理、而文辭則所以載之之器也。虛車徒飾、而主者無聞、故溺於文辭者、不足與言文也。……傳曰：『辭達而已矣』。曾子曰：『出辭氣、斯遠鄙倍矣』。經傳聖賢之言、未嘗不以文爲貴也」という。

(14) 『論語』先進に「德行：顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓。言語：宰我、子貢。政事：冉有、季路。文學：子游、子夏」とある（葉長青・葉瑛）。

(15) 原文「説辭亦貴有善爲者」は、『孟子』公孫丑上「宰我、子貢善爲説辭（朱注：説辭、言語也）」を踏まえる（葉長青）。

(16) 本書卷二「原道下」に「曾子教人辭遠鄙倍、而宋儒則曰：『工文則害道。』夫宋儒之言、豈非末流良藥石哉。然藥石所以攻臟腑之疾耳、宋儒之意、似見疾在臟腑、遂欲竝臟腑而去之」という（内篇二譯注（一）、二七六頁）。

(17) 原文「而非所論於此疆彼界、爭論文必已出、以矜私耳」について、本書卷四「點陋」に「古人不以文辭相矜私、史文又不可以憑虛而別構」とある（内篇四譯注、二一八頁）。

(18) 原文「鏗鏘」は、本書卷二「言公下」に既出（葉長青。内篇二譯注（二）、九九頁）。樂府が古い詩篇を改變したことに就いては、『文心雕龍』樂府に「凡樂辭曰詩、詩聲曰歌、聲來被辭、辭繁難節。故陳思稱李延年閑於增損古辭、多者則宜減之、明貴約也」とあり、「増損古辭」は、古辭を取って樂に組み込み、響きに合わせて字句を増損することを指す（葉瑛）。また、章學誠は「言公下」で「女蘿

薛荔，陌上演山鬼之辭；綺流黃，狹斜襲婦艷之故（樂府《陌上桑》與《三婦艷》之辭也）。梁人改《隴頭》之歌（增減古辭爲之）」と述べている（九九頁）。

(19) 『會昌一品集』について、『直齋書錄解題』別集類上には

「會昌一品集」二十卷，《別集》十卷，《外集》四卷。唐宰相趙郡李德裕文饒撰。一品集者，皆會昌在相位制誥、詔冊、表疏之類也」とある。『文苑英華』卷七百六には「太尉衛公會昌一品制集序」二首（鄭亞序・李商隱序）が收められ、彭叔夏『文苑英華辨證』卷七は『李德裕集』敍二首、前篇鄭亞作、蓋亞爲桂帥時撰、今《德裕集》用之。後篇李商隱作、疑亞先委判官商隱代作、亞後改定、故有異同」という。また、清徐樹穀箋、清徐炯注『李義山文集』（康熙四十七年刊本）の卷九は「太尉衛公會昌一品集序」と「前題（今一品集用此，乃鄭亞改定義山作也）」とあるほか、清馮浩撰『樊南文集詳註』（乾隆四十五年重校刊本）などにも同様の記載がある。

(20) 韓愈と盧仝については、本書卷二「言公下」に既出（葉長青。内篇三譯注（2）、九九頁）。

(21) 原文「末技」は、班固「幽通賦」（「文選」卷十四）に「操末、技猶必然兮，矧耽躬於道真」（李注：言由基李廣奮精誠於末技，感獸而開石，豈況乃能推至精耽身於大道之中乎）」と見える。

(22) 『世說新語』文學に「太叔廣甚辯給，而摯仲治長於翰墨，俱爲列卿。每至公坐，廣談，仲治不能對。退著筆難廣，廣又不能答（劉注：王隱《晉書》曰「廣字季思，東平人。拜成都王爲太弟，欲使詣洛，廣子孫多在洛，慮害，乃自

殺。摯虞字仲治，京兆長安人。祖茂，秀才。父模，太僕卿。虞少好學，師事皇甫謐，善校練文義，多所著述。……處與廣名位略同，廣長口才，虞長筆才，俱少政事。衆坐廣談，虞不能對。虞退筆難廣，廣不能答。於是更相嗤笑，紛然於世。廣無可記，虞多所錄，於斯爲勝也）」とある。章學誠が「樂廣」の話とするのは誤りで、正しくは「太叔廣」の逸話である（葉瑛）。

(23) 原文「偏長」は、韓愈「與袁相公書」（「昌黎先生文集」卷十九）に「又習於吏職，識時知變，非如儒生文士止有偏長」とある。

(24) 『世說新語』文學に「樂令善於清言，而不長於手筆。將讓河南尹，請潘嶽爲表。潘云：『可作耳。要當得君意。』樂爲述已所以爲讓，標位二百許語。潘直取錯綜，便成名筆（劉注：虞預《晉書》曰「樂廣字彥輔，南陽人，清夷沖曠，加有理識，纍遷侍中，河南尹，在朝廷，用心虛淡，時人重其貞貴）」とある（葉長青・葉瑛）。

(25) 原文「史亦未嘗不兩稱之」について、『晉書』樂廣傳に「時人咸云：若廣不假嶽之筆，嶽不取廣之旨，無以成斯美也」とある。

(26) 原文「封畛」は、『左傳』定公四年に「封畛土略，自武父以南，及圃田之北竟」とあり、直接には領土・封域を指す。ここでは人の得意分野を表す比喻表現。

(27) 原文「古人之大體」は、『莊子』雜篇・天下に「後世之學者，不幸不見天地之純，古人之大體，道術將爲天下裂（郭注：大體各歸根抱一，則天地之純也）」とある。本書卷三「文集」に既出（内篇三譯注、三三四頁）。

(28)

原文「濫竽其中」は、『韓非子』内儲説上に「齊宣王使人吹竽，必三百人，南郭處士請爲王吹竽，宣王説之，廩食以數百人。宣王死，湣王立，好一一聽之，處士逃」とある。本書卷二「言公下」に既出（葉長青・葉瑛。内篇二譯注（二）、九九頁）。

(29)

李廣と程不識の逸話は、『史記』李將軍列傳の「程不識故與李廣俱以邊太守將軍屯。及出擊胡，而廣行無部伍行陳，就善水草屯，舍止，人人自便，不擊刀斗以自衛，莫府省約文書籍事，然亦遠斥候，未嘗遇害。程不識正部曲行伍營陳，擊刀斗，士吏治軍簿至明，軍不得休息，然亦未嘗遇害。不識曰：『李廣軍極簡易，然虜卒犯之，無以禁也；而其士卒亦佚樂，咸樂爲之死。我軍雖煩擾，然虜亦不得犯我。』是時漢邊郡李廣、程不識皆爲名將」による。本書卷四「説林」には「文辭，猶三軍也；志識，其將帥也。李廣入程不識之軍，而旌旗壁壘一新焉，固未嘗物物而變，事事而更之也。知此意者，可以襲用成文，而不必己出者矣」とある（葉瑛。内篇四譯注、一三三頁）。

(30)

原文「稱貸」は、『孟子』滕文公上に「爲民父母，使民盼盼然，將終歲勤動，不得以養其父母，又稱貸而益之」（朱注：稱，舉也。貸，借也。取物於人，而出息以償之也）」とあり、お金を借りることを指す。

(31)

文辭の點竄については、本書卷二「言公下」では「別有辭人點竄，略仿史刪（因襲成文，或稍加點竄，惟史家義例有然。詩文集，本無此例。間有同此例者，大有神奇臭腐之別，不可不辨）」という（内篇二譯注（二）、九九頁）。また、卷四「説林」には「司馬遷點竄《尚書》、《左》、

(32)

《國》之文，班固點竄司馬遷之文，非好異也，理勢之不得不然也」とある（内篇四譯注、二二〇頁）。

原文「文心」は、『文心雕龍』序志に「夫文心者，言爲文之用也。昔涓子《琴心》，王孫《巧心》，心哉美矣，故用之焉」とある。本書卷三「文德」に既出（葉瑛。内篇三譯注、二八九頁）。また、原文「人心如面」は、『左傳』襄公三十一年「人心之不同，如其面焉」を踏まえた表現で、本書卷二「言公中」（内篇二譯注（二）、八八頁）に既出（葉長青・葉瑛。また『史通』自叙に「詞人屬文，其體非一，譬甘辛殊味，丹素異彩。後來祖述，識昧圓通，家有詆訶，人相倚撫，故劉勰文心生焉」という）。

(33)

『史通』の「點煩」篇において、様々な史書の修改が試みられている。『史通』自叙には「其於史傳也，嘗欲自班、馬已降，迄于姚、李、令狐、顔、孔諸書，莫不因其舊義，普加釐革」という（葉長青・葉瑛。なお、原文には「左、馬以降，竝有塗改」とあるが、點煩篇では『左傳』には修改は加えられていない）。

(34)

原文「點金」は、もともとは煉丹術の「點鐵成金」のことで、『景德傳燈録』に「靈丹一粒，點鐵成金，至理一言，點凡成聖」とある。のちに、文章を修改し傑作に仕立てることの比喩として用いられ、その用例に黃庭堅「答洪駒父書」（豫章黃先生文集）卷十九に「古之能爲文章者，眞能陶冶萬物，雖取古人之陳言入於翰墨，如靈丹一粒，點鐵成金也」などがある（葉瑛）。

(35)

原文「更張」は、『漢書』董仲舒傳に「竊譬之，琴瑟不調甚者，必解而更張之，乃可鼓也」と見える。本書卷一「書

「教中」に既出（葉長青。内篇一譯注、一八一頁）。

(36) 原文「畫墁」は、『孟子』滕文公下に「有人於此，毀瓦畫墁，其志將以求食也，則子食之乎」（朱注：墁、牆壁之飾也）」と見える（葉瑛）。

(37) 原文「天機」は、『莊子』秋水「今予動吾天機，而不知其所以然」とある（葉瑛）。また、「天機自呈」は、『吳澄野太史歷代詩鈔商語』に「雖諸子百家未嘗無精微神妙之解，以天機無意而自呈也」と似た表現がある。

(38) 原文「不欲人事爲穿鑿耳」は、章學誠「朱先生（朱筠）墓誌銘」（『碑傳集』卷四十九）に「蓋先生得天者全力所未至，不用人事穿鑿，轉得大意」と似た表現がある。

(39) 方苞（康熙七年、乾隆十四年）は字靈皋、安徽桐城の人。著作に『周官析疑』『禮記析疑』『儀禮析疑』『左傳義法舉要』などがあるほか、『管子』『荀子』の刪定、また『通志堂經解』の刪定を行った（『國朝先正事略』卷十四）。彼の主張は『古文約選序例』（『望溪集』外文卷四）に見え、『詩』『書』『春秋』及『四書』、一字不可增減、文之極則也。降而《左傳》、《史記》、韓文、雖長篇、句字可難芟者甚少。其餘諸家、雖舉世傳誦之文、義枝辭冗者、或不免矣。未便削去、姑鉤劃於旁、俾觀者別擇焉」という（葉瑛）。『古文約選』（雍正十一年果親王序刊本）には、兩漢の文章のほか、唐宋八大家の文章を修改したものが載せられている。『古文約選』は、果親王の名のもとで方苞が編纂を擔當した書物であり、蕭穆「劉海峰先生唐宋八家文選序」（『敬孚類藁』卷二）には「以穆所見、國朝惟和碩果親王《古文約選》、竝高宗純皇帝《御選唐宋文

醇》、大體雅正嚴謹，足爲後學之所宗仰。而果親王之本，實出吾邑方侍郎之手，所錄惟漢人散文，及唐宋八家專集，評點確實，鉤劃精當，二本皆足以開後學神智」、また「校刊古文辭類纂序（代）」（『敬孚類藁』卷二）には「又桐城老輩，如方望溪侍郎代果親王所爲《古文約選》、劉海峰學博所爲《唐宋八家文約選》、均用圈點，學者稱之」とある。ただし、『古文約選』の編纂には當時から批判もあり、梁章鉅『制義叢話』卷十には「張惕菴曰：方望溪先生以庚午科掄元……先生自命甚高，有《古文約選》一書，於劉向、揚雄文皆爲繩削，人或非笑之。然先生學問實未易窺測，視董、賈、韓、蘇未知何如，元、明間文章家遠不如也」とある。なお、原文で「方苞氏」と人名に「氏」を付けることについては、本書卷三「文德」の注釋（四）を參照。

(40) 原文「亦有補歟（亦有補于文歟）」について、王安石「上人書」（『臨川先生文集』卷七十七）に「且所謂文者，務爲有補於世而已矣。所謂辭者，猶器之有刻鏤繪畫也」とある。

(42) 原文「一知半解」は、嚴羽「詩辯」（『滄浪集』卷一）に「悟有淺深，有分限，有透徹之悟，有但得一知半解之悟」と見える。

(43) 原文「不賢識小」は、『論語』子張「文武之道，未墜於地，在人。賢者識其大者，不賢者識其小者，莫不有文武之道焉。夫子焉不學。而亦何常師之有」を踏まえた表現（葉長青・葉瑛）。

(44) 原文「皆可置而不論」は、朱熹「與趙尙書書」（『晦菴集』卷二十九）に「其它閑慢非安危存亡所繫者，皆可置而不論，

如學校之政是也」と見える。

- (45) 原文「不容默」は、朱熹「與趙帥書」(『晦菴集』第二十八)に「平日愛君憂國之心、與今之從政者不可同日而議、適此幾會、似亦不容默、以自同於衆人也」と似た表現が見える。

- (46) 原文「什百之相懸」という表現は、許衡「魯齋遺書」卷一の「夫賢者識治之體、知事之要、與庸人相懸隔、蓋十百、而千萬也」などに例がある。

- (47) 原文「寸尺」と「尋丈」は、『荀子』儒效に「禮者、人主之所以爲群臣寸尺、尋丈檢式也」と見える。

- (48) 原文「能全管、鮑通財之義」は、『史記』管晏列傳に「管仲夷吾者、頴上人也。少時常與鮑叔牙游、鮑叔知其賢。管仲貧困、常欺鮑叔、鮑叔終善遇之、不以爲言」と見える(葉長青・葉瑛)。「通財」については、『周禮』司寇、士師に「令移民、通財、糾守、緩刑」(鄭注：移民就賤救困也。通財、補不足也)とある。

- (49) 原文「非嚴一介取與之節者」は、『孟子』萬章上「非其義也、非其道也、一介不以與人、一介不以取諸人」(朱注：介與草芥之芥同。言其辭受取與、無大無細、一以道義而不苟也)とあるのを踏まえる(葉長青・葉瑛)。

古文公式

【成立年代】

『章實齋先生年譜』嘉慶元年(一七九六、章學誠五十九歳)の條に、「是歲所作文史通義稿、名爲丙辰山中草、凡十六篇。……此外又有

劄記二段、後與丁巳年(即嘉慶二年)劄記二段合爲古文公式篇」とあり、嘉慶元年から執筆していた草稿を翌嘉慶二年に書き足して本篇としたことが知られる。右に記す嘉慶元年執筆の『文史通義』原稿には「答問」「古文字弊」篇が含まれていた。

篇名に見える「公式」は、公文書の書式や作成上の規則を意味する。唐令には、「公式令」があり、またそれを模倣した日本の養老令には「公式令」があり、公文書の書式について記されている。また、本書外篇一「州縣請立志科議」にも、「故州縣之志、不可取辦於一時、平日當於諸典史中、特立志科、僉典史之精明於文法者、以充其選。而且立爲成法、俾如法以紀載、略如案牘之有公式焉、則無妄作聰明之弊矣」とあり、公式文書の書式の重視が「公式」の語とともに示されている。なお、廬江何氏抄本に本篇なし。

古文體制源流、初學入門、當首辨也。蘇子瞻《表忠觀碑》、全錄趙抃奏議、文無增損、其下即綴銘詩。此乃漢碑常例、見於金石諸書者不可勝載、即唐宋八家文中、如柳子厚《壽州安豐孝門碑》亦用其例、本不足奇。王介甫詔謂是學《史記・諸侯王年表》、眞學究之言也。李耆卿謂其文學《漢書》、亦全不可解。此極是尋常耳目中事、諸公何至怪怪奇奇、看成骨董。且如近日市井鄉閭、如有利弊得失、公議興禁、請官約法、立碑垂久、其碑即刻官府文書告諭原文、毋庸增損字句、亦古法也。豈介甫諸人、於此等碑刻猶未見耶。當日王氏門客之訾摘駭怪、更不直一笑矣。

古文の體裁の源と流れは、初學者が入門の際に、最初にわきまえておくべきことである。蘇子瞻(蘇軾)の「表忠觀碑」は、趙抃の上奏を全文収めてあり、文章に加えたり削ったりした所がなく、そ

の後に銘詩を續けて書いている。^②これは漢代の碑の通例であつて、金石の諸書に見える例は枚擧に暇がなく、したがつて唐宋八家文に即して見ても、柳子厚（柳宗元）の「壽州安豐孝門碑」などがやはりその通例に據つてゐるのは、^⑤そもそも不思議とするに及ばない。^⑥（ところが）王介甫（王安石）がいぶかしんで「表忠觀碑」を何度も讀み返し、『史記』諸侯王年表に做つたと言つたのは、まさに穿鑿學者の言である。^⑧（また）李耆卿がその文章を『漢書』に做つたと言つたのも、まったく理解に苦しむ。これはごく當たり前に見聞きするやりかたであるのに、彼らはどうして（それを）いぶかしんで奇抜がり、骨董のようなものと見なしてしまつたのか。それに最近の市中巷間でしてゐるように、利害や損失があれば、公的に議論して禁制を發令したり、役人に要請して法規を定めたりし、碑を立てて長く傳える場合、その碑には官署の文書の告示の原文を刻し、語句を加えたり削つたりしてはならないものだが、それも古の法式である。どうして介甫等のような（學識があつてしかるべき）人たちが、これらの碑の刻文を目にしないなどということがあろうか。（ましてや）その時の王氏の門客が（その蘇軾の碑文を）非難していぶかしんだのは、なおさら一笑に付するにも値しないのだ。

以文辭而論、趙清獻請修表忠觀原奏、未必如蘇氏碑文之古樸。史家記事記言、因襲成文、原有點竄塗改之法。蘇氏此碑、雖似鈔繕成文、實費經營裁製也。第文辭可以點竄、而制度則必從時。此碑篇首「臣抃言」三字、篇末「制曰可」三字、恐非宋時奏議上陳、詔旨下達之體、而蘇氏意中、揣摩《秦本紀》「丞相臣斯昧死言」及「制曰可」等語太熟、則不免如劉知幾之所譏、貌同而心異也。

文章（の表現）面から論ずれば、趙清獻（趙抃）が（廢寺となつていた杭州の妙因院を）表忠觀として修築することを請願したものと上の奏文は、蘇氏の碑文のように古雅であつたとはかぎらない。^⑩史家が君主の行いを記し君主の言論を記す際には、既成の文章を踏襲するにも、はやくから、文字や語句を修改する方法があつた。蘇氏のこの碑は、その史家の方法のように、既成の文章を書き寫し（それを修改して仕上げたように見えるが、實際には（自身の）構想と構成に力を費やし（自身で著し）たのである。ただし（具體的内容にあたる）文章は書き改めてもよいが、文書の公的な書式は必ず時代に沿つたものになければならない。この碑一篇の冒頭の「臣抃言」（臣抃言す）の三字や、末尾の「制曰可」（制に曰く、「可なり」）の三字は、宋代における上奏文の獻上や詔敕の下達の體例ではなかつたと思われるが、蘇氏のつもりとしては、『史記』秦本紀の「丞相臣斯昧死して言す」や「制に曰く、『可なり』」等の表現に習熟しきつていた（ことからそれらのことばを援用しようとし、實際にそれをしたために、劉知幾が譴責した「うわべは同様でも心が違つてゐる」ことを逃れることができなかつたのである。^⑪

余昔修《和州志》、有《乙亥義烈傳》、專記明末崇禎八年闖賊攻破和州、官吏紳民男婦殉難之事。用記事本末之例、以事爲經、以人爲緯、詳悉具載。而州中是非闕起。蓋因闖賊怒拒守而屠城、被屠者之子孫、歸咎於創議守城者陷害滿城生命、又有著論指斥守城者部署非法、以致城陷；甚至有誣創議守城者、絕城欲逃、爲賊擒殺、並非真殉難者。

私がかつて編集した『和州志』に「乙亥義烈傳」があるが、これ

には明末の崇禎八年（一六三五）のこと、闖賊（李自成）が和州を攻め破り、上下の役人も、郷紳（地主）も庶民も、男も女も、國難で犠牲となった事件をもっぱら（集約して）記した。記事本末の體例を用い、出來事を經とし、人物を緯として、詳細かつ具體的に書いた。ところが（その傳について）州の中で批判の争論がもちあがつた。その（争論が生じた）理由は、闖賊は、防戦したことに怒つて城市の人々を皆殺しにしたが、殺戮された者の子孫たちが、（ある者は）城市の防守を發議した者が城市じゅうの（人々の）命を害するに至らせたせいだし、また（別の者は）自論を展開し城市を防御する者の部署が法則どおりに動かず（抵抗し）、そのせいで城市が陥落したと指弾し、さらには城市の防守を發議した者が繩にすがり城郭を下りて逃げようと¹⁸し、賊に捉えられ殺されたから眞の犠牲者などではないと濡れ衣を着せる者までいるためだ。

余搜得鳳陽巡¹⁷撫朱大典奏報和州失陷、官紳殉難情節、乃據江防州同申報、轉據同在圍城逃脫難民口述親目所見情事、官紳忠烈、均不可誣。余因全錄奏報、以爲是篇之序。中間文字點竄、甚有佳處。然篇首必云：「崇禎九年二月日、巡撫鳳陽提督軍務都察院右副都御史臣朱大典謹奏、爲和城陷賊、官紳殉難堪憐、乞賜旌表、以彰義烈事」。其篇末云：「奉旨、覽奏憫惻、該部察例施行。」此實當時奏陳詔報式也。

〔一〕「巡」、貴陽本作「巡」。下同。

（二方）わたしは、鳳陽の巡撫であった朱大典が、和州が陥落し、高官や郷紳が犠牲になった（眞の）顛末を（皇帝に）上奏して報告し

たこと（資料）を探り當てた。ところが（その資料中の）和州の江防州同の上告に據ると、それ（先述した争論）とは反對に、包圍された街に同様に在住し（亂の時に外に）逃れた難民が目撃した状況を（直接）話したことによると、高官も郷紳も忠義を盡くし犠牲となつたのであり、（それらの人々には）おしなべて、罪を着せることはできないというものだった。わたしは、上奏報告文を全文記録し、この（傳の）序とした。中間の字句の修改によつて、すこぶるよい所が生じた（と自負している）。しかし篇首には「崇禎九年二月日、巡撫鳳陽提督軍務・都察院右副都御史、臣朱大典謹んで奏す、和城賊に陥ち、官紳の殉難憐むに堪え、乞うらくは旌表を賜り、以て義烈を彰すの事の爲にす」といい、その篇末には「旨を奉ぜよ、奏を覽ずるに憫惻す、該部は例を察して施行せよ」という必要があつた。これこそまさに當時の上奏文と皇帝の命令の書式である。

或謂中間奏文、既已刪改古雅、其前後似可一例潤色。余謂奏文辭句、竝無一定體式、故可點竄古雅、不礙事理。前後自是當時公式、豈可以秦、漢之衣冠、繪明人之圖像耶。蘇氏《表忠觀碑》、前人不_レ知、而相與駭怪、自是前人不_レ學之過。蘇氏之文、本無可議。至人相習而不_レ以爲怪、其實不可通者、惟前後不_レ遵公式之六字耳。夫文辭不_レ察義例、而惟以古雅爲_レ徇、則「臣杼言」三字、何如「岳曰於」三字更古。「制曰可」三字、何如「帝曰俞」三字更古。舍唐、虞而法秦、漢、未見其能好古也。

ある人が、「中間の上奏文は古雅に修改したのだから、その前後も同じように（文の）彩りをしてよいのではないか」と言う。わたしは、（中間の）上奏文の語句や文には定まった體例書式など特に

ないのだから、古雅に修改したとしても、事の道理を妨げないと思
う。(しかし) 前後はもちろん當時の公定の書式なのだから、どうし
て秦・漢の衣冠(≡決まった書式)によって、明人の圖像を描くよう
なことができようか。蘇氏の「表忠觀碑」は、前人(≡宋代の王安
石)が知りもしないのに、それを(奇抜だと)いぶかしんだのは、
もちろん前人の不學による過誤であって、蘇氏の文(の中身)は、
そもそも(それをいぶかしむ)議論の餘地がない。人が習慣になっ
ていぶかしく思わないけれども、實はそれでよしとしてはならない
ものとは何かというと、前後にある、公定の書式に則っていない
六字(「臣杼言」と「制曰可」)に盡きる。そもそも文章の體例を見
わめずに、古雅に追従しようと思うならば、「臣杼言」の三字より
も(「尙書」舜典の)「岳曰於」(の三字)のほうが古いことはどうな
か。「制曰可」の三字よりも(同・堯典の)「帝曰俞」(の三字)のほ
うが古いことはどうなのか。(どうせ古雅を極めるならこれらに則れば
よいものを、いずれにせよ中途半端であり)唐・虞を捨てて秦・漢の
法式に則っていれば、「古を好む」(「論語」述而の語)と認められる
はずもない。

汪鈍翁撰《睢州湯烈婦旌門頌序》、首錄巡按御史奏報、本屬常
例、無可訾、亦無足矜也。但汪氏不知文用古法、而公式必違時制、
秦、漢奏報之式、不可以改今文也。篇首著「監察御史臣粹然言」、
此又讀《表忠觀碑》「臣杼言」三字太熟、而不知蘇氏已非法也。近
代章奏、篇首敘銜、無不稱姓、亦公式也。粹然何姓、汪氏豈可因摩
古而刪之。且近代章奏、銜名之下、必書「謹奏」、無稱「言」者。
一語僅四字、而兩違公式、不知何以爲古文辭也。婦人有名者稱名、
無名者稱姓、曰張曰李可也。近代官府文書、民間詞狀、往往舍姓而

空稱曰氏、甚至有稱爲該氏者、誠屬俚俗不典；然令(二)無明文、胥
吏苟有知識、仍稱爲張爲李、官所不禁、則猶是通融之文法也。汪氏
於一定不易之公式、則故改爲秦、漢古款、已是貌同而心異矣。至於
正俗通行之稱謂、則又偏舍正而徇俗、何顛倒之甚耶。結局又云「臣
謹昧死以聞」、亦非今制。

〔一〕「令」、道光本、貴陽本俱作「今」。今據劉刻本改。

汪鈍翁が撰述した「睢州湯烈婦旌門頌序」において、冒頭に巡按
御史の上奏の報告を録しているのは、通例に屬すること、誹るこ
とはできないが、(逆にその書き方を)自慢するほどのことでもない。
しかし文體は古い法式を用いても、公定の書式は必ず時代に沿って
いなければならず、秦・漢の上奏の報告の法式を、今の文章を修改
するの用に用いてはならないことを、汪氏は知らない。篇首に「監察
御史臣粹然言」(監察御史臣粹然言す)と著したのも、同じく「表忠
觀碑」の「臣杼言」三字を熟讀していて慣れきっていたが、蘇氏
(のその書き方)が實は法式に外れていることを知らなかったのであ
る。近代の上奏文において、篇首に肩書を敘述し姓を必ず稱するの
も、公定の書式である。粹然の姓は何なのかについて、汪氏はなぜ
古に倣ってこれを省いたのか。しかも近代の上奏文は、肩書の下に、
「謹奏」(謹んで奏す)と書かなくてはならず、「言」(言す)とはいわ
ないものだ。一句はわずかに(「臣粹然言」の)四字であるのに、二
箇所も公定の書式を違えているのは、古文辭の何たるかを知らない
のだ。(しかも)女性の名が知られている人は名を稱するが、無名の
人は姓を稱し、「張」や「李」(と稱するの)であればよい。(また)
近代の地方官の文書では、民間の訴訟狀に、ときどき(その人の)

姓を省いて單に「氏」と稱するものがあり、はては（上文を受けて）「該氏」（『當該の氏』と稱するものまであるのは、まさしく鄙俗で粗野な部類に屬する。しかしながらはつきりした法式が決められていないものは、地方官の下級役人がもし知識があれば、法式はないものの「張」や「李」と稱したとしても、官によって禁止されていなければ、そうであっても容認される文章の法式（のようなもの）だ。汪氏が定まった不變の公定の書式について、ことさらに秦・漢の古式に修改したのは、それだけでさえ「容貌は同じでも心が異なる」ということだ。（それなのに）正式な呼稱と俗稱が使われている人の呼稱についてまで、同様に（法式にしたがわず）むざむざ正式な呼稱を捨てて俗稱にしたがうのは、いったいどういう轉倒の至りであろうか。結びの文にさらに「臣謹昧死以聞」（臣謹んで昧死して以て聞す）というのも、今日の決まった書式ではない。

汪氏平日以古文辭高自矜詡、而庸陋如此、何耶。汪之序文、於「臣粹然言」句下、直起云「睢州諸生湯某妻趙氏、值明末李自成之亂」云云、是亦未善。當云「故明睢州諸生湯某妻趙氏、值李自成之亂」、於辭爲順。蓋突起似現在之人、下句補出「值明末李自成」、文氣亦近滯也。學文者、當於此等留意辨之。

汪氏は平生から古文辭について自身を高く評價し才能を誇っているが、このように凡庸で淺薄なのは、どうしたことか。汪氏の序文では、「臣粹然言す」という句の後に、そのままつなげて文を起こし「睢州の諸生、湯某の妻趙氏、明末の李自成の亂に値いて」云々というが、それもよくない。「故明の睢州の諸生、湯某の妻趙氏、李自成の亂に値いて」といい、ことばを正しい順序にするのがよい。

思うに、いきなり今存在する人かのように書き起こし、後文で「明末の李自成……に値いて」と付け足しているが、文の氣はやはり流れがよくない。文を學ぶ者は、これらのことに留意して（善し惡しを）見きわめるがよい。

(1) 蘇軾「表忠觀碑文」は、杭州龍山の廢佛寺の妙因院を道觀に修築し吳越國王錢氏の墳廟にしたことについての文。前大部分は、次のように趙抃の奏上文とその答を中心とする。「熙寧十年十月戊子、資政殿大學士右諫議大夫知杭州軍州事臣抃言：『故吳越國王錢氏墳廟及其父祖妃夫人子孫之墳、在錢塘者二十有六、在臨安者十有一、皆蕪廢不治。……今錢氏功德、殆過于融、而未及百年、墳廟不治、行道傷嗟、甚非所以勸獎忠臣、慰答民心之義也。臣願以龍山廢佛祠曰妙因院者爲觀、使錢氏之孫爲道士曰自然者居之。凡墳廟之在錢塘者、以付自然。其在臨安者、以付其縣之淨土寺僧曰道微。歲各度其徒一人、使世掌之。籍其地之所入、以時脩其祠宇、封殖其草木。有不治者、縣令丞察之、甚者易其人。庶幾永終不墜、以稱朝廷待錢氏之意。臣抃昧死以聞。』制曰：『可』。其妙因院改賜名曰表忠觀」（呂祖謙『皇朝文鑑』卷第七十七。傍點部は後文に問題とされる部分）。

右の奏上を行った趙抃は、『宋史』趙抃傳に「趙抃、字閱道、衢州西安人。進士及第、爲武安軍節度推官。……翰林學士曾公亮未之識、薦爲殿中侍御史、彈劾不避權倖、聲稱凜然、京師目爲『鐵面御史』。……擢參知政事。……元豐七年、薨、年七十七。贈太子少師、諡曰清

獻」とあり、舊法黨の人物であった。

(2) 銘詩は碑文や墓誌に著される銘のことだが、韻文なので「銘詩」という。「銘詩」の語の唐代以前の用例は少なく宋代以降に多い。「胡安國奏狀」(『二程遺書附錄』)「二程集」上)には、「(程) 顯雖未及著述、而門弟子質疑請益答問之語、存於世者甚多、又有書疏銘詩、並行於世而傳者、多失其真」とある。なお蘇軾「表忠觀碑文」の銘詩に當たる後半(注一引用部分に續く文)には「銘曰：天目之山、若水出焉。龍飛鳳舞、萃于臨安。……龍山之陽、巋焉新宮。匪私于錢、唯以勸忠。非忠無君、非孝無親。凡百有位、視此刻文」とある。

(3) ここで章學誠が「漢碑」の通例といっているのは、前半が上奏文、後半が銘からなる碑文の形式を指している。上奏文を具えた漢碑の例として、次に引用する「孔廟置守廟百石孔蘇碑」(乙瑛碑)がある。「司徒臣雄、司空臣戒、稽首言：『魯前相瑛書言：詔書：崇聖道、勉○茲。孔子作春秋、制孝經、○○五經、演易繫辭、經緯天地、幽讚神明、故特立廟。褒成侯四時來祠、事已即去。廟有禮器、無常人掌領。請置百石卒史一人、典主守廟、春秋饗禮。財出王家錢、給大酒直、須報。謹問大常祠曹掾馮牟、史郭玄辭對、故事辟雍禮未行。祠先聖師、侍祠者孔子子孫、大宰、大祝、令各一人、皆備爵。大常丞監祠、河南尹給牛羊豕雞○○各一。大司農給米、祠。』臣愚以為如瑛言。孔子大聖、則象乾坤。為漢制作、先世所尊。祠用衆牲。長吏備○○欲加籠子孫。敬恭明祀、傳于罔極。可許臣請、魯相為孔子廟置百石卒史一人、掌領禮器。出王家錢、給

大酒直、他如故事。臣雄、臣戒愚戇、誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。臣稽首以聞。制曰：『可』。元嘉三年(二五三)三月廿七日壬寅奏雒陽宮。／司徒公河南原武吳□字季高。／司空公蜀郡成都趙戒字意伯。……讚曰：『巍巍大聖、赫赫彌章。』(『隸釋』卷一)。

(4) 金石書として、北宋の歐陽脩が秦漢から五代までの各地の金石文の目録を編纂した『集古錄』十巻が現存する早いものであり、同じく趙明誠『金石錄』三十巻がある。碑文全文を収録した書物としては、洪适『隸釋』二十七巻、同『隸續』二十一巻が撰述され、その後清代まで盛行した。

(5) 柳宗元「壽州安豐縣孝門銘并序」(『增廣註釋音辯唐柳先生集』卷二十)には、以下のように上奏文の全文を録する(葉長青・葉瑛)。「壽州刺史臣承思言：『九月丁亥、安豐縣令臣某上所部編戶毗李興、父被惡疾、歲月就亟、興自刃股肉、假託饋獻、其父老病、已不能啖、宿而死。興號呼撫臆、口鼻垂血、捧土就墳、沾漬涕洟。墳左作小廬、蒙以苫茨、伏匿其中、扶服頓踊、晝夜哭訴。孝誠幽達、神為見異、廬上產紫芝、白芝二本、各長一寸。廬中醴泉湧出、奇形異狀、應驗圖記。此皆陛下孝理神化、陰中其心、而克致斯事。謹案興亡庶賤陋、循習淺下、性非文字所導、生與耨未為業、而能鍾彼醇孝、超出古列、天意神道、猶錫瑞物、以表殊異。伏惟陛下有唐堯如天如神之德、宜加旌褒、合于上下。請表其里閭、刻石明白、宣延風美、觀示後祀、永永無極。臣昧死、上請。』制曰：『可』。其銘云：『……』(傍點部は後文に問題とされる部分)。

(6)

なお「壽州安豐縣孝門銘并序」は、「墓銘辨例」(劉刻本『章氏遺書』卷八外篇一)にも言及される。注(8)参照。
 史繩祖「表忠觀碑體孝門銘」(『學齋估華』卷二)に以下の文があり(葉瑛、柳宗元「壽州安豐縣孝門銘」と蘇軾「表忠觀碑」を比較し、後者が前者に倣っていてさらにすぐれていること、兩者ともその内容が「史法」に倣っていることを述べる。「東坡《表忠觀碑》先列奏狀以爲序、至「制曰『可』」而系之以銘、其格甚新。乃倣柳州所作《壽州安豐縣孝門銘》、蓋以忠比孝、全用其體制。且柳宗元《孝門銘》、史臣既全載於唐孝友傳、文甚典雅、蘇軾《表忠觀碑》視柳有加、宜乎金陵王氏(王安石)以太史公所作年表許之。二文旨意、其允合於史法矣」。

なおこの末尾の王安石については、注(7)及び注(8)も参照。

(7)

「表忠觀碑」の文は『史記』の模倣であると王安石が評した逸話は、徐度『卻掃編』卷下に次のように見える(葉瑛。ただし「卷中」と誤る)。「東坡初爲趙清獻公作《表忠觀碑》、或持以示王荊公、公讀之沉吟曰：『此何語邪』。時客有在傍者遽指摘而詆訛之、公不答、讀至再三、又攜之而起、行且讀、忽嘆曰：『此「三王世家」也、可謂奇矣』。客大慙」。なお注(6)も参照。またこの逸話に見える『史記』三王世家には、皇子三人を王に立てるための上奏と皇帝の答が計五回記され、奏文の冒頭にはたとえば「丞相臣青翟、太僕臣賀、行御史大夫事太常臣充、太子少傅臣安行宗正事昧死、言」とあり、皇帝の答には「制曰：『可』」などとある(傍點部は後文に問題とされる部分)。

(8)

また、章學誠がこれを「三王世家」とせず「諸侯王年表」とするのは、王安石の故事に合わない。葉長青・葉瑛は、章學誠が李耆卿『文章精義』に依據したために生じた誤りだというのが(注(9)参照)、四庫提要によれば、『文章精義』には四庫全書とその所據本である永樂大典本以外には傳本がなく、永樂大典本・四庫全書本とも章學誠が直接讀みえたとは考えにくい。潘淳「潘子眞詩話」に、「東坡作《表忠觀碑》、荆公眞坐隅、葉致遠、楊德逢二人在坐、有客問曰：『相公亦喜斯人之作也』。公曰：『斯作絕似西漢』。坐客歎譽不已。公笑曰：『西漢誰人可擬』。德逢對曰：『王褒』。蓋易之也。公曰：『不可草草』。德逢復曰：『司馬相如、揚雄之流乎』。公曰：『相如賦《子虛》、《大人》、《喻蜀文》、《封禪書》耳、雄所著《太玄》、《法言》、以準《易》、《論語》、未見其敘事典瞻若此也。直須與子長馳騁上下』。坐客又從而贊之。公曰：『畢竟似子長何語』。坐客悚然。公徐曰：『楚漢以來諸侯王年表』也」(『苕溪漁隱叢話前集』卷三十八所引。この話は他に『野客叢書』卷六、『經進東坡文集事略』卷五等にも見える)とあり、章學誠はこちらに據ったものか。
 ただし、注(10)に述べるように、桐城派の方苞は「表忠觀碑」について「用《史記》三王世家體」と評しており、本篇にその方苞への批判が込められていたと考えると、章學誠は蘇軾が『史記』三王世家に倣ったとする説があることも認識していたと考えられる。
 原文「學究」は、本書卷三「朱陸」に「荒俚無稽之學究」とある(内篇三譯注、二七〇頁、同注(16)も参照)。また、

この王安石に対する批判は、「墓銘辨例」(劉刻本『章氏遺書』卷八外篇一)にも、「柳州《孝門》之銘、錄奏爲序、乃《西嶽華廟》及《孔廟卒史》諸碑之遺、本屬漢人常例、而宋人一見蘇氏《表忠觀碑》、即鶴突不得其解、末學拘繩、少見多怪、從古然矣」とある。

(9) 李耆卿『文章精義』に「子瞻《表忠觀碑》、終篇述趙清獻公奏、不增損一字、是學《漢書》。但王介甫以爲「諸侯王年表」則非也」と當該逸話が見える(葉瑛)。なお注(7)を参照。

(10) 「表忠觀碑」に録される上奏文が、趙抃の撰であるか蘇軾の撰であるかについては議論がある。『古文約選』(雍正十一年序刊本)所收「表忠觀碑」の方苞評に、「趙公奏本、軒豁老健、故可用《史記》三王世家體。然趙果能此、則其他文傳世行後者宜多、豈奏故子瞻代爲耶」とあり、方苞は陳奏を趙抃ではなく蘇軾が代作したと見ている(葉瑛)。これに對し、章學誠は趙抃による表忠觀修築を請願した「原奏」を想定している。

その後、桐城派の蕭穆は「跋文史通義」(『敬孚類稿』卷五)に、「章氏有云：『平心而論、趙公原奏未必如蘇氏之古雅』。似以爲趙公當日日本有原奏、蘇公爲銘、後來入集、即就趙公原奏點竄而潤色之、此又非也。蓋趙公此奏、當日即直屬蘇公代爲主稿、今《趙清獻公文集》竝無此奏、蘇公以此事本趙公主名、故仍存當日代爲主稿原銜、乃至當也」と述べ、蘇軾が趙抃のために代筆し制作したものであり、趙抃の原奏は最初からなかったと見るべきだとして章學誠の説を否定している(葉瑛)。また、蕭穆の本

篇への反論については、注(13)(23)も参照。

(11) 原文「記事記言」に關して、『漢書』藝文志、六藝略「春秋」の小序に「古之王者世有史官、君舉必書、所以慎言行、昭法式也。左史記言、右史記事、事爲《春秋》、言爲《尚書》」とあるが、章學誠は君主の行いを記すのが「春秋」であり君主の言論を記すのが「尚書」であるというのは誤解であり、古人は事柄と發言とを分けて別物とはしなかった(本書卷一「書教上」、内篇一譯注、一七四頁)。

(12) 原文「點竄」「塗改」は、唐・李商隱の「韓碑」詩に「點竄堯舜舜典字、塗改清廟生民詩」とある。また、本書卷二「言公下」の自注(内篇二譯注(2)、九九頁)に「因襲成文、或稍加點竄、惟史家義例自然」とあり、章學誠は、既成の文章に修改を加えるのは史家の義例に限られることであり、詩文集ではそのような方法を探らないと言う。

(13) 原文「此碑篇首「臣抃言」三字、篇末「制曰可」三字、恐非宋時奏議上陳、詔旨下達之體」について、蕭穆「跋文史通義」は、注(10)に擧げた本篇への反論に加え、さらに反論する。注(23)を参照。

(14) 秦が郡縣制を試行すべきか否かについて、『史記』秦本紀には、李斯の上奏文に「丞相臣斯昧死言」云々と見え、その時の皇帝の命令について「制曰：『可』」と記す(葉瑛)。

(15) 原文の劉知幾の「貌同而心異」は、『史通』卷八、摸擬第二十八に次のようにある。「夫述者相效、自古而然。故列禦寇之言理也、則憑李叟；揚子雲之草《玄》也、全師孔公。符朗則比迹於莊周、范曄則參蹤於賈誼。況史臣注記、其言浩博。若不仰範前哲、何以貽厥後來。蓋摸擬之體、

厥途有二：一曰貌同而心異、二曰貌異而心同。(以上葉瑛)「何以言之。蓋古者列國命官，卿與大夫爲別，必於國史所記，則卿亦呼爲大夫。此《春秋》之例也。當秦有天下，地廣殷周，變諸侯爲帝王，目宰輔爲丞相。而譙周撰《古史考》，思欲擯抑馬《記》，師仿孔《經》。其書李斯之棄市也，乃云：『秦殺其大夫李斯』。夫以諸侯之大夫名天子之丞相，以此而擬《春秋》，所謂貌同而心異也。」(以上、葉長青)。

(16)

『章實齋先生年譜』乾隆三十八年(一七七三、三十六歲)條に、「二月、由寧波過會稽、太平、至和州、似因朱筠之介、應知州劉長城之聘、編摩《和州志》」とある(葉長青)。また翌年の條に、「撰《和州志》四十二篇。編摩既訖、因採州中著述有裨文獻、及文辭典雅者、輯爲《和州文徵》八卷(《和州文徵序列》)：計奏議二卷、徵述二卷、論著一卷、詩賦二卷。上其書於安徽學政秦潮。……乃刪存爲二十篇、名曰《志隅》」とある(葉瑛)。また章學誠も「自序曰……鄭樵有史識而未有史學、曾鞏具史學而不具史法、劉知幾得史法而不得史意。此豫《文史通義》所爲作也。《通義》示人而人猶疑信參之。蓋空言不及徵諸實事也。《志隅》二十篇、略示推行之一端。能反其隅、《通義》非迂言可比也。……乾隆三十九年季夏之月」(『靈鶴閣叢書』第四集、『文史通義補編』)という。また「乙亥義烈傳」について、葉瑛は、劉刻「章氏遺書」(和州志)は列傳第十から二十一までを缺し、その中にあったため現存しないのであろうとする。

(17)

記事本末體は眞の『尙書』の遺法であるとして、章學誠は高

く評價していた。本書卷一「書教下」(内篇一譯注、一八九頁)を參照。

(18)

原文「絶城」は繩にすがつて城壁を下りること。『舊唐書』李絳傳に「絳初登陴、左右請絳絶城、可以避免、絳不從、乃并從事趙存約、薛齊俱死焉」とある。

(19)

崇禎八、九年に鳳陽が陥落した後、朱大典が鎮を移して賊を退け名譽回復したいきさつは、『明史』卷二百七十六、朱大典傳に、「朱大典、字延之、金華人。……崇禎……八年二月、流賊陷鳳陽、毀皇陵、總督楊一鵬被逮。詔大典總督漕運兼巡撫廬、鳳、淮、揚四郡、移鎮鳳陽。時江西北州縣多陷。明年正月、賊圍滁州、連營百餘里、總兵祖寬大破之。大典會總理盧象昇追襲、復破之。急還兵遏賊眾於鳳陽、賊始退。十一年、賊復入江北、謀竄茶山。大典與安慶巡撫史可法提兵遏之、賊乃西遁。大典先坐失州縣、貶秩視事。是年四月以平賊踰期、再貶三秩。尋敘援剿及轉漕功、盡復其秩」とある(葉長青・葉瑛)。

(20)

葉長青は朱大典のこの奏上文は佚したというが、朱大典「流賊陷和州揭」(『歷陽典錄補』卷五、藝文四)に「爲和城陷賊極慘、官紳殉節堪憐、謹據實詳報、祈聖鑒俯賜恩卹事。……正月二十日、接和州江防同知陳得姚申稱」云々とある。

(21)

原文「江防州同」は官職名。前注に引用した朱大典「流賊陷和州揭」に「和州江防同知」とあるのがそれに當たる。

(22)

ここで章學誠は、自身が上奏文の具體的内容は修改したが、前後の枠組に當たる書式は明代當時の方法に合わせ、上奏文の「正しい」書き方を實踐したと主張している。

前文「此碑篇首「臣抃言」三字，篇末「制曰可」三字，恐非宋時奏議上陳，詔旨下達之體」と本段の「夫文辭不察義例，而惟以古雅爲徇，……舍唐、虞而法秦、漢，未見其能好古也」について、蕭穆「跋文史通義」は、注(10)に挙げた本篇への反論以外にも、次のように批判する。「章氏所論有『文章可以學古，而制度則必從時』，此眞爲千古名言，後著作之家所當奉爲嚴師之訓也。乃今觀其論蘇文忠公《表忠觀碑》，則又有大不其然者。彼曰：『臣抃言、制曰『可』』，爲秦漢時之制，宋時陳奏之制必不如是。夫必先明宋時陳奏之制畢竟何者爲是，方能議彼之所以不是也。乃於宋時陳奏之制漫無發明，而曰『與其用『臣抃言』，何不曰『岳曰于』，制曰『可』』，何不曰『帝曰俞』。舍三代而法秦漢，未見其能好古』，此眞盲人道黑白也。其實此制自漢至宋，歷代相沿，並未更改，蘇公此文卽當時陳奏原式，唐宋名臣之集奏議所載，一一可考。姑以杜、韓兩集言之，杜公《上三大禮賦表》曰：『臣甫言』，韓公《論佛骨表》、《潮州刺史謝上表》均曰：『臣愈言』。宋代諸名公集所載奏議，莫不如是。其最昭晰顯見者，莫逾於司馬文正公《進資治通鑑表》，宋元刊本均載之，一依當時陳奏原本格式。章氏既以一代史學自負，博覽羣書，豈於歷代陳奏之制尙無稽考，竝唐宋名人之集及司馬公《進資治通鑑表》本格式概未之見邪。抑己各有所見，概以爲諸家皆謬爲仿古，尙未暇一一斥駁，特於蘇氏此碑前後不遵時王之制，反覆闢之，以概其餘邪。善讀章氏之書者，凡有所疑未見實據者，尙應細爲決擇參考之可也」。

(24)

これに對して、劉咸忻「文史通義識語」は、次のように蕭穆「跋文史通義」の本篇への批判に反論し、葉瑛は「識語」の次の説を支持している。「蕭說非也。唐、宋人書奏表式，表首具官姓名之下，曰臣某言，末云臣謹頓首頓首，奏表以聞。疏奏則分劄子與狀，其首具年月全旨，曰某某狀奏，或劄子奏，右臣竊以云云。狀末云，謹錄奏聞，伏候敕旨。劄子末云，取進止。此眞唐宋名人集中彰彰具在之格式。表惟施於陳乞慶賀辭謝，不用以奏事，乃唐、宋一定不易之法。趙公此奏，必用劄子狀，必不用表，卽表必不昧死以聞。宋制，敕不稱制。表奏有批答，亦不但云『可』。蘇氏顯然摹古，何可回護」。

汪鈍翁は清の汪琬、字は茗文、號は鈍庵、江蘇長洲の人、唐宋八家古文を鼓吹した人物として知られる。内篇四譯注、「矜俗」篇の注(30)(31)を參照。同篇の自注に「汪鈍翁以古文自命，動輒呵責他人，其實有才無識。好爲無謂之避忌，反自矜爲有識，大抵如此」とあり、文章の實質的內容ではない外的な文體・文飾へのこだわりを批判する文脈の中で、古文に長けていると標榜し他者の文章を痛烈に責める汪琬には見識がないと章氏は述べる。

また「睢州湯烈婦旌門頌序」は、汪琬『堯峰文鈔』卷三十七に次のようにある。「睢州湯烈順治十七年，巡按河南、監察御史臣粹然言：『睢州諸生湯祖契妻趙氏，值明末李自成之亂，賊入祖契家，挺刃劫氏，將驅之出。氏厲聲呵曰：『國家何負於若，乃至屠割民人，羸辱女婦。天誅將降，行見磔若曹肉，餒飢犬彘。曾不愆死，尙敢以刀鋸脅我』。賊大怒，遂刃之以死。迄今舉州流傳，言發

涕下，華顛毀齒，一無異辭。於是士民某等，白其狀於長，其長上諸府若司道，以達於臣。臣加覆覈，謂宜旌氏門閭，用勸流俗。臣謹昧死以聞。」（葉長青・葉瑛）

〔湯祖契妻趙氏〕については、『明史』列女傳三、趙氏傳に次のようにある。「湯祖契妻趙氏。祖契，睢州諸生。氏知書，有志節。崇禎十五年，賊陷太康，將抵睢。氏語家人曰：『州爲兵衝，未易保也。脫變起，有死耳。』及城破，屬祖契負其母以逃，而已闔戶自經，家人解之，投井，復爲家人所阻，怒曰：『賊至不死，非節也。死不以時，非義也。』賊至，環刃相向，牽之出，厲聲誦賊，遂遇害。」

(25) 原文「無足矜也」は、章學誠の汪琬に對する批判が込められている。それについては、本書卷四「矜俗」篇の自注に「反自矜爲有識，大抵如此」とある。注(24)を參照。

(26) 原文「摩古」は、本書卷三「文理」に「今舍己之所求，而摩古人之形似，是杞梁之妻，善哭其夫，而西家偕老之婦，亦學其悲號」とある。内篇三譯注、二九九頁を參照。

(27) 原文「婦人有名者稱名，……則猶是通融之文法也」は、汪琬が湯祖契の妻の趙氏について、「睢州湯烈婦旌門頌序」に「趙」の名を用いず、「挺刃劫氏」「氏厲聲呵」などと單に「氏」と呼んでいることを批判している。

(28) 「睢州湯烈婦旌門頌序」に「睢州諸生湯祖契妻趙氏，值明末李自成之亂」とある。注(24)を參照。

古文十弊

【成立年代】

胡適『章實齋先生年譜』によると、嘉慶元年（二七九六）に書かれた「丙辰山中草」十六篇の一つという。『丙藤文庫藏鈔本章氏遺書』の「章氏遺書目錄」（王宗炎編次）には、内篇二に「古文十弊丙辰山中鈔草」とある。本書内篇卷三「文德」、卷四「質性」「俗嫌」「矜俗」、卷五「答問」「古文公式」の成立年代に關する説明も參照。

余論古文辭義例，自與知好諸君書，凡數十通；筆爲論著，又有《文德》、《文理》、《質性》（二）、《黠陋》、《俗嫌》、《俗忌》諸篇，亦詳哉其言之矣。然多論古人，鮮及近世。茲見近日作者，所有言論與其撰著，頗有不安於心，因取最淺近者，條爲十通，思與同志諸君相爲講明。若他篇所已及者不複述，覽者可互見焉。此不足以盡文之隱，然一隅三反，亦庶幾其近之矣。

〔一〕「質性」，嘉業堂本、何氏鈔本作「莊騷」。

私が古文辭の義例を論じて、學を知り學を好む友人諸君に送った書信はおよそ數十通ある。筆を執って論著としたものとしては、ほかに「文德」、「文理」、「質性」、「黠陋」、「俗嫌」、「俗忌」の諸篇があり、やはり言葉を盡くしたものである。しかし多くは古人を論じたもので、近世に言及することは少なかった。最近の著者のあらゆる言論と著作を見ると、まったくしっくりしないもので、そのため最も卑近なものを選んで、十條として竝べ、志を同じくする諸君に

説き明かそうと思う。他の篇ですでに言及したことは繰り返さず、讀者は相互に参照されたい。これは文の秘奥を盡くすには足りないが、一隅三反して（一つを取り上げて他のことを類推する。『論語』述而、（秘奥に）近づくことを期待する。

一曰、凡爲古文辭者、必先識（一）古人大體、而文辭工拙、又其次焉。不知大體、則胸中是非、不可以憑、其所論次、未必俱當事理。而事理本無病者、彼反見爲不然而補救之、則率天下之人而禍仁義矣。有名士投其母氏行述、請大興朱先生作誌。敘其母之節孝。則謂乃祖衰年病廢臥床、溲便無時、家無次丁、乃母不避穢褻、躬親薰濯。其事既已美矣。又述乃祖於時蹙然不安、乃母肅然對曰：「婦年五十、今事八十老翁、何嫌何疑。」嗚呼。母行可嘉、而子文不肖甚矣。本無介帶（二）、何有嫌疑。節母既明大義、定知無是言也。此公無故自生嫌疑、特添注以斡旋其事、方自以謂得體、而不知適如冰雪肌膚、剜成瘡瘡、不免愈濯愈痕癢矣。人苟不解文辭、如遇此等、但須據事直書、不可無故妄加雕飾；妄加雕飾、謂之剜肉爲瘡、此文人之通弊也。

（一）「識」、何氏鈔本作「具」。

（二）「介帶」、何氏鈔本作「芥帶」。

第一。およそ古文辭に取り組む者は、必ずあらかじめ古人の根本を知らねばならず、文辭の巧拙は二の次である。根本を知らなければ、胸中の是非（の判断）は據り所がなく、論じて書き連ねること^④は、必ずしもすべて事理に當たるものではなくなる。そして事理としてはおもとと落ち度がないのに、逆に正しくないとみなしてそれ

を補おうとすれば、「天下の人を巻き込んで仁義に禍をなす」（孟子「告子上」）のである。ある名士が自分の母の行述を送りつけ、大興の朱先生（朱筠）に墓誌を作るよう請うた。その母の節孝を述べれば、義父（夫の父）が古い衰え病に倒れ寝たきりとなり、しきりに排泄するが、家には男手が無いので、母は不浄を避けず、自ら清掃にあたった、と言う。そのこと自體は十分に美しいことである。また、乃祖はその時そわそわして不安だったが、母は改まって對應して「わたくしは五十歳で、今八十の老父に仕えております。何の疑いがありましょう」と言った、と述べる。ああ、母の行いは稱賛すべきだが、子の文はひどく似つかわしくない。もともと引つ掛かりもないのだから、何の疑いがあるう。節母は大義に明らかである以上、このような言葉はなかったということが確實に分かるのだ。この人物は原因もなく勝手に疑いを生じ、ことさらに注釋を付け加えて取り繕い、自分で様式に過っていると言うが、ちょうど冰雪のように透き通った肌を、切開して治療しようとしてかえって傷を作ってしまった、こすればこするほど跡が残ってしまうようなものだ。假にも文辭を解しない人が、もしもこうしたこと巡り合わせたならば、ただ事柄に従ってそのまま書くべきで、故なく妄りに修飾を加えてはならない。妄りに修飾を加えることを、肉を引つ掻いて傷にしてしまふと言ひ、これは文人の通弊である。

二曰、《春秋》書内不諱小惡。歲寒知松柏之後彫（三）、然則欲表松柏之貞、必明霜雪之厲、理勢之必然也。自世多嫌疑、將表松柏、而又恐霜雪懷慚、則觸手皆荆棘矣。但大惡諱、小惡不諱、《春秋》之書内事、自有其權衡也。江南舊家、輯有宗譜。有羣從先世爲子聘某氏女、後以道遠家貧、力不能婚、恐失婚時、僞報子殤、俾女別聘。

其女遂不食死，不知其子故在。是於^(三)守貞殉烈，兩無所處。而女之行事，實不愧於貞烈，不忍淚也。據事直書，於翁誠不能無歎然矣。第《周官》媒氏禁嫁殤，是女本無死法也。《曾子問》：娶女有日，而其^(三)父母死，使人致命女氏。注謂恐失人嘉會之時，是古有辭昏^(四)之禮也。今制，壻遠遊，三年無聞，聽婦告官別嫁，是律有遠絕離昏之條也。是^(五)則某翁詭託子殤，比例原情，尚不足爲大惡而必須諱也。而其族人動色相戒，必不容於直書，則匿其辭^(六)曰：「書報幼子之^(七)殤，而女家悞聞以爲壻也」。夫千萬里外，無故報幼子殤，而又大道及男女昏期，明者知其無是理也。則文章病矣。人非聖人，安能無失。古人敍一人之行事，尚不嫌於得失互見也；今敍一人之事，而欲顧其上下左右前後之人，皆無小疵，難矣。是之謂八面求圓^(八)，又文人之通弊也。

(一)「雕」，何氏鈔本作「凋」。

(二)「於」，何氏鈔本作「以」。

(三)「其」，嘉業堂本作「婿」。

(四)「昏」，何氏鈔本作「婚」，下同。

(五)「是」，何氏鈔本作「然」。

(六)「辭」，何氏鈔本作「情」。

(七)何氏鈔本無「之」字。

(八)「圓」，何氏鈔本作「通」。

第二。「春秋」は内(魯の國內事情)を書くのに小惡を諱まない。⁽¹⁾「歲寒くして松柏の後に彫むを知る」(論語子罕)が、すると松柏の正しさを表そうとすれば、霜雪の嚴しさを明らかにしなければならぬ⁽²⁾が、理勢の必然である。世に忌避することが多くなつてか

らというもの、松柏(の正しさ)を表そうとしても、霜雪に恥をかかせることを恐れて、差し障りばかりになつてしまふのだ。⁽³⁾しかし大惡は諱み、小惡は諱まないことについて、「春秋」が内を書くことに、おのずと輕重を測る基準があるのだ。⁽⁴⁾江南の舊家では宗譜を編輯した。先代から男子のために某氏の女子を娶つた一族があつたが、後に距離が遠く家が貧しくなり、婚姻できる力がなくなつて、婚期を逸失することを恐れ、僞つて男子が亡くなつたと知らせ、女子に他に娶られるようにさせた。その女子はどうとう絶食して死んだが、その男子が元のまま生存していることを知らなかつた。これは、貞節を守るということについても、夫に殉ずるということについても、共に落ち着くところがない。⁽⁵⁾しかし女子の行動としては、まったく貞節を守り殉ずることに恥じず、埋没させるに忍びないのであつた。事柄に従つてそのまま書けば、(男子の)父にとつて、遺憾でないとするのはまづたくできない。ただ『周官』媒氏では夭折した者に嫁ぐことを禁じており、この女子にはもともと死ぬ道理は無かつたのである。「曾子問」では、結納の後數日して、婿の父母が死ねば、人に女子の側に(婚姻を取り消す)命を傳えさせるとある。注では、人の婚姻の良い機會を失うことを恐れるためであると言ふ。⁽⁶⁾このことからすると、古には婚姻を辭するという禮があつたのだ。今の制度では、婿が遠くに出掛けて、三年知らせがなければ、妻が官衙に報告して別に嫁ぐことを許す、とされている。⁽⁷⁾これは、法律には遠く音信が途絶えて離婚するという條文があるということである。すると、某父が僞つて男子が亡くなつたことにしたのは、先例を勘案し當事者の心情を汲むと、大惡であつて必ず諱まなければならぬほどではないのである。しかしその一族は動搖して警戒し、絶対にそのまま書くことを拒否したので、狀況を隠してこう書

いた。「書信で幼子が亡くなったことを知らせたが、女子の側の家は誤って婿が亡くなったと理解した」と。遠く離れているのに、幼子が亡くなったことを原因もなく知らせ、そうでありながら男女の婚禮の日取りに言及しておらず、明察する者はこのような理はないことが分かるのだ。これは文章のまずさである。人は聖人ではない限り、どうして過失がないことがあるか。古人はある人の行状を述べるのに、なお得失が共に表れることを厭わなかった。今ある人のことを述べるのに、その周囲の人すべてを見回して、すべて小さな瑕疵もないようにしようとするのは、困難である。これを八方に圓滿を求めると言い、これまた文人の通弊である。

三曰、文欲如其事、未聞事欲如其文^(二)者也。嘗見名士爲人撰誌、其人蓋有朋友氣誼、誌文乃倣韓昌黎之誌柳州也、一步一趨^(三)、惟恐其或失也。中間感歎世情反復、已覺無病費呻吟矣。末敘喪費出於貴人、及內親竭勞其事。詢之其家、則貴人贈賻稍厚、非能任喪費也。而內親則僅一臨穴而已、亦竝未任其事也。且其子俱長成、非若柳州之幼子孤露、必待人爲經理者也。詰其何爲失實至此、則曰倣韓誌柳墓終篇有云：歸葬費出觀察使裴君行立、又舅弟盧遵、既葬子厚、又將經紀其家、附紀二人、文情深厚、今誌欲似之耳。余嘗舉以語人、人多笑之。不知臨文摹古、遷就重輕、又往往似之矣。是之謂削趾適履、又文人之通弊也。

(一)「人」、據何氏鈔本改爲「文」。

(二)「一步一趨」、何氏鈔本作「亦步亦趨」。

第三。文は事柄の通りであるようにするが、事柄をその文の通り

にしようとするとは聞いたことがない。かつて、ある名士が人のために墓誌を作り、その人には友人の誼みがあったからであろう、墓誌の文はなんと韓昌黎（韓愈）の柳州（柳宗元）への墓誌に倣い、いちいち追隨して、ただただ（韓愈の墓誌から）外れることを恐れた。中ほどでは、世情を練り返し歎き、もう病氣でもないのにうめいてるように思われた⁽²²⁾。末尾には葬禮の費用が貴人から支出されたこと、同姓の親戚がそのために苦勞を盡くしたことを述べていた。その家に尋ねると、貴人の送った財物は少しかり手厚かったが、葬禮費用をまかなうことができるものではなかった。そして同姓の親戚はただ哀悼しただけであって、葬儀にはあずからなかったという。また、その子はみな成人になっていて、柳州が幼子を殘し、誰かが世話をしなければならなかったのとは異なる。どうして實際とこれほど異なることになったのか問い質すと、韓愈の柳宗元への墓誌で末尾に、葬禮の費用は觀察使・裴君行立により支出されたとあり、また母方の従兄弟の盧遵が、子厚を葬り、柳家を世話したとあって、（裴君と盧遵の）二人を附記し、文にこめられた情緒が深く厚かった⁽²³⁾ので、今の墓誌でそれに似せようとしたのだ、と言う。私は以前この例を擧げて他の人に語ったところ、多くは嘲笑したが、文を書くうとして古を模倣し、力點の置き所を古人の文に合わせると、また往々にしてこんなことになってしまふのを知らないのだ。これを足を削って靴に合わせると言い、⁽²⁴⁾これまた文人の通弊である。

四曰、仁智爲聖、夫子不敢自居。瑚璉名器、子貢安能自定。稱人之善、尙恐不得其實；自作品題、豈宜誇耀成^(二)風耶。嘗見名士爲人作傳、自云吾鄉^(三)學者、鮮知根本、惟余^(四)與某甲、爲功於經術耳。所謂某甲、固有時名^(五)、亦未見必長經術也^(五)。作者乃

欲援附爲名，高自標榜，惡矣。又有江湖游士，以詩著名，實亦未足副也。然有名實遠出其人下者，爲人作詩集序⁽²⁸⁾，述人請序之言曰：「君與某甲齊名，某甲既已辨言，君烏得無題品⁽²⁹⁾」。夫齊名本無其說，則請者必無是言，而自詡齊名，藉人炫己，顏頰不復知忸怩矣。且經援服、鄭、詩攀李、杜，猶曰高山景仰；若某甲之經，某甲之詩，本非可恃，而猶藉爲名，是之謂私署頭銜，又文人之通弊也。

(二)「成」，何氏鈔本作「咸」。

(三)「吾鄉」，何氏鈔本作「大江以西」。

(四)「余」，何氏鈔本作「想」。

(五)「固有時名」，何氏鈔本作「以嘗舉經學知名所著」。

(六)「亦未見必長經術也」，何氏鈔本作「亦未甚見稱也」。

(七)「詩集序」，何氏鈔本作「詩序」。

(八)「題品」，何氏鈔本作「品題」。

第四。仁智によつて聖人であると、夫子は自認しようとせず、(宗廟の貴重な禮器である)瑚璉のような名器と、子貢はどうして自分を認定できたであろうか。人の善を稱賛するのに、なお實際に合わないことを恐れる。自分で品評をするのに、⁽³⁰⁾どうしてひけらかす風潮を作つて良いだろうか。名士が人のために傳を書き、我が郷里の學者は根本を知る者はほとんどいないが、ただ自分と(傳の對象である)誰そののみが經術に成果を擧げた、と自分で言うのを目にしたことがある。そこで言われた誰それには、もとより當時聲望があつたが、間違ひなく經術に長けていたということでもなかつた。そうであるのに、(傳の)作者は(誰それに)かこつけて聲名を作り出して、高々とひけらかすのは、恥ずかしいことだ。またある民間

の游士がおり、詩によつて著名であつたが、實際は名に副わないものであつた。しかし名も實も遠くその人の下にある者が、人のために詩集の序を作り、人が序を請うて「貴殿と誰それとは名聲が齊しく、誰それもう(私のために)序文を著してくれましたが、貴殿はどうして品評せずに濟みましようか⁽³¹⁾」と言つた、と述べる。名聲が齊しいという話などもと無いだから、請うた者にこのような言葉があつたはずはないのに、自分で名聲が齊しいなどとひけらかし、人にかこつけて自分を顯示するのは、およそ恥というものを知らないであろう。また、經については服虔・鄭玄を持ち出し、詩については李白・杜甫にこじつけて、高山を仰ぎ見るなどと言いさえる⁽³²⁾。もし誰そのの經術、誰そのの詩であれば、もともと恃むべきではなく、そうなのになおそれにかこつけて名聲とする。これを自分で勝手に肩書きをつけると言い、⁽³³⁾これまた文人の通弊である。

五曰、物以少爲貴，人亦宜然也。天下皆聖賢，孔、孟亦弗尊尙矣。清言自可破俗，然在典午，則滔滔皆是也。前人譏《晉書》列傳同於小說，正以採掇清言，多而少擇也。立朝風節，強項敢言，前史修爲美談。明中葉後，門戶朋黨，聲氣相激，誰非敢言之士。觀人於此，君子必有辨矣。不得因其強項申⁽³⁴⁾威，便標風烈⁽³⁵⁾，理固然也。我憲皇帝澄清吏治，裁革陋規，整飭官方，懲治貪墨，實爲千載一時。彼時居官，大法小廉，殆成風俗，貪冒⁽³⁶⁾之徒，莫不望風革面，時勢然也。今觀傳誌碑狀之文，敘雍正年府州縣官，盛稱杜絕饋遺，搜除積弊，清苦自守，革除例外供支，其文洵⁽³⁷⁾不愧於循吏傳矣。不知彼時逼於功令，不得不然，千萬人之所同，不足以爲盛節。豈可見奄寺而頌其不好色哉。山居而貴薪木，涉水而寶魚蝦，人知無是理也；而稱人者乃獨不然，是之謂不達時勢，又文人之通弊也。

〔一〕「申」、何氏鈔本作「伸」。

〔二〕「冒」、何氏鈔本作「墨」。

〔三〕何氏鈔本無「洵」字。

第五。物は少ないことよって貴くなり、人も同様のはずである。天下すべて聖賢であれば、孔孟もまた尊ばれることはない。清談はおのずと卑俗さを打ち破ることができるが、司馬(氏の王朝の晉)にあつては、すべてがそれであつた(論語「微子」)。先人が『晉書』の列傳が小説と同じだと譏つたのは、正に清談を採用したものの、多すぎて選擇が少なかったからである。朝廷に立つ時の立ち居振る舞いとは、剛毅で直言するもので、以前の史書では美談として褒めそやした。明の中葉以後は、門戸・朋黨の議論が激しく、直言しないう者などいなくなつた。こうした状況において人を觀察すれば、君子は必ず區別をする。剛毅で壓倒するからといって、風格が模範となると公認することはできないのは、理として當然であろう。我が憲皇帝(雍正帝)は官吏の氣風を清淨にし、習慣化した不正な手續きを改め、官衙を整頓し、腐敗を懲戒なさつたが、實に得難い機會であつた。その時官職にあつた者は、大臣は法に則り、小官は清廉で、それがほほ風習となり、腐敗した輩は、その様子を見て自ら態度を改めようとしないう者はいなかつたのは、そのような時勢であつたのである。今、傳記・墓誌・碑文・行狀の文を觀ると、雍正年間の府・州・縣の官吏を述べるのに、賄賂を杜絶し、積年の弊害を除去し、清貧を守り、先例にない支出を撤廢したことを盛んに稱贊し、その文はまことに循吏傳に恥じない。當時は法令に迫られて、そうせざるを得ず、萬人が同じであつて、節操の高さと考えるには足りない。宦官を見て、色を好まないことを稱えることがどうしてでき

ようか。山に居ながら薪木を貴重としたり、川や海を股にかけながら魚や蝦を寶とするとは、人はそんな道理は無いと知つてゐる。しかし人を稱贊する者だけはそうではない。これを時勢を理解しないと言ひ、これまた文人の通弊である。

六曰、史既成家、文存互見、有如《管晏列傳》、而動詳於《齊世家》、張耳分題、而事總於《陳餘傳》。非惟《命意有殊、抑亦詳略之體所宜然也。若夫文集之中、單行傳記、凡遇牽聯所及、更無互著之篇、勢必加詳、亦其理也。但必權其事理、足以副乎其入、乃不病其繁重爾。如唐平淮西、《韓碑》歸功裴度、可謂當矣。後中讒毀、改命於段文昌、千古爲之歎惜。但文昌徇於李愬、愬功本不可沒、其失猶未甚也。假令當日無名偏裨、不關得失之人、身後表阡、侈陳淮西功績、則無是理矣。朱先生嘗爲故《編修蔣君撰誌》、中敘國家前後平《定準回要略》、則以蔣君總修《方略》、獨力勤勞、書成身死、而不得敘功故也。然誌文雅健、學者慕之。後見某中書舍人死、有爲作家傳者、全襲《蔣誌》原文、蓋其人嘗任分纂數月、於例得列銜名者耳、其實於書未寓目也。是與無名偏裨、居淮西功、又何以異。而文人喜於據事、幾等軍吏攘功、何可訓也。是之謂同里銘旌。昔有夸夫、終身未膺一命、好襲頭銜、將死、遍《召所知》、籌計銘旌題字。或徇其意、假藉《例封待贈修職登仕諸階》、彼皆掉頭不悅。最後有善諧者、取其鄉之貴顯、大書勳階師保殿閣部院某國某封某同里某人之極。人傳爲笑。故凡無端而影附《者》、謂之同里銘旌、不謂文人亦效之也、是又文人之通弊也。

〔一〕「於」、何氏鈔本作「于」、除第八條「於斯」、第十條「於引端」、
「於刊削」之「於」外、下同。

- (二)「惟」何氏鈔本作「爲」。
 (三)劉刻章氏遺書本無「故」字。
 (四)何氏鈔本無「平」字。
 (五)「遍」何氏鈔本作「徧」。
 (六)「藉」何氏鈔本作「借」。
 (七)「附」三味堂本、寶墨齋本作「附」。

第六。史書で(著述として)一家を成すものについては、(関連する)記述が別の箇所に見えることになり、例えば『史記』に「管晏列傳」はあるけれども、(齊の宰相としての管仲・晏嬰の)功績は「齊世家」に詳しく、張耳は(列傳の)表題に(陳餘と)名を並べるが、事跡は(途中から)「陳餘傳」に一括されるようなものだ。(これは篇の)主旨が異なるのみならず、それこそが然るべき精粗の在り方だったためでもある。文集の中にある、單獨の傳記とはいえば、總じて(対象の人物に)関連する事柄について、別にそれを記す篇などそもそも無いのだから、必ずや記述は詳しくなるが、それももつともなことである。ただし物事の道理に即して考え、その人物に充分相應しいならば、記述が繁雜だと氣にすることは無い。例えば唐が淮西を平らげると、「韓碑」は手柄を裴度に歸したが、妥當なことといえる。後に中傷に遭い、(朝廷は)改めて段文昌に(碑文の執筆を)命じたが、古來これは惜しいことだったと嘆かれている。だが文昌は李愬に追従したが、愬の手柄は本來無かったことのできないもので、その過ちはそれでも酷くはない。もしも當時の名もない武將で、(戦いの)成否に關わらない者が、没後の墓碑で、淮西での勳功を大袈裟に語るならば、その理屈は通らない。朱先生(朱筠)はもとの編修蔣君(蔣雍植)のために墓誌を著し、その中で國家が

前後して準部・回部を平定した概略を述べておられるが、これは蔣君が『平定準噶爾方略』の編纂を統べ、獨りで力を盡くしたのに、書物は完成したものの自身は没してしまい、論功に與れなかつたからである。しかし墓誌の文章は上品で勢いがあるので、學問をする者はこれに心を寄せた。後にある内閣中書が没して、そのために家傳を作る者がおり、「蔣君墓誌」の原文をそっくりそのまま取り込んだが、それはこの人は數箇月(『方略』の)編纂を分擔するよう命じられたことがあり、慣例で(編纂者の名簿に)官職・姓名を列ねられたからで、實のところその書物に目を通したことは無かつたのである。これもまた名もない武將が、淮西での手柄を我が物にするのと、どう異なるだろうか。けれども文人が好んで事跡を拾い集めることは、武官が手柄を盗むこととほぼ同じで、どうして手本にできようか。これを同じ村の銘旌という。むかし見榮つ張りな男がいて、生涯に一つも官職を授けられなかつたが、肩書きを連ねることが好きで、死に際して、廣く知り合いを呼んで、銘旌の題字を思案した。ある者はその思いに追従し、例封・待贈の語や修職郎・登仕郎などの官階を假に使用した。彼はかぶりを振って満足しなかつた。最後に冗談の上手い者がいて、その土地の身分が尊く名高い人物を取り上げ、(その人物の)官階、三師や殿閣大學士の稱號、六部や翰林院・都察院での職、某國を冠する封爵に續けて某公の同じ村の某人の棺と大きく記した。人々は(これを)言い傳えて笑いが、はからずも文人もやはりそれに倣っており、これまた文人の通弊である。

七曰、陳平佐漢、志見社肉、李斯亡秦、兆端廁鼠。推微知著、

固智^(一)士之相^(二)機^(三)；搜間傳^(四)神^(五)，亦文家之妙用也。但必得其神志所在，則如圖畫名家，頰上妙於增毫；苟徒慕前人文辭之佳，強尋猥瑣，以求其似；則如見桃花而有悟，遂取桃花作飯，其中豈復有神妙哉。又近來學者，喜求^(六)徵實，每見殘碑斷石，餘文^(七)剩字，不關於正義者，往往藉以考古制度，補史缺遺，斯固善矣。因是行文，貪多務得，明知贅餘非要，卻爲有益後世推求，不憚辭費。是不特文無體要，抑思居今世而欲備後世考徵，正如董澤矢材，可勝既^(八)乎。夫傳人者文如其人，述事者文如其事，足^(九)矣。其或有關考徵，要必本質所具，即或閒情逸出，正^(一〇)爲阿堵傳神。不此之務，但知^(一一)市菜求增^(一二)，是之謂畫蛇添足，又文人之通弊也。

〔一〕「智」，何氏鈔本、劉刻章氏遺書本作「相」。

〔二〕「相」，何氏鈔本、劉刻章氏遺書本作「元」。

〔三〕「傳」，寶墨齋本作「轉」。

〔四〕「求」，何氏鈔本作「于」。

〔五〕「文」，何氏鈔本作「辭」。

〔六〕「既」，底本、粵雅堂叢書本、三味堂本、寶墨齋本劉刻章氏遺書本作「暨」。據《春秋左氏傳》，何氏鈔本改。

〔七〕「足」，何氏鈔本作「止」。

〔八〕粵雅堂叢書本、三味堂本無「正」字。

〔九〕「知」，何氏鈔本作「如」。

〔一〇〕「增」，何氏鈔本作「益」。

第七。陳平は漢を補佐したが、その志は（土地神を祀る）やしろの肉に現れたし、李斯は秦で命を失ったが、その兆しは便所の鼠に端を發した。微かな前觸れから明らかな結果を知ること、もとより

智者が機微を察する在り方だし、何氣ないところで（人物の）眞髓を伝えることも、やはり文章家の巧みな働きである。しかし（そのためには対象となる人物の）精神・氣概の在り處を捉えて、繪畫の名人のように、頰に巧みに毛を加え（眞髓を傳へねばならないのに）、虚しく先人の字句の美しさに心を寄せ、無理に細々したことを追い求め、それらしく見せようと望めば、桃の花を見て悟りを開く者がいたから、それで桃の花を採って食事にしたようなもので、そこにはもはや（文章の）玄妙な働きがあるだろうか。また近頃の學問をする者は、好んで考證することを望み、損壞した石碑を見る度に、殘餘の文字で、經書の本義と關わらないものを通じて、しばしば古えの制度を考え、史書の缺落を補うが、これは誠に結構なことだ。（だが）そのようにして文章を著し、知識を貪欲に取り込もうとすれば、大切ではない餘計な事柄とよく分かつていながら、逆に後の世の求めに役立たせるため、言葉をややすことを避けなくなる。これは文章が（主題について）要を得なくなるし、また今の世にいながら後の世の考證に備えようとしても、ちょうど董澤に生える矢の材料（になるカワヤナギ）を、用い盡くせないようなものだろうか。いったい人の傳を著すならば文章はその（対象の）人（の人間性・事跡）のとおりとし、事柄を述べるならば文章はその事柄のとおりにしたら、充分だ。（文章とは）その中に考證に關わることがあつても、實質を具えなければならぬのであつて、たとえ本題を外れた思いが脇に表れたとしても、（それは）正にそこから眞髓を傳えるものとなるのである。ここに力を注がなければ、ただ野菜を買う際に量が多くなるよう望むことを知るだけで、それは蛇を畫いて足を付け加えるというが、これまた文人の通弊である。

八曰、文人固能文矣、文人所書之人、不必盡能文也。敘事之文、作者之言也。爲文爲質、惟其所欲、期如其事而已矣。記言之文、則非作者之言也；爲文爲質、期於適如其人之言、非作者所能自主也。貞烈婦女、明詩習禮、固有之矣。其有未嘗學問、或出鄉曲委巷、甚至傭嫗鬻婢、貞節孝義、皆出天性之優、是其質雖不愧古人、文則難期於儒雅也。每見此等傳記、述其言辭、原本《論語》、《孝經》、出入《毛詩》、《內則》、劉向之《傳》、曹昭之《誡》、不啻自其口出、可謂文矣。抑思善相夫者、何必盡識鹿車鴻案、善教子者、豈皆熟記畫荻丸熊。自文人胸有成竹、遂致闡修、皆如板印。與其文而失實、何如質以傳真也。由是推之、名將起於卒伍、義俠或奮閭閻^(二)、言辭不必經生、記述貴於宛肖。而世有作者、於斯多不致思、是之謂優伶演劇。蓋優伶歌曲、雖耕氓役隸、矢口皆叶^(三)宮商、是以謂之戲也。而記傳之筆、從而效之、又文人之通弊也。

(一)「閭閻」、何氏鈔本、粵雅堂叢書本、三昧堂本、寶墨齋本作「閭閻」。

(二)「叶」、何氏鈔本作「協」。

第八。文人はもとより文章を書くが、文人が（文章に）著す者が、全て文章を解するとは限らない。事柄を述べる文章は、書き手の言葉であり、文雅にせよ質樸にせよ、その（書き手の）望むまま、その事柄のようであらうとしさえすればよい。言葉⁹³を記す文章は、書き手の言葉ではないので、文雅にせよ質樸にせよ、まさしくその（言葉を發した）者の言葉のようにするのであって、書き手の思い通りにできるものではないのである。貞女・烈婦には、『詩』に明るく『禮』に習熟した者も、もとより存在する。（だが）彼女らには學

問をしたことが無い者もいるし、ある者は田舎や陋巷の出身だし、果ては端女・物賣り女で、貞操・孝義は、いずれも生來の美質に由來し、それでその性質は古人に恥じないとはいえ、文辭が典雅だとは望み難い。⁹⁴（ところが）こういった者たちの傳記を見ると、その言葉⁹⁵を述べるのに、『論語』・『孝經』に基づき、『毛詩』・『內則』や、劉向の『列女傳』、班昭の『女誡』を涉獵し、まさに書き手の口から出たものと變わず、文雅といえる。ところが夫を上手く助ける者が、どうして必ず鹿車や梁鴻の膳（の故事）を知っているか。⁹⁶子供を上手く教える者が、どうしてみなオギで文字を書いたことや熊の（肝の）丸藥（の故事）に通じていようか。文人は心に竹のさまを仕上げ（それで繪を描くように出來合ひの表現を用い）るから、かくて女性の徳を、いずれも判で押したように（描寫）してしまう。（だが）文雅であらうとして事實と合わないよりは、質樸でも眞實を傳える方がよい。ここから推し量ると、名將で兵卒から身を起し、義俠で村里から奮い立つた者だと、（その）言葉遣いは必ずしも書生が著したようではなく、記録はありのままを尊ぶものだ。⁹⁷けれども世の書き手は、多くここに思いを致さず、これを役者の芝居といっている。そもそも役者の歌は、（その者の配役が）農民や下働きでさえも、口を開けばいずれも音律に叶うから、それで（たむれれという意味を持つ文字を用いて）これを戲とるのである。けれども傳記の筆致が、それを模倣するのは、これもまた文人の通弊である。

九曰、古人文成法立、未嘗有定格也。傳人適如其人、述事適如其事、無定之中、有一定焉。知其意者、且暮遇之。不知其意、襲其形貌、神弗肖也。往余撰《和州故給事成性志傳》、性以建言著稱、故采錄其奏議。然性少遭亂離、全家被害、追悼先世、每見文辭。而

《猛省》之篇尤沈痛，可以教孝，故於終篇全錄其文。其鄉有知名士賞余文曰：「前載如許奏章，若無《猛省》之篇，譬如行船，鶴首重而（二）舵樓輕矣。今此婪尾，可謂善謀篇也。」余戲詰云：「設成君本無此篇，此船終不行耶。」蓋塾師講授《四書》文義，謂之時文，必有法度以合程式。而法度難以空言，則往往取譬以示蒙學。擬於房室，則有所謂閒架結構；擬於身體，則有所謂眉目筋節；擬於繪畫，則有所謂點睛添毫；擬於形家（三），則有所謂來龍結穴。隨時取譬（四）。然爲初學示法，亦自不得不然，無庸責也。惟時文結習，深錮腸腑（四），進窺一切古書古文，皆此時文見解，動操塾師啟蒙議論，則如用象棋枰布圍棋子，必不合矣。是之謂井底天文，又文人之通弊也。

（一）何氏鈔本無「重而」二字。

（二）「家」，何氏鈔本作「象」。

（三）「隨時取譬」下，何氏鈔本、劉刻章氏遺書本有「習陋成風」四字。

（四）「腑」，何氏鈔本作「肺」。

第九。古人（の場合）は文章が成つてから法則が立ち現れたのであり、決まった仕方は存在しなかったのである。（ただ昔も）人の傳を著すならば正にその人（の言動）のとおりとし、事柄を述べるならば正にその事柄のとおりとして、（まだ）決まりの無い中に、（相應の）決まりはあったのだ。その考えが分かれば、朝夕それに出會う（ほど文章の法則に熟達する）。その考えが分からなければ、（古人の）姿形を眞似しても、精神は似るものではないのである。以前、私は「和州故給事成性志傳」を著したが、性は（皇帝への）建議で名が知られており、それで彼の奏議を（傳に）採録した。しかしながら性は若くして世の亂れによる憂いに巡り合い、家を擧げて危害

を受け、祖先への追悼（の念）は、（詩文の）字句ごとに表れている。けれども「猛省篇」はとりわけ痛切で、（讀者を）孝に導けるから、それで終段にその文を全て収めた。彼の郷里で名を知られた士人が私の文章を褒めて「前にこのような上奏文を載せ、もし「猛省篇」が無いと、船を動かすのに譬えれば、船首が重く船尾が軽いことになり（三）ます。今これで（傳を）締め括られたのは、上手い構想といえます」と言った。私はふざけて「もし成君に元來この作品が無ければ、この船はとうとう進まなかったのですか」と尋ねた。そもそも塾の教師は四書の文章の解釋を講じ、これを時文というが、（そこには）必ず格式に適う規範があるものの、規範を據り所も無く語ることとは難しいから、しばしば譬えを用いてそれを初學者に教える。家屋に擬えれば、いわゆる閒架・結構があり、身體に擬えれば、いわゆる眉目・筋節があり、繪畫に擬えれば、いわゆる點睛・添毫があり、地相に擬えれば、いわゆる來龍・結穴がある。場合に應じて（身近な）譬えを用いる。しかしながら學び始めの者に法則を教えるには、やはり自ずとそうせざるを得ず、（これを）咎めるには及ばないのである。ただ時文の根深い習慣は、深く體に染み込み、あらゆる古籍・古文に分け入るにも、いづれも時文の見方をもってし、ともすれば無知な者に向けた塾の教師の言説を持って、將棋盤に碁石を置くようなものであつて、必ず的外れになる。それを井戸の底から見る星というが、これまた文人の通弊である。

十曰、時文可以評選、古文經世之業、不可以評選也。前人業評選之、則亦就文論文可耳。但評選之人、多非深知古文之人。夫古人之書、今不盡傳、其文見於史傳、評選之家、多從史傳採錄。而史傳之例、往往刪節原文、以就隱（二）括、故於文體所具、不盡全也。評

選之家、不察其故、悞^(一)謂原文如是、又從而爲之辭焉。於引端不具、而截中徑起者、詔謂^(二)發軔之離奇；於刊削餘文、而遽入正傳者、詫爲篇終之嘯峭。於^(三)是好奇而寡識者、轉相歎^(四)賞、刻意追摹、殆如左氏所云：「非子之求、而蒲之愛^(五)矣。」有明中葉以來、一種^(六)不情不理、自命爲古文者、起不知所自來、收不知所自往、專以此等出人思議、誇爲奇特、於是坦蕩之塗^(七)、生荆棘矣。夫文章變化侷於鬼神、斗然而來、戛然而止、何嘗無此景^(八)象、何嘗不爲奇特。但如山之岩^(九)峭、水之波瀾^(十)、氣積勢盛、發於自然、必欲作而致之、無是理矣。文人好奇、易於受惑、是之謂悞學邯鄲、又文人之通弊也。

- (一)「隱」、何氏鈔本作「隱」。
 (二)「悞」、何氏鈔本、寶墨齋本、劉刻章氏遺書本作「誤」、下同。
 (三)「謂」、何氏鈔本作「爲」。
 (四)「於」、何氏鈔本作「如」。
 (五)「歎」、何氏鈔本作「嘆」。
 (六)「愛」、底本、粵雅堂叢書本、三味堂本、劉刻章氏遺書本作「覓」。
 據《春秋左氏傳》、何氏鈔本、寶墨齋本改。
 (七)何氏鈔本無「一種」二字。
 (八)「塗」、何氏鈔本作「途」。
 (九)「景」、何氏鈔本作「意」。
 (十)「岩」、劉刻章氏遺書本作「巖」、三味堂本作「岳」。
 (十一)「瀾」、何氏鈔本作「潮」、傍書「瀾」。

第十。時文は批評・選録できるが、古文は世の中を治める仕事だから、批評・選録することはできないのである。先人は既にこれを

批評・選録しているが、やはり文から文を論じるならばそれはよい。しかし(文章を)批評・選録する者は、多くが古文をよく知る者ではない。いったい古人の書物は、いま全ては傳わらず、その文章が史傳に見えると、批評・選録する者は、多くが史傳から採録する。けれども史傳の習わしでは、しばしば原文を節略して、筋が通るようにするから、それで形としてその文章は、完全というわけではないのである。批評・選録する者は、そのいきさつを知らず、誤って原文がこうだと思い、またそれによってその(前提で)理屈を付ける。(節略され)冒頭が具わらず、途中から急に始まるものを、大仰に竝々ならない起筆だと言ひ、削除を経て残った文章が、慌ただしく本筋の敘述に入るものを、得意氣に急峻な結末だとする。それで變つたことを喜び見識の乏しい者らが、(中途半端な文章を)互いに褒め稱え合つて、模倣に専心するが、(これは)ほとんど『左氏傳』にいう「息子を求めず、(息子を取り戻すための戦いで用いる矢の材料となる)カワヤナギを惜しむ」ような(見當違いという)ものだ。明代の中頃以降、情理に則らず、古文の書き手を自任する一類の者がおり、(人々には彼らが)どこから筆を起すのか分からず、どこまで行つて筆を擱くのか分からないのだが、ひたすらこれら人の意表を突くことを、類いなく珍しいと誇るから、それで廣く平らな(文章の)道に、いばらが生えてしまった。いったい(二篇の)文章の(前後における)變化は(測り難い)鬼神(の働き)に等しく、急にやつて来て、俄かに止まるから、(古文の書き手を自任する者と關わりなく)どうして今まで(文章に)この(變化に富む)有り様が無かつただらうか、どうして今まで(の文章が)類なく珍しいものといふことが無かつたらうか。しかし險しく高い山、波立つ水は、氣が積もつて勢が盛んとなり、自ずと生じたものだが、もし(人が)これ

らを造り上げようとしても、そんな道理はない。文人は變わつたことを喜ぶので、惑わされやすく、それを誤つて邯鄲（の歩き方）を學ぶというが、これまた文人の通弊である。

- (1) それぞれ本書に見えるが、「俗忌」は「砭俗」の原名であろう（程千帆『文論十箋・葉瑛』。「古文辭」について、本書内篇では他に卷三「書朱陸篇後」、卷五「古文公式」で言及されている。
- (2) 原文「古人大體」は、本書内篇卷三「史德」、「書朱陸篇後」、卷四「質性」、卷五「婦學篇書後」に見える。「書朱陸篇後」注（1）参照。
- (3) 原文「胸中是非」は、『莊子』天地「德人者、居無思、行無慮、不藏是非美惡」の郭象注に「無是非於胸中、而任之天下」とある。
- (4) 原文「論次」は、『史記』五帝本紀に「余并論次、擇其言尤雅者、故著爲本紀書首」とある（程千帆・葉瑛）。孝武本紀、三代世表、封禪書、三王世家、儒林列傳、太史公自序にも見える。
- (5) 原文「介帶（芥蒂）」は、應劭『風俗通義』怪怪神第九に「人用物精多、有生之最靈者也、何不芥蒂於其胸腹、而割裂之哉」とあるが、王利器校注は「芥芥」に作るべきとする。司馬相如「子虛賦」（『文選』卷七）に「吞若雲夢者八九、於其胸中曾不芥芥」とある。翟灝『通俗編』草木に「今人每顛倒言之曰『芥蒂』、乃自宋人詩始」とも言う。
- (6) 原文「冰雪肌膚」は、『莊子』逍遙游に「藐姑射之山、有神人居焉、肌膚若冰雪、淖約若處子、不食五穀、吸風飲

露」とある（程千帆・葉瑛）。「瘡瘡」は、焦贛『易林』噬嗑之益に「斧斤所斫、瘡瘡不息」とある。

- (7) 原文「痕癩」は、『魏書』西域傳に「并送幻人、稱能割人喉脉令斷、擊人頭令骨陷、皆血出或數升或盈斗、以草藥內其口中、令嚼咽之、須臾血止、養瘡一月復常、又無痕癩」とある。
- (8) 原文「據事直書」は、本書卷四「繁稱」注（7）を参照。
- (9) 原文「雕飾」は、劉勰『文心雕龍』檄移に「文不雕飾、而辭切事明」、劉知幾『史通』惑經に「諸如此句、多是古史全文、則知夫子之所修者、但因其成事、就加雕飾、仍舊而已」とある。
- (10) 原文「剝肉爲瘡」は、釋惠然『鎮州臨濟慧照禪師語錄』に「到鳳林、林問：有事相借問、得麼。師云：何得剝肉作瘡。林云：海月澄無影、游魚獨自迷。師云：海月既無影、游魚何得迷」と、陳淵「和羅仲素寄子靜長篇」（『默堂先生文集』卷五）に「分將肌肉、剝爲瘡、猶說道心乃平常。〔剝肉爲瘡、平常心、是道禪家語也〕」、王守仁『傳習錄』下卷に「欲於靜坐時、將好名好貨等根、逐一搜尋掃除廓清、恐是剝肉做瘡否」と、胡渭『大學翼真』卷三に「馮氏柯曰……以傳簡之錯、遂割不錯之經文以補之、則欲補其瘡而先剝其肉、以爲瘡矣、尤非也。按、馮氏剝肉爲瘡之喻、切中諸君子之病」とある。馮柯は明代の朱子學者。「內大惡諱、此其言甚之何。『春秋』錄內而略外、於外大惡書、小惡不書；於內大惡諱、小惡書」、注に「明取邑爲小惡、一月再取、小惡中甚者耳、故書也。於內大惡諱、

- 於外大惡書者，明王者起當先自正，内無大惡，然後乃可治諸夏大惡，因見臣子之義，當先爲君父諱大惡也。内小惡書，外小惡不書者，内有小惡，適可治諸夏大惡，未可治諸夏小惡，明當先自正然後正人。小惡不諱者，罪薄恥輕。敗宋師日者，見結日偏戰也。不言戰者，託王於魯，故不以敵辭言之，所以彊王義也」とある（葉長青・葉瑛）。
- (12) 原文「欲表松柏之貞，必明霜雪之厲」は、『易經』訟に「六三、食舊德，貞厲，終吉」、疏に「貞，正也；厲，危也。居爭訟之時，處兩剛之間，故須貞正自危厲，故曰貞厲」とある。
- (13) 原文「理勢」は、本書卷一「易教上」注(23)参照。
- (14) 原文「懷慚」は、朱浮「爲幽州牧與彭寵書」(『文選』卷四十一)に「往時遼東有豕，生子白頭，異而獻之。行至河東見羣豕皆白，懷慚而還若。以子之功論於朝廷，則爲遼東豕也」とある。
- (15) 本書卷四「俗嫌」で、嫌疑が多いために世事に關わる文章は難しい、と述べていたのを参照(内篇四譯注、二二二―二二三頁)。
- (16) 原文「權衡」は、『禮記』深衣に「規矩取其無私，繩取其直，權衡取其平」とある。
- (17) 原文「兩無所處」は、『論衡』薄葬に「以爲死人有知，與生人無以異，孔子非之，而亦無以定實然。而陸賈之論，兩無所處」とある。
- (18) 原文「媒氏禁嫁殤」は、『周禮』地官・媒氏に「禁遷葬者與嫁殤者」とあり、鄭玄注に「殤，十九以下未嫁而死者。生不以禮相接，死而合之，是亦亂人倫者也。鄭司農云，
- (19) 『禮記』曾子問に「曾子問曰：「昏禮既納幣，有吉日，女之父母死，則如之何」。孔子曰：「壻使人弔。如壻之父母死，則女之家亦使人弔。父喪稱父，母喪稱母。父母不在，則稱伯父世母。壻，已葬，壻之伯父致命女氏曰：「某之子有父母之喪，不得嗣爲兄弟，使某致命」。女氏許諾，而弗敢嫁，禮也。壻，免喪，女之父使人請，壻弗取，而後嫁之，禮也。女之父母死，壻亦如之」とあり、鄭玄注に「必致命者，不敢以纍年之喪使人失嘉會之時」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。
- (20) 『大清律例』卷十「出妻」に「期約已至，五年無過不娶，及夫逃亡三年不還者，竝聽經官告給執照，別行改嫁，亦不追財禮」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。
- (21) 原文「一步一趨」は、本書卷二「言公下」注(12)参照。
- (22) 原文「無病費呻吟」は、本書卷二「言公中」に「無病而故爲呻吟」とあり(内篇二譯注(2)、八三頁、『莊子』盜跖に「丘所謂無病而自灸也」とある(葉長青)。辛棄疾「臨江仙」に「百年光景百年心，更歡須歎息，無病也呻吟」とある(葉瑛)。
- (23) 原文「臨穴」は、潘嶽「楊仲武誄」(『文選』卷五十六)に「臨穴永訣，撫櫬盡哀」とある。
- (24) 原文「孤露」は、嵇康「與山巨源絕交書」(『文選』卷四十三)に「少加孤露，母兄見驕，不涉經學」とある(程千帆)。
- (25) 原文「柳州之幼子孤露，必待人爲經理者」は、韓愈「柳子厚墓誌銘」(『韓昌黎集』卷三十二)に「子厚有子男二人，長

曰周六、始四歲；季曰周七、子厚卒乃生。女子二人、皆幼」とある（葉瑛）。

(26) 前注に續いて「其得歸葬也、費皆出、觀察使河東裴君行立、行立有節概、重然諾、與子厚結交、子厚亦爲之盡、竟賴其力。葬子厚於萬年之墓者、舅弟盧遵。遵、溥涿人、性謹慎、學問不厭。自子厚之斥、遵從而家焉、逮其死不去。既往葬子厚、又將經紀其家、庶幾有始終者。銘曰：是惟子厚之室、既固既安、以利其嗣人」とある（葉瑛）。

(27) 原文「文情」は、嘉業堂本の本書卷三「質性」（大梁本では内篇四）冒頭に「前人尙論情文相生、由是論家喜論文情、不知文性實爲元宰。離性言情、珠亡櫝在。撰《質性》篇、兩本「質性」末尾に「族子廷楓曰：『論史才史學而不論史德、論文情文心而不論文性、前人自有缺義。此與《史德》篇、俱足發前人之覆』」、本卷「婦學」（自注）に「作爲擬託、文情自深」（三三八頁）、嘉業堂本の本書内篇六「雜說」に「文以氣行、亦以情至。人之於文、往往理明事白、於爲文之初指、亦若可無憾矣。而人見之者、以謂其理其事、不過如是、雖不爲文可也。此非事理本無可取、亦非作者之文、不如其事其理、文之情未至也。今人誤解辭達之旨者、以謂文取理明而事白。其他又何求焉。不知文情未至、卽其理其事之情亦未至也」とある。『淮南子』繆稱訓に「文者所以接物也。惟繫於中而欲發外者也。以文滅情、則失情。以情滅文、則失文。文情理通、則鳳麟極矣」とある。文脈からは、「交情」の誤字とも考へ得るか。

(28) 原文「削趾適屨」は、本書卷一「書教中」に「後人削趾、以適

屨」（内篇一譯注、一八〇頁）とある（葉長青）。『三國志』魏書三、明帝紀に引く『魏略』に「亮反裘負薪、裏盡毛、則趾適屨、刻肌傷骨、反更稱說、自以爲能」とある（程千帆・葉瑛）。『淮南子』説林訓に「夫所以養而害所養、譬猶削足而適履、殺頭而便冠」とある。

(29) 原文「仁智爲聖夫子不敢自居」は、『論語』述而に「若聖與仁、則吾豈敢」とあり、『孟子』公孫丑上に「昔者子貢問於孔子曰：『夫子聖矣乎』。孔子曰：『聖則吾不能、我學不厭而教不倦也』。子貢曰：『學不厭、智也；教不倦、仁也。仁且智、夫子既聖矣』。夫聖、孔子不居」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。

(30) 原文「瑚璉名器」は、『論語』公冶長に「子貢問曰：『賜也何如』。子曰：『女器也』。曰：『何器也』。曰：『瑚璉也』」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。

(31) 原文「品題」は、『後漢書』許劭傳に「劭與靖俱有高名、好共覈論鄉黨人物、每月輒更其品題、故汝南俗有月旦評焉」とある（葉瑛）。

(32) 原文「高自標榜」は、『晉書』劉惔傳に「桓溫嘗問惔：會稽王談更進邪。惔曰：極進、然故第二流耳。溫曰：第一復誰。曰：故在我輩。其高自標置如此」とある。陳東「登聞檢院上欽宗皇帝書」（『少陽集』卷二）に「外示恭謹、中存險詐、假忠行佞、藉賢濟奸、盜我儒名、高自標榜、妄立名號、衆稱隱相、欲攬國家之柄盡歸諸己、欲使天下士大夫盡出其門」とある。

(33) 原文「題品」は、『世說新語』政事「若得門庭長如郭林宗者、當如所白」の劉孝標注に引く「郭泰別傳」に「泰字林宗、

- 有人倫鑒識。題品海内之士，或在幼童，或在里肆，後皆成英彥六十餘人」とある。
- (34) 原文「顏頰不復知忸怩」は、『尚書』五子之歌に「郁陶乎豫心，顏厚有忸怩」とある（葉瑛）。
- (35) 原文「高山景仰」は、『詩』小雅「車牽」に「高山仰止，景行行止」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。
- (36) 原文「私署頭銜」は、章と同時代の詩であるが、胡承珙「將至南康東鄭夢白祖琰明府同年」に「私署頭銜君莫怪，江州提舉太平宮」とある。關聯して、清代の詩にしはしば見られる表現として「自署頭銜」がある（「負暄獨愛蒲墩暖，自署頭銜簡靜翁」，高士奇「簡靜齋冬日五首」「高士奇集」獨且集卷六，等）。
- (37) 原文「物以少爲貴」は、『抱朴子』内篇、明本に「然物以少者爲貴，多者爲賤，至於人事，豈獨不然」とある。
- (38) 原文「典午」は、『三國志』蜀志、譙周傳に「周語次，因書版示立曰：『典午忽兮，月酉沒兮。』典午者，謂司馬也；月酉者，謂八月也。至八月而文王果崩」とある（葉長青・葉瑛）。
- (39) 原文「前人譏《晉書》列傳同於小說」については、劉知幾『史通』採撰に「晉世雜書，諒非一族，若《語林》、《世說》、《幽明錄》、《搜神記》之徒，其所載或恢諧小辯，或神鬼怪物。其事非聖，揚雄所不觀；其言亂神，宣尼所不語。皇朝新撰《晉史》，多採以爲書。夫以干、鄧之所冀除，王、虞之所糠粃，持爲逸史，用補前傳，此何異魏朝之撰《皇覽》，梁世之修《徧略》，務多爲美，聚博爲功，雖取說於小人，終見噴於君子矣」とある（葉長青・程千帆）。
- (40) 原文「強項」は、『後漢書』楊震傳に「帝嘗從容問奇曰：『朕何如桓帝。』對曰：『陛下之於桓帝，亦猶虞舜比德唐堯。』帝不悅曰：『卿強項，眞楊震子孫。』」とある。
- (41) 原文「強項申威」は、『史通』辨職に「可以養拙，可以藏愚，繡衣直指所不能繩，強項申威所不能及」とある（程千帆）。
- (42) 原文「大法小廉」は、『禮記』禮運に「大臣法，小臣廉，官職相序，君臣相正，國之肥也」とある（程千帆・葉瑛）。
- (43) 原文「革面」は、『易』革卦に「君子豹變，小人革面」とある（葉瑛）。
- (44) 原文「史既成家」は、本書卷一「書教下」に「史不成家，而事文皆晦，而猶拘守成法，以謂其書固祖馬而宗班也，史學之失傳也久矣」（内篇一譯注，一八七頁）、『永清縣志』七「前志列傳」（劉刻章氏遺書外篇卷十二）に「書既成家，必有其攻習，如徐廣、崔駰之注馬，伏虔、應劭之釋班，是也」とある。
- (45) 『史通』内篇「二體」で『史記』『漢書』を「若乃同爲一事，分在數篇，斷續相離，前後屢出，於高紀則云語在項傳，於項傳則云事具高紀。……此其所以爲短也」と評するが、それに對して「史篇別錄例議」（劉刻章氏遺書本外篇一）に「紀傳之書，類例易求而大勢難貫，劉知幾謂一事分書，或著事詳某傳，或標互見某篇，不勝繁瑣，以爲弊也。不知馬、班勗例，已不能周，後史相沿，皆其顯而易見者耳。倘使通覈全書，悉用其例，則不至於紀傳互殊，前後矛盾，如校勘諸家所糾擧者矣」とある（程千帆）。
- (46) 黃淳耀「史記評論・吳太白世家」（『陶菴全集』卷四）に「齊

世家》中載管、晏事，《吳世家》中載子胥事，《越世家》中載范蠡事，《鄭世家》中載子產事，蓋皆掇其大者。而管、晏、子胥另立傳，范蠡又入《貨殖傳》，子產又入《循吏傳》，太史公之倦倦於五子，至矣。獨不爲季札地乎，豈以其讓國大節已見吳世家中，欲別立傳，無可稱述乎。愚謂管、晏事功既詳見《齊世家》，而本傳止摘其一二逸事，如札讓國之外，豈無可論者，即觀樂事，已足別立一傳矣。札爲聖人所許，乃不得與管、晏比，太史公於此恐失大書特書之義也」といふ。

(47) 『史通』内篇「列傳」に「又傳之爲體，大抵相同；而述者多方，有時而異。如二人行事，首尾相隨，則有一傳兼書，包括令盡。若陳餘、張耳合體成篇，陳勝、吳廣相參竝錄是也」(程千帆)とある。また本書卷一「書教下」に「張耳陳餘」，因此可以見彼耳」(葉長青)とある(内篇一譯注、一八六頁)。

(48) 原文「命意有殊」は本書卷一「詩教下」に「夫諸子專家之書指無旁及，而篇次猶不可強繩以類例，況文集所裒，體製非一，命意各殊，不深求其意指之所出，而欲強以篇題形貌相拘哉」(内篇一譯注、二〇八頁)、『校讎通義』卷三「漢志諸子」十四之四に「至於孟、荀、公孫固、韓非諸書，命意各殊，與《春秋》之部，不相附麗」とある。

(49) 原文「詳略之體」は『册府元龜』卷五百六十二、國史部九、非才に「夫史氏之職，掌四方之志，善惡不隱，言動必書，固宜妙選良材，圖任明職，廣示懲勸之義，備適詳略之體，成大典於一代，垂信辭於千祀」とある。

(50) 本書卷一「詩教上」に「經學不專家，而文集有經義，史學不

專家，而文集有傳記，立言不專家(即諸子書也)」，而文集有論辨。後世之文集，舍經義與傳記，論辨之三體，其餘莫非辭章之屬也」(内篇一譯注、一九七頁)、本書卷四「點陋」に「傳記之文，古人自成一家之書，不以入集；後人散著以入集，文章之變也。既爲集中之傳記，即非刪述專家之書矣。……史學廢，而文集入傳記，若唐宋以還，韓柳誌銘，歐曾序述，皆是也」(内篇四譯注、二一九頁)、『校讎通義』外篇「論修史籍考要略」に「及宋、元以來，文人之集，傳記漸多，史學文才，混而爲一」とある。

(51) 『校讎通義』卷一「互著」三之五に「班、馬列傳家法，人事有兩關者，則詳略互載之。如子貢在《仲尼弟子》爲正傳，其入《貨殖》，則互見也。《儒林傳》之董仲舒、王吉、韋賢，既次於經師之篇，而別有專傳。蓋以事義標篇，人名離合其間，取其發明而已」とある(葉長青・程千帆・葉瑛)。

(52) 唐の憲宗が朝廷に逆らう淮西を討たせた後、韓愈が命じられてそれを記念した「平淮西碑」を著した。だが總指揮を執った裴度の功績を強調しつつ、武將の李愬による戦功の扱いが小さい点が物議を醸し、改めて段文昌が碑文を作ることになった。内篇卷四「俗嫌」譯注(1)、(2)参照。なお「韓碑」は李商隱が淮西の平定や碑文の改修を詠い、韓愈の文才を稱えた詩(『李商隱詩集』卷上)の表題だが、ここでは韓愈の「平淮西碑」を指す。

(53) 韓愈が「平淮西碑」で裴度の功績を重んじたことを擁護する、著者と比較的近い時代の議論として、例えば姚範「韓文公集・平淮西碑」(『援鶴堂筆記』卷四十二)に「按自元和

九年、用兵淮蔡、至十二年而始平、銘及之。其間命將出師、攻城降卒、俱非一時事、亦非盡命裴度後事也。而序皆類之若一時事者、蓋序所以聳唐憲奮武者功、申命伐叛之威。裴度以宰相宣慰、君臣協謀、亦應特書。著度之勳而主威益隆、此《江漢》、《常武》之義也。於以見保大定功、綏馭震疊之謨。若詳著入蔡禽一叛臣、此於推崇唐宗威德替矣。此公表所云：「詩書之文、各有品章條貫」者也」とある（程千帆・葉瑛）。

(54) 例えば趙令時「臨江軍驛舍題詩」（侯鯖鏤）卷二に引く北宋の江端友（字は子我）の詩に「晉公功業冠皇唐、吏部文章日月光。千載斷碑人膾炙、不知世有段文昌」とある（程千帆）。「晉公」は裴度、「吏部」は韓愈を指す。

(55) 原文「偏裨」は『漢書』馮奉世傳に「於是遣奉世將萬二千人騎、以將屯爲名。典屬國任立、護軍都尉韓昌爲偏裨、到隴西、分屯三處」とある（程千帆・葉長青）。

(56) 原文「表阡」は『漢書』遊俠傳・原涉に「初、武帝時、京兆尹曹氏葬茂陵、民謂其道爲京兆阡。涉慕之、乃買地開道、立表、署曰南陽阡、人不肯從、謂之原氏阡」、劉禹錫「祭韓吏部文」（『劉夢得外集』卷十）に「公鼎侯碑、志隧表、阡」とある。

(57) 清朝は天山北路の準部（準噶爾、ジュンガル）、天山南路の回部（東トルキスタン）への進出を続け、同地（新疆）の占領・支配を達成した後、その経緯を『平定準噶爾方略』（本文では「方略」と呼ぶ）にまとめた。同書は康熙三十九年（一七〇〇）から乾隆十七年（一七五二）に至る準噶爾の關係史に當たる前編五十四卷、乾隆十八年（一七五三）

から同二十五年（一七六〇）に及ぶ準部・回部の平定を扱う正編八十五卷、同三十年（一七六五）までの新疆の經營を記す續編三十二卷から成る（漢文・滿文の二種が存在）。「編修蔣君」こと翰林院編修の蔣雍植は卷首「平定準噶爾方略官銜」に據れば、總纂官の一員として『平定準噶爾方略』の編纂に加わった。十五年を費やして、同書は乾隆三十五年（一七六五）に成り（蔣雍植は同年に逝去）、翌々年に刊行された。次注参照。

(58) 朱筠「編修蔣君墓誌銘」（『笥河文集』卷十二）に「君諱雍植、字秦樹、號漁村、又號待園。……辛巳、以二甲第一人賜進士、改庶吉士、充平定準噶爾方略館纂修官。……庚寅、充武英殿提調官、其年二月卒。君生於康熙五十九年庚子正月十六日酉時、卒於乾隆三十五年庚寅二月十七日戌時、年五十有一。君之在館閣也、矻矻獨勤。君故通六書、雖一字之失不假藉。凡日月先後、地理、職官、必窮搜旁證、求得其實然後已。以故總裁諸公皆重倚之、令總辦《方略》一書。《方略》者、載西事始末、自車楞、車楞烏巴什、阿睦爾撒納款關以來、至擒達瓦齊、著定、伊犁爲正編。其先後誅大小和卓木、回部悉平、經理西南屯田諸務爲續編。中間歷時五年、闢地二萬餘里、端緒千百、事實人名、疊譯而後具。館中用車載箱致、君家檔冊充屋、莫能竟其首尾。君早起坐書室、夕燒膏以繼、肌分孔決、終始一貫。午食列盤殮、或不暇啜、寒則以火酒數杯自溫。比竟、茫如也。書成久之、而君之精殆銷亡於此矣。書既上、同修者皆得優敘、而君名以卒不與。館中諸公議、欲如故侍讀楊公述曾贈銜例、爲之請、已而未果」とある

(59) 原文「雅健」は劉禹錫「唐故柳州刺史柳君集紀」(劉夢得文集卷二十三)に引く韓愈が寄せた書簡の中で、亡き柳宗元の文章を批評する箇所に「吾嘗評其文、雄深雅健、似司馬子長、崔、蔡不足多也」とある。

(60) 原文は「中書舍人」だが、著者よりやや遅い梁章鉅『浪跡叢談』卷四「學士緣起」に「今人率稱中書爲舍人、其實古之中書舍人、尊於今之中書遠甚」とあり、ここでは内閣中書の別稱と考えた。「平定準噶爾方略官銜」(平定準噶爾方略卷首)に列擧される同書の編纂者にも、内閣中書の職を帯びる者が少なくない。

(61) 『隋書』經籍志二「史部・雜傳」に「家傳」の語を書名に含む漢魏・六朝の文獻が二十種以上著録され、また謝靈運「山居賦」(宋書謝靈運傳)に「國史以載前紀、家傳以申世模」とある。なお宗譜(家譜)の中の傳記も「家傳」と稱する(程千帆・葉瑛)。「校讎通義」外篇「高郵沈氏家譜敘例・列傳第五」でも、その列傳について「夫家傳備史傳之取裁、例視史傳加寬、寬乃可以備約取爾。然例寬而辭無假藉、蓋子孫表揚祖父、人有同情、但事必信而有

微、不敢矯誣失實、惟其謹嚴之至、斯乃所以敬其先也」と述べる。

(62) 原文「幾等軍吏攘功」については、『周禮』夏官・大司馬に「辨旗物之用：王載大常、諸侯載旂、軍吏載旗、師都載旛、鄉遂載物、郊野載旒、百官載旗、各書其事與其號焉」、鄭玄注に「軍吏、諸軍帥」(程千帆)、賈公彥疏に「云「軍吏、諸軍帥也」者、亦謂從軍將至下伍長皆是軍吏也」とある。また『春秋穀梁傳』成公五年に「孔子聞之曰：「伯尊其無績乎。攘善也」、范寧注に「攘、盜也」という(程千帆)。

(63) 原文「何可訓也」は、『校讎通義』外篇「讀北史儒林傳隨劄」に「隋牛弘引劉炫同修律令、九品妻母得再醮、炫著論以爲不可、弘從之。按品官之妻、再醮坐絞、而隋制無罪、何可訓也」とある。

(64) 「銘旌」は葬儀の際に用いる、故人の官位や姓名を記した旗をいう。吳榮光『吾學錄初編』卷十六、喪禮門二、品官喪一、大斂に「漢人以絳帛爲銘旌(三品以上長九尺、五品以上八尺、七品以上七尺)、題曰：「某官某公(内喪書某封某氏)之柩」、縣以竹杠、依靈右。謹案銘旌、《禮經》作「明旌」、其制用絳帛粉書。帛廣充幅、長短以品爲差、杠之長短稱其旌。品官借銜題寫、用另紙書題者姓名、粘於旌。下葬時去其名紙、題曰：「某官某公某封某氏」、係題者之辭。士喪不借銜題、則稱「顯考顯妣」。庶人之喪、不用銘旌」(程千帆・葉瑛)。「墓銘辨例」(劉刻章氏遺書本卷八外篇二)に「墓有誌銘、前人謂始宋顏延之、潘濟南遠引西漢滕公、或又引《莊子》衛靈公石柳之銘、其實

《禮經》銘旌之制已肇其端」とある。

- (65) 原文「終身未膺一命」は『楚辭』天問に「撰體協脅，鹿何膺之」、王逸注に「膺，受也」（程千帆）、白居易「與元九書」（『白氏文集』卷二十八）に「李白、孟浩然輩不及一命、窮悴終身」とある。

- (66) 原文「好襲頭銜」にいう「頭銜」は、本篇の第四條に既出、譯注(36)を参照。

- (67) 『光緒』欽定大清會典』卷十二、吏部、驗封清吏司に「凡覃恩予封者，辨其官之任，與其級，列其應封者之名氏存故，而題焉（本身爲授，曾祖父母、祖父母、父母及妻，存者爲封，歿者爲贈）。……若貤封，各以其情請焉。得旨，則停其身與妻之封而豫之」（葉長青・程千帆・葉瑛）、「答某友請碑誌書」（劉刻章氏遺書本卷九外篇三）に「五品以上爲誥，六品以下爲敕一二品同爲夫人，則加隆於其尊者而稱一品夫人，七八九品同爲孺人，則分別於其卑者而稱八品孺人，九品孺人，八九品官推貤得及其母，正封不及其妻，故八九品官之母未命可稱例封贈，其妻不得稱封贈也。此皆典例胥吏行文之所曉悉，而學士大夫，往往茫然」とある。ただし、ここでの「例封」の實態は、次注を参照されたい。

- (68) 前注に引く『光緒』欽定大清會典』に續いて「凡官死事者，皆贈以銜而廕其子焉。凡贈銜之等十有八，廕子之等六，皆視其官之職以爲差」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。清代に一定の地位を得た官人について、その祖先や妻に位階を授け、また追贈することは前注やこの注に擧げる規定を根據としていた。現に廖志灝『燕日堂錄七種』

（康熙刊本がある）「廬雲小築・靈神之憑・豎銘旌」に「題銘旌 清待贈七十三壽廖母馬太君之靈柩」と記録されるように、銘旌に「待贈」の語が記されることもあった。ただ、本文に見える笑話もそうだが、實際にはそのような資格を持たない故人の場合も、「例封」や「待贈」を冠した官階等を銘旌などに記す例は、古くから見られたらしい。例えば葉良儀『餘年閒話』（康熙四十五年刊本がある）卷二に「安人、孺人，乃命婦之階。士庶之家，婦死題銘旌，無可稱呼，不得不借用安人、孺人，故上加待贈二字。若男子死者，已仕則有階可稱，如大夫及將軍之類。或未授階，則有官可稱，如某府太守，某縣縣尹之類。未仕而有前程，如舉人則稱鄉進士，貢生則稱歲進士，監生則稱太學，秀才則稱文學。庶民無前程，則稱處士，皆不必用待贈二字也。近見士人故者，銘旌多曰待贈。不知監生、秀才乃本人已有之前程，何所待耶。至于庶民故者，以處士爲無前程而不欲用，更爲可笑。……又題銘旌，常用待贈太安人字，是不知贈無太字也」とある。さらに著者より遅れ、銘旌ではなく訃告に關する記述だが、張鑾瀛輯『宦鄉要則』（光緒十六年刊本がある）卷五「喪事各帖式」に「待贈者，子孫眼前無官職，僅有附生、監生，或并無附、監，未來之望稱待」という。

- (69) 原文「修職登仕諸階」については、『光緒』欽定大清會典事例』卷百四十三「吏部・封贈・封贈品秩」に「順治初年定，覃恩及三年考滿，例給封贈，一品至五品，皆授以誥命，六品至九品，皆授以敕命。……正八品修職郎，從八品修職佐郎，正九品登仕郎，從九品登仕佐郎」とある

(70)

〔葉長青・程千帆・葉瑛。修職(佐)郎・登仕(佐)郎は文官の最も低い官階で、無官の者の銘旌に記すとしても、より抵抗が少なかったのかもしれない。〕

梁紹壬「詩傍門戶」(『兩般秋雨盦隨筆』卷三)に「嚴滄浪《圍鐘詩話》云：「今人作詩，動稱盛唐。曾在蘇州，見一家學殖，其銘旌云「皇明少師文淵閣大學士申公閒壁豆腐店王阿奶之靈柩」可以移贈諸公。此雖虐諷，然依人門戶者可以戒矣」とある(最も古い道光十七年刊本で「嚴滄浪」に作る箇所を、他本は「吳修齡」に改める)。また平步青「縹錦塵文筑下(論文)・點化故事」(『霞外攬屑』卷七)に「文史通義」卷四「匡謬」の一節が基づくだろう典故が引かれた後、「卷五古文十弊云」として「昔有夸夫」から「不謂文人亦效之也」までを引用し、『兩般秋雨盦隨筆』にいう「曾在蘇州」より銘旌の文言を「**■**詩話」(「**■**」は墨丁)から舉げて、「實齋蓋用此二書，以文不雅馴，故點化出之。若援引故事，而鈔變其時代，里居，姓氏。縱情事不甚舛異，後人讀之，將謂別一人事。輾轉引用，則郢書燕說，非所宜矣」という。なお吳喬(字は修齡)『圍爐詩話』卷六に李攀龍が盛唐の詩歌に倣った表現を用い、かえって主題に相應しくない詩を作ったことを批判する文脈の中で、やはり彼の作品を引いて「至于『江漢日高天子氣，樓臺秋敞大王風』，吳門諶好大者，題其銘旌曰：『申相國壁鄰王媽媽之柩』也，直是昏狂醉夢」とあるが、『兩般秋雨盦隨筆』での引用と一致する記述は見えない。

(71)

陳平は前漢の創業に功を立て、丞相を務めた。原文「志見社

肉」については、『史記』陳丞相世家に「陳丞相平者，陽武戶牖鄉人也。……里中社，平爲宰，分肉食甚均。父老曰：『善，陳孺子之爲宰』。平曰：『嗟乎，使平得宰天下，亦如是肉矣』」(葉長青・程千帆・葉瑛)、『論衡』超奇に「故曰：陳平割肉，丞相之端見，叔孫敖決期思，令君之兆著」とある。

(72)

李斯は秦の天下統一に貢獻して丞相に至るが、後に刑死した。原文「兆端廁鼠」については、『史記』李斯列傳に「李斯者，楚上蔡人也。年少時，爲郡小吏，見吏舍廁中鼠食不絜，近人犬，數驚恐之。斯入倉，觀倉中鼠，食積粟，居大廡之下，不見人犬之憂。於是李斯乃歎曰：『人之賢不肖譬如鼠矣，在所自處耳』。乃從荀卿學帝王之術。學已成，度楚王不足事，而六國皆弱，無可爲建功者，欲西入秦。辭於荀卿曰：『……故斯將西說秦王矣』」とある(葉長青・程千帆・葉瑛)。

(73)

原文「推微知著」は、『白虎通』情性、論五性六情に「智者，知也。獨見前聞，不惑於事，見微知著也」、蔡邕「釋誨」(『後漢書』蔡邕傳)に「是以君子推微達著，尋端見緒，履霜知冰，踐露知暑」、「通說爲邱君題南樂官舍」(劉刻章氏遺書本卷八外篇二)に「惟卽性之所近，而用力之能勉者，因以推微而知著，會偏而得全，斯古人所以求通之方也」とある。

(74)

原文「相機」については、『周易』觀「六三，觀我生進退」の正義に「故時可則進，時不可則退，觀風相機，未失其道，故曰：『觀我生進退』也」とある。

(75)

原文「搜閒傳神」の「搜閒」は、『爾雅』釋詁下に「孔、魄、

哉、延、虛、無、之、言、間也」郭璞注に「孔穴、延、魄、虛、無皆有間隙。餘未詳」(程千帆)とある。「傳神」については、注(89)参照。

- (76) 原文「文家之妙用」は、浦起龍「讀杜心解」卷一之一が杜甫「遊龍門奉先寺」で地名の「天闕」と指す實體の無い「雲臥」を對とする點について、「而『雲』自與『天』對、『臥』自與『闕』對，正以不執死法爲文家妙用」と評する。

- (77) 原文「得其神志所在」は、柳宗元「與楊京兆憑書」(河東先生集)卷三十に「凡爲文，以神志爲主。自遭責逐，繼以大故，荒亂耗竭，又常積憂恐，神志少矣，所讀書隨又遺忘」、鍾惺「送王永啓督學山東序」(隱秀軒文集)「尺集・序四」に「讀書、觀理、養氣，得其才情神志所在而已」とある。

- (78) 原文「頰上妙於增毫」について、『世說新語』巧藝に「顧長康畫裴叔則，頰上益三毛。人問其故，顧曰：『裴楷儁朗有識具，正此是其識具』。看畫者尋之，定覺益三毛如有神明，殊勝未安時」とある(程千帆・葉瑛)。

- (79) 原文「強尋猥瑣」については、『史記』司馬相如列傳、「難蜀父老」に「且夫賢君之踐位也，豈特委瑣握麩，拘文牽俗，循誦習傳，當世取說云爾哉」、索隱に「孔文祥云：委瑣，細碎」(程千帆)とあり、「藉書園書目叙」(劉刻章氏遺書本卷八外篇二)に「自學問衰而流爲記誦，著作衰而競於詞章，考微猥瑣以炫博，剽掠文采以爲工，其致力倍難於古人，觀書倍富於前哲，而人才愈下，學識亦愈以卑汚，則專門之業失傳，古職之失守而學者無所向方故也」(「答甄

秀才論修誌第二書」(劉刻章氏遺書本卷十五「方志略例」二)に「而今志猥瑣繁碎，不啻市井泉貨注簿，米鹽凌雜，又何觀焉」とある。

- (80) 原文「見桃花而有悟」については、『五燈會元』卷四「南嶽下三世・長慶安禪師法嗣・靈雲志勤禪師」に「初在鴻山，因見桃華，悟道有偈曰：『三十年來尋劍客，幾回落葉又抽枝。自從一見桃華後，直至如今更不疑』」とある(葉長青・程千帆・葉瑛)。禪の文獻に廣く見られる話柄だが、古くは「祖堂集」卷十一「玄沙和尚」、卷十九「靈雲和尚」まで遡れる。

- (81) 原文「桃花作飯」は、『東坡志林』卷二、異事上、桃花悟道に「世人有見古德見桃花悟道者，爭頌桃花，便將桃花作飯，五十年轉沒交涉」とある(程千帆)。

- (82) 原文「貪多務得」は、韓愈「進學解」(『新刊五百家註音辯昌黎先生文集』卷十二)に「記事者必提其要，纂言者必鉤其玄，貪多務得，細大不捐」とある(程千帆・葉長青門人陸家暉)。

- (83) 原文「卻爲有益後世推求」は、高閑「春秋集註」卷一「隱公」三年春王二月己巳、日食有之」條に「後世推求臆度，指陳某事之應，則失之矣」、本書卷四「知難」に「夫不傳者，有部目空存之慨，其傳者，又有推求失旨之病，與愛憎不齊之數」とある(内篇四譯注、一四六頁)。

- (84) 原文「不憚辭費」については、『禮記』曲禮上に「禮不妄說人，不辭費」(程千帆・葉瑛)、鄭玄注に「爲傷信，君子先行其言而後從之」、釋文に「費，芳味反，言而不行爲辭費」、本書卷四「砭俗」に「後人沿其流而不辨其源者，則概爲之辭，所爲辭費也」とある(内篇四譯注、二五七

頁。

(85) 原文「文無體要」は、本書卷三「辨似」に『尚書』畢命を引き『書』曰：「政貴有恆，詞尚體要。」（「辨似」の譯注(34)参照)、また劉刻章氏遺書卷二十四「湖北通志檢存稿」卷一「爲畢制府撰湖北通志序」に「辭不可以無體要矣、抑思文字識職、本於官守有常」とある。

(86) 原文「抑思」は、「書坊刻詩話後」（劉刻章氏遺書本内篇五）に「興妖作怪，疑鬼疑神，雖有識觀之，不直一笑，而亦無根之智，亦正劇費苦心，不過爲阿堵起見耳。抑思、清客密騙，大抵皆爲阿堵」とある他、前注に引く「爲畢制府撰湖北通志序」でも、章學誠は「抑思」の語を用いる。第八條の「抑思」と同じく、この「思」は「抑」に添える助辭と解した。

(87) 後世の考證に向けた意識については、文物の場合だが、劉刻章氏遺書卷十五『方志略例』二「亳州志掌故例議中」に「古物苟存於今，雖戶版之籍，市井泉貨之簿，未始不可備攷證也。如欲皆存而無裁制，則俗儻不足供藏書，滄海不足爲墨瀋也」とある（劉咸炘）。

(88) 原文「正如董澤矢材可勝既乎」は、『春秋左氏傳』宣公十二年條に基づき（葉長青・程千帆・葉瑛、本書卷四「黠陋」に「取蒲於董澤，承考於《長楊》，矜謁者之通，著卜肆之應，人謂其黠也；非黠也，陋也」とある。「黠陋」の譯注（一）参照）。

(89) 原文「阿堵傳神」は、『世說新語』巧藝に「顧長康畫人，或數年不點目精。人問其故，顧曰：『四體妍蚩，本無關於妙處；傳神寫照，正在阿堵中。』」（葉長青・程千帆・葉瑛、

劉刻章氏遺書本卷九外篇三「答某友請碑誌書」に「至於世祿之家，推解是其應爾；家傳如是，學古亦屬婉辭，婦事姑疾，人事之常；繡佛長齋，亦非典要；彼則侈爲人倫盛事，敷陳彙牘連篇，則其人懿美，昔人所謂傳神寫照在阿堵者，又茫如矣」とある。「阿堵」の語義に關する考證は、『嬾眞子錄』卷三、『靖康湘素雜記』卷五「阿堵」、「容齋隨筆」卷四「寧馨阿堵」、「野客叢書」卷八「阿堵此君」、「溇南詩話」卷中などに見える。

(90) 原文「不此之務」は、『呂氏春秋』季春紀「功名」に「故當今之世，有仁人在焉，不可而不此務；有賢主，不可而不此務」、高誘注に「務其仁義」、劉敞「寓辯」（「公是集」卷四十八）に「不此之務，而委兵以俟帝秦，竊爲大王不取也」とある。

(91) 原文「市榮求增」については、皇甫謐「高士傳」（後漢書）逸民列傳、嚴光傳の李賢注に「侯霸使西曹屬侯子道奉書……子道求報……乃口授之。使者嫌少，可更足。光曰：『買榮乎。求益也。』」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。

(92) 原文「畫蛇添足」は、『戰國策』齊策二に見える有名な故事（葉長青・程千帆・葉瑛。また、「爲畢制軍與錢辛楣宮詹論續鑑書」（劉刻章氏遺書本卷九外篇三）に「大約類上添毫與蛇下畫足，相去止在幾希之間；要於著之有故，則稗穉亦珍，否則新奇亦塵垢耳」とあって、文章の全體を引き立てる文言やそれを加えることを指す「添毫」と餘計な字句やその附加をいう「蛇足」は紙一重だと述べられる。

(93) 原文「敘事之文……期如其事而已矣」は、本書卷四「黠陋」

(94)

に「至於序事、之文、古人如其事而出之也」とある（内篇四譯注、二二二頁）。また、これ以下の二文については、注（120）参照。

發話者にそぐわない、古典を踏まえた發言が史書に見える事例の指摘として、『史通』外篇「雜說下・諸史」に「昔劉勰有云：『自卿、淵已前、多役才而不課學；向、雄已後、頗引書以助文』。然近史所載、亦多如是。故雖有王平所識、僅通十字；霍光無學、不知一經。而述其言語、必稱典誥。良由才乏天然、故事資虛飾者矣。案《宋書》稱武帝入關、以鎮惡不伐、遠方馮異；於渭濱遊覽、追思太公。夫以宋祖無學、愚智所委、安能援引古事、以酬答羣臣者乎。斯不然矣。更有甚於此者、觀周、齊二國、俱出陰山、必言類互鄉、則宇文尤甚（案王邵《齊志》：宇文公呼高祖曰「漢兒」、夫以獻武音詞未變胡俗、王、宋所載、其鄙甚多矣。周帝仍稱之以華夏、則知其言不逮於齊遠矣。而牛弘（作《周史》）、王邵（作《齊志》）、竝掌策書、其載齊言也、則淺俗如彼；其載周言也、則文雅若此。夫如是、何哉。非兩邦有夷夏之殊、由二史有虛實之異故也。夫以記宇文之言、而動遵經典、多依史、漢《周史》述太祖論梁元帝曰：「蕭繹可謂天之所廢、誰能興之者乎」。又宇文測爲汾州或譜之、太祖怒曰：「何爲問我骨肉、生此貝錦」。此竝六經之言也。又曰：「榮權吉士也、寡人與之言無二」。此三國志之辭也。其餘言皆如此、豈是宇文之語耶。又案裴政《梁太清實錄》稱元帝使王琛聘魏、長孫儉謂宇文曰：「王琛眼睛全不轉」。公曰：「瞎奴使癡人來、豈得怨我」。此言與王、宋所載相類、可謂真宇文之言、無愧於實錄矣、此何異莊子述鮒魚之對而辯類蘇、

(95)

張、賈生敍鵬鳥之辭而文同屈、宋、施於寓言則可、求諸實錄則否矣。世稱近史編語（謂「言語」之「語」也）、唯周多美辭。夫以博採古文而聚成今說、是則俗之所傳有《雜九錫》、《酒孝經》、《房中志》、《醉鄉記》、或師範五經、或規模三史、雖文皆雅正、而其事悉虛無、豈可便謂南、董之才、宜居班、馬之職也」とある。

(96)

原文「明詩習禮」は、宋玉「登徒子好色賦」（『文選』卷十九）に「因遷延而辭避、蓋徒以微辭相感動、精神相依憑、目欲其顏、心顧其義、揚詩守禮、終不過差、故足稱也」（程千帆）、曹植「洛神賦」（同卷十九）に「嗟佳人之信脩兮、羌習禮而明詩」、注に「佳人信脩整、習禮謂立德、明詩謂善言辭」とある。本卷「婦學」の注（13）を参照。

(97)

原文「出鄉曲委巷」は、『莊子』胠篋に「闔四竟之内、所以立宗廟社稷、治邑屋州閭鄉曲者、曷嘗不法聖人哉」（程千帆）、『禮記』檀弓上に「曾子曰：小功不爲位也者、是委巷之禮也」、陳澧『禮記集說』に「委、曲也。曲巷、猶言陋巷」（程千帆・葉瑛）とある。

(98)

原文「出天性之優」は、本卷「婦學」に「婦人文字、非其職業、間有擅者、出於天性之優、非有爭於風氣、奮於聲名者也」とある（三三三頁）。

(99)

孔安國「尚書序」（『文選』卷四十五）に「漢室龍興、開設學校、旁求儒雅、以闡大猷」とある（程千帆）。

(100)

鄭玄「三禮目錄」（『禮記』内則正義）に「名曰《内則》者、以其記男女居室事父母舅姑之法、此於《別錄》屬《子法》。

以閨門之內，軌儀可則，故曰《內則》」とある（程千帆・葉瑛）。

(101) 原文「劉向之傳」については『漢書』楚元王傳に「劉向、以爲王教由內及外，自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦，興國顯家可法則，及孽嬖亂亡者，序次爲《列女傳》，凡八篇，以戒天子」とある（程千帆・葉瑛）

(102) 原文「曹昭之誡」については『後漢書』列女傳に「扶風曹世叔妻者，同郡班彪之女也，名昭，字惠班，一名姬。博學高才。世叔早卒，有節行法度。……（和）帝數召入宮，令皇后諸貴人師事焉，號曰大家。……作《女誡》七篇，有助內訓。其辭曰：……」とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。班昭（曹大家）を「曹昭」と呼ぶ例は朱翌『猗覺寮雜記』卷下に「古者婦人女子亦有名字，如孟光字德曜，曹昭字惠班之類是也。其自稱也亦以名，如曹大家上書曰：「妾昭」之類是也」とある。著者も同じ呼稱を本卷「婦學」(三三〇頁)、劉刻章氏遺書外編卷十二「永清縣志」「列女傳」序で各二回、『校讎通義』卷二「鄭樵誤校漢志」十一之三、劉刻章氏遺書卷十五「方志略例」二「答甄秀才論修誌第二書」で各一回用いる。

(103) 原文「不啻自其口出」は『尚書』秦誓に「人之彥聖，其心好之，不啻若自其口出，是能書之」（葉長青・程千帆・葉瑛、『文心雕龍』事類に「凡用舊合機，不啻自其口出；引事乖謬，雖千載而爲瑕」、本書卷二「言公中」に「且賦詩斷章，不啻若自其口出，而本指有所不拘也」とある（内篇二譯注（2）、八八頁）。

(104) 原文「相夫」については、二句後の「教子」と共に王安石

「仙遊縣太君羅氏墓誌銘」（『臨川先生文集』卷百）に「少監君行治勞烈稱天下，有施於後世，其子孫蕃衍，能中其家法，皆由太君善相其夫而能教子」、陸游「夫人孫氏墓誌銘」（『渭南文集』卷三十五）に「相夫以正，教子以嚴」とある。

(105) 原文「鹿車」は『後漢書』列女傳に「勃海鮑宣妻者，桓氏之女也，字少君。宣嘗就少君父學，父奇其清苦，故以女妻之，裝送資賄甚盛。宣不悅，謂妻曰：『少君生富驕，習美飾，而吾實貧賤，不敢當禮。』妻曰：『大人以先生脩德守約，故使賤妾侍執巾櫛。既奉承君子，唯命是從。』宣笑曰：『能如是，是吾志也。』妻乃悉歸侍御服飾，更著短布裳，與宣共挽鹿車歸鄉里。拜姑禮畢，提甕出汲。脩行婦道，鄉邦稱之。宣，哀帝時官至司隸校尉。子永，中興初爲魯郡太守。永子昱從容問少君曰：『太夫人寧復識挽鹿車時不。』對曰：『先姑有言：『存不忘亡，安不忘危。吾焉敢忘乎』』とある（葉長青・程千帆・葉瑛）。なお、『風俗通』（『後漢書』趙憲傳李賢注）に「俗說鹿車窄小，裁容一鹿」という。

(106) 『後漢書』逸民傳に「梁鴻字伯鸞，扶風平陵人也。……同縣孟氏有女，狀肥醜而黑，力舉石臼，擇對不嫁，至年三十。父母問其故。女曰：『欲得賢如梁伯鸞者』。鴻聞而媵之。女求作布衣、麻屨，織作筐緝績之具。及嫁，始以裝飾入門。七日而鴻不答。妻乃跪床下請曰：『竊聞夫子高義，簡斥數婦，妾亦偃蹇數夫矣。今而見擇，敢不請罪。』鴻曰：『吾欲裘褐之人，可與俱隱深山者爾。今乃衣綺縞，傅粉墨，豈鴻所願哉。』妻曰：『以觀夫子之志耳。妾自有

- (109) 原文「胸有成竹」は蘇軾「文與可畫篔簹谷偃竹記」(『東坡集』卷三十二)に「故畫竹必先得成竹於胸中、執筆孰視、乃見其所欲畫者、急起從之、振筆直遂、以追其所見、如兔起鶻落、少縱則逝矣」(葉長青・程千帆・葉瑛)、晁補之「贈文潛甥楊克一學文與可畫竹求詩」(『濟北晁先生雜助集』卷八)に「與可畫竹時、胸中有成竹」(程千帆・葉瑛)とある。
- (110) 原文「閨修」については、『古列女傳』母儀傳・鄒孟軻母に「故有閨内之修、而無境外之志」とある。いま女性の徳と解しておく。
- (111) 原文「名將起於卒伍」については、『韓非子』顯學に「故明主之吏、宰相必起於州部、猛將必發於卒伍」とある。
- (112) 原文「義俠或奮閭閻」については、『史記』游俠列傳に「至如閭巷之俠、脩行砥名、聲施於天下、莫不稱賢、是爲難耳」(程千帆)、『晉書』劉頌傳に「頌在郡上疏曰……今閭閻少名士、官司無高能、其故何也」とある。
- (113) 原文「貴於宛肖」については、洪邁『夷堅志補』卷一「謝小吏」に「時婦方姪、臨蓐、夢翁入房、寤而生子、狀貌宛肖翁」とある。
- (114) 原文「優伶歌曲」は、本卷「婦學」に「是猶優、伶、登場演古人事、妄疑古人動止、必先歌曲也(優伶演古人故事、其歌曲之文、正如史傳中夾論贊體、蓋有意中之言、決非出於口者、亦有旁觀之見、斷不出本人者、曲文皆所不避)」とある(三三三頁)。
- (115) 原文「耕氓役隸」については、賈誼「過秦論」(『史記』秦始皇本紀)で陳勝(陳涉)を「叱隸之人」と稱し、集解に「如淳曰：叱、古氓字。氓、民也」とある(程千帆)。
- (116) 原文「矢口皆叶宮商」については『法言』五百に「聖人矢口而成言、肆筆而成書、言可聞而不可殫、書可觀而不可盡」(程千帆・葉瑛、吳祕注に「矢、放也」とある。また本卷「婦學」に『詩』の中で女性の手に成るといふ作品について「矢口成章」の語が三回用いられる他、同「婦學篇書後」にも「蓋以情理言之、蚩氓婦豎、矢口成章、遠出後世文人之上、古今不應若是懸殊」とある。本稿「婦學」の注(31)を参照。
- (117) 原文「從而效之」は、『韓非子』忠孝に「故烈士内不爲家、亂世絕嗣、而外矯於君、朽骨爛肉、施於土地、流於川谷、不避蹈水火、使天下從而效之、是天下徧死而願天也、此

(118) 原文「古人文成法立」は、郝經「答友人論文法書」（郝文忠公陵川文集）卷二十三に「故古之爲文，法在文成之後，辭由理出，文自辭生，法以文著，相因而成也，非與求法而作之也。後世之爲文也則不然，先求法度，然後措辭以求理。若抱杼軸，求人之絲枲而織之，經營比次，絡繹接續，以求端緒。未措一辭，鈴制天關於胸中，惟恐其不工而無法。故後之爲文，法在文成之前，以理從辭，以辭從文，以文從法，一資於人而無我。是以愈工而愈不工，愈有法而愈無法，祇爲近世之文，弗逮乎古矣」（程千帆）とある。本書卷四「釋通」、同「匡謬」にも「文成法立」の用例が見える。各々の譯注（35）、（14）参照。

(119) 原文「定格」は本書卷二「博約下」に「資之近而力能勉者，人人所有，則人人可自得也，豈可執定格以相強歟」（内篇二譯注（一）、三〇六頁）、劉刻章氏遺書本卷八外篇二「墓銘辨例」に「古人一字一言，皆可稱銘稱誌，文多文少，亦無定格」とある。また本書卷三「傳記」に「古人文無定體，經史亦無分科」という（内篇三譯注、二五七頁）。

(120) 原文「適如其事」は、劉刻章氏遺書本卷九外篇三「答邵二雲」に「古人記言與記事之文，莫不有本。本於口耳之授者，筆主於創，創則期於適如其事與言而已；本於竹帛之成文者，筆生於因，因則期於適如其文之指，或錄成文

而無所更易，或就字句而小作更張」とある。注（93）参照。

(121) 原文「無定之中有一定焉」については、本書卷四「匡謬」に「蓋有一定之名，與無定之名，要皆取辨甲乙，非有深意也」とある。「匡謬」の譯注（24）参照。

(122) 原文「知其意者且暮遇之」は、「莊子」齊物論に「萬世之後而一遇大聖，知其解者，是且暮遇之也」（程千帆・葉瑛）、劉刻章氏遺書卷九外篇三「與邵二雲」に「文心律意，非作家老吏不能神明，非方圓規矩所能盡也；然用功純熟，可以且暮遇之」とある。

(123) 劉刻章氏遺書外編卷十八「和州志」列傳第十二に成性の傳が立てられ、彼の上疏を八篇引いて、「性由給事中擢掌科印，前後四年，章疏大者凡數十上，皆切實有當利病」と記す（程千帆・葉瑛）。成性は和州の人で、順治六年（一六四九）の進士、官は工科給事中に至る。

(124) 前注で觸れた成性の傳に「乙亥之變，建中一家死賊難，賊擄性去。賊婦有李氏者，見而憐之，俾匿草中，明日賊去乃免。性時年十有四耳。離亂中，寄蹟僧寺，讀書九刻苦」とある。「乙亥之變」は崇禎八年（一六三五）に李自成の一黨に抗った和州が陥落した後に住民が多く殺されたことを指し（程千帆・葉瑛）、本卷「古文公式」にも言及がある（二八二頁）。なお「建中」は成性の祖父の名をいう。

(125) 成性の傳（前々注参照）の終段に「性位望通顯，然自少遭凶閔，追念先世，未嘗不獻歎，著《百思草》及《先節家烈》、《猛省》諸篇，以致其意，文多不載。錄其《猛省篇》曰」とあって、早くに父母を喪い孝養を盡くせない

ことを悲しむ「猛省篇」と題する文章が引かれる(葉長青)。なお「猛省篇」という表題は見えないが、同じ文章が梁顯祖輯『大呼集』(康熙刊本がある)巻七に収められる。

(126)

原文「鶴首重而舵樓輕矣」については、『淮南子』本經訓に「……鶴首浮吹以娛、此遁於水也」、高誘注に「鶴、大鳥也。畫其像著船頭、故曰鶴首」(葉長青・程千帆・葉瑛、『方言』第九に「首謂之閭閻、或謂之艫船」、郭璞注に「鶴、鳥名也。今江東貴人船前作青崔、是其像也」とある(程千帆)。なお「知名士」と著者との會話の背景として、明・袁黃輯『遊藝塾續文規』卷二「虹臺沈先生論文・文章布置」に「文章最要相生次序、如先虛後寔、先略後詳、此其常也。亦有先寔後虛、先詳後略者、則其變也。知此布置、則文有起伏、有首尾、輕重徐疾、各得其所、觀者不厭」というような文章論が存在しのだろう。

(127)

原文「婪尾」は、蘇鶚『蘇氏演義』卷下に「今人以酒巡匝爲婪尾、又云：婪、貪也。謂處于座未得酒爲貪婪」という。この語については、他にも『靖康湘素雜記』卷三「婪尾」、『雞肋編』卷中、「觀林詩話」、『石林燕語』卷八、「容齋四筆」卷九「藍尾酒」、『詩律武庫後集』卷二・酒飲門「藍尾」に考證が見える。「婪」は「藍」、「藍」にも作るが、古くは『河東記』(『太平廣記』卷四百二十九、虎四、申屠澄)に飲酒の描寫で「翁即巡行、澄當婪尾」という用例がある。

(128)

原文「可謂善謀篇」については、『文心雕龍』神思に創作を始める経緯を述べた後、「此蓋馭文之首術、謀篇之大端」

とある。

(129)

原文「蓋塾師講授四書文義」にいう「塾師」については、劉刻章氏遺書本卷七外篇一「論文辨僞」に「三家村塾蒙師」、同卷九外篇三「與喬遷安明府論初學課業三簡」三に「村塾蒙師」の呼稱が見える。また八股文が確立した後に「四書」と「文義」を併せた表現として、王世貞「雲間二生文義小叙」(『弇州山人四部續稿』卷四十一)に「雲間二生、范顯先、于駝先、其長者僅弱冠、各以其所梓《四書》文義、就余而請正焉、且請一言之辨、劉刻章氏遺書本卷九外篇三「答沈楓墀論學」に「自雍正初年至乾隆十許年、學士又以《四書》文義相爲矜尙。僕年十五六時、猶聞老生宿儒自尊所業、至目通經服古謂之雜學、詩古文辭謂之雜作、士不工《四書》文、不得爲通、又成不可藥之蠱矣」とある。

(130)

本書卷三「文理」に時文(八股文)への言及が見え、例えば「故近代時文家之言古文者、多宗歸氏」とある(内篇三譯注、二九八頁)。「歸氏」は歸有光を指す。

(131)

原文「取譬以示蒙學」については、『論語』雍也に「子曰：……能近取譬、可謂仁之方也已」とある(程千帆)。

(132)

空間の配置に關わる「閒架」は本書卷四「砭俗」にも用例が見えるが(内篇四譯注、二五五頁)、『朱子語類』卷十九「論語一・語孟綱領」に「某因讀《孟子》、見得古人作文法、亦有似今人閒架」、陳繹曾『文說』分間法で文章を頭・腹・腰・尾の四段で構成することを述べ、各々を定義した後に「凡文如長篇古律、詩騷古辭、古賦碑碣之類、長者腹中間架、或至二三十段、然其要亦不過作三節而已」。

其間小段、間架極要分明、而不欲使人見其間架之跡」とある。なお次注に擧げる『兒女英雄傳』でも、文章の構成に關わつて「間架」の語が用いられる。

(133)

「結構」の語は本書卷三「文理」にも見えるが（内篇三譯注、二九七頁）、建築と作文とを關連づけた記述として、程然「文章一貫後序」（高琦『文章一貫』卷末）に「晴谿子欲居室於岑山、求所謂工師者而經畫焉。工師曰：『吾之構室、猶子之構文也。……然吾聞之：文之立意、室之築基也；文之氣象、室之規模也；文之篇章句字、室之扃窻移楹也；文之起端、室之經始也；文之繳結、室之結構也；文之敘事、議論、引用、譬喻、含蓄、形容、過接、室之布置締繕也；莫不有規矩存焉』」という。また本書より後の例になるが、文康『兒女英雄傳』第十六回到「這種官野史雖說是個頑意兒、其爲法則則如文章家一也；必先分出個正傳附傳、主位賓位、伏筆應筆、虛寫實寫、然後纔得有個間架結構」とある。

(134)

陳繹曾『文荃』古文譜小四、製、一、體段六に文章を最大で起・承・鋪・敘・過・結の六段で構成することを説き、各々を定義する中で「起貴明切、如人之有眉目」などと人體の部位に譬える。

(135)

高仲武輯『中興閒氣集』卷上「韓翃」評語に「其比興深於劉員外、筋節成於皇甫冉也」、明末清初の徐枋『與楊明遠書（名焯）』（『居易堂集』卷二）に「夫作文貴有筋節、筋節者段落也。于文則爲段落、于人則爲骨格、夫人之骨有長者、有短者、有巨者、有細者、有橫者、有豎者、有圓者、有銳者、有合用者、有獨用者、有接續以爲用者。體類不

同、各適其款、然後貫之以筋脈、而運之以氣血、則爲人矣。文猶是也」とある。

(136)

「點睛」は注(89)に引く『世說新語』を参照。ただし、同じ語については自作の龍の壁畫に睛を點じない梁の張僧繇に強いて點じさせたところ、龍が飛び去ったという話柄もある（『歷代名畫記』卷七）。文學論で「點睛」を用いる際も、そちらを意識する場合が多く、例えば明末清初の賀貽孫『詩筏』に「煉字如壁龍點睛、鱗甲飛動、一字之警、能使全句皆奇」という。

(137)

「添毫」は注(92)参照。例えば何焯『義門讀書記』卷三八「歐陽文忠公文上」で歐陽脩「帝王世次圖序」に見える「而舜、禹皆壽百世」という句を「添毫」と評する。

(138)

原文「擬於形家」は『漢書』藝文志・數術略・形法序に「形法者、大舉九州之勢以立城郭室舍形、人及六畜骨法之度數、器物之形容以求其聲氣貴賤吉凶」（葉長青・程千帆・葉瑛）、『校讎通義』外篇「天玉經解義序」に「『漢志』形家者流、以《山海經》與《相人》之書同著爲部、則地理之必合陰陽五行、其來已久。而著兵家形勢之書、又與地理形家分部、則其同源異流、各專家學、古人辨之、未嘗不詳且析也。……郭氏《葬經》、爲後世形家鼻祖而所傳已非完本」とある。『山海經』・「相人」・「葬經」はみな『漢書』藝文志では形法類に著録されており、著者のいう「形家」は形法、即ち觀相、ここでは地相を觀る、風水を指すと考えられる。

(139)

原文「有來龍結穴」は、錢謙益「再答蒼略書」（牧齋『有學集』卷三十八）に「讀班、馬之書、辨論其同異、當知其大段

落、大關鍵、來龍何處、結局何處、手中有手、眼中有眼、一字一句、龍脈歷然。……而古今之文法章脈、來龍結局、紆迴演迤、正在文從字順之中」(程千帆)、遡つて元末明初の宋禧『文章緒論』に「文章變化之妙、固不易識、試以地理之法明之、則有吻合者。蓋大地之結穴者、有發將有來龍、有過峽、有脫却、有到頭、有護送、有朝樂、龍穴沙水、種種有情、然後爲善地矣。文章家得此法者、方是作手」とある。

(140) 原文「深鋼腸腑」については、庾肩吾「八關齋夜賦四城門更作四首・第一賦韻東城門病」(『廣弘明集』卷三十)に「消渴腸腑、疼蹇嬰枝節」とある。

(141) 八股文の要領で古文を著す傾向、時文の古文への悪影響は、著者よりやや遅いが、包世臣「再與楊季子書」(『藝舟雙楫』卷二)に「自前明諸君子泥子瞻文起八代之言、遂斥選舉爲別裁偽體、良以應德、順甫、熙甫諸君、心力悴於八股、一切誦讀、皆爲制舉之資、遂取八家下乘、橫空起議、照應鉤勒之篇、以爲準的、小儒目昧、前邪後許、精深閎茂、反在屏棄」とある(程千帆)。なお著者とほぼ同時代の議論としては、例えば錢大昕「與友人書」(『潛研堂文集』卷三十三)に「若方氏乃真不讀書之甚者。吾兄特以其文之波瀾意度近於古而喜之、豫以爲方所得者古文之糟粕、非古文之神理也。王若霖言：『靈皋以古文爲時文、却以時文爲古文』。方終身病之、若霖可謂洞中垣一方癡結者矣」という。同「跋方望溪文」(卷三十二)にも、王澍(字は若霖、金壇の人)による方苞(號は靈皋・望溪)へのこの批評が引かれ「論者以爲深中望溪之病」とある。

また袁枚『隨園詩話』卷八に「程魚門云：時文之學、有害于古文、詞曲之學、有害于詩。」という(魚門は程晉芳の字)。

(142) 原文「用象棋枰布圍棋子」は、『朱子語類』卷八十六「禮三・周禮・地官」で『周禮』にいう隣保制を評して「他這箇一如碁盤相似、枰布定後、碁子方有放處」とある。

(143) 原文「是之謂井底天文」については、『尸子』廣(『羣書治要』卷三十六)に「自井中視星、所見不過數星、自丘上以視、則見其始出、又見其入、非明益也、勢使然也」(『藝文類聚』天部上・星に引く佚文とは異同がある)という(葉長青・程千帆・葉瑛)。

(144) 原文「經世之業」は、本書卷四「俗嫌」に「嗟乎、經世之業、不可以爲涉世之文」とある。「俗嫌」の譯注(37)参照。

(145) 時文と古文を對照させる議論としては、本書卷三「文理」に「時文當知法度、古文亦當知有法度。時文法度顯而易言、古文法度隱而難喻、能熟於古文當自得之」とある(内篇三譯注、三〇一―三〇二頁)。

(146) 原文「就文論文」は本卷「答問」に「答曰、此就文論文、別自爲一道也。就文論文、先師有辭達之訓、曾子有鄙悖之戒」(二七一頁)、劉刻章氏遺書本卷九外篇三「與吳胥石簡」に「不知正是就文論文、斯人豈有片言之可取乎」とある。

(147) 古文を對象とした既存の選集やその編者に對する著者の不満は、例えば劉刻章氏遺書本卷九外篇三「與吳胥石簡」に「去年於吳閩見吳敬齋所撰刻之《國朝二十四家古文》、北上揚州、水程三日、往復觀之。噫、古文故不易言、自來

評選之家、類多不解古文原委、豈敢輕加責備。……嗚呼、衡文至此、曾不若三家村塾《古文觀止》、《古文析義》、庸惡陋劣、猶未得罪名教」とある。また本卷「答問」でも、方苞の『古文約選』を批判する。同篇の注(39)を参照。

(148) 原文「以就隱括」は、本書卷四「釋通」に「至於高氏《小史》、姚氏《統史》之屬、則撙節繁文、自就隱括者也。……惟通前後而勒成一家、則例由義起、自就隱括」という。本卷「申鄭」に「就隱括」の用例(二三八頁)が見える(葉瑛)。「釋通」の譯注(69)参照。

(149) 史傳に引く文章が節略されている例として、『史記』司馬相如列傳に司馬相如の「上林賦」を引用した後に「無是公言天子上林廣大、山谷水泉萬物、乃子虛言楚雲夢所有甚衆、侈靡過其實、且非義理所尚、故刪取其要、歸正道而論之」とある(葉瑛)。ただし『漢書』司馬相如傳上に見える同じ記述に対する顏師古注は、これを「史家刊刻」とは考えない。なお本書より後になるが、『漢書』と『文選』に收められる文章を比べて後者の分量が多い例を指摘した議論として、俞正燮「文選自校本跋」(癸巳存稿)卷十二に「《文選》見於史策者極多、一一校存之、備異同斟酌耳。選家例有甄別文增刪：其本有視他本增多者、《西都賦》視《漢書》多「衆流之隈、汧涌其西」。《東都賦》詩視《漢書》多「嘉祥阜兮集皇都」。司馬子長《報任少卿書》視《漢書》多「太史公牛馬走司馬遷再拜言」十二字。東方朔《答客難》視《漢書》多「傳曰天下無害災」二十七字。蓋昭明得他本增入者」とある(程千

帆)。また本書卷一「詩教下」でも、史傳における文章の引用に言及する(程千帆)。「詩教下」の譯注(28)、(30)参照。

(150) 原文「又從而爲之辭焉」は、『孟子』公孫丑下に基づく。本書卷四「繁稱」の譯注(9)参照。

(151) 原文「引端不具」については、劉刻章氏遺書本卷九外篇三「與邵二雲」に「兒子寄到亳州家書、內鈔足下書稿寄來、則略有論文之意、而引端又未見其緒、以此益知遠涉江湖、欲溯都門舊雨往復論文、良不易也」とある。

(152) 原文「詡謂發軔之離奇」については、『楚辭』離騷に「朝發軔於蒼梧兮、夕余至乎縣圃；欲少留此靈瑣兮、日忽忽其將暮」、洪興祖補注に「《戰國策》云：『陛下嘗軔車於趙矣。』軔、止車之木、將行則發之」(葉長青・程千帆・葉瑛)、『漢書』鄒陽傳に引く鄒陽の上書に「蟠木根柢、輪困離奇、而爲萬乘器者、以左右先爲之容也」、張晏注に「輪困離奇、委曲盤戾也」(程千帆・葉瑛)とある。

(153) 原文「詭爲篇終之嘯哨」については、苻載「梵閣寺常準上人精院記」(『文苑英華』卷八百十七)に「峯巒不嘯哨、無以爲泰華、院宇不嚴麗、無以爲梵閣」、宋濂「謝翱傳」(『宋學士先生文集輯補』、『晞髮集』卷末)に「文尤斬拔峭勁、雷電恍惚出入風雨中」、洪邁「夷堅志」乙志卷十三「海島大竹」に「早衣不應、夾粹以前、滿路嶄峭、如棘針而甚大、刺足底絕痛、不可行」、吳澄「仙巖元禧觀記」(『草廬吳文正公集』卷二十六)に「觀之陽諸巖斬峭、或瞻呀而中空、或瑰璋而外見；川流中貫、風帆上下、探僻搜怪者時時而至」、本書より遅れるが方東樹「昭昧詹言」

卷八「杜公」に「斷愈多、愈使用奇、愈斬峭、愈見筆力」とある。

(154) 原文「殆如左氏所云非子之求而蒲之愛矣」は、本篇第七條に既出、注(88)参照。

(155) 原文「有明中葉以來」以下の一文については、本書卷三「傳記」に「明自嘉靖而後、論文各分門戶、其有好爲高論者、輒言傳乃史職、身非史官、豈可爲人作傳」とある(葉長青)。「傳記」の譯注(14)参照。

(156) 原文「一種不情不理」は、「石園文集題詞」(萬斯同「石園文集」卷首)に收められる劉獻廷の題詞に「復有一種不情不緒之想、出乎筆墨之外」、王又槐(乾隆年間の人)『辨案要略』論駁案に「若非情理、意欲苛求、彼既可以不情不理之語牽強駁之、我何難以有情有理之話委婉覆之」とある。

(157) 原文「自命爲古文者」と彼らが奇態な文章への自覺が乏しいことについては、劉刻章氏遺書本卷九外篇三「答某友請碑誌書」に「今乃稱其先德耽詩、出入東坡、香山之間、又不知爲何許語也。唐白氏居易、宋蘇氏軾、入傳紀文、稱爲樂天、子瞻、已失慎重；如云東坡、香山、則峰泉邱壑、因寄爲名、人有同焉者矣、安在其必蘇、白邪。必云蘇、白人所共識、正恐讀者未如作者之博洽多聞。且人所共識、莫如夫子、而馬遷《世家》、未嘗諱不書名；後世功令崇奉、雖朱子亦不稱名、然傳記之文、不以功令稱子而以紫陽、考亭之類爲之名號、亦豈可以爲訓乎。而是文述其先世之交、多出一時名輩、乃云：『松陵、義門諸先生、推服所爲時藝』。夫義門爲浦江鄭氏擅稱、不聞其家

有時藝名者。或云長洲何焯亦有此稱、然豈可獨擅邪。不知松陵又是何人、詢之時文家流、竟未有能知其諦者、此則幾如禁方內之藥名、牙市中之暗號、以此入文、又不知爲何許語也。他如述朋黨之徵逐則曰「夜鯉晨鳧」、敘幼學之能文則曰「龍文虎脊」、高才不遇曰「荆玉屢蹶」、晚歲亨佳曰「蔗味回甘」、祝父壽考曰「椿庭長蔭」、稱婦節行曰「柏舟矢志」、諸如此類、或似優伶科諢、或似觴政藏謎、對之如墮雲霧、不知說鬼說夢。名不可正、言不可順、至於此極、殆於文字之否厄矣。而一時文人才士或自命古文辭者、於此多不甚爲怪也。既已習而不怪、則必以怪者爲怪、故非今日窒於事理、推之所名實有不可得言、所言實有不可得行、如上所云云、則亦何敢違衆昌言以取謗邪」とある。また本書卷四「砭俗」に「汪鈍翁以古文自命、動輒呵責他人、其實有才無識。好爲無謂之避忌、反自矜爲有識、大抵如此」という。「砭俗」の譯注(30)、(31)参照。

(158) 原文「坦蕩之塗生荆棘矣」は、『論語』述而に「君子坦蕩蕩、小人長戚戚」、集解に「鄭曰：坦蕩蕩、寬廣貌」、李清「南渡錄」卷三・冬十月甲戌條に引く南明の張捷の疏に「先帝未造、諸臣之心皆壞、渾同之域、自造藩籬、坦蕩之途、橫生荆棘」とある。

(159) 原文「夫文章變化侷於鬼神」については、本書卷三「文理」に「執古文而示人以法度、則文章變化、非一成之文所能限也」とある(内篇三譯注、三〇二頁)。

(160) 原文「斗然而來戛然而止」に類する言葉で文學作品を批評した例として、『讀杜心解』卷三之六「野望」評に「斗然

而來、飄然而去、格勢絶佳、『御選唐宋詩醇』卷六・李白「秋日魯郡堯祠亭上宴別杜補闕范侍御」評に「飄然而來、戛然而止。格調高逸、有如鵬翔未息、翩翩而自逝」とある。

(161) 原文「山之岩峭水之波瀾」は、「皇甫持正文集書後」(劉刻章氏遺書本卷八外篇二)に「如李生初問、以謂今之工文或先於奇怪；則當對以水之波瀾、山之巖峭、所積深厚、發於外者不知其然而然、乃可使後生者知文章之本於所積、是亦韓氏仁義之途、詩書之源之旨也」とある。「李生初問」は皇甫湜「荅李生第一書」(『皇甫持正文集』卷四)をいう。後に皇甫湜は李生なる人物の問いに答え、奇や怪と共に「自然」を重んじる旨の文學論を示した。なお、「韓氏」は韓愈を指す。

(162) 無理に「奇」を求めても、文章にそれを表せないという議論として、例えば陳師道『後山詩話』に「揚子雲之文、好奇而卒不能奇也、故思苦而詞艱。善爲文者、因事以出奇、江河之行、順下而已。至其觸山赴谷、風搏物激、然後盡天下之變。子雲惟好奇、故不能奇也」とある(程千帆)。

(163) 張耒「荅李推官書」(『柯山集』卷四十六)に「自唐以來至今、文人好奇者不一」とある。

(164) 原文「悞學邯鄲」については、『莊子』秋水に「且子獨不聞夫壽陵餘子之學行於邯鄲與。未得國能、又失其故行矣、直匍匐而歸耳」とある(葉長青・程千帆・葉瑛)。

浙東學術

【成立年代】

柯氏鈔本「庚申雜訂」にこの篇が收められていることから、嘉慶五年(一八〇〇年)、章學誠六十三歳の作と考えられる。章學誠は翌年に死去しているため、最晩年の著述に屬する(葉瑛)。また、内藤文庫藏の鈔本章氏遺書本『文史通義』は卷二に本篇を收めるが、その目次の「浙東學術」の標目の下に「庚申雜訂」とある。なお、本篇と内容上關連が深い「朱陸」篇は、一七七七年の撰である。王宗炎編次の「章氏遺書」では、この「浙東學術」篇を『文史通義』卷二「朱陸」篇の直前に配置している。

浙東之學、雖出發源、然自三袁之流、多宗江西陸氏、而通經服古、絕不空言德性、故不悖於朱子之教。至陽明王子、揭孟子之良知、復與朱子抵牾；戢山劉氏、本良知而發明慎獨、與朱子不合、亦不相詆也。梨洲黃氏、出戢山劉氏之門、而開萬氏弟兄經史之學；以至全氏祖望輩尙存其意、宗陸而不悖於朱者也。惟西河毛氏、發明良知之學、頗有所得；而門戶之見、不免攻之太過、雖浙東人亦不甚以爲然也。

浙東(浙江東部)の學問は、^①發源(朱熹の本貫は江西の婺源)から出てきたとはいえず、^②三袁(袁燾、袁肅、袁甫)の流派以降は、^③多くは江西の陸氏(陸九淵)を祖とするが、しかし(朱子のように)經書に通曉し古の世に心服し、^④まったく道徳や性理について空言せず、^⑤そのため朱子の教えに背反することはなかった。王陽明先生(王守仁)が孟子の良知説を掲げるようになると、^⑥また(陸九淵の後に再び)朱

子と矛盾するようになった。劉戡山氏（劉宗周）は、良知説に基づきつつ慎獨説を發展させ、朱子の思想とは合わなかったが、互いに批判し合うこともなかった。黄梨洲氏（黄宗羲）は劉戡山の門下から出て、萬氏兄弟（萬斯大、萬斯同）の經書と史書に關する學問をもたらし、全祖望氏たちの代に至っても、まだその意志を留めており、陸學を奉じつつも、朱子學に背反することがないものだった。ただし、毛西河氏（毛奇齡）については、良知の思想を發展させ、大いに自ら得ることがあったが、その門戸の見は、他者を責め立てることが過剰ということを免れ得ず、浙東の人でさえも、その説を強くは肯定しない。

世推顧亭林氏爲開國儒宗，然自是浙西之學。不知，同時有黃梨洲氏，出於浙東，雖與顧氏並峙，而上宗王、劉，下開二萬，較之顧氏，源遠而流長矣。顧氏宗朱，而黃氏宗陸。蓋非講學專家，各持門戶之見者，故互相推服，而不相非詆。學者不可無宗主，而必不可有門戶，故浙東、浙西，道並行而不悖也。浙東貴專家，浙西尚博雅，各因其習而習也。

世間では顧亭林氏（顧炎武）を清朝創業期の儒學の大先生と尊ぶが、結局のところ浙西（浙江西部）の學だ。實は、同時期に黄宗羲氏（號は梨洲）がおり、浙東から出てきており、顧氏と並び立って、遡れば王守仁や劉宗周を奉じ、時代が下れば萬斯大・萬斯同兄弟をもたらし、これを顧氏と比べると、その來源は古く流傳が長いのだ。顧氏は朱子を祖とし、黄氏は陸九淵を祖とする。思うに、門戸の見にとらわれた講義の専門家ではなかったから、そのため互いに尊重して、誹謗したりはしなかった。學ぶ者には奉ずるものがなくては

ならないが、必ず門戸の見があつてはならず、それ故、浙東と浙西とは、その道は並び立ってぶつかることがないのだ。浙東は一家の學を尊び、浙西は博識・典雅を尊び、どちらもその習慣に従つて學習している。

天人性命之學，不可以空言講也。故司馬遷本董氏天人性命之說，而爲經世之書。儒者欲尊德性，而空言義理以爲功，此宋學之所以見譏於大雅也。夫子曰：「我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明也。」此《春秋》之所以經世也。聖如孔子，言爲天鐸，猶且不以空言制勝，況他人乎。故善言天人性命，未有不切於人事者。三代學術，知有史而不知有經，切人事也。後人貴經術，以其卽三代之史耳。近儒談經，似於人事之外，別有所謂義理矣。浙東之學，言性命者必究於史，此其所以卓也。

天と人や性と命に關する學問は、空言して論じてはいけない。そのうであるので、司馬遷は董仲舒氏の天と人や性と命に關する説に基づいて、世を治める書物を著したのだ。儒者は徳性を尊ぼうとして（中庸）、義理を空言してはそれを手柄としたのは、宋學が大雅の人（實質に見合った名聲を得ている人）から咎められる所以である。夫子が「私はこのことを空言に託そうとしたが、事實の切實で明らかであることによつて示すには及ばない」と言つたのは、『春秋』が世を治める方法である。聖賢であること孔子のようで、その發言が天の警告であっても、なお空言によつて（相手に）優越しようとするなどとはしなかったのだから、ましてやその他の者はなおさらであろう。それ故、天人や性命について效果的に語る人は、必ず人間社會の事象にびたりと合うものだ。三代の學問には、史學は

あつても經學はなかつたようであるのは、それは（史學が）人間社會の事象にびたりと合うからである。後の人が經學を尊ぶのは、それがつまり三代の歴史であるからに他ならない。最近の儒者は經書を論じては、人間社會の事象の外に、それとは別にいわゆる義理があるかのようなのである。浙東の學術が、性や命を論ずる際に必ず歴史において究明しようとするのは、それが卓越している理由である。

朱陸異同、干戈門戶、千古桎梏之府、亦千古荆棘之林也。究其所以紛綸、則惟騰空言而不切於人事耳。知史學之本於《春秋》、知《春秋》之將以經世、則知性命無可空言、而講學者必有事、不特無門戶可持、亦且無以持門戶矣。浙東之學、雖源流不異、而所遇不同。故其見於世者、陽明得之爲事功、戴山得之爲節義、梨洲得之爲隱逸、萬氏兄弟得之爲經術史裁。授受雖出於一、而面目迥殊、以其各有事事故也。彼不事所事、而但空言德性、空言問學、則黃茅白葦、極面目雷同、不得殊門戶、以爲自見地耳。故惟陋儒則爭門戶也。

朱子と陸九淵に異同があり、激しく門戸を争ってきたのは、大昔から續く固執の積み重ねであり、また大昔から續くもめごとの繰り返しである。紛糾する理由をつきつめれば、ただ空言を盛んにして、人間社會の事象に密着してないからということである。史學が『春秋』に基づいていることを知り、『春秋』が世を治めようとして、いることを知っていれば、性や命を空言すべきでないことがわかり、學問を講ずるものは必ず具體的な事物に即して取り組むようになり、ただ固執する門戸がないばかりか、門戸の見を持つこともなくなるのだ。浙東の學問は、源と展開は異ならないといつても、彼らの直面した状況はそれぞれだった。それ故、その世に現れるものを見て

いけば、王陽明は同じ浙東の學を體得して治績を擧げ、劉戡山はそれを體得して節義を爲し、黃梨洲はそれを體得して隱逸し、萬氏兄弟はそれを體得して經學の研究や史書の編纂を行った。教えの繼承と傳授は同じところから出てきたとはいえ、現れ方が大いに異なるのは、彼らが各々事物に即して取り組んだからだ。かの自分たちが取り組んでいる事に即して取り組んでおらず、ただ徳性を空言し、問學を空言するような者は、どれも似たり寄ったりで、現れ方は極めて付和雷同で、門戸を別にせずにはいられず、そうすることで自分の見解を持った氣になつて、ということに他ならない。それ故、ただ卑俗の儒者が門戸を争うのだ。

或問：「事功氣節、果可與著述相提並論乎」。曰：史學所以經世、固非空言著述也。且如六經、同出於孔子、先儒以爲其功莫大於《春秋》、正以切合當時人事耳。後之言著述者、舍今而求古、舍人事而言性天、則吾不得而知之矣。學者不知斯義、不足言史學也（「整輯排比、謂之史纂、參互搜討、謂之史考；皆非史學」）。

ある者が問う。「治績や節義は、結局、著述とともに合わせて並べ論ずることはできるのでしょか」。答えて言う。史學が世を治める方法というのは、そもそも空言の著述などではない。例えば六經がすべて孔子に由來し、先儒がその功績は『春秋』より大きいものはない、と言つたのは、まさに『春秋』の内容が、當時の人々の行いにびたりと合うからに他ならない。後の時代の、著述を言うものが、現代を棚上げにして古の世を追い求め、人の行いを棚上げにして性や天を論じているのは、私には理解できない。學ぶ者はその意味を知っていなければ、史學を語るに足らない（史書の記述を整

理・編集して配置することを「史纂」と呼び、比較して探し検討することを「史考」と呼ぶ。どちらも「史學」ではない³⁶。

(1) 原文「浙東之學」について、浙東とは、寧波・紹興・台州・

金華（婺州）・衢州・嚴州・温州・處州の八府の地を指す（周振甫）。様々な學派が發展した南宋の浙學は、史學や事功の重視を特色とし、朱・陸と同時期の呂祖謙（婺州）、陳傅良（温州）、陳亮（婺州）などをその淵源と見ることが一般的であるが、章學誠はここではこれらに論及せず、朱子や陸九淵の影響を強調する（葉瑛）。浙東地域における陸九淵の影響の強さを指摘する見解は、南宋の頃からあることは以下を参照。『朱子語類』卷一一三、訓門人一に「如今浙東學者多陸子靜門人，類能卓然自立，相見之次，便毅然有不可犯之色」とある。

(2) 浙東の永嘉地域における朱子學の傳搬者には葉味道や陳植などがいる（葉瑛）。

(3) 原文「三袁之流」について、『宋元學案』卷七十五「黎齋學案」に「袁燮，字和叔，鄞縣人。……乾道初，入太學，時陸復齋九齡爲學錄，先生望其德容肅然，亟親炙之。……初，先生遇象山于都城，象山即指本心洞徹通貫，先生遂師事，而研精覃思，有所未合，不敢自信。居一日，豁然大悟，因筆于書曰：以心求道，萬別千差，通體吾道，道不在他」，「袁肅，號管齋，黎齋之子也。從廣平于新安，其後知名于世」，「袁甫，字廣微，黎齋之子也。嘉定七年進士第一，累官權兵部尙書。……少服父訓，謂：學者當師聖人，以自得爲貴。……著有《蒙齋中庸講義》四卷，

所闡多陸氏宗旨」とある（葉長青）。

(4) 原文「通經服古」は、本書卷三「朱陸」に「但既自承朱氏之授受，而攻陸、王，必且博學多聞，通經服古，若西山、鶴山、東發、伯厚諸公之勤業，然後充其所見，當以空言德性爲虛無也」とある（内篇三譯注，二七〇頁）。

(5) 原文「空言德性」について、「空言」は「具體的な事柄に基づかずに抽象的な議論をすること」、本書卷一「易教上」注（18）を参照。「朱陸」篇に既出。注（4）参照。

(6) 原文「至陽明王子，揭孟子之良知」について、『明儒學案』卷十、姚江學案に「王守仁字伯安，學者稱爲陽明先生，餘姚人也。……江右以後，專提致良知三字，默不假坐，心不待澄，不習不慮，出之自有天則」とあるのによれば、王陽明は正徳十六年（一五二二）の南京講學以降、致良知説を説くようになったようである。「良知」や王陽明の「致良知」説は本書卷二「博約下」注（2）を参照。

(7) 原文「復與朱子抵牾」について、王陽明の「致良知」説は、『大學』の「格物致知」の「知」を、『孟子』盡心上篇の「良知」のことと解する解釋であり、朱子のように心に外在する事物の理の解明よりも、心に内在する理の解明を重んじたことで、朱子の解釋と衝突した。「答顧東樵璘書」（『王文成公全書』卷二、「傳習錄」中）に「朱子所謂格物云者，在即物而窮其理，即物窮理是就事事物物上求其所謂定理者也。是以吾心而求理於事事物物之中，祈心與理面爲二矣。……若鄙人所謂致知格物者，致吾心之良知於事事物物也。吾心之良知即所謂天理也。致吾心之天理於事事物物，則事事物物皆得其理矣。致吾心之良知者

致知也」とある（葉瑛）。

- (8) 原文「戡山劉氏，本良知而發明慎獨」について、劉宗周（一五七八―一六四五）、字は起東・啓棟、號は念臺、戡山先生とも稱される。紹興の人。陽明學を奉じ「慎獨」の修養を重んじたことで知られる。『大學雜辨』（『劉子全書』卷三十八）に、「良知之於物，如鑑之於妍媸，衡之於高下，而規矩之於方圓也。鑑不離物而定妍媸，衡不離物而取高下，規矩不離物而辨是非，一也。故曰致知在格物。然而致吾心之聰，非無不聞之謂也，聞吾至善而已矣。致吾心之明，非無不見之謂也，見吾至善而已矣。聞吾至善，返于無聞矣，見吾至善，返于無見矣，知無知矣。《中庸》曰：「戒慎乎其所不睹，恐懼乎其所不聞。」不動而敬，不言而信，其要歸于慎獨，此格物真下手處。故格物即格其反身之物，不離修者是；而致知即致其所性之知，不離止者是」とある。

- (9) 原文「梨洲黃氏，出戡山劉氏之門」について、黃宗羲（一六一〇―一六九五）、字は太沖、號は南雷・梨洲、紹興の人。劉宗周に師事し、陽明學を奉じ、反清復明運動に参加した後、清朝による中國統一後、『明儒學案』を著す。『南雷文定五集』附録、黃百家「先遺獻文孝公梨洲府君行略」に、「府君諱宗羲，字大沖，號梨洲。……海昌陳簡齋先生曰……梨洲黃子於戡山門爲晚出，獨能疏通其微言，證明其大義，推離還源以合於先聖不傳之旨，然後戡山之學如日中天，黃子所謂魯國而儒者一人歟」とある。
- (10) 原文「開萬氏弟兄經史之學」について、萬斯大（一六三三―一六八三）、字は允宗、號は跛翁、寧波の人。萬斯同（一

六三八―一七〇二）、字は季野。『國朝先正事略』卷三十二・萬允宗先生事略に、「萬先生斯大，字允宗，浙江鄞人。……戶部（萬泰）八子皆受業梨洲先生之門，稱高座弟子。……生逢喪亂，不事科舉業，湛思諸經，以爲非盡通諸經不能通一經，非悟傳注之失不能通經，非以經釋經亦無由悟傳注之失。於是融會考證，奉正朔以批閭位，百注遂無堅城。舉諸家聚訟，條分而縷析之，劃如也。尤精《春秋》、《三禮》。……爲書三百卷，其別出者曰《學禮質疑》二卷、《周官辨非》二卷、《儀禮商》二卷、《禮記偶箋》二卷、梨洲皆序而行之」とある（葉長青）。

- (11) 全祖望（一七〇五―一七五五）、字は紹衣、號は謝山。寧波の人。『國朝先正事略』卷三十四、全謝山先生事略に、「先生姓全氏，名祖望，字紹衣，一字謝山，浙江鄞縣人。……南歸後修南雷黃氏《宋元儒學案》七校《水經注》とある。

- (12) 毛奇齡が王陽明の「致良知」説の意義を特筆していたことについては、「朱陸」注（九）を参照。
- (13) 毛奇齡が朱子の注釋の内容を批判していたことは、「朱陸」注（九）を参照。

- (14) 例えば、全祖望「蕭山毛檢討別傳」（鮑琦亭集外編）卷十三は、「西河之才要非流輩所易幾，使其平心易氣以立言，其足以附翼儒苑無疑也。乃以狡獪行其暴橫，雖未嘗無發明可采者而敗闕繁多，得罪聖教，惜夫」と毛奇齡を評する。

- (15) 顧炎武（一六一三―一六八二）、字は寧人、號は亭林、江蘇崑山の人。顧炎武の學問については、顧炎武「答友人論學

- 書」(『亭林文集』卷六)に「《大學》言心不言性，《中庸》言性不言心。來教單提心字而未竟其說，未敢漫爲許可，以墮于上蔡、橫浦、象山三家之學。竊以爲聖人之道，下學上達之方，其行在孝弟忠信，其職在灑掃、應對、進退，其文在《詩》《書》三《禮》《周易》《春秋》，其用之身在出處辭受取，與其施之天下，在政令教化刑法，其所著之書，皆以爲撥亂反正，移風易俗，以馴致乎治平之用，而無益者不談。……其于世儒盡性至命之說，必歸之有物有則，五行五事之常，而不入于空虛之論。僕之所以爲學者，如此。以質諸大方之家，未免以爲淺近而不足觀。雖然，亦可以弗畔矣。……世之君子，苦博學明善之難，而樂夫一超頓悟之易，滔滔者天下皆是也」とあるのを参照(葉瑛)。
- (16) 浙西は、浙江西部を指し、杭州・嘉興・湖州を指すのが普通だが、章氏は、安徽や江蘇を含む、より広い錢塘江以西の地域を言っている可能性がある。
- (17) 講學を行うことがしばしば門戸の形成を伴うと見なされたことは、『明儒學案』江右王門學案・鄒元標に、「兵科朱童蒙言：憲臣議開講學之壇，國家恐啟門戶之漸，宜安心本分，以東林爲戒」とあるのを参照。
- (18) 原文「浙東貴專家」について、「專家」の學問については、本書卷一「詩教上」に「後世之文，其體皆備於戰國。何謂也。曰：子史衰而文集之體盛，著作衰而辭章之學興。文集者，辭章不專家，而萃聚文墨，以爲蛇尤之菹也。後賢承而不廢者，江河導而其勢不容復遏也。經學不專家，而文集有經義；史學不專家，而文集有傳記；立言不專家，即諸子書也」とある(内篇一譯注、一九六―一九七頁)。
- (19) 原文「專家」「博雅」について、「專家」と「博雅」の對比は、本書卷二「博約中」(内篇二譯注(一)、三〇〇頁)、本書卷五「申鄭」にも見える(一三八頁)。
- (20) 原文「天人性命之學」については、本書卷三「朱陸」注(一)を参照。
- (21) 原文「司馬遷本董氏天人性命之說，而爲經世之書」については、『漢書』董仲舒傳に「僕竊不遜，近自託於無能之辭，網羅天下放失舊聞，考之行事，稽其成敗興壞之理，凡百三十篇，亦欲以究天人之際，通古今之變，成一家之言」とある。
- (22) 原文「尊德性」について、朱子と陸九淵は、『中庸』の中で併稱される「尊德性」「道問學」の語によって互いの學問を特色付けて評價しており、自らの學問に缺けている點を相手に見出していた。本書卷三「朱陸」注(13)を参照。その中では「尊德性」は陸九淵の學問の特色とされた。
- (23) 原文「大雅」は、劉刻本章氏遺書、内篇五「詩話」に「學者亦知雅俗之別乎。雅者，正也，亦曰常也。安其正而守其常，實至而名自歸之，斯天下之大雅也」とある。
- (24) 原文「我欲託之空言，不如見諸行事之深切著明也」は、『史記』太史公自序にも見えるが、趙岐「孟子題辭」の方が本文の表現に近い。趙岐「孟子題辭」に「仲尼有云：我欲託之空言，不如載之行事之深切著明也」とある。
- (25) 原文「聖如孔子，言爲天鐸」は、『論語』八佾に「儀封人請見。曰：『君子之至於斯也，吾未嘗不得見也』」。從者見之。

(26) 原文「朱陸異同，干戈門戶」について、朱子學と陸王心學の相違や、その思想的對立は『文史通義』の中で繰り返し論じられるテーマである。卷二「博約下」、「原道下」、卷三「朱陸」に關連する記述がある。

(27) 原文「千古桎梏之府，亦千古荆棘之林也」は、陸機「文賦」(『文選』卷十七)に「遊文章之林府，嘉麗藻之彬彬」とあり、五臣注に「翰曰、林府謂多如林木，富如府庫也」とある。

(28) 原文「史學」については、本書卷一「書教下」に「史不成家，而事文皆晦，而猶拘守成法，以謂其書固祖馬而宗班也，而史學之失傳也久矣」(内篇一譯注、一八七頁)、同「詩教上」に「經學不專家，而文集有經義；史學不專家，而文集有傳記」(同、一九七頁)とある。

(29) 王守仁は、正徳十一年(一五一六)以降數年にわたつて廣西・福建地域での農民反亂を平定し、嘉靖六年(一五二七)には寧王宸濠の亂を平定し、嘉靖十四年(一五一九)は廣西の瑤族の反亂を平定するなど、多くの軍功を擧げた。「政治盜賊二策疏」(『王文成公全集』卷九)に「查得先因地方，盜賊日熾，民被荼毒，竊計兵力寡弱，既不足以防遏賊勢，事權輕撓，復不足以齊一人心。乞要申明賞罰，假臣等令旗令牌使得便宜行事，庶幾舉動如意，而事功可

成」とある。

(30) 劉宗周は、清軍によつて杭州が落とされると、絶食の末に明朝に殉じた。『明儒學案』卷六十二、戴山學案に「浙省降，先生慟哭曰：此余正命時也。……世無逃死之宰相，亦豈有逃死之御史大夫乎。君臣之義，本以情決，舍情而言義，非義也。父子之親，固不可解於心。君臣之義亦不可解於心。今謂可以不死而死，可以有待而死，死爲近名則隨地出脫，終成一貪生畏死之徒而已矣。絶食二十日卒」とある。

(31) 黃宗羲は、朝廷から幾度も出仕を求められたが固辭して受けず、生涯清朝に仕えなかつた。『國朝先正事略』卷二十七、黃梨洲先生事略に「戊午，詔徵博學鴻儒。葉學士方藹擬疏薦，陳庶常錫嘏曰：『是將使先生爲豐山、九靈之殺身也』，力止之。會修明史，徐學士元文謂：先生非可召試者，然或可聘之修史。乃與興化李公清同徵，詔督撫以禮敦遣，先生固辭」とある。

(32) 本篇注(10)を參照。

(33) 原文「黃茅白葦」は、本書卷二「言公下」に「孰茅葦於平洲」と既出(葉瑛。内篇二譯注(2)、一〇二頁)、その注(15)を參照。

(34) 原文「面目」は、『詩經』小雅「何人斯」に「有視面目，視人罔極」、朱注に「視然有面目與人相視，無窮極之時。豈其情終不可測哉」とあり、「雷同」は『禮記』曲禮上に「母劓說，母雷同。必則古昔，稱先王」とある(葉瑛)。

(35) 原文「事功氣節，果可與著述相提並論乎」は、陳獻章「書湯筆後」(『白沙子』卷四)に「文章、功業、氣節，果皆自吾

滋養中來、三者皆實學也。惟大本不立、徒以三者自名、所務者小、所喪者大、雖有聞於世、亦其才之過人耳、其志不足稱也」とあり、『傳習錄』にも王陽明の言葉として「先生曰：聖賢非無功業氣節、但其循著這天理、則便是道、不可以事功氣節名矣」とある。

(36) 原文「史纂」は、「與邵二雲論修宋史書」(本書外篇三)に「近撰書教之篇、所見較前似有進境。……夫《通鑑》爲史節之最粗、而《紀事本末》又爲通鑑之綱紀奴僕。僕嘗以爲此不足爲史學、而止可爲史纂、史鈔者也」とある。

婦學

【成立年代】

『章實齋先生年譜』嘉慶二年丁巳(二七九七)の條によると、『文史通義』には、女性の弟子を多く集めた袁枚(二七一六—一七九七)を攻撃する意圖を有する文が五篇ある。すなわち、この「婦學」と、「婦學篇書後」(本卷、「詩話」(本卷)、「書坊刻詩話後」(劉刻本章氏遺書、卷五「詩話」附錄)、「論文辨僞」(劉刻本章氏遺書、卷七)である。これらの篇は、嘉慶二年から書き始められた、と『年譜』にいう。

《周官》有女祝、女史、漢制有内起居注、婦人之於文字、於古蓋有所用之矣。婦學之名、見於《天官》内職、德言容功、所該者廣、非如後世祇以文藝爲學也。然《易》訓「正位乎内」、禮職婦功絲枲、《春秋傳》稱賦事獻功、《小雅》篇言酒食是議、則婦人職業、亦約略可知矣。「男子弧矢、女子鞶帨、自有分別。至於典禮文辭、男婦皆所服習、蓋后妃、夫人、内子、命婦、於賓享喪祭、皆有禮文、非學不

可」。

『周禮』には女祝・女史の官が設けられ、漢代の制度にも(女官が皇帝の日常を記録する)内起居注の官があるので、古代においても女性²⁾が文字を用いることがあったのだろう。「婦學」(女性がなす學問)という名稱は、(周禮)天官に宮中の職(九嬪職)として見えており、(そこに記される職務である)徳・言・容・功(を教育すること)は覆う範囲も廣く、後世のように、ただ文藝ばかり「婦學」とみなすのとは異なっていた。(廣いとはいえ、しかしながら(經書に現れる女性の仕事を見ると)、『易』には(女性が)「家庭内の位を正しくすること」を教え、禮(禮記)では女性の仕事としての絹絲や麻絲をそのつとめと定め、『春秋傳』(ここでは『春秋外傳國語』を指す)では祭祀において穀物や布を奉納することを述べ、(『詩』の)小雅では酒や食事のことにのみ氣を配るといっており、こういった具合であるから、(古代における)女性の仕事というものが、ほぼ理解されよう(出生後に)男子の場合は弓矢を用意し、女子の場合は帯と手ぬぐいを用意し、おのずと區別があった。しかし儀禮や文筆については、男女ともに習うものであって、后妃・夫人・内子・命婦も、賓客の接待、神への奉納、喪禮、祭祀などについて、いずれも禮の明文が存在しており、學ばねばならなかったのである)。

婦學之目、德言容功。鄭注：「言爲辭令」。自非嫻於經禮、習於文章、不足爲學。乃知誦《詩》習禮、古之婦學、略亞丈夫。後世婦女之文、雖稍偏於華采、要其淵源所自、宜知有所受也。

(先述の「周禮」にある通り、)女性がなした學問の科目は、徳(道

徳・言（言辭）・容（立ち居振る舞い）・功（主に衣服作りに關する仕事）であった。鄭玄は注釋して、「言とは、言辭による應對のことである」という。¹² 經典や禮法に習熟し、文章に慣れているのでなければ、學問とはいえない。こういうわけで、『詩經』を口ずさみ禮法を習うことこそ、古代の女性の學問であり、それはほぼ男性に準ずるものであったと分かる。後世の女性の（習う）文章も、華美な文學に偏つてはいるものの、淵源の由來を採れば、それが（古くから）傳承されてきたものであると知られよう。

婦學掌於九嬪、教法行乎宮壺、内而臣采、外及侯封、六典未詳、自可例測。《葛覃》師氏、著於風詩〔侯封婦學〕；婉婉姆教、垂於《内則》〔卿士大夫〕。歷覽《春秋》内外諸傳、諸侯夫人、大夫内子、竝能稱文道故、斐然有章。若乃盈滿之祥、鄧曼詳推於天道；利貞之義、穆姜精解於乾元。魯穆伯之令妻、典言垂訓；齊司徒之内主、有禮加封。士師考終牖下、妻有誄文；國殤魂返沙場、嫠辭郊甲。以至泉水滂流、委宛賦懷歸之什；燕飛上下、淒涼送歸滕之詩。

女性のなした學問は、《周禮》の¹⁵ 九嬪の職によつて管理されており、その教えは宮廷に行きわたり、王都の内では臣下にまで、王都の外は諸侯にまで及んでおり、《周禮》天官の¹⁶ 六典（六つの教え。治典・禮典・教典・政典・刑典・事典）に明記されてはいないが、實例から推測することができる。（たとえば『詩經』周南の）「葛覃」の詩の「師氏」（女子を教える女性教師）のことが、『詩經』國風に記されており（これは諸侯の女性の學問）、また保母が言葉遣いや立ち居振る舞いを教えるというのは、《禮記》内則に傳えられたものである（これは卿大夫のもの）。『春秋』の内傳（たる『左氏傳』）や外傳

（たる『國語』）などにざつと目を通すと、諸侯の夫人たち、大夫の妻たちも、みな文を綴り故實を語ることができており、見事な風采を示している。¹⁸ ものが満ちれば限度に達する前兆を察知することについては、（楚の武王の夫人の）鄧曼が的確に天道を推しはかつた例があり、また『易』の「利」や「貞」とは何かについて、（魯の宣公の夫人の）穆姜が『周易』の乾卦の解釋に精通していた例がある。²⁰ 魯の穆伯の妻（敬姜）は立派な言葉で（息子の公文文伯に）教えを垂れ、齊の司徒（辟司徒。防墨を守る官）の妻は禮にかなつた言動によつて領地を與えられた。²² 士師（柳下惠）が天壽を全うして亡くなると、その妻は誄の文を執筆し、國のために犠牲となつた人（杞梁・杞殖）の魂が（亡くなった）戰場から戻つてくると、（杞梁の）こされた寡婦は郊外で（齊の莊公から）受けた弔辭を辭退した。²⁵ さらに『詩』に注目すると、「泉の水が流れ出る」（『詩』邶風「泉水」というのは、實家に戻りたいという思いを柔らかに詠んだ篇であり、「燕が上下に飛び回る」（『詩』邶風「燕燕」というのは、さめざめと滕（正室とともに興入れた側室）を送り歸すのを歌つた詩である（以上、女性に教養があつた證據が様々ある）。

凡斯經禮典法、文采風流、與名卿大夫有何殊別。然皆因事牽聯、偶見載籍、非特著也。若出後代、史必專篇、類徵列女、則如曹昭、蔡琰*故事、其爲喬皇彪炳、當十倍於劉、范之書矣。是知婦學亦自後世失傳、三代之隆、竝與男子儀文、率由故事、初不爲矜²¹異也。〔不學之人、以《溱洧》諸詩爲淫者自述、因謂古之孺婦²³、矢口成章、勝於後之文人。不知萬無此理、詳辨其說於後、此處未暇論也。但婦學則古實有之、惟行於卿士大夫、而非齊民婦女皆知學耳。〕

- (一)「矜」何氏鈔本作「奇」。
 (二)「孺婦」何氏鈔本作「婦女」。

以上のような經典に則った禮法や典雅な振る舞い、文彩や風流など、(女性の學びは)名の通った卿大夫たちのそれと何の違いがあろうか。しかしながら、いずれもあることがらにちなんで關連して、たまたま書物に見えたものであり、わざわざ書き著されたわけではない。(古代の彼女たちが)もし後世に出現し、史書できまつて(女性のための)獨立した篇を設け、傑出した女性を集め求めるといふことであつたならば、(後漢で譬えれば)曹昭(班昭)や蔡琰といつた女性たちにも等しい故事が、錚々たる様子で並び、きつと劉向(列女傳)や范曄(後漢書)列女傳)の著作の十倍もそろつたことであろう。こういつたことから、女性のなす學問は後世になつて傳承を絶つてしまつたものの、(夏殷周)三代の盛時になつては(女性も)男性と文雅を等しくしたのであつて、以上の故事からしても、まったく異とすべきものではない。「學を積んでいない人は、「漆洧」などのいくつかの詩が、いやらしい者たちみずから述べたと(朱子)が、このを根據として、古代の若者や女性たちは、口に任せて文辭を作り上げ、後世の文人をしのぐほどの力量を持つていたと言ふ。そんな道理は萬が一にもあるはずがないことが分かつていない。これについては後續の文で詳説するが、ここで論ずる餘裕はない。ただ、女性のなす學問は確かに古代にあつたが、それは卿士大夫の身分に行われただけであり、一般庶民の婦女までみな學問を知つていたわけではない(ことのみ指摘しておく)。

春秋以降、官師分職、學不守於職司、文字流爲著述〔古無私門

著述、説詳《較讎通義》。丈夫之秀異者、咸以性情所近、撰述名家〔此指戰國先秦諸子〕家言、以及西京以還經史專門之業〔三〕。至於降爲辭章、亦以才美所優、標著文采〔此指西漢元、成而後及東京而下諸人詩文集〕。而婦女之奇慧殊能、鍾於閒氣、亦遂得以文辭偏著、而爲今古之所稱、則亦時勢使然而已。

- (一)何氏鈔本「子」下有「百」字。
 (二)「業」何氏鈔本作「學」。

春秋時代以降、行政と教育が別々の仕事となつてしまつと、學問は擔當の官職に守られることがなくなり、文字(によつて書かれるもの)は變化して(個人の)著述となつた〔古において個人の著述が存在しなかつたことは、『校讎通義』に詳述した〕。傑出した男性は、それぞれ己の性質の傾向に應じて、文章を著して一家を成した〔これは、戰國時代の諸子百家の言説、および前漢以後の經學史學の専門的な學問を指している〕。それが品くだつて文辭となり、また才能の優秀さによつて、華美な文章として目立つよう表現された〔これは、前漢の元帝・成帝期以降、そして後漢以降の、諸人の詩文集を指している〕。一方、女性がずば抜けた知恵や才能を持つており、傑出した氣がその人物に集まつて、そうして文辭によつて特に有名になり、古今を通じて稱贊される例も、(男性の場合とある意味同様)また時勢がそのようにさせたものである。

然漢廷儒術之盛、班固以謂〔二〕利祿之途使然。蓋功令所崇、賢才爭奮、士之學業、等於農夫治田、固其理也。婦人文字、非其職業、閒有擅者、出於天性之優、非有爭於風氣、驚於聲名者也〔好名之習、

起於中晚文人。古人雖有好名之病，不區區於文藝間也。丈夫而好文名，已爲識者所鄙；婦女而驚聲名，則非陰類矣。

〔一〕「謂」，何氏鈔本作「爲」。

しかしながら、漢王朝において儒教による統治が盛んになったことにつき、班固は「利祿の途（利益と俸祿を得るための手段）」がそうさせたといった³⁷。法令によって（儒教を）重んじ、賢者や才能がある者が（その分野で）競い合うようになり、士たるものの學業も（普通の仕事になり）農民が農業をするのと變わらなくなったものも、もちろん當たり前だ。女性の文學は、彼女たちの職業ではなく、たまたまそれに長じた者が世に現れても、天性の素晴らしさから生じたもので、（男性とは異なり）時代の氣風の中で競い合い、名聲に向かつて突き進むのではなかった（名聲を好む習慣は、中ごろ近ごろの文人に始まった⁴⁰）。古人にも名聲を好む缺點はあったが、それは文藝の分野に終始するものではなかった。文章による名聲を好む男性は、識者からいやしまれるものであるが、名聲に突き進む女性など陰の氣を受けた存在とも言えない⁴¹。

唐山《房中》之歌、班姬《長信》之賦、《風》、《雅》正變（《雅》指《房中》、《風》指《長信》）、起於宮闈、事關國故、史策載之。其餘篇什寥寥、傳者蓋寡、《藝文》所錄、約略可以觀矣。若夫樂府流傳、聲詩則效^二、《木蘭》征戍、《孔雀》乖離、以及陌上采桑之篇、山下靡蕪之什、四時《白紵》、《子夜》芳香、其聲以緩、其節柔以靡；則自兩漢古辭（皆無名氏）、訖於六朝雜擬、竝是騷客擬辭、思人寄興；情雖託於兒女、義實本於風人。故其辭多駘宕、不以男女酬答爲

嫌也（如《陌上桑》、《羽林郎》之類、雖以貞潔自許^二、然幽閑女子、豈喋喋與狂且爭口舌哉。出於擬作、佳矣）。

〔一〕「效」，何氏鈔本作「傲」。

〔二〕「自許」，何氏鈔本作「著」。

（前漢高祖の妃の）唐山夫人が作った「房中祠樂」の歌や、（前漢成帝の妃の）班婕妤が作った「長信賦」は、（正風・變風、正雅・變雅と）正と變に分類される（詩）の風（國風）や雅（小雅・大雅）の作品と同じであり「雅と言ったのは「房中祠樂」のことで、風とは「長信賦」のことである）、宮中の門のうちから生まれたものであり、國の故實に關わることであるから、歴史書に載せられている。それ以外の作品は數も少なく、傳えられたものもわずかであったらしく、（漢書）藝文志の著録により大體察することができよう。樂府の傳承についていうならば、音樂と歌詞とが習い傳えられ、（具體的な作品を擧げるならば）「木蘭」は戰爭を述べ、「孔雀」は別離を述べ、また、陌上で桑を採る作品（陌上桑）、山の下に生える靡蕪の作品、四季ごとの「白紵歌」や、香り高い「子夜歌」など、樂府の音調はゆったりとしてゆるやかで、そのリズムは柔らかく美しい。こう見ると、兩漢の昔の作品（どの作品も作者が知られない）から、六朝時代の様々な擬作まで、「楚辭」に連なる作者たちが模作したものであり、對象に思いを寄せる詩人が「興」の表現手法（事物を手がかりに感情を述べる手法）に託したものであって、表現された思いは若い男女の立場に假託されているものの、その大義はまことに（詩經）國風の作者を手本とするものである。だからこそ、樂府の言葉はまとまりがなく、男女の間のやり取りなども避けないのであ

る「陌上桑」「羽林郎」などの作品は、貞節な女性の立場を自認するものであるが、しかしゆつたりとした女性が、騒々しく戀人と口喧嘩などするはずがない。(女性になりかわって作った)擬作であるから、これはこれでよいのである)。

至於閨房篇什，聞有所傳，其人無論貞淫，而措語俱有邊幅。文君，淫奔人也，而《白頭》止諷相如；蔡炎^(二)，失節婦也，而鈔書懇辭十吏。其他安常處順，及以貞節著者，凡有篇章，莫不靜如止水，穆若清風；雖文藻出於天嫺，而範思不逾閭外。此則婦學雖異於古，亦不悖於教化者也。

〔一〕「蔡炎」，何氏鈔本作「文姬」。

(本當に)既婚女性の作った作品についても、世に伝えられたものもあるが、作者が貞節であろうと淫奔であろうと、いづれにせよ言葉遣いには潤飾があるものだ。(司馬相如の妻の)卓文君は淫奔な人物だが、「白頭吟」のなかでは司馬相如を諷めるだけであるし、蔡琰は貞節を守れなかつた女性だが、(彼女の父、蔡邕の)著書の複寫(を曹操が希望したが、そ)の際、(曹操が差し向けた)十人の抄寫役の者の派遣を彼女は丁寧な辞退したのであった。このような例以外の、安寧に何事もなく順調に生きた女性、さらに貞節によって名を知られた人物は、作品を作っている、みな流れのない水のように静かで、爽やかな風のように穏やかであり、たとえ天與の文雅から生まれた文學であっても、その構想が家庭の門外に出ることはなかつた。こうして見ると、(漢代以降の)女性のなす學問も、古代と異なつてはいるが、それでも(王の)教化と矛盾するものでもなかつたので

ある。

《國風》男女之辭，皆出詩人所擬。以漢、魏、六朝篇什證之，更無可疑(古今一理，不應古人兒女，矢口成章，後世學士，力追而終不逮也)。譬之男優，飾靜女以登場，終不似閨房之雅素也。昧者不知斯理，妄謂古人雖兒女子，亦能矢口成章，因謂婦女宜於風雅；是猶見優伶登場演古人事，妄疑古人動止，必先歌曲也(優伶演古入故事，其歌曲之文，正如史傳中夾論贊體。蓋有意中之言，決非出於口者，亦有旁觀之見，斷不出本人者，曲文皆所不避。故君子有時涉於自贊，宵小有時或至自嘲，俾觀者如讀史傳，而兼得詠嘆之意。體應如是，不為嫌也。如使眞出君子小人之口，無是理矣。《國風》男女之辭，與古人擬男女辭，正當作如是觀。如謂眞出男女之口，毋論淫者萬無如此自暴，即貞者亦萬無如此自褻也)。

〔一〕「斷」，何氏鈔本作「必」。

〔二〕「宵」，何氏鈔本無。

〔三〕「毋」，何氏鈔本作「無」。

(『詩經』國風において、男女が交わす言葉は、いづれも詩人が模したものである。漢魏六朝の作品をもとに考えてみれば、(このことは)なおさら疑わしいところがない(古も今も道理は同じであり、古代の若者が口にして見事な文章を作り、後世の士大夫が努力しても追いつかない、などというはずがない)。たとえるならば、男性俳優が静かな女性の出立で舞臺が上がっても、閨房のうちにいる女性の雅な姿には少しも似ないようなものである(男性作者が女性になりかわっても、結局、うまく似せるのは難しい)。ところがこの道理を

知らない者は、根據もなしに「古人は若者でも口に任せて見事な文章を作り上げることができた」といい、さらに女性に風雅にふさわしいというが、これは俳優が舞臺で古人を演じるのを見て、古人は動作をする前に決まって歌を歌ったのではないかと、根據もなしに思うようなものである。「俳優が古人の故事を演じる際の歌曲の臺詞は、ちょうど史書の傳記のなかに「論」や「贊」（といった史家の評價）がさしはさまれたようなものである。心のなかに思ったことで、決して口から出た言葉ではないものや、周りの人々の見解で、まったく本人が言うことでないものなどがある時、歌曲の文句はそういったものを避けることがない（つまり、それらを演者に歌わせる）。だから登場人物が君子の場合には自贊することもあるし、小人物の場合は自嘲することまであり、観客がまるで史書の傳記を讀むかのように工夫し、またあわせて詠嘆の氣分を味わわせるのだ。形式がそうなっている以上、この演出を避けない。これらの歌が、君子や小人の口から本當に發せられたというなら、そんな道理があるはずがない。（『詩經』國風に見える男女間の言葉や、古人が男女の言葉を模した文なども、まさしくこのように見立てなければならぬ。もし本當にそういった男女の口から發せられたとみなすならば、淫奔な者も決してそのような自暴自棄なことは言わないのはもちろん、貞節な者も決してそのような輕はずみなことはいわぬ（そのことが分かっていないのである）。」。

昔者班氏《漢書》、未成而卒，詔其女弟曹昭，躬就東觀，踵而成之。於是公卿大臣，執贄請業（大儒馬融，從受《漢書》句讀），可謂擴千古之所無矣。然專門絕學，家有淵源，書不盡言，非其人即無所受爾。又苻秦初建學校，廣置博士經師，《五經》粗備，而《周

官》失傳。博士上奏，太常韋逞之母宋氏，家傳《周官》音義，詔即其家講堂，置生員百二十人，隔絳幃而受業，賜宋氏爵號爲宣文君，此亦擴千古之所無矣。然彼時文獻，盛於江左；苻氏割據山東，遺經絕業，幸存世學家女，非名公卿所能強與聞也。此二母者，竝是以婦人身行丈夫事。蓋傳經述史，天人道法所關，恐其湮沒失傳，世主不得不破格而崇禮，非謂才華炫耀，驚流俗也。

即如靖邊之有譙洗夫人，佐命之有平陽柴主，亦千古所罕矣；一則特開幕府，辟署官屬，一則羽葆鼓吹，虎賁班劍。以爲隋、唐之主措置非宜，固屬不可；必欲天下婦人以是爲法，非惟不可，亦無是理也。

かつて、班固の『漢書』はその完成を見ないうちに本人が亡くなってしまい、詔敕が下されて彼の妹の曹昭（曹氏に嫁いだ班昭のこ）と、（彼女）みずから東觀（後漢洛陽の宮中にあつた藏書樓）に赴き、（兄の事業を）引き繼いでそれを完成させた。そこで公卿や大臣たちも、禮物を手にとって（班昭に）教えを請い（大學者の馬融は（班昭に）ついて『漢書』の句讀を習つた）、大昔にまで亘つても例を見ない。しかし専門の卓絶した學問は、家庭に淵源を持つものであり、書物にすべて言い盡くされたわけではなく、かの人でなければ傳受することができなかつたのであろう。また、苻秦（苻氏の立てた前秦。三五―三九四）時代の初期、學校を建て、大々的に博士や教師を官につけ、五經それぞれをほぼ覆うことができたが、『周禮』だけは傳承する者がなかつた。そこで博士が上奏して、太常の官にある韋逞の母、宋氏が、家傳として『周禮』の音義を受けていると奏上したところ、詔敕が下され、宋氏の家の堂上にて、學生百二十人の定員を設け、赤いとばりを隔てて（學生に宋氏の）教えを受けさせ、宋

氏に宣文君という爵號を授與したのであるが、これまた大昔にまで亘つても例を見ない⁶⁸。しかしながら、その時代の文獻は、江南の地（南朝）に盛んであったのだが、苻氏は山東（太行山脈の東側）の地に國を構えており、殘缺した經書や學問が、幸いにも代々學者を輩出した家の娘に傳えられており、名の通つた公卿であっても、無理に關わりえぬものであった。この二人の女性は、女性でありながらも、みづから男性と同じ行いをしたわけである。思うにこれは經學や史學の傳承は、天と人間の間に存する道の法則に關わるものであり、それが滅んでしまふ危険があり、君主としては通常の方法を破つてまで相手を敬い禮を盡くさざるをえなかつたのであり、（二人の）才能が際立っているからといって、それで世俗を驚かさうとしたわけではない。

邊境の混亂を収めた人物としては譙國夫人の冼氏がおり、王者の天命を補助した人物としては（唐の）平陽柴主がいるが、彼女たちもまた大昔にまで亘つて例の少ないもので、前者は幕府を開き、下僚を招き雇うことを（隋の皇帝から）特別に許され、後者は（唐の皇帝から）羽根飾りのついた儀仗や鼓吹隊を賜り、天子に近侍する兵を特別に與えられている⁷²。これらについて、隋唐の君主たちの措置を不當と考えるのはもちろんよくないが、しかし天下すべての女性が彼女たちを手本にするように仕向けるのも、またよくないうえに無理である（同様に班氏・宋氏も全ての女性の手本になるわけではない）。

晉人崇尚玄・風、任情作達、丈夫則糟粕六藝、婦女亦雅尚清言。步障解圍之談、新婦參軍之戲、雖大節未失、而名教蕩然。論者以十六國分裂、生靈塗炭、轉（一）咎清談之滅禮教、誠探本之論也。

〔一〕「轉」、何氏鈔本作「歸」。

晉代の人々は玄學を重視し、自分の情にまかせて達觀した生き方をして、男性は「六藝など、酒のしほりかすだ」と言い放ち、女性も清談を大切にした。〔謝氏が〕シェードに隠れて（夫の）苦境を救つたエピソードや、「もし私が參軍と結婚していたならば」と（王渾の妻の鍾氏が）冗談を言つた逸話などは、大いなる節義を失つたものとまではいえないが、しかし名教（名分を尊ぶ教え）がないがしろにされている。〔西晉滅亡後には〕十六國が分裂し、民衆が塗炭の苦しみを受けたことにつき、〔魏晉に流行した〕清談が禮に基づく教え（儒教）を滅ぼしたせいであると論者はとがめたが、それはまことに根本を探り得た議論である。

王、謝大家、雖愆禮法、然其清言名理、會心甚遙（二）、既習儒風、亦暢玄・旨、方於士學、如中行之失、流爲狂簡者耳（近於異端、非近於娼優也）。非僅能調五言七字、自詡過於四德三從者也。若其綺旋風光、寒溫酬答、揣摩纖曲、刻畫形似、脂粉增其潤色、標榜飾其虛聲；晉人雖曰虛誕、如其見此、挈妻子而逃矣〔王、謝大家、雖愆禮法、然實讀書知學、故意思深遠。非如才子佳人、一味淺俗好名者比也〕。

〔二〕「遙」、何氏鈔本作「遠」。

（六朝を代表する）王氏や謝氏といった大貴族の奥方たちには、禮法に外れる行いがありはしたものの、しかし論理について清談し、非常に奥深いところに心が叶っており、儒教も學びつつ、同時に玄

學に遊んだのであって、これを男性の學びになぞらえていうならば、中庸の行いから外れて「狂簡」(志は立派だが行爲がとまわらない人々)に流れたものといえる(「彼女たちの行いは」異端に近くはあるが、⁷⁷ 藝能者に近いわけではない)。五言・七言の詩を整える力があるばかりで、(女性がなすべきとされた) 四德(婦德・婦言・婦容・婦功)・三従(父・夫・子に従えという教え)の教えをしのぐことをひけらかすような手合いではなかった。⁷⁸ 自然の風光を美しく描き、寒さ暑さなど季節ごとに挨拶をし、物事を細かく描寫し、対象に似るよう細かく表現し、化粧を施して文彩の魅力を増し、宣傳によって實質をともなわない名聲を高めようとしたりする(「昨今の女性たちが行っている」ことについては、⁷⁹ 晋代の人々には確かに大袈裟な傾向があったが、(昨今の)このような風潮を見れば、きっと妻子を連れて逃げ出すことだろう(王氏や謝氏といった大貴族の奥方たちには、⁸⁰ 禮法に外れる行いがありましたもの、しかし本當に讀書して學問を脩めていたから、こめられた思想は深遠である。(いまの)才子佳人と呼ばれる人々が一律に淺薄で名聲を好むのとはまったく異なる)。⁸¹

唐、宋以還、婦才之可見者、不過春閨怨愁、花草榮凋、短什小篇、傳其高秀。間有別出著作、如宋尚宮之《女論語》、侯鄭氏之《女孝經》、雖才識不免迂陋(欲作女訓、不知學曹大家《女誡》之禮、而妄擬聖經、等於《七林》設問、子虛、烏有)、而趨向尙近雅正。藝林稱述、恕其志足嘉爾(此皆古人婦學失傳、故有志者、所成不過如此)。李易安之《金石》編摩、管道升之書畫精妙、後世亦鮮有其儷矣。然琳琅歎識、惟資對勘於湖州；筆墨精能、亦藉觀摩於承旨、未聞宰相子婦、得借三舍論文(李易安與趙明誠集《金石錄》、明誠

方在太學、故云爾)；翰林夫人、可共九卿揮麈。蓋文章雖曰公器、而男女實千古大防、凜然名義綱常、何可誣耶。

唐宋以後になると、女性の才能が現れるところは、せいぜい春の閨房や秋の怨嗟や、ものの盛衰を詠んだ短い作品のうち、ずば抜けたものが伝えられるのみとなった。それ以外に、時に(女性の)著作が世に出ることもあり、宋尚宮(宋若昭)の『女論語』(侯莫陳邈の妻の)鄭氏の『女孝經』など、才能見識は見劣りするものの(女性のための教えを作ろうとするのに、曹大家(班昭)の『女誡』に示された禮に倣うことを知らず、勝手に聖なる經典を真似たのでは、⁸² 「七林」に設けられた(架空の)問答や、子虚・烏有のような(賦のなかの架空の)人物と變わらない)、⁸³ それでもそれらの趣旨は典雅で正しい方に近い。文學を事とする人士が彼女たちを稱贊するのは、彼女たちの志が褒めるに値いするのを汲んでのことだ(これらはいずれも古代の女性のための學問が傳承を絶つたせいで、志ある人でもこのようにしかできなかったのである)。李易安(李清照)の『金石錄』編纂や、管道升の書畫が絶妙であったことなどは、後世にも匹敵する例が少ないほどであった。しかしながら、(李清照は)玉器や青銅器の銘文について、湖州にて(金石錄)校勘の手助けをしたにとどまり、(管道升は)筆墨が精妙であっても、(翰林學士)承旨(の官にあった夫の趙孟頫)を觀察して學んだだけであり、宰相の子(であった趙明誠)の妻(たる李清照)が(趙明誠の勤務した)太學の人々と文學を論じられたとは聞かないし(李清照は趙明誠と一緒に『金石錄』を編纂し、趙明誠がそのころ太學にいたので、こう言う)、翰林夫人(の管道升)が九卿たちとともに麈尾をふるって議論したとも聞かない(つまり男女が同席することはなかった)。文章は

公器ではあるが、男女の隔てというものはまことに太古以来の大きな堤防であつて、嚴然たる大義名分と三綱五常とを、どうして歪めることができようか。

蓋自唐、宋以訖前明、國制不廢女樂。公卿入直、則有翠袖薰爐⁽⁹³⁾；官司供張、每見紅裙侑酒。梧桐金井、驛亭有秋感之緣；蘭麝天香、曲江有春明之誓、見於紀載、蓋亦詳矣。又前朝虐政、凡縉⁽⁹⁴⁾紳籍沒、波及妻孥、以致詩禮大家、多淪北里。其有妙兼色藝、慧擅聲詩、都士大夫、從而酬唱。大抵情綿春草、思遠秋楓；投贈類於交游、殷勤通於燕婉；詩情闊達、不復嫌疑、閨閣之篇、鼓鐘闔⁽⁹⁵⁾外、其道固當然耳。且如聲詩盛於三唐、而女子傳篇亦寡。今就一代計之、篇什最富、莫如李冶、薛濤、魚玄機三人、其他莫能竝焉。是知女冠坊妓、多文因酬接之繁。禮法名門、篇簡自非儀之識、此亦其明徵矣。

(一)「爐」、嘉業堂本作「鑪」。

(二)「縉」、何氏鈔本作「搢」。

(三)「闔」、何氏鈔本作「聞」。

思うに、唐宋から明代まで、國家制度として女性の舞樂を廢止せず、續けた。公卿が宮中に宿直すれば、女性の衣装や香爐を眼にし、官廳で宴會が開かれる時には、赤い裳を身につけた女性が酒を勧めた。「金井の梧桐」の句が、驛亭のむすめが秋の寂しさを感じる縁となつたし、「蘭麝天香」の句により、曲江のほとりて必ず仕官するといふ誓いを立てたが、(そのような男女の出會いの故事が)文獻に見えており、詳しく知られよう。さらに前代の明代の暴虐な政治に

おいては、士大夫が(罪に問われて)財産を沒收された際、それが妻や娘にまで及ばされ、『詩』や禮を學び傳える大家庭が、妓女に身を落とすことさえ多くあつた。美貌と藝を兼ね備え、賢く歌聲や詩作に名聲のあつた女性がいると、士大夫たちはそれに倣つて唱和したものである。その多くは春の野草に思いを託し、秋の楓に思いを遠くこと寄せたもので、詩を贈るあり方は(男性同士の)付き合いと類似し、その丁寧さは『詩』にいう穩やかさと通じるものであり、詩情は自由闊達で、疑わしいところもなく、こういった女性たちの作品が、妓院の門外にまで大きく傳えられたのは、あり方として當然のことであつたろう。ちなみに、詩は唐代にこそ盛んであつたが、しかし女性の詩が傳えられたものはどうも少ない。ここで唐一代について數えてみると、作品數が最も多いのは李冶・薛濤・魚玄機の三名にほかならず、ほかの女性詩人は同列に並びえない。こうしてみると、女性道士や妓女は文章が多いがそれは付き合ひが盛んなことによるのであつて、禮に習熟した名門の家庭においては、文章は「非難もされずほめられもせず」といふ教えがあり、これもまたその證據である。

夫傾城名妓、屢接名流、酬答詩章、其命意也、兼具夫妻朋友、可謂善藉辭矣。而古人思君懷友、多託男女殷情。若詩人風刺邪淫、文代狡狂(二)自述。區分三種、蹊徑略同、品騷韻言、不可不知所辨也。夫忠臣誼友、隱躍存懇摯之誠；諷惡嫉邪、言外見憂傷之意。自序說放廢、而詩之得失懸殊、本旨不明、而辭之工拙迥異(《離騷》求女爲真情、則語無倫次；《國風》溱、洧爲自述、亦徑直無味。作爲擬託、文情自深)。故無名男女之詩、殆如太極陰陽之理、存諸天壤、而智者見智、仁者自見仁也。名妓工詩、亦通古義、轉以男女慕

悅之實、託於詩人溫厚之辭；故其遣言、雅而有則、真而不穢、流傳千載、得耀簡編、不能以人廢也。第立言有體、婦異於男。比如《薤露》雖工、惟施於挽郎爲稱；《權歌》縱妙、亦用於舟婦爲宜。彼之贈李和張、所處應爾。良家閨閣、內言且不可聞、門外唱酬、此言何爲而至耶（自官妓革、而閨閣不當有門外唱酬、丈夫擬爲男女之辭、不可藉以爲例、古之列女皆然）。

〔一〕「文代狡狂」、何氏鈔本作「又代狡狂」、《藝海珠塵》作「又代狡狂」。

〔二〕「遣」、何氏鈔本作「遣」。

一流の名妓がしばしば著名な詩人と交流して詩を取り交わす場合、その詩想は夫婦・朋友の關係を兼ねたもので、文辭を借りることに長けていると言うことができる。他方、古人は主君や友人を思う場合、多く男女の情愛に假託した。また、『詩經』の詩人が淫邪を風刺する場合、淫邪な者が自ら述べる言葉にかこつけた。以上の三つのタイプは、その手法はほぼ同様とはいえ、韻文作品を品評するに当たっては、その間の區別を知らずにはすまされない。忠臣や親友においては、暗暗のうちに誠實な真心が仄見えるものだし、邪惡を風刺する際には、言外に憂患の念慮が滲み出るものである。「詩序」の説が捨て去られてより、詩の良し悪し（の評價）が懸け離れるようになり、〔楚辭〕の本來の趣旨が見失われてより、辭賦の工拙（の評價）が大きく分かれるようになった〔離騷〕に言う「女を求む」が實際の心情だとすれば文章の辻褃が合わなくなるし、國風（鄭風）の「溱洧」が本人の發言だとすれば露骨で味わいが失われる。假託だからこそ文中の思いがおのずと深みを帯びるのである。ゆ

えに無名の男女の詩も、あたかも太極・陰陽の道理が天地のうちに存在するように、（立場は違えども）智者はそこに智を見て取り、仁者はそこに仁を見て取るのだ。名妓は詩作に巧みで、〔詩〕の古い意義にも通じており、逆に男女の戀愛という内容を『詩』の温厚な文辭を借りて表現する。そのため、その言葉遣いは文雅でありながら法則に適い、真心がありながらふしだらではなく、千年の後に傳わり、書物を輝かすことができるのであり、妓女の作だからといって排除することはできない。ただ、立言には體例があり、女性とは異なるものである。たとえば挽歌はいかに巧みであつても柩を挽く男にこそ相應しく、舟歌はたとえ優れていても舟を渡す女にこそ似つかわしいように、それは李某に贈り張某に和してこそ處を得るのである。良家の女子の居室では、室内の發言すら外に漏れ聞こえることはないのだから、門外で詩を取り交わす言葉が、どうして耳に届くはずがあるうか（官妓の制度が除かれ、女性が門外と詩の遣り取りをすることがありえなくなつてより、男性が門外の戀愛に擬えた文辭は、手本として借りることはできなくなった。古の列女はみなそうであつた）。

夫教坊曲里、雖非先王法制、實前代故事相沿；自非謙、洛諸公、何妨小德出入。故有功名匡濟之佐、忠義氣節之流、文章道德之儒、高尚隱逸之士、往往閒情有寄、著於簡編、禁網所施、亦不甚爲盛德累也。第文章可以學古、而制度則必從時。我朝禮教精嚴、嫌疑慎別、三代以還、未有如是之肅者也。自宮禁革除女樂、官司不設教坊、則天下男女之際、無有可以假藉者矣。其有流媚頓妓、漁色售奸、竝干三尺嚴條、決杖不能援贖（職官生監、竝是行止有虧、永不敘用）。雖吞舟有漏、未必盡置爰書；而君子懷刑、豈可自拘司敗。每見名流、

板鐫詩稿、未窺全集、先閱標題。或紀紅粉麗情、或者青樓唱和、自命風流儷、以謂〔一〕古人同然；不知生今之世、爲今之人、苟於禁令未嫻、更何論乎文墨。周公制禮、同姓不昏。假令生周之後、以謂上古男女無別、而瀆亂人倫、行同禽獸、以謂古人有然、可乎。〔名士詩集、先自具枷杖供招、雖謂未識字可矣〕。

〔一〕「以謂」、何氏鈔本作「以爲」、下同。

〔宮中の女性の舞樂を掌る〕教坊や妓院は〔周代の〕先王の制度ではないとはいえ、實際に前代の先例として繼承されてきたものであり、周濂溪、程明道、程伊川のような道學者でもない限り、普通の善良な人間が出入するのを咎め立てするいわれはない。それゆえ、救國の功ある大臣も、忠義や節操を貴ぶ一派も、文章や道德を講じる學者も、高潔を旨とする隱逸の士も、しばしば寛いだ心情を寄せ、書物に著し、たまたま法禁に觸れることがあつたとしても、本人の德に傷がつくわけではない。ただ、文章は往古に學ぶことができるが、制度は必ずその時代のものに従わなければならない。我が清朝の禮教は嚴正で、疑わしいところを慎重に識別し、三代以降、これほど嚴格な時代はなかつた。宮中から女性の舞樂が除かれ、官府に教坊が設けられなくなつてからは、世上の男女の關係には假託することのできるような點がなくなつた。もしもあちこち移り歩いたり一とこに留まつたりする娼妓を相手に、女色を漁つたり奸計に陥つたりということがあれば、みな法律の嚴しい條文を犯すことになり、棒打ちの刑を受けて贖罪も叶わない〔官僚やその候補生はみな素行に問題があれば終生登用されない〕。たしかに法の網は舟を飲み込むほどの大魚を捕らえそこなうこともあると言われるように、

必ず供述調書に記されるとは限らないが、「君子は刑を懷う」からには、どうして自分から罪に陥るようなことをするはずがある。著名な詩人の作品が出版されるのを見るたびに、詩集のすべてを讀まずとも、まず標題に目を通せば、「紅粉の麗情」だの「青樓の唱和」だのと書いてあつて、風流で拘束されないことを自認し、古人も同じであつたと思ひ込んでゐる。しかし今の世に生まれ、今の人もありながら、法律すら十分に理解せず、文章について何がわかるというのか。周公は同姓不婚の禮を定めたが、もし周代以降に生まれた者が、上古には男女のけじめなどなかつたと考え、倫理を破壊し、禽獸同然の行いをして、古人もそうであつたと主張したら、許されようか〔名士の詩集は、前もつて自ら枷をつけ棒を攜えて罪状を供述するようなもので、文字を知らぬ者と言つてもかまわない〕。

夫才須學也、學貴識也。才而不學、是爲小慧。小慧無識、是爲不才。不才小慧之人、無所不至、以纖佻輕薄爲風雅〔雅者、正也、與惡俗相反。習染風氣謂之俗、纖佻鄙俚皆俗也。鄙俚之俗、猶無傷於世道人心、纖佻之俗、則風雅之罪人也〕、以造飾標榜爲聲名〔好名之人、未有不俗者也〕、炫耀後生、猖披士女、人心風俗、流弊不可勝言矣。夫佻達出於子衿、古人所有；矜標〔一〕流於巾幗、前代所無。蓋實不足而爭驚於名、已非夫而藉人爲重、男子有志、皆恥爲之。乃至誼絕絲蘿、禮殊授受、輒以緣情綺靡之作、託於斯文氣類之通；因而聽甲乙於臚傳、求品題於月旦。此則劍樓勾〔二〕曲、前代往往有之；靜女閨姝、自有天地以來、未聞有是禮也。

〔一〕「標」、何氏鈔本作「榜」。

〔二〕「勾」，嘉業堂本作「句」。

才能は學問を必要とし、學問は見識を重視する。才能があつても學問がなければ、小利口なだけであり、小利口であつて見識がなければ、結局才能もないことになる。才能がなく小利口な人は、何事にも齒止めがなく、輕佻浮薄なことを風雅と思ひ込み「雅」とは正しいことであり、劣悪な俗と相反する。風氣に染まることを俗という。輕佻であることと野卑であることは、どちらも俗である。野卑の俗はまだしも世道人心を損なうことはないが、輕佻の俗は風雅の罪人である、粉飾しひけらかすことを名聲と思ひ込み「名聲を求める人に俗でない者はない」、後の世代にひけらかし、男女いずれにも悪影響を及ぼし、人心・風俗に對する弊害は計り知れない。輕佻であることは學生のならいで、古人にもあつたが、見せびらかすことが女性の間にまで流行するなど、以前にはなかつたことである。おそらく實質が不足するために名聲を競い求めるのであり、自身は一廉の丈夫ではないのに他人を頼つて重きをなそうとするが、志のある男子はみなそれを恥とする。「道義として夫婦に區別があり、禮として男女が直接物を受け渡ししない」のが原則なのに、ところが何かと情緒的で繊細な作品によって文人たちの共感を得ることに頼り、そうやって評判が喧傳されるのを耳にし、名士により品評されることを求めるに至っている。こうしたことは妓樓において前代によく見られたことだが、貞靜な女子においては、天地開闢以來、そのような禮があつたとは聞かない。

古之婦學、如女史、女祝、女巫、各以職業爲學、略如男子之專藝而守官矣。至於通方之學、要於德、言、容、功、德隱難名（必如

任、嬖之聖、方稱德之全體）、功粗易舉（一）〔蠶績之類、通乎士庶〕。至其學之近於文者、言容二事爲最重也。蓋自家庭（二）內則、以至天子、諸侯、卿、大夫、士、莫不習於禮容；至於朝聘喪祭、后妃、夫人、內子、命婦、皆有職事。平日講求不預、臨事何以成文。漢之經師、多以章句言禮、尙賴徐生、善爲容者、蓋以威儀進止、非徒誦說所能盡也。是婦容之必習於禮、後世大儒、且有不得聞也（但觀傳載敬姜之言、森然禮法、豈後世經師大儒所能及）。至於婦言主於辭命、古者內言不出於閫、所謂辭命、亦必禮文之所須也。孔子云：「不學《詩》、無以言」。善辭命者、未有不深於詩（但觀春秋婦人辭命、婉而多風）。乃知古之婦學、必由禮而通詩（非禮不知容、非詩不知言）、六藝或其兼擅者耳（穆姜論《易》之類）。後世婦學失傳、其秀穎而知文者、方自謂女兼士業、德色見於面矣、不知婦人本自有學、學必以禮爲本；舍其本業而妄託於詩、而詩又非古人之所謂習辭命而善婦言也。是則即以學言、亦如農夫之舍其田、而士失出疆之贊矣、何足徵婦學乎。嗟乎。古之婦學、必由禮以通詩、今之婦學、轉因詩而敗禮。禮防決、而人心風俗不可復言矣。夫固由無行之文人、倡邪說以陷之。彼眞知婦學者、其視無行文人、若糞土然（無行文人學本淺陋、眞知學者不難窺破）、何至爲所惑哉（古之賢女、貴有才也。前人有云「女子無才便是德」者、非惡才也、正謂小有才而不知學、乃爲矜飾驚名、轉（三）不如村嫗（四）田嫗、不致貽笑於大方也）。

〔一〕「舉」、何氏鈔本作「學」

〔二〕「庭」、何氏鈔本作「廷」。

〔三〕「轉」、何氏鈔本作「反」。

〔四〕「嫗」、何氏鈔本作「姬」。

古の女性の學問は、女史・女祝・女巫など、それぞれ仕事を通して學んだのであり、ほぼ男性が専門の技藝によって官職を守ったのと同様であった。⁽¹⁴⁾（職務を問わず）共通に學ぶこととしては、徳・言・容・功にまどめることができるが、徳は隱微で名づけにくく〔周の文王の母である太任や妃である太姒のような聖なる存在であつてこそはじめて徳が完全であるとするに値する〕、功は粗大で（女性が）學ぶことのうちでも文に關係の近いものとしては、言と容の二事が最も重要である。おおよそ家庭の子女教育から、天子・諸侯・卿大夫・士まで、禮に適った立ち居振る舞いを學ばない者はない。朝見・喪事・祭祀の禮に至るまで、后妃・夫人・内子・命婦にはみな役目があつた。平素より研究し準備しておかなければ、どうして實際の場面に臨んで文彩を施すことができよう。⁽¹⁵⁾漢代の經師には章句を作つて禮を説く者が多かつたが、それでもなお徐生のような容止に長じた者が重用されたのは、おそらく威儀や進退については、ただ文章を誦んじるのみでは十分ではないからである。つまり女性の容止は必ず禮の習得をとまなうもので、そこには後世の大儒ですら學び得ないことも含まれていた（傳（國語）に載せる敬姜の言葉を見ただけでも、森嚴として禮法に適つており、後世の經師や大儒の及ぶところではない）。また女性の言語について言えば、應對の辭が中心であり、古は家庭内の言葉が門外に出ることはなかつたから、應對の辭といつてもやはり禮の文辭として必要とされるものであつた。孔子は「『詩』を學ばなければ言うすべがない」（論語 季氏）と言つた。應對に長じた者で「『詩』に精通していない者はない」（春秋）における婦人の應對の辭を見ただけでも、婉曲にして風刺を含んでいることがわかる。かくして、古の女性の

學問は、必ず禮に始まり『詩』に通じるものであつて〔禮によらなければ容を知ることはできず、『詩』によらなければ言を知ることできない〕、ただ時に六藝のうちのあるものに兼ねて長じる場合もあつたということが知られるのである（穆姜が『易』を論じた類）。後世には女性の學問は傳承を絶ち、特に秀でて文章を知る者のみが、女性にして男性の事業を兼ねると自認し、得意げな顔をしているが、女性にはもともと女性の學問があり、その學問は必ず禮にもとづいていたことを知らないのである。そうして本來の務めを捨てて無闇に詩を手立てとするが、その詩というのも、古人の言うような、應對の辭に習熟し女性の言に長じたものとは異なる。そのようにして言語を學んでも、それは農夫が耕地を捨て、士が外交の禮物を失うようなもので、⁽¹⁶⁾どうして女性の學問の何たるかを證することができよう。ああ、古の女性の學問は必ず禮に始まり『詩』に通じるものであつたが、今の女性の學問はかえつて詩によって禮を損なうものである。禮という堤防が決壊すれば、⁽¹⁷⁾人心・風俗はもはや名狀しがたいありさまとなる。それはもとより、不品行な文人が邪説を鼓吹して陥れたためである。眞に女性の學問を理解する者は、不品行な文人など、糞土のように輕視するものだ〔不品行な文人は學問がそもそも淺薄なので、眞に學問のある者が見破るのは難しくない〕。どうして惑わされることがあろう（古の賢女は才能があるゆえに尊重された。先人に「女子は才能のないことこそが徳だ」と言つた者があるが、それは才能を嫌惡したわけではなく、小才ばかりあつて學問を知らないからこそ、虚飾・虚名を追求するのであり、かえつて村里の農婦の方が、識者の嘲りを免れている點でましである、と言いたいのである）。

飾時髦之中馴、爲閨閣之絕塵、彼假藉^(一)、以品題^(二)、或譽過其實、或改飾其文^(三)、不過憐其色也。無行文人、其心不可問也。嗚呼。己方以爲才而炫之、人且以爲色而憐之。不知其故而趨之、愚矣。微知其故、而亦且趨之、愚之愚矣。女子佳稱、謂之靜女、靜則近於學矣。今之號才女者、何其動耶。何擾擾之甚耶。噫。

(一)「藉」、何氏鈔本作「借」。

流行詩人のうちの中程度の者を、女流詩人の最高峰と飾り立てる^(四)。名士の品評を後盾とするが〔時に稱贊が實際を超えており、時に文章を粉飾する〕、その容貌が好まれているに過ぎない。不品行な文人は、その本心はわかかったものではない。ああ、自分では才能があると信じてひけらかすが、他人からは美貌があると見られて好まれるだけだ。理由も知らずに靡くのは愚かである。多少はその理由に氣づいていながら、それでもなお靡くのは、さらに愚かである。女性に對する尊稱を「靜女」という。「靜」であれば學問に近い。今、才女と呼ばれる者どもは、なぜこゝも動き回るのか。なぜこゝも騒騒しいのか。ああ。

(1) 『周禮』天官、冢宰に「女祝^レ四人、奚八人。女史^レ八人、奚十有六人」とあり、さらに「女祝^レ掌王后之内祭祀、凡内禱祠之事。掌以時招梗禴禋之事、以除疾殃。女史^レ掌王后之禮職、掌内治之貳、以詔后治内政、逆内宮、書内令。凡后之事以禮從」とある(葉長青・葉瑛)。

(2) 『隋書』經籍志、史部、起居注類の序に「起居注者、錄紀人君言行動止之事。《春秋傳》曰：『君舉必書、書而不法、

後嗣何觀。』《周官》内史掌王之命、遂書其副而藏之、是其職也。漢武帝有禁中起居注、後漢明德馬后撰明帝起居注、然則漢時起居、似在宮中、爲女史之職。然皆零落、不可復知。今之存者、有漢獻帝及晉代已來起居注、皆近侍之臣所錄」とある(葉長青・葉瑛)。

(3) 文廷式『純常子枝語』(光緒九年刊本)卷三十六に、「女教之要、章實齋《婦學》一篇、言之頗詳」といい、この篇への言及が見える。また、楊鍾義『雪橋詩話』(民國三年刊本)卷十にも、「所爲《婦學》一篇、持論尤偉、皆文學士所當膺服」という。

(4) 『周禮』天官、九嬪に「九嬪掌婦學之法、以教九御婦德、婦言、婦容、婦功、各帥其屬而以時御教于王所。凡祭祀、贊玉粢、贊後薦、徹豆籩。若有賓客、則從後。大喪、帥敘哭者亦如之」とあり(葉長青・葉瑛)、鄭注に「婦德、謂貞順、婦言、謂辭令、婦容、謂婉婉、婦功、謂絲枲」という。九嬪が「婦德」「婦言」「婦容」「婦功」の四者を教えるという。この四者は「四得」と呼ばれ、本篇にもその語が見える。

(5) 『周易』家人卦の象傳に「家人、女正位乎内、男正位乎外、男女正、天地之大義也」とある(葉長青・葉瑛)。

(6) 原文「婦功」は注(4)参照。原文「絲枲」は絹絲と麻絲のこと、ひいて裁縫全般を指す。「周禮」天官、大宰に「以九職任萬民：一曰三農、生九穀。……七曰嬪婦、化治絲枲。……」とある。また、一般女性と裁縫との關連においては、『禮記』内則に「女子十年不出、姆教婉婉聽從。執麻枲、治絲繭、織紵組紃、學女事以共衣服」と

ある（葉長青・葉瑛）。

(7)

原文「賦事獻功」は、祭祀において穀物や布を奉納すること
で、『國語』魯語下に「王后親織玄紘、公侯之夫人加之
以紘、綖、卿之内子爲大帶、命婦成祭服、列士之妻加之
以朝服、自庶士以下、皆衣其夫。社而賦事、蒸而獻功、
男女效績、愆則有辟、古之制也」とあり、韋昭注に「社、
春分祭社也。事、農桑之屬也。冬祭曰蒸、蒸而獻五穀、
布帛之屬也」という（葉長青・葉瑛）。

(8)

『詩』小雅「斯干」に「乃生女子、載寢之地。載衣之褐、載
弄之瓦。無非無儀、唯酒食是議、無父母詒罹」とあり
（葉長青・葉瑛）、その鄭箋に「婦人之事、惟議酒食爾、無
遺父母之憂」という。

(9)

『禮記』内則に「至於子生、夫復使人日再問之、夫齊則不入
側室之門。子生、男子設弧於門左、女子設帨於門右。三
日、始負子、男射女否」とある（葉瑛）。また男子につい
ては、同書、射義にも「故男子生、桑弧蓬矢六、以射天
地四方。天地四方者、男子之所有事也。故必先有志於其
所有事、然後敢用穀也。飯食之謂也」とある。

(10)

天子の後妃、諸侯の夫人、卿の内子、大夫の命婦という、そ
れぞれの身分の妻を指す。

(11)

『周禮』天官、内小臣職に「掌王后之命、正其服位。後出入、
則前驅。若有祭祀、賓客、喪紀、則擯、詔後之禮事、相
九嬪之禮事、正内人之禮事、徹後之俎」。

(12)

注（4）を参照。

(13)

原文「誦詩習禮」は、『荀子』勸學に「學惡乎始、惡乎終。
曰：其數則始乎誦經、終乎讀禮」とあり、曹植「洛神

賦」（『文選』卷十九）に「嗟佳人之信脩兮、羌習禮、而明

詩」とある。また、本卷「古文十弊」に「貞烈婦女、明

詩習禮、固有之矣」と見えるのが関連する（301頁）。

(14)

古代における男子の學問については、『禮記』王制に「樂正
崇四術、立四教、順先王《詩》、《書》禮樂以造士。春、
秋教以禮樂、冬、夏教以《詩》、《書》」とある（葉瑛）。

(15)

原文「宮壺」は宮中のことで、『爾雅』釋宮に「宮、中衛、謂
之壺」とある（葉長青）。壺（閭に通ず）は壺と別字。

(16)

『詩』周南「葛覃」に「言告師氏、言告言歸。薄汚我私、薄
澣我衣。害澣害否、歸寧父母」とあり、毛傳に「師、女
師也。古者、女師教以婦德、婦言、婦容、婦功」といい
（葉長青・葉瑛）、鄭箋に「我告師氏者、我見教告于女師也。
教告我以適人之道」という。

(17)

原文「婉婉姆教」は、『禮記』内則に「女子十年不出、姆教、
婉婉聽從、執麻枲、治絲繭、織紝組紃、學女事以共衣服、
觀於祭祀、納酒漿、籩豆、菹醢、禮相助奠」とあり、鄭
玄注に「婉謂言語也。婉之言媚也。媚謂容貌也」とい
う（葉長青・葉瑛）。

(18)

原文「斐然有章」は、『論語』公冶長に「子在陳曰：歸與、
歸與。吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之」とあ
るのに基づく（葉長青）。

(19)

鄧曼は楚の武王の夫人で、賢婦人とされた。『春秋左氏傳』
莊公四年に「春、王三月、楚武王荆尸、授師子焉、以伐
隨、將齊、入告夫人鄧曼曰：『余心蕩』。鄧曼歎曰：『王
祿盡矣。盈而蕩、天之道也。先君其知之矣、故臨武事、
將發大命、而蕩王心焉。若師徒無虧、王薨於行、國之福

(20)

也』と見え(葉長青補正・葉瑛)、武王の戦死を豫言して
いる。

『春秋左氏傳』襄公九年に「穆姜薨於東宮，始往而筮之，遇
艮之八。史曰：『是謂艮之隨，隨其出也，君必速出』。姜
曰：『亡』。是於《周易》曰：隨，元亨利貞，咎。元，體
之長也；亨，嘉之會也；利，義之和也；貞，事之幹也。
體仁足以長人，嘉德足以合禮，利物足以和義，貞固足以
幹事，然故不可誣也。是以雖隨无咎。今我婦人而與於亂，
固在下位，而有不仁，不可謂元；不靖國家，不可謂亨；
作而害身，不可謂利；棄位而姦，不可謂貞。有四德者，
隨而無咎，我皆無之，豈隨也哉。我則取惡，能無咎乎。
必死於此，弗得出矣」とあり(葉長青・葉瑛)、穆姜が、
占いを事とする史官よりも鋭い占斷をしたことが記され
ている。

(21)

穆伯の妻である敬姜が、息子の公父文伯を諭した言葉が、
『國語』魯語下に見え、「公父文伯退朝，朝其母，其母方
績。文伯曰：『以馭之家而主猶績，懼憾季孫之怒也。其
以馭爲不能事主乎』。其母嘆曰：『魯其亡乎。使童子備官
而未之聞耶。居，吾語女。昔聖王之處民也，擇瘠土而處
之，勞其民而用之，故長王天下。夫民勞則思，思則善心
生。逸則淫，淫則忘善，忘善則惡心生。沃土之民不材，
逸也。瘠土之民莫不向義，勞也。是故天子大采朝日，與
三公、九卿祖識地德。日中考政，與百官之政事，師尹維
旅、牧、相宣序民事。少采夕月，與大史、司載糾虔天刑。
日入監九御，使潔奉禘，郊之粢盛，而後即安。諸侯朝修
天子之業命，晝考其國職，夕省其典刑，夜儆百工，使無

愆淫，而後即安。卿大夫朝考其職，晝講其庶政，夕序其
業，夜庀其家事，而後即安。士朝受業，晝而講貫，夕而
習復，夜而計過無憾，而後即安。自庶人以下，明而動，
晦而休，無日以怠。王后親織玄紵，公侯之夫人加之以紵，
綖，卿之內子爲大帶，命婦成祭服，列士之妻加之以朝服，
自庶士以下，皆衣其夫。社而賦事，蒸而獻功，男女效績，
愆則有辟，古之制也。君子勞心，小人勞力，先王之訓也。
自上以下，誰敢由心舍力。今我，寡也，爾又在下位，朝
夕處事，猶恐忘先人之業。況有怠惰，其何以避辟。吾冀
而朝夕修我曰：必無廢先人。爾今日：胡不自安。以是承
君之官，余懼穆伯之絕嗣也」。仲尼聞之曰：『弟子志之，
季氏之婦不淫矣』とある(葉瑛)。「列女傳」母儀、魯季
敬姜にも同じ話が見える(葉長青)。

(22)

『春秋左氏傳』成公二年に「齊侯免，求丑父，三入三出。每
出齊師以帥退，入于狄卒。狄卒皆抽戈楯冒之。以入于衛
師，衛師免之。遂自徐關入，齊侯見保者曰：『勉之，齊
師敗矣』。辟女子。女子曰：『君免乎』。曰：『免矣』。曰
：『銳司徒免乎』。曰：『免矣』。曰：『苟君與吾父免矣，
可若何』。乃奔。齊侯以爲有禮，既而問之，辟司徒之妻
也，予之石斝」とある(葉長青・葉瑛)。

(23)

士師は、春秋時代の魯の大夫、柳下惠のこと。また原文「考
終牖下」は、長壽を得て亡くなる意で、『春秋左氏傳』
哀公二年に「畢萬匹夫也，七戰皆獲，有馬百乘，死於牖
下」とあり、その杜預注に「死於牖下，言得壽終」とい
う。

(24)

『列女傳』賢明、柳下惠妻に「魯大夫柳下惠之妻也。柳下惠

處魯，三黜而不去，憂民救亂。……柳下既死，門人將誅之。妻曰：『將誅夫子之德耶，則二三子不如妾知之也』。乃誅曰：『夫子之不伐兮，夫子之不竭兮，夫子之信誠而與人無害兮，屈柔從俗，不强察兮，蒙恥救民，德彌大兮，雖遇三黜，終不蔽兮，愷悌君子，永能厲兮，嗟乎惜哉，乃下世兮，庶幾遐年，今遂逝兮，嗚呼哀哉，魂神泄兮，夫子之諡，宜爲惠兮』。門人從之以爲誄，莫能竄一字』とある（葉長青・葉瑛）。

(25) 『春秋左氏傳』襄公二十三年に「莒子親鼓之，從而伐之，獲杞梁。莒人，行成。齊侯歸，遇杞梁之妻於郊，使弔之。辭曰：『殖之有罪，何辱命焉。若免於罪，猶有先人之敝廬在，下妾不得與郊弔，齊侯弔諸其室』」とある（葉瑛）。同じ話が、『禮記』檀弓下に引く曾子の言葉に「齊莊公襲莒于奪，杞梁死焉。其妻迎其柩於路而哭之哀，莊公使人弔之，對曰：『君之臣不免於罪，則將肆諸市朝，而妻妾執。君之臣免於罪，則有先人之敝廬在。君無所辱命』」と見える（葉長青・葉瑛）。

(26) 『詩』邶風「泉水」に「苾彼泉水，亦流于淇。有懷于衛，靡日不思。爰彼諸姬，聊與之謀」とあり、その序に「泉水，衛女思歸也。嫁於諸侯，父母終思歸寧而不得，故作是詩以自見也」とある（葉瑛）。また毛傳には「興也。泉水始出，苾然流也。淇，水名也」、鄭箋には「泉水流入淇，猶婦人出嫁於異國」という（葉長青・葉瑛）。

(27) 『詩』邶風「燕燕」に「燕燕于飛，下上其音。之子于歸，遠送于南。瞻望弗及，實勞我心」とあり、序に「燕燕，衛莊姜送歸妾也」とある（葉長青・葉瑛）。

(28) 原文「文采風流」は、杜甫「丹青引」（『九家集注杜詩』卷八）に「將軍魏武之子孫，於今爲庶爲清門。英雄割據雖已矣，文彩風流猶尙存」とある（葉長青）。

(29) 原文「喬皇」は、『太玄經』交に「陽交於陰，陰交於陽，物登明堂，喬喬皇皇」とある（葉瑛）。原文「彪炳」は、『西京雜記』第六に「制爲枕案，文章璀璨，彪炳渙汗」とある。

(30) 『詩』鄭風に「溱洧」の詩があり、「溱與洧，方渙渙兮。士與女，方秉蘭兮。女曰觀乎，士曰既且，且往觀乎。洧之外，洵訏且樂。維士與女，伊其相諱，贈之以芍藥」という。これに對し、朱注は「此詩淫奔者自敘之詞」という。戀愛の詩であるが、詩序では「溱洧，刺亂也。兵革不息，男女相棄，淫風大行，莫之能救焉」と言つて、社會が荒廢して亂れた男女關係を批判した詩であると見立てており、章學誠もそのように考えているらしく、單純な戀愛詩とは見ない。

(31) この部分は、袁枚を批判するものらしい。袁枚「策秀才文五道」其二（『小倉山房文集』卷二十四）に「朱子注《詩》不取傳、箋，頗爲昔人所訾。……采蘭贈芍，不無男女之思，而以爲刺國政。……朱子廓清之功，安可少歎」といつて、「溱洧」の詩についても、朱子を擁護している。

(32) 原文「矢口成章」は、『法言』五百に「聖人矢口而成言，肆筆而成書」とあり、『史記』樗里子甘茂列傳「樗里子滑稽多智」の索隱に、「一云：滑稽，酒器，可轉注吐酒不已。以言俳優之人，出口成章，詞不窮竭，如滑稽之吐酒不已」とあるのに近い。また、蘇軾「黃州再祭文與可

(33) 文〔『東坡全集』卷九十一〕に「脱口成章、祭莫可耘」とある（葉長青注補正）。本卷「古文字弊」にも「蓋優伶歌曲、雖耕氓役隸、矢口皆叶宮商、是以謂之戲也」と見える（二九九頁）。

(34) 後文の「《國風》男女之辭、皆出詩人所擬」以下の段落（三三三頁）。

(35) 原文「官師分職」とは、上古においては國の官職と教育が一致していたのが、春秋戰國時代に分化してゆくとする章學誠の見立てに基づくもので、本書卷一「經解上」に「至於官師既分、處士橫議、諸子紛紛著書立說、而文字始有私家之言、不盡出於典章政教也」とある（内篇二譯注、二一六頁）。また、『校讎通義』原道第一に「官守學業皆出於一、而天下以同文爲治、故私門無著述文字」とある（葉瑛）。

(36) 前注を參照。
原文「閒氣」は、特別に優れた氣を受けた者を指し、『春秋演孔圖』（『藝文類聚』卷十一所引）に「正氣爲帝、閒氣爲臣、秀氣爲人」とある（葉長青・葉瑛）。また柳宗元「祭楊憑詹事文」（『柳河東集』卷四十）に「公稟閒氣、心靈洞開、翱翔自得、誰屑羣猜」とある。

(37) 『漢書』儒林傳の班固の贊に「自武帝立五經博士、開弟子員、設科射策、勸以官祿、訖於元始、百有餘年、傳業者浸盛、支葉蕃滋、一經說至百餘萬言、大師衆至千餘人、蓋祿利之路然也」とあり、顏師古注に「言爲經學者則受爵祿而獲其利、所以益勸」という（葉長青・葉瑛）。本書卷二「原學下」に「後王以謂儒術不可廢、故立博士、置弟子、

(38) 而設科取士、以爲誦法先王者勸焉。蓋其始也、以利、勸儒術；而其究也、以儒術徇利祿、斯固不足言也」（内篇二譯注（一）、二九二頁）とある。

(39) 含意がやや異なるが、『孟子』滕文公下に「士之仕也、猶農夫之耕也。農夫豈爲出疆舍其耒耜哉」とあり、士と農夫との共通性を言う。

(40) 原文「好名」については、本書中にしばしば言及があるが、名聲を好むことを批判する卷四「鍼名」篇にまとまった記述があり、「好名者流、徇名而忘實、於是見不忘者之爲實爾」などとある（内篇四譯注、二四六頁）。

(41) 原文「中晚文人」については、本書卷二「言公下」に「蓋利祿之途既廣、則揣摩之功微至。中晚文人之集、強半捉刀之技」とある（内篇二譯注（二）、九七頁）。

(42) 原文「陰類」は、男女を陰陽に配當した場合、男が陽、女が陰に當てられる。『周易』繫辭下傳に「子曰：乾坤其易之門邪。乾、陽物也。坤、陰物也。陰陽合德、而剛柔有體、以體天地之撰、以通神明之德」とある。

(43) 『漢書』禮樂志に「又有房中祠樂、高祖唐山夫人所作也。周有房中樂、至秦名曰壽人。凡樂、樂其所生、禮不忘本。高祖樂楚聲、故房中樂楚聲也。孝惠二年、使樂府令夏侯寬備其簫管、更名曰安世樂」とあり、唐山夫人につき、顏注の引く服虔は「高帝姬也」といい、また韋昭は「唐山、姓也」という（葉長青）。

(44) 前漢成帝の女官である班婕妤が長信宮にて作った作品。『樂府詩集』卷四十三「相和歌辭・楚調曲」の陸機「班婕妤好」についての注として「二曰《婕妤怨》。《漢書》曰：

- 孝成班婕妤初入宮爲少使蛾，而大幸爲婕妤。……班婕妤失寵稀，復進見趙氏姊弟驕妬，婕妤恐久見危，求供養太后長信宮，帝許焉。《樂府解題》曰：《婕妤怨》者，爲漢成帝班婕妤作也。婕妤，徐令彪之姑，況之女，美而能文。初爲帝所寵愛，後幸趙飛鸞姊弟，冠於後宮。婕妤自知見薄，乃退居東宮，作賦及《紈扇詩》，以自傷悼。後人傷之而爲《婕妤怨》也」とある（葉長青）。
- (44) 『漢書』藝文志、詩賦略には、「李夫人及幸貴人歌詩」三篇も見える（葉長青・葉瑛）。
- (45) 章學誠が樂府をどうとらえたかについては、本書卷二「言公下」の「至如《詩》、《騷》體變、樂府登場」以下の部分に詳しい（内篇二譯注（2）、九九頁）。
- (46) 「木蘭賦」は『樂府詩集』卷二十五に見える。
- (47) 「孔雀東南飛，五里一徘徊」と始まる古詩「爲焦仲卿妻作」〔玉臺新詠〕卷一、及び『藝文類聚』卷三十二、『樂府詩集』卷七十三など）。
- (48) 「日出東南隅，照我秦氏樓」と始まる「日出東南隅行」〔玉臺新詠〕卷一、及び『藝文類聚』卷四十一、『樂府詩集』卷二十八など）。
- (49) 「上山採靡蕪，下山逢故夫」と始まる「古詩八首」の其一〔玉臺新詠〕卷一、及び『藝文類聚』卷八十一など。章學誠が「山下」というのは、「山上」の誤りか。
- (50) 『藝文類聚』卷四十三に「蘭葉參差桃半紅，飛芳舞穀戲春風」と始まる「春白紵歌」以下、「夏白紵歌」「秋白紵歌」「冬白紵歌」が見える。
- (51) 「落日出前門，瞻矚見子度。冶容多姿鬢，芳香已盈路」と始まる「子夜歌」四十二首は、『樂府詩集』卷四十四に見える。
- (52) 原文「擘以緩」は、『禮記』樂記に「其樂心感者，其聲擘以緩」とあり、鄭注に「擘，寬綽貌」という（葉瑛）。また『史記』樂書に「是故志微焦衰之音作，而民思憂；擘緩慢易繁文簡節之音作，而民康樂」とある。なお、『禮記』樂記はこの部分を「擘，諧慢易」と作る（葉長青）。
- (53) 「羽林郎」は、「昔有霍家奴，姓馮名子都」と始まる辛延年の作品で、『玉臺新詠』卷一、『樂府詩集』卷六十三などに見える。
- (54) 原文「狂且」は、『詩』鄭風「山有扶蘇」に「山有扶蘇，隰有荷華。不見子都，乃見狂且」とある。
- (55) 原文「邊幅」は、文章表現上の調整のこと。
- (56) 卓文君が司馬相如と駆け落ちしたことを指す。『史記』司馬相如列傳に見える（葉長青）。
- (57) 『西京雜記』第三に「相如將聘茂陵人女爲妾，卓文君作《白頭吟》以自絶，相如乃止」とある（葉長青）。
- (58) 蔡邕の娘の蔡琰は、もと衛仲道の妻であったが後に胡人に嫁ぎ、さらに董祀にも嫁いだことが、『後漢書』列女傳の本傳に見える（葉長青・葉瑛）。
- (59) 『後漢書』列女傳の本傳に「曹」操因問曰：「聞夫人家先多墳籍，猶能憶識之不」文姬曰：「昔亡父賜書四千許卷，流離塗炭，罔有存者。今所誦憶，裁四百餘篇耳」。操曰：「今當使十吏就夫人寫之」。文姬曰：「妾聞男女之別，禮不親授。乞給紙筆，眞草唯命」。於是繕書送之，文無遺誤」とある（葉長青・葉瑛）。

- (60) 原文「止水」は、本書卷四「説林」にも「波者水之風、風者空之波、夢者心之華、文者道之私。止水無波、靜空無風、至人無夢、至文無私」と、その比喩が見える（内篇四譯注、二二七頁）。
- (61) 原文「穆若清風」は、『詩』大雅「烝民」に「吉甫作誦、穆如清風。仲山甫永懷、以慰其心」と見える（葉長青・葉瑛）。
- (62) 原文「不逾閭外」は、『禮記』曲禮上の「外言不入於梱、內言不出於梱」を踏まえたもの（梱は閭に通じ、門の敷居のこと。葉瑛は出典を『禮記』内則と誤記）。
- (63) 史夢蘭『止園筆談』（光緒四年刊本）卷三に、「章學誠、字實齋、浙江會稽人。乾隆戊戌進士、官國子監典籍。所著《婦學》一書、其中有云」といって、この章學誠の自注の全文を引用し、「説詩最妙」と評する。
- (64) 『後漢書』列女傳に「扶風曹世叔妻者、同郡班彪之女也、名昭、字惠班、一名姬。博學高才。世叔早卒、有節行法度。兄固著《漢書》、其八表及《天文志》未及竟而卒、和帝詔昭就東觀、臧書閣、踵而成之。帝數召入宮、令皇后諸貴人師事焉、號曰大家」とある。
- (65) 注(64)に引いた『後漢書』列女傳の後文に「時《漢書》始出、多未能通者、同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續繼昭成之」とある。このことにつき、章學誠は本書卷三「史注」に「馬融乃伏閣下、從其女弟受業、然後其學始顯」といい（内篇三譯注、二四八頁、本卷「答客問中」に「此史遷之所以必欲傳之其人、而班固之書所以必待馬融受業於其女弟、然後其學始顯也」というなど
- (66) (二五七頁)、たびたび言及している。
原文「絶學」は、極め盡くされた學問、の意と解される。本卷「申鄭」に「夫史遷絶學、《春秋》之後、一人而已」とあり、同篇に鄭樵の學問を稱して「誠所謂專門絶業、漢、唐諸儒不可得聞者也」とあるのも、同意であろう（二三九、二三六頁）。「朱先生墓誌書後」（劉刻遺書本、外篇卷二）にも、「夫專門絶學、自可寶貴、立言之士、擇其善而從之、所謂爲高因丘陵也」とある。
- (67) 家庭内の口傳があつたと章氏は推測する。原文「書不盡言」は、『易』繫辭上傳に「子曰：書不盡言、言不盡意」とあるのを借りた表現。
- (68) 『晉書』列女傳、韋逞母宋氏傳に、宋氏の傳があり、「韋逞母宋氏、不知何郡人也、家世以儒學稱。宋氏幼喪母、其父躬自養之。及長、授以《周官》音義、謂之曰：『吾家世學周官、傳業相繼、此又周公所制、經紀典誥、百官品物、備於此矣。吾今無男可傳、汝可受之、勿令絶世』。屬天下喪亂、宋氏諷誦不輟。……逞遂學成名立、仕苻堅爲太常。堅嘗幸其太學、問博士經典、乃憫禮樂遺闕。時博士盧靈對曰：『廢學既久、書傳零落、比年綴撰、正經粗集、唯《周官禮》注未有其師。竊見太常韋逞母宋氏世學家女、傳其父業、得《周官》音義、今年八十、視聽無闕、自非此母無可以傳授後生』。於是就宋氏家立講堂、置生員百二十人、隔絳紗幔而受業、號宋氏爲宣文君、賜侍婢十人。
- (69) 宋氏の息子である韋逞は、前秦の苻堅に仕えており、その首都是長安であるから、ここで章氏が山東というのは、事

實に合わない。

(70)

譙國夫人は、六世紀なかごろ、梁・陳・隋にかけて嶺南の地で勢力を誇った女性首領。『隋書』列女傳、譙國夫人に「譙國夫人者、高涼冼氏之女也。世爲南越首領、跨據山洞、部落十餘萬家。夫人幼賢明、多籌略、在父母家、撫循部眾、能行軍用師、壓服諸越。……及寶卒、嶺表大亂、夫人懷集百越、數州晏然。至陳永定二年、其子僕年九歲、遣帥諸首領朝于丹陽、起家拜陽春郡守。後廣州刺史歐陽紇謀反、召僕至高安、誘與爲亂。僕遣使歸告夫人。……

遂發兵拒境、帥百越酋長迎章昭達。内外逼之、紇徒潰散。僕以夫人之功、封信都侯、加平越中郎將、轉石龍太守。詔使持節册夫人爲中郎將、石龍太夫人、賚繡幟油絡駟馬安車一乘、給鼓吹一部、并麾幢旌節、其鹵簿一如刺史之儀。至德中、僕卒。後遇陳國亡、嶺南未有所附、數郡共奉夫人、號爲聖母、保境安民」とある(葉瑛)。

(71)

平陽公主は、唐高祖の第三女で「娘子軍」を率いて戦い、唐の建國に寄與した。『舊唐書』柴紹傳に「平陽公主、高祖第三女也、太穆皇后所生。義兵將起、公主與紹竝在長安、遣使密召之。紹謂公主曰：『尊公將掃清多難、紹欲迎接義旗、同去則不可、獨行恐罹後患、爲計若何』。公主曰：『君宜速去。我一婦人、臨時易可藏隱、當別自爲計矣』。紹即間行赴太原。公主乃歸鄠縣莊所、遂散家資、招引山中亡命、得數百人、起兵以應高祖。時有胡賊何潘仁聚眾於司竹園、自稱總管、未有所屬。公主遣家僮馬三寶說以利害、潘仁攻鄠縣、陷之。三寶又說羣盜李仲文、向善志、丘師利等、各率眾數千人來會。時京師留守頻遣

軍討公主、三寶、潘仁屢挫其鋒。公主掠地至整屋、武功、始平、皆下之。每申明法令、禁兵士無得侵掠、故遠近奔赴者甚眾、得兵七萬人。公主令間使以聞、高祖大悅。及義軍渡河、遣紹將數百騎趨華陰、傍南山以迎公主。時公主引精兵萬餘與太宗軍會於渭北、與紹各置幕府、俱圍京城、營中號曰「娘子軍」。京城平、封爲平陽公主、以獨有軍功、每賞賜異於他主」とある(葉瑛)。

(72)

原文「羽葆鼓吹」に相當する内容は、『舊唐書』柴紹傳に「(武德)六年、薨。及將葬、詔加前後部羽葆鼓吹、大輅、麾幢、班劍四十人、虎賁甲卒。太常奏議、以禮、婦人無鼓吹。高祖曰：『鼓吹、軍樂也。往者公主於司竹舉兵以應義旗、親執金鼓、有克定之勳。周之文母、列於十亂、公主功參佐命、非常婦人之所匹也。何得無鼓吹』。遂特加之、以旌殊績」とあり、一般には女性に付與されない鼓吹が與えられたことが知られる。「虎賁」は『史記』晉世家「虎賁三百人」の集解に引く賈逵注に「天子卒曰虎賁」といい、天子直屬の兵卒のこと。「班劍」は『太平御覽』卷六百八十一「班劍」に引く『晉公卿禮秩』に「諸公及開府位從公者、給虎賁二十人、持班劍」とあり、虎賁が持つ刀劍(實際は木劍)のこと。

(73)

『晉書』列女傳、王凝之妻謝氏に「凝之弟獻之嘗與賓客談議、詞理將屈、道韞遣婢白獻之曰：『欲爲小郎解圍』。乃施青綾步鄣自蔽、申獻之前議、客不能屈」とある(葉長青・葉瑛)。

(74)

『世說新語』排調に「王渾與婦鍾氏共坐、見武子從庭過、渾欣然謂婦曰：『生兒如此、足慰人意』。婦笑曰：『若使新

婦、得配參軍、生兒故可不啻如此」とある（葉長青・葉瑛）。

(75) 東晉時代には玄學批判が噴出したが、その典型は范寧であり、『晉書』范寧傳に「時以浮虛相扇，儒雅日替，甯以爲其源始於王弼、何晏，二人之罪深於桀紂」とあり、さらにその論を引いて、「或曰：『黃唐緬邈，至道淪弊，濠濮駁詠，風流靡託，爭奪兆於仁義，是非成於儒墨。平叔懷懷超絕，輔嗣妙思通微，振千載之積綱，落周孔之塵網。斯蓋軒冕之龍門，濠梁之宗匠。嘗聞夫子之論，以爲罪過桀紂，何哉』。答曰：『……。王何蔑棄典文，不遵禮度，游辭浮說，波蕩後生，飾華言以翳實，騁繁文以惑世。搢紳之徒，翻然改轍，洙泗之風，緬焉將墜。遂令仁義幽淪，儒雅蒙塵，禮壞樂崩，中原傾覆。古之所謂言僞而辯，行僻而堅者，其斯人之徒歟。昔夫子斬少正於魯，太公戮華士於齊，豈非曠世而同誅乎。桀紂暴虐，正足以滅身覆國，爲後世鑒戒耳，豈能迴百姓之視聽哉。王何叨海內之浮譽，資膏粱之傲誕，畫螭魅以爲巧，扇無檢以爲俗。鄭聲之亂樂，利口之覆邦，信矣哉。吾固以爲一世之禍輕，歷代之罪重，自喪之釁小，迷眾之愆大也』」（葉瑛）。文中に「中原傾覆」というのが、西晉が滅亡し、十六國の時代になったことを指す。

(76) 「大家」は、(こ)では「大姑」と同義と見る。女性の尊稱。「中行」と「狂」の関係については、本書卷四「質性」に『洪範』三徳、正直協中、剛柔互克、以劑其過與不及；是約天下之心知血氣，聰明才力，無出於三者之外矣。孔子之教弟子，不得中行，則思狂狷，是亦三徳之取材也」とあるのが参考になる。『論語』子路の「子曰：『不得中

行、而與之，必也狂狷乎』を踏まえたもの（内篇四譯注、二〇五頁を参照）。原文「狂簡」は、『論語』公冶長に「子在陳曰：『歸與，歸與。吾黨之小子狂簡，斐然成章，不知所以裁之』」とあり、その朱注に「吾黨小子，指門人之在魯者。狂簡，志大而略於事也。……夫子初心，欲行其道於天下，至是而知其終不用也。於是始欲成就後學，以傳道於來世。又不得中行之士而思其次，以爲狂士志意高遠，猶或可與進於道也。但恐其過中失正，而或陷於異端耳，故欲歸而裁之」という。

(78) 原文「三從」は、女性の自由を否定する前近代の儒教道德で、『儀禮』喪服の傳に「婦人有三從之義，無專用之道。故未嫁從父，既嫁從夫，夫死從子」とある（葉瑛）。「五言・七言の詩を整える力があるばかりで、四徳・三從の教えをしのぐことをひけらかすような手合い」は、袁枚門下の女弟子を念頭に置く表現であろう。

(79) 原文「綺旒」は、「旒旒」と書くのが一般的で、楊雄「甘泉賦」（『文選』卷七）に「騰清霄而軼浮景兮，夫何旒旒鄒偁之旒旒也」とあり、李善注に「服虔曰：旒旒，從風柔弱貌。……善曰：……旒，於綺切。旒，女氏切」という。

(80) 原文「揣摩織曲」は、『文心雕龍』宗經に「章程條目細密詳盡。曲、曲後顯」とあり、周振甫注に「章程條目細密詳盡。曲、曲折詳盡」とある。劉刻本「詩話」に「今乃玉石不分，苗莠無別，往往詩話識其名姓，邂逅偶遇斯人，實乃風塵游乞，庸奴賤品，助語不辨虛實，引喻全乖向方，臃腫無知，贅瘤可厭，亦不乏其徒焉。……乃知閨閣稱詩，何從按實。觀其鏤雕織曲，醞釀尖新，雖面目萬殊，而情態不異，其

- (81) 原文「刻畫」は、詩文によつて對象を細かく描くことで、杜甫「白鹽山」(杜詩詳註 卷十五)に「詞人取佳句、刻畫竟誰傳」とある。原文「形似」は、『文心雕龍』物色に「自近代以來、文貴形似、窺情風景之上、鑽貌草木之中」とあり(葉瑛)、これも文學表現上の寫實に關わる。
- (82) 原文「潤色」は、『論語』憲問に「爲命、裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子產潤色之」とある。原文「春閨」は、女性が物憂い春の閨房に在ること、王僧孺に「愁來不理鬢、春至更攢眉」から始まる「春閨有怨」詩(玉臺新詠 卷六)がある。
- (83) 『舊唐書』后妃傳下、女學士尙宮宋氏傳に「女學士、尙宮宋氏者、名若昭、貝州清陽人。父庭芬、世爲儒學、至庭芬有詞藻。生五女、皆聰惠、庭芬始教以經藝、既而課爲詩賦、年未及笄、皆能屬文。長曰若莘、次曰若昭、若倫、若憲、若荀。若莘、若昭文尤淡麗、性復貞素閑雅、不尙紛華之飾。嘗白父母、誓不從人、願以藝學揚名顯親。若莘教誨四妹、有如嚴師。著《女論語》十篇、其言模倣《論語》、以韋逞母宣文君宋氏代仲尼、以曹大家等代顏、閔、其間問答、悉以婦道所尙。若昭注解、皆有理致」と見え、現存する(『說郛』本等)。
- (84) 『宋史』藝文志、子部に「女孝經」一卷、侯莫陳邈妻鄭氏撰」と見え、現存する(『津逮祕書』本等)。
- (85) 『後漢書』列女傳、曹世叔妻傳に「作《女誡》七篇、有助内訓」として、その文章を引く。
- (86) (87) これについては、本書卷一「經解下」にも「宋氏之《女孝經》、鄭氏之《女論語》、以謂女子有才、嘉尙其志可也。但彼如欲明女教、自以其意立說可矣。假設班氏惠姬與諸女相問答、則是將以書爲訓典、而先自託於子虛、亡是之流、使人何所適從」と見え、内容が一致する(内篇一譯注、二・三〇頁)。また、「七林」の問答が假託であることについては、本書卷一「詩教下」に「《七林》之文皆設問也」とあり(内篇一譯注、二一〇頁)、また卷四「黠陋」に「七林之答問、不必有是言也」とあるなど(内篇四譯注、二三五頁)、しばしば言及が見える。
- (88) 李清照、號は易安居士、北宋の著名な女性詞人で金石にも詳しく、夫の趙明誠とともに『金石錄』を編纂した。李氏の文に「金石錄後序」がある。
- (89) 管道昇(管道昇)は元のひとで、書畫において名聲があり、趙孟頫の妻。陶宗儀『書史會要』卷七に「管夫人諱道昇、字仲姬。吳興人、趙魏公室、封魏國夫人。有才略、聰明過人。爲詞章、作墨竹、筆意清絕、亦能書。仁宗嘗取夫人書合魏公及子雍書、善裝爲卷軸、識以御寶、命藏之祕書監曰：『使後世知我朝有一家夫婦父子皆善書也』」とある。
- (90) 湖州は夫妻が『金石錄』を編纂した土地で、李氏の「金石錄後序」に「夏五月、至池陽、被旨知湖州」とある(葉長青・葉瑛)。
- (91) 原文「觀摩」は、人のすることをよく觀察して學ぶことで、『禮記』學記に「大學之法、禁於未發之謂豫、當其可之謂時、不陵節而施之謂孫、相觀而善之謂摩」とあり、鄭

注に「不竝問則教者思專也。摩、相切磋也」という。

(92) 原文「三舍」とは太學のことで、北宋元豐年間以後、太學が

上舍、内舍、外舍の三舍に分けられたことが曾慥『高齋漫錄』に見える。趙明誠は太學の學生であつた。

(93) 原文は「男女實千古大防」。『禮記』坊記に「子云：『夫禮、坊民所淫，章民之別，使民無嫌，以爲民紀者也』。故男女無媒不交，無幣不相見，恐男女之無別也。以此坊民，民猶有自獻其身」とあるのを踏まえる（「坊」は堤防、また防ぐこと）。

(94) 原文「凜然」は、『孔子家語』致思に「夫子凜然而對曰：『美哉，德也』」とある。原文「何可誣耶」は、『論語』子張に見える子夏の言葉に「君子之道，焉可誣也」とあり、朱注に「若不量其淺深，不問其生熟，而概以高且遠者強而語之，則是誣之而已」という。

(95) 原文「翠袖」は、青綠色の上着の袖のことで、女子の裝束を指す。杜甫「佳人」（杜詩詳注）卷七に「天寒翠袖薄，日暮倚修竹」とある。

(96) 原文「供帳」は、宴會のためにとぼりや飲食を設けることで、班固「東都賦」（『文選』卷二）に「爾乃盛禮興樂，供帳置乎雲龍之庭」とある。

(97) 原文「梧桐金井」は、宋の陸游が「金井梧桐」の文句を作つた驛卒の娘を見そめた故事で、陳世崇『隨隱漫錄』卷五に「陸放翁宿驛中見題壁云：『玉堦蟋蟀鬧清夜，金井梧桐辭故枝。一枕淒涼眠不得，呼燈起作感秋詩』。放翁詢之，驛卒女也，遂納爲妾。方餘半載，夫人逐之。妾賦卜算子云：『只知眉上愁，不識愁來路。窗外有芭蕉，陣陣

黃昏雨。曉起理殘粧，整頓教愁去。不合畫春山，依舊留愁住』とある（葉長青・葉瑛）。

(98) 原文「蘭麝天香，曲江有春明之誓」は、出典未詳。ここでは假の譯を施した。原文「春明」は、仕官することとらえた。錢謙益「寄長安諸公書」（『牧齋初學集』卷八十）に「謙益衰頹晚晚，放棄明時。春明之夢已殘，京華之書久絕。此執事之所知也」とある。

(99) 「莊子」外物に「儒以詩禮發冢」とある。

(100) 原文「北里」は、遊郭の意。唐の長安城の北側に位置する平康里は北里とも呼ばれ、そこに妓院があつたので、そういう。孫棨「北里志序」（『說郛』卷七十八上）に「諸妓居平康里。舉子新及第進士，三司幕府但未通朝籍，未直館殿者，咸可就詣。……常聞蜀妓薛濤之才辯，必謂人過言，及觀北里二三子之徒，則薛濤遠有慚德矣」とある（葉長青・葉瑛）。

(101) 原文「燕婉」は、穩やかに従うことで、『詩』邶風「新臺」に「新臺有泚，河水瀾瀾。燕婉之求，籛條不鮮」とあり、毛傳に「燕，安。婉，順也」という（葉長青・葉瑛）。

(102) 原文「鼓鐘」は、『詩』小雅「白華」に「鼓鐘于宮，聲聞于外。念子懍懍，視我邁邁」とある（葉瑛）。

(103) 李冶，字は季蘭，唐代の女性の道士、『唐詩紀事』卷七十八に記事がある。薛濤，字は洪度，唐代の樂妓、『唐才子傳』卷六に記事がある。魚玄機，字は幼微，唐代の女性道士、『唐詩紀事』卷七十八に記事がある。

(104) 原文「非儀之誠」は、注（8）に述べた通り、『詩』小雅「斯干」に「無非無儀」とあるのに據る。本卷「婦學篇

書後」にも「婦人雖有非儀之誠、至於執禮通詩、則如日用飲食、不可斯須去也」とある（三五九頁）。

(105)

原文「傾城」は、『漢書』外戚傳上に「(李)延年侍上起舞、歌曰：『北方有佳人、絕世而獨立、一顧傾人城、再顧傾人國。寧不知傾城與傾國、佳人難再得』」とある（葉長青）。

(106)

王逸「離騷經章句序」に「《離騷》之文、依《詩》取興、引類譬諭、故善鳥香草、以配忠貞；惡禽臭物、以比讒佞；靈脩美人、以媲於君；宓妃佚女、以譬賢臣；虬龍鸞鳳、以託君子；飄風雲霓、以爲小人」とある（葉瑛）。

(107)

原文「狡狂」は、『毛詩』では「狡狂」に作り、鄭風「山有扶蘇」に「不見子都、乃見狂且」、「不見子充、乃見狡童」とあり、鄭箋に「狡童有貌而無實」とする。また、同じく「狡童」に「彼狡童兮、不與我言兮」、「褰裳」に「子不我思、豈無他人。狂童之狂也且」等とある。これらの詩が諷刺詩であることは、三篇の小序にそれぞれ「《山有扶蘇》、刺忽也。所美非美然」《狡童》、刺忽也。君弱臣強、不倡而和也」《褰裳》、思見正也。狂童恣行、國人思大國之正己也」とある（葉長青）。なお、『左傳』襄公九年「棄位而狡」杜注に「狡、淫之別名」とある。

(108)

黃震「黃氏日抄」卷四に「雪山王公質、夾漈鄭公樵始皆去《序》而言《詩》、與諸家之說不同。晦庵先生因鄭公之說盡去美刺、探求古始、其說頗驚俗、雖東萊不能無疑焉」とある（葉長青）。

(109)

「離騷」に「聊浮游而求女」とある。

(110)

「漆洧」については注(30)を参照。

(111)

『周易』繫辭上傳に「易有大極、是生兩儀」「一陰一陽之謂道、

繼之者善也、成之者性也。仁者見之謂之仁、知者見之謂之知」とある（葉長青・葉瑛）。

(112)

『論語』衛靈公に「君子不以言舉人、不以人廢言」とあるのにもとづく（葉長青・葉瑛）。

(113)

原文「薶露」については、本書卷四「砭俗」注(11)を参照。

(114)

原文「權歌」「舟女」については、班固「西都賦」《文選》卷一に「權女謳、鼓吹震、聲激越、警厲天」とある。

(115)

孟榮『本事詩』情感第一に、李司空という人物が劉禹錫のために宴を開き、妙妓の歡待を受けた劉禹錫が詩を贈ったという話が見える。『全唐詩』卷三百六十五にその詩を「贈李司空妓」と題して收める。また白居易「燕子樓三首」序（『白氏文集』卷十五）に、張尚書という人物に宴に招かれた際に、その愛妓の眇眇（下文には盼盼に作る）にもてなしを受け、詩を贈ったという話が見える。計有功『唐詩紀事』卷七十八にも同話を載せるが、後日談に異同が見られる。

(116)

注(121)を参照。

(117)

『新唐書』百官志三に「武德後、置內教坊于禁中。武后如意元年、改曰雲韶府、以中官爲使。開元二年、又置內教坊于蓬萊宮側、……京都置左右教坊、掌俳優雜技。自是不隸太常、以中官爲教坊使」とある。

(118)

原文「曲里」は、上文「北里」と同義か。孫榮『北里志』「海論三曲中事」條に「平康里入北門、東回三曲、即諸妓所居之聚也。妓中有錚錚者、多在南曲中曲。其循環一曲、卑屑妓所居、頗爲二曲輕斥之」とある。

(119)

たとえば馮夢龍『古今譚概』迂腐部第一に「兩程夫子赴一士

夫宴、有妓侑觴。伊川拂衣起，明道盡歡而罷。次日，伊川過明道齋中，慍猶未解。明道曰：「昨日座中有妓，吾心中却無妓。今日齋中無妓汝心中有妓。」伊川自謂不及」という逸話が見える。

(120) 『論語』子張に「大德不踰閑，小德出入可也」とあるのにもとづく（葉長青）。

(121) 『皇朝文獻通考』卷一百七十四、樂考二十に「國初亦設立教坊司，而朝會宴享所奏，有用時俗曲調者，蓋沿明代之舊也。迨雍正七年，改教坊之名，除樂戶之籍，盡革前明陋制度」とある。

(122) 原文「流娼頓妓」について、葉瑛は「頓」は流動に對する停留の意とする。

(123) 原文「漁色」は、『禮記』坊記に「諸侯不下漁色」とあり、鄭注に「謂不內取於國中。內取國中爲下漁色。……國君而內取，象捕魚然，中網取之，是無所擇」とある。

(124) 原文「三尺」は、『漢書』酷吏傳、杜周に「不循三尺法」とあり（『史記』も同じ）、孟康の説に「以三尺竹簡書法律也」とある（葉長青・葉瑛。『史記集解』に引く『漢書音義』も同じ）。

(125) 『大清律例』卷三十三、刑律「官吏宿娼」條に「凡（文武）官吏宿娼者杖六十（挾妓飲酒亦坐此律）。媒合人減一等。若官員子孫（應襲廕）宿娼者，罪亦如之。條例一：監生、生員撒潑嗜酒，挾制師長，不守監規學規，及挾妓賭博，出入官府，起滅詞訟，說事過錢，包攬物料等項者，問發爲民，各治以應得之罪。得贓者，計贓從重論」とある（葉長青・葉瑛）。

(126) 『史記』酷吏列傳序に「網漏於吞舟之魚」とあるのにもとづく（葉長青・葉瑛）。

(127) 原文「爰書」は、『史記』および『漢書』酷吏傳、張湯に「傳爰書」とあり、顏師古の注に「爰，換也，以文書代換其口辭也」とある（葉長青）。

(128) 『論語』里仁に「君子懷刑，小人懷惠」とあるのにもとづく（葉長青・葉瑛）。

(129) 『左傳』宣公四年および定公三年に「自拘於司敗」とあるのにもとづく（葉長青）。

(130) 「青樓」は「紅粉」と同じく妓女を謂う。袁枚『隨園詩話』卷十二に「齊武帝於興光樓上施青漆，謂之『青樓』；是青樓乃帝王之居。故曹植詩『青樓臨大路』；駱賓王詩『大道青樓十二重』；言其華也。今以妓爲青樓，誤矣。梁劉邈詩曰：『倡女不勝愁，結束下青樓』。殆稱妓居之始」とある。なお、劉邈の詩「萬山見采桑人」は『玉臺新詠』卷八に收める（「女」を「妾」に作る）。

(131) 『中庸』に「生乎今之世，反古之道，如此者裁及其見者也」とあるのにもとづく。

(132) 『禮記』大傳に「雖百世而昏姻不通者，周道然也」とある。

(133) 原文「挑達」「子矜」については、『詩』鄭風「子矜」に「青青子矜」とあり、毛傳に「青矜，青領也，學子之所服」とある。また「挑兮達兮，在城闕兮」とあり、毛傳に「挑達，往來相見貌」、集傳に「挑，輕儇跳躍之貌。達，放恣」とある（葉長青・葉瑛）。

(134) 原文「巾幘」は、『三國志』魏書、明帝紀注に引く『魏氏春秋』に「亮既屢遣使交書，又致巾幘婦人之飾，以怒宣

- (135) 原文「非夫」は、『左傳』宣公十二年に「聞敵強而退，非夫也」とあり，杜預の注に「非丈夫」とある（嚴傑・武秀成『文史通義全譯』）。
- (136) 原文「絲蘿」は、菟絲と女蘿。ともに蔓草の名で、絡み合つて容易にほどけないことから結婚の譬喩として用いられる。「古詩十九首」の「冉冉孤生竹」（『文選』卷二十九）に「與君爲新婚，菟絲附女蘿」とある（嚴傑・武秀成）。
- (137) 『孟子』離婁上に「男女授受不親，禮也」とあり（葉長青），『禮記』曲禮上に「男女不雜坐，不同椀，不同巾櫛，不親授」とある（葉瑛）。
- (138) 原文「緣情綺靡」は、陸機「文賦」（『文選』卷十七）に「詩緣情而綺靡，賦體物而瀏亮」とある（葉長青・葉瑛）。
- (139) 原文「氣類」は、『南齊書』文學、陸厥傳に「吳興沈約、陳郡謝朓、琅邪王融以氣類相推轂」とある。
- (140) 原文「臚傳」は、殿試の合格者を皇帝が召見する際に、成績順に名を呼び傳えること（嚴傑・武秀成）。楊萬里「四月十七日侍立集英殿觀進士唱名」（『誠齋集』卷二十二）に「殿上臚傳第一聲，殿前拭目萬人驚」とある。
- (141) 原文「品題」「月旦」は、『後漢書』許劭傳に「初，劭與靖俱有高名，好共覈論鄉黨人物，每月輒更其品題，故汝南俗有月旦評焉」とある。
- (142) 原文「釵樓勾曲」について、「釵樓」は本書卷二「言公下」に「金羈白馬，酒市釵樓，年少之樂也」とあり，唐宋時代咸陽にあった酒樓（寶釵樓）を指す（内篇二譯注（2）、九九頁）。また「勾曲」は劉刻『章氏遺書』卷五「詩話」に「至乃陪公子於青樓（貴人公子，時同句曲），頌嬌姿於金屋（貴人愛寵，無不詳於筆記），尤稱絕技，備極精能」とあり，廬江何氏鈔本は「句曲」を「勾曲」に作る（底本にはこの部分はない）。
- (143) 原文「靜女閨妹」は、『詩』邶風「靜女」に「靜女其姝，俟我於城隅」とあり（葉長青・葉瑛、毛傳に「靜，貞靜也。女德貞靜而有法度，乃可說也。姝，美色也」とある）。
- (144) 原文「專藝而守官」については、本書卷二「原道中」（内篇二譯注（2）、二七〇頁）および卷三「史釋」（内篇三譯注、二四〇頁）に「各守專官」とあるのを参照。
- (145) 原文「成文」は、『白虎通』情性に「禮者，履也，履道成文也」とある。
- (146) 葉長青は、兩漢を通じて禮の章句は橋仁の『禮記章句』のみ（『後漢書』橋玄傳に見える）とする。
- (147) 『史記』儒林列傳に「魯徐生善爲容，孝文帝時，徐生以容爲禮官大夫」とある（葉長青・葉瑛）。本書卷四「橫通」注（18）を参照。
- (148) 『禮記』曲禮上に「外言不入於梱，內言不出於梱」とある。
- (149) 『孟子』滕文公下に「出疆必載質，何也。曰：士之仕也，猶農夫之耕也，農夫豈爲出疆舍其耒耜哉」とある（葉長青・葉瑛）。
- (150) 原文「禮防」は、『禮記』坊記に「夫禮，坊民所淫」とある。
- (151) 陳繼儒『安得長者言』に「男子有德便是才，女子無才便是德」とある。この言葉についての論評は、馮夢龍『智囊』卷二十五「閩智部總序」、蒲秉權「封太孺人何氏行狀」（『碩適園集』卷四）、王相の母劉氏の撰と傳えられる

『女範捷錄』才德など、明末の諸書に散見する。

- (152) 原文「時髦」は、『後漢書』孝順孝冲孝質帝紀贊に「孝順初立、時髦允集」とあり、李賢の注に「《爾雅》曰：『髦、俊也』。郭璞注曰：『士中之俊、猶毛中之髦』。時張皓、王龔、龐參、張衡、李郃、李固、黃瓊之儔也」とある。また「中駟」は、『史記』孫子吳起列傳に「孫子曰：『今以君之下駟與彼上駟、取君上駟與彼中駟、取君中駟與彼下駟』。既馳三輩畢、而田忌一不勝而再勝」とある（葉長青・葉瑛）。

- (153) 原文「絕塵」は、『莊子』田子方に「夫子奔逸絕塵、而同矚若乎後矣」とある（葉瑛）。本書卷二「言公下」注（121）を参照。

- (154) 本書卷四「横通」に同様の議論がある（内篇四譯注、一七四頁）。

婦學篇書後

【成立年代】

本卷「婦學」譯注を参照。姚名達『章實齋先生學誠年譜』の嘉慶二年丁巳條は、『丁巳笥記』に見える袁枚批判の記述をあげて、「攻袁之端始見於此年」とする。嘉慶二年は、袁枚の没年（八十三歳）であり、「婦學篇」「同書後」をはじめ袁枚を批判する文章の撰述はこれより時間的に遡る可能性もある。

婦學之篇、所以救頹風、維世教、飭倫紀、別人禽、蓋有所不得已而爲之、非好辨也。說者謂解《詩》與朱子異指、違於功令。不知

諸經參取古義、未始非功令也。蓋以情理言之、蚩氓婦豎、矢口成章、遠出後世文人之上、古今不應若是懸殊。且兩漢之去春秋、近於今日之去兩漢。漢人詩文、存於今者、無不高古渾樸。人遂疑漢世人才、遠勝後代。然觀金石諸編、漢人文辭、不著竹素、而以金石傳後代者、其中實多蕪曼冗闌、與近人不能文者、未始懸殊。可知漢人不盡能文、傳者特其尤善者耳。三代傳文、當亦如是。必謂彼時婦豎矢言、皆足以垂經訓、豈理也哉。

婦學篇を著したのは、崩れた風氣を救い、禮教を支え、倫理を正し、人と禽獸との區別をつけるがためである。やむをえずしてつくったのであり、争い論ずるのを好んでのことではない¹⁾。論者は、『詩』を解する上で朱子と趣旨を異にするのは、公式の規定に違背している²⁾、などというが、實のところは、諸經について、（朱子『詩集傳』³⁾より前の）古義をもあわせて用いるのは、公式の規定にまったく反していない。情理に照らして考えてみよう。（いにしえにあって純樸な人民や婦女・子供が口から出るにまかせて文をつくって、それが、後世の文章家にはるかにまさる、と。古今の間で懸隔がそれほどまでにはなはだしいということがありえようか。ひとまず（いにしえの人と今の人が、詩文を著すことについてそれほどかははなれていゝるわけではないことを、兩漢と今との差異をひきあいに）考えると、兩漢が春秋から時間的に隔たる度合いは、現在が兩漢から隔たっているよりも近い。漢代の人の詩文で、今日に伝わっているのは、すべていにしえぶりの格調ある素朴さをそなえている。そこで人は、漢代の人才は、はるかに後世に勝っていたのではないかと疑う。しかしながら、金石に刻まれた文を収録した書物を見るに、漢人の文章で、竹帛に著して書物にまとめられることなく、金石に刻まれた形での

み後世に傳わっている文章についていうと、その中には、ごてごてと冗長なものが多く、近人のうちで文章が上手くない者とそれほど差は無い。してみると、漢人の誰もが文にたくみであったというわけではなく、傳存している文章が特に優れているだけのことだ、とわかるであろう。三代から傳わっている文についても、事情はこれと同様であるはずだ。「婦女や子供が音をたねて詠んだ詩が、いずれも教訓を垂れるだけの内容をそなえた」と考えるのは、不自然ではないか。

朱子之解、初不過自存一說、宜若無大害也。而近日不學之徒、援據以誘無知士女、逾閑蕩檢、無復人禽之分。則解詩之誤、何異誤解《金縢》而啓〔居攝〕、誤解《周禮》而啓青苗。朱子豈知流禍至於斯極。即當日與朱子辨難者、亦不知流禍之至斯極也。從來詩貴風雅。即唐、宋詩話、論詩雖至淺近、不過較論工拙、比擬字句、爲古人所不屑道耳。彼不學之徒、無端標爲風趣之目、盡抹邪正貞淫、是非得失、而使人但求風趣。甚至言采蘭贈芍之詩、有何關係而夫子錄之、以證風趣之說。無知士女、頓忘廉檢、從風波靡。是以《六經》爲導欲宣淫之具、則非聖無法矣。

〔一〕「啓居攝」、嘉業堂章氏遺書本作「起居攝」。

〔詩〕の淫奔を内容とする諸篇について、「詩人ではなく、當事者たる男女が歌った詩だ」とする。朱子の解釋は、一の別解として残しておいただけのことであって、それほど問題とはならないはずであった。ところが、最近の不學の輩が、「男女が歌った戀愛詩である」との説をよりどころとして、無知な士人や婦女をたぶらかし、はじめを

なし崩しにし、人と禽獸との區別がなくなってしまうている。こうなると、『詩』を解釋する上での誤りが禍害を引き起こすのは、『書』の金縢篇を曲げて解して、(王莽が)攝政位に就いて政務を代行する事態に道をひらき、『周禮』を曲げて解して、青苗法が實施される事態を引き起こしたのと異なるところは無い。朱子は、結果的に禍害がこれほどまでになるとどうして知っていたであろうか。當時にあって、朱子と、『詩』の理解をめぐって討論した者も、やはり引き起こされる禍害がこれほどまでになるとは知らなかった。

かつて、詩は、風雅を尊ぶものであった。唐宋の詩話はといえば、詩を論ずるそのあり方は、ごく皮相であって、工拙を較べ論じ、字句をつきあわせるだけの内容であるけれども、(それは)古人にとつて論ずるのを好みはしない事柄であつたに過ぎない(IIことさらに咎めだてるような内容ではない)。かの不學の輩はといえば、むやみに「風趣」を眼目とし、邪正と貞淫、是非と得失といった區別をことごとく消し去り、人に専らに風趣ばかりを追求させ、はなはだしくは、「蘭を採り芍を贈るといった詩は、(綱常や褒貶と)何らかかわりがないけれども、夫子はこれを『詩』に採録しているではないか」と述べて、みずからの「詩は風趣を重んず」との説を裏づけるまでに至っている。無知なる士人と婦女は、正しく律することをすぐさま忘れ、風に吹かれ波に揺られるも同然に流行に追隨してしまっている。これは、六經を、情欲を導き淫亂を宣揚するための道具とする行いであつて、聖人を誹謗し、禮法をなみするものだ。

或曰：《詩序》誠不可盡廢矣。顧謂古之氓庶、不應能詩、則如役者之謠、輿人之祝、皆出氓庶、其辭至今誦之、豈傳記之誣歟。

答曰：此當日諺語、非復雅言、正如先儒所謂殷盤周誥、因於土

俗、歷時久遠、轉爲古奧、故其辭多奇崛。非如風詩和平莊雅、出於文學士者、亦如典謨之文、雖歷久而無難於誦識也。以風詩之和雅、與民俗之謠諺、絕然不同、益知國風男女之辭、皆出詩人諷刺、而非蚩氓男女所能作也。是則風趣之說、不待攻而破、不待教而誅者也。

ある人がいう。詩序の説は、すべてを捨て去ることはできない。「いにしへの庶民が、詩をつくることができたはずがない」というのであれば、勞役に従事する者のはやり歌や、人民が呪つたりたえたりした歌といつた類が、いづれも庶民の口から出て、その歌のことばが今日に至るまで読み歌われているのは、古文獻のでたらめだということか。

答え。これは當時に言い慣わされた決まり文句であつて、品格ある整つたことばではない。まさに先儒のいう「殷の盤、周の誥」のように読みづらく、土地の言葉に根ざして、はるかに遠く時を経て、今日からすれば古めかしく感じられるようになったのだ。そのため、そのことばには、なめらかさを缺いて読みにくい箇所が多い。『詩』國風の諸篇は、おだやかで氣高く、文章をこととする人士の手になる作品であり、『書』における典や謨と同様であつて、長らく時を経て、容易に読みならうことができる。庶民の口から出てうたい繼がれた歌謡はこうではない。『詩』國風のおだやかで整つたさまは、民間でうたい繼がれた歌謡とはまったく異なつてゐることから、一層はつきりわかるのだ。「國風に見える男女のことばは、詩人の諷刺に由来し、無知なる庶民の男女が作りうるようなものではない」と。こうして見れば、「詩は風趣を眼目とする」との説は、批判するまでもなくおのずと破綻を來し、教えさすまでもなくいきなり處罰してしまつてよいものである。

至於古人婦學、雖異丈夫、然於禮陶樂淑、則上自王公后妃、下及民間俊秀、男女無不相服習也。蓋四德之中、非禮不能爲容、非詩不能爲言。詩教故通於樂、故《關雎》化起房中、而天下夫婦無不治也。三代以後、小學廢、而儒多師說之歧。婦學廢、而士少齊家之效。師說歧、而異端得亂其教、自古以爲病矣。若夫婦學之廢、人謂家政不甚修耳。豈知千載而後、乃有不學之徒、創爲風趣之說、遂使閨閣不安義分、慕賤士之趨名。其禍烈於洪水猛獸、名義君子、能無世道憂哉。昔歐陽氏病佛教之蔓延、則欲修先王之政、自固元氣、《本論》所爲作也。今不學之徒、以邪說蠱惑閨閣、亦惟婦學不修、故閨閣易爲惑也。

〔一〕「創爲風趣之說」嘉業堂章氏遺書本作「創爲風趣之說」。

いにしえにおける婦人の學問はといえば、男性の學問と異なるとはいつても、「禮により陶冶し樂により品位を身につけさせる」のは、上は王公后妃から、下は民間のすぐれた者に至るまで、男女の誰もが熟達する事柄であつた。思うに、(婦人が修めるべき)四徳のうちでも、「容貌をととのえる」という徳は、禮によつてこそ成り、「言葉づかいを正す」という徳は、詩によつてこそ成る。詩の教えは、本来、樂とも共通するところがあり、それゆえに、「關雎」の詩に託された教化のはたらきは、閨房中の女性から起り、「樂」が「品位を身につけさせる」と同様(23)に、天下の夫婦すべてを正しいあり方にかなうように導いたのである。三代より後、小學が廢れてしまつと、儒家の間でも、師から繼承する説が多様に分歧してしまひ、婦人の學問が廢れてしまつと、士は家をととのえおさめるのがうまいかないようになった。師説が分歧して、異端がその教を亂し得

るようになったことについては、いにしえよりこれを問題視してきた。(二方) 婦人の學問が廢れてしまったことについては、人々は、家政があまり修まらなくなった點を問題だと考えるにとどまる。まさか、千年の後、不學の輩が出て、「詩は風趣を眼目とする」との説を創り出して、その説の影響によって、女性がその本分に安んぜず、人格陋劣な士人が名聲を得ようと奔走するのを手本とする情況(「女性もまた「賤士」さながらに標榜をこととする、という情況」に至ろうとは知るよしもなかった。(婦人の學問が廢れた結果である) こうした風潮のもたらす禍害は、洪水や猛獸よりははなはだしいものがある。⁽²⁶⁾ 道義の尊ぶべきを知る君子たるもの、世道のために憂えることなくいられようか。昔、歐陽氏(脩)は、佛教が蔓延するのを憂えたがために、先王の政を修めて、根源の生命力を確固たるものとしようとした。彼が「本論」を著した動機である。今、不學の徒が、邪説によって女性をたぶらかしているのも、やはり、婦人の學問が修められておらず、婦人が容易に惑わされるようになっていゝからこそその事態である。

婦人雖有非儀之誠，至於執禮通詩，則如日用飲食，不可斯須去也。或以婦職絲枲中饋，文辭非所當先，則又過矣。夫聰明秀慧，天之賦畀初不擇於男女，如草木之有英華，山川之有珠玉，雖聖人未嘗不寶貴也。豈可遏抑。正當善成之耳。故女子生而質樸，但使粗明內教，不陷過失而已。如其秀慧通書，必也因其所通，申明詩禮淵源，進以古人大體，班姬、韋母，何必去人遠哉。夫以班姬、韋母爲師，其視不學之徒，直妄人爾。

婦人のあり方については、「責めもしなければ褒めもしない(」

もつばらに飲食の家事を本分とするのみである」との教え⁽²⁹⁾がありはするものの、「禮を行い詩をとりかわす」というのは、日頃の飲食も同様の通常事であつて、いささかも離れることのできない事柄だ。「婦人のつとめ」というのは、糸を繰り麻をつむ⁽³⁰⁾ことや祭祀にあつて食事を整えるといった事柄であつて、文章をつづることは、優先してとりくむべき事柄ではない」と考える人もいるが、まったく間違っている。人の聰明さ度合いというのは、天が賦與するにあつて、男性か女性かで區別をつけるわけではなく、草木のうちにもとりわけ美しいものがあり、山川のうちにも珠玉を産出するのと同様であつて、(すぐれたものがある場合には) 聖人もこれを寶として貴ぶのだ。どうしておさえつけることがあるのか。天から稟けたよい資質を成就させるべきなのだ。⁽³²⁾ 女子は生まれながらにして、性質が質樸であるから、女性の教えだけをおおよそ理解させれば、あやまちに陥ることはない。特別に聰明で書物に通ずる者については、必ず通じているところを足がかりにして、(その女性に對して) 『詩』『禮』の根本を述べ明らかにし、古人のありようを提示すれば、班姬・韋母⁽³³⁾も、常人からかけ離れているわけではなく目標たりうる。班姬、韋母を手本とすれば、かの不學の輩をまったくの妄人であると見なすことであろう。

(1) 原文「蓋有所不得已而爲之，非好辨也」は、『孟子』滕文公下に「公都子曰：『外人皆稱夫子好辯，敢問何也。』孟子曰：『予豈好辯哉。予不得已也。……我亦欲正人心，息邪說，距跛行，放淫辭，以承三聖者。豈好辯哉。予不得已也。能言距楊墨者，聖人之徒也』」とあるのを踏まえる。本書卷二「原道下」に「夫子曰：『予欲無言。欲無

言者、不能不有所言也。孟子曰：「予豈好辯哉。予不得已也」。後世載筆之士、作爲文章、將以信今而傳後、其亦尚念欲無言之旨、與夫不得已之情、庶幾哉」とある（内篇二譯注（一）、二七七頁）。

(2) 科舉において、『詩』の解釋は、元朝以來、朱熹『詩集傳』が基準の注釋となつている（葉長青・葉瑛）。朱熹は、『詩』國風に見える「男女相與詠歌」の諸篇について、『詩序』に従わず、「詩人が諷刺するために擬作したのではなく、當事者の男女が詠んだ」と解し、「周南・召南を除けば、邪正・是非はまちまちである」とする。朱熹『詩集傳』序、「凡《詩》之所謂《風》者、多出於里巷歌謠之作、所謂男女相與詠歌、各言其情者也。惟《周南》《召南》、親被文王之化以成德、而人皆有以得其性情之正……自《邶》而下、則其國之治亂不同、人之賢否亦異、其所感而發者、有邪正是非之不齊。章學誠は、「婦學篇」で、「《國風》男女之辭、皆出詩人所擬」として、『詩序』に従う立場から立説しており（三三三頁）、この「書後」では、公定の朱熹説に違背することへの批判を想定して應答する。

(3) 原文「蚩氓」は、『詩』衛風「氓」の「氓、蚩蚩、抱布貿絲」にもとづいて、「無知純樸な庶民」をいう。毛傳「氓、民也。蚩蚩、敦厚之貌」。「氓」詩について、『詩序』は、「氓、刺時也。宣公之時、禮義消亡、淫風大行、男女無別、遂相奔誘……故序其事以風焉」とし、一方、朱熹『詩集傳』は「此淫婦爲人所棄、而自敘其事、以道其悔恨之意」（卷三）と解する。

(4) 原文「矢口成章」は「婦學篇」に三度、見える。「矢口」は、「口にまかせて」。「矢口而成言、肆筆而成書」（揚雄「法言」五百、宋吳祕注「矢、放也」）。「古文十弊」の注（16）「矢口皆叶宮商」、「婦學」の注（32）を参照。

(5) 原文「竹素」。竹簡と白絹。「竹帛」に同じく「記録・文章」の意。「三國志」陸凱傳に「明王聖主取士以賢、不拘卑賤。故其功德洋溢、名流竹素、非求顔色而取好服、捷口、容悅者也」とある。

(6) 原文「朱子之解、初不過自存一說」。むしろ朱熹『詩集傳』は、「正しい解釋」として淫詩説を採用しているのであって、「一家の説（＝正解ではないが見るところのある参考説）として採録している」というにとどまらない。朱熹の考えるところでは、鄭風・衛風には淫奔詩が含まれ、特に鄭風は、淫奔詩の割合が高く、かつ、譏刺の意も見られず、それゆえに孔子は特に、「鄭聲」のみを名指して批判した（『論語』衛靈公「放鄭聲、遠佞人。鄭聲淫。佞人殆」、同陽貨「惡鄭聲之亂雅樂也」）。朱熹『詩集傳』卷五、鄭風に「鄭、衛之樂、皆爲淫聲。然以《詩》考之、《衛詩》三十有九、而淫奔之詩才四之一。《鄭詩》二十有一、而淫奔之詩已不翅七之五。衛猶爲男悅女之詞、而鄭皆爲女惑男之語。衛人猶多刺譏懲創之意、而鄭人幾於蕩然無復羞愧悔悟之萌。是則鄭聲之淫、有甚於衛矣。故夫子論爲邦、獨以鄭聲爲戒、而不及衛、蓋舉重而言、固自有次第也。《詩》可以觀、豈不信哉」とある。

(7) 原文「誤解《金滕》而啓居攝」。『尚書』金滕に見るところでは、武王が病臥したおり、周公がみずからの命に代え

(8)

て武王の治癒を祖先に祈り、祈願の冊文を金封の箱（金匱）におさめた。王莽は、政權を掌握する過程において、『尚書』諸篇に見える周公の事蹟を踏襲して、みずからこれをこれに擬えており、その一環として、元始五年、平帝が病臥すると、泰時に治癒を祈ってみずからの命に代えること求めて、祈願の冊文をやはり金匱に収めた。同年、平帝が崩じ、孺子嬰が即位すると、王莽は攝政の地位にあつて政權を代行するに至る。『漢書』王莽傳上、「元始五年冬、熒惑入月中、平帝疾。莽作策請命於泰時、戴璧秉珪、願以身代。藏策金匱、置於前殿、敕諸公勿敢言」（葉長青・葉瑛）。王莽が周公に範をとったことについては、本書卷一「經解下」譯注の注（12）（原文「劉歆爲王莽作《大誥》」の注）も参照。

原文「誤解《周禮》啓青苗」。『周禮』地官、泉府には、その職掌として、民への財貨の貸付（民之貸）を行い、國の定める稅率（國息）に應じて利息をとることが定められている。王安石の新法政策の一である青苗法は、常平倉の穀物を原資に、青苗錢を民に貸し與え利子をとる。王安石はこの貸付制を泉府の「民之貸」に擬えた。王安石への批判者は、泉府の制の援用をこじつけであると難ずる。李燾『續資治通鑑長編』卷二百四十、神宗熙寧五年（一〇七二）十一月丁巳條「安石曰……《周官》固已征商，然不云須幾錢以上乃徵之。泉府之法，物貨之不佳，貨之滯於民用者，以其價買之，以待買者，又不言幾千以上乃買。又珍異有滯者，斂而入于膳府，供王膳，乃取市物之滯者。周公制法如此，不以煩碎爲恥者，最大竝

(9)

舉，乃爲政體。但尊者任其大，卑者務其細，此先王之法，乃天地自然之理……」。『朱子語類』卷一百三十、本朝四、自熙寧至靖康用人、第三條（潘時舉錄）に「荆公……後來纔作參政第二日，便專措置理財，遍置回易庫，以籠天下之利，謂《周禮》泉府之職正是如此。卻不知周公之制，只爲天下之貨有不售，則商旅留滯而不能行，故以官錢買之，使後來有欲買者，官中卻給與之，初未嘗以此求利息也」とある。

原文「當日與朱子辨難者」。呂祖謙が、『詩』について、序に信を置いて解する立場をとって『呂氏家塾讀詩記』を著し、朱熹との間で直接に討論をかわしている。呂祖謙「與朱侍講答問・又詩說辨疑」、（東萊呂太史別集）卷十六朱熹「呂氏家塾讀詩記序」にそれぞれの見解が見える。朱熹が、『詩』の解釋をめぐって討論した書簡および發言については、王懋竑『朱子年譜』卷二、淳熙四年丁酉

(10)

原文「無端」は、「いわれもなく」の意。本卷「古文十弊」に「故凡無端而影附者，謂之同裏銘旌，不謂文人亦效之也」とある（二九七頁）。

「《詩集傳》成」條を参照。

(11)

原文「風趣」。劉勰『文心雕龍』體性に「故辭理庸儻，莫能翻其才。風趣剛柔，寧或改其氣。事義淺深，未聞乖其學。體式雅鄭，鮮有反其習。沈約「與約法師書」〔廣弘明集〕卷二十八上）に「周中書風趣高奇，志托夷遠，真情素韻，水桂齊質」といった用例がある。これらに見える「風趣」は、「風氣、風格」の意に近い（黃侃『文心雕龍札記』「風趣即風氣。稱風氣，或稱風力，或稱體氣，或稱風辭，或稱

意氣皆同一義)。袁枚は、楊萬里の説を敷衍し、「格調」(形式によって規定される次元の風格)に對置して、性情のはたらきによってそなわる「風趣」を掲げており、この場合の「風趣」は、單なる「風格」ではなく、人の性情に根ざしはたらく點で、より深い次元での興趣を含意している。袁枚『隨園詩話』卷一第二條、「楊誠齋曰：『從來天分低拙之人，好談格調，而不解風趣。何也。格調是空架子，有腔口易描。風趣專寫性靈，非天才不辦』。余深愛其言。須知有性情，便有格律。格律不在性情外。《二百篇》半是勞人思婦率意言情之事。誰爲之格，誰爲之律。而今之談格調者，能出其範圍否。況皋、禹之歌，不同乎《三百篇》《國風》之格，不同乎《雅》《頌》。格豈有一定哉。許渾云：『吟詩好似成仙骨，骨裏無詩莫浪吟』。詩在骨不在格也」(葉長青・葉瑛)。楊萬里(誠齋)王十朋説の出處は未詳。

(12) 原文「采蘭贈芍之詩」。本卷「婦學」注(30)、(31)参照。

『詩』鄭風「溱洧」に、「士と女とがともに蘭を執り、戯れあつては芍薬を贈る」(……士與女、方秉蘭兮。……維士與女、伊其相謔、贈之以芍薬)との内容が見える。詩序は、淫亂の風氣を諷刺した詩とし、一方、朱熹『詩集傳』は、淫奔者が自ら述べた詩として解する。『詩』「溱洧序」に「溱洧、刺亂也。兵革不息、男女相棄、淫風大行、莫之能救焉」とあり、『詩集傳』卷四、鄭風「溱洧」に「鄭國之俗、三月上巳之辰、采蘭水上、以祓除不祥。故其女問於士曰：『盍往觀乎』。士曰：『吾既往矣』。女復要之曰：『且觀乎』。蓋洧水之外、其地信寬大

而可樂也。於是士女相與戲謔，且以芍薬相贈，而結恩情之厚也。此詩淫奔者自敘之詞」とある(葉長青・葉瑛)。

(13) 原文「甚至言采蘭贈芍之詩，有何關係而夫子錄之」は袁枚の

所説をいう。袁枚は綱常名教を内容とする詩を重んずる人々を批判して、「芍薬を贈り蘭をとる、といった綱常名教と関わりの無い詩であっても、聖人は刪ることなく『詩』に収録しているではないか」と論ずる。袁枚『隨園詩話』卷十四、第二條に「選家選近人之詩，有七病焉。……動稱綱常名教，箴刺褒譏，以爲非有關係者不錄。不知贈芍采蘭，有何關係，而聖人不刪。宋儒賈蔡文姬不應登《列女傳》，然則十七史列傳，盡皆龍逢、比干乎。學究條規，令人欲嘔，四病也」とある(葉長青・葉瑛)。

(14) 原文「波靡」は波にともなうて起伏するさま。「披靡」(風が

草木をなびかせる)と同様に、影響を如實にこうむるさまを形容する。查慎行「曝書亭集序」に、「其稱詩，以少陵爲宗，上追漢魏，而汎濫於昌黎、樊川。句酌字斟，務歸典雅，不屑隨俗波靡，落宋人淺易蹊徑」とある。

(15) 原文「役者之謠」。春秋時代、宋國の華元は、大棘の役で鄭

に敗北して囚われ、歸還交渉の最中に逃亡して宋に戻った。後、華元が、城壁の造營を巡視すると、造營に従事していた役夫が、華元の敗北と逃亡を揶揄する歌をうたった(『春秋左氏傳』宣公二年)。「二年春，鄭公子歸生受命于楚伐宋，宋華元、樂呂御。二月壬子，戰于大棘，宋師敗績，囚華元，獲樂呂及甲車四百六十乘，俘二百五十人，誠百人……宋人以兵車百乘、文馬百駟以贖華元于鄭。半入，華元逃歸。……宋城，華元爲植，巡功。城者謳曰

：「睥其目，皤其腹，弃其甲而復。于思于思，棄甲復來」(葉長青・葉瑛)。

(16)

原文「輿人之祝」。「輿人」は、「衆人、庶民」。鄭の子産が執政して一年すると、人民(輿人)はその政治への不満を歌い、三年を経ると、今度は子産の政治の成果をたたえ歌った(春秋左氏傳 襄公三十年)。「從政一年，輿人誦之曰：『取我衣冠而褚之，取我田疇而伍之。孰殺子産，吾其與之』。及三年，又誦之曰：『我有子弟，子産誨之。我有田疇，子産殖之。子産而死，誰其嗣之』」(葉瑛)。

(17)

原文「諺語」は、言い慣わされたことば・歌辭。特に、素樸で寓意に富む性格のもの。大梁本『文史通義』卷八、外篇三「修志十議」に「謠歌諺語，巷說街談，苟有可觀，皆用此律」とある。

(18)

原文「雅言」「俚言」といった「俗」なことばに對置されて、「規範に合して上品であることば」、あるいは、そのようなことばで書き讀まれる著述。『論語』述而「子所雅言，詩書執禮，皆雅言也」にもとづく。大梁本『文史通義』外篇卷六、「方志立三書議」に「史之爲道也，文士雅言，與胥吏薄牘，皆不可用」とある。

(19)

原文「殷盤周誥」。「尚書」周書の大誥・康誥ほか、「誥」體(王がいましめ告げる)の篇は、『尚書』諸篇のうちでも古層に位置する。商書の盤庚も告辭を内容とする。「殷盤」と「周誥」で、『尚書』のうち、「誥」體をとり、特に難讀の諸篇を概括する。『四庫全書總目提要』經部十一、書類一、蔡沈『書集傳』に「蓋在朱子之說《尚書》，主於通所可通，而闕其所不可通，見於《語錄》首，不啻再

三。而沈於殷盤、周誥，一一必求其解，其不能無憾也固宜」とある。

(20)

原文「奇崛」は、「詰屈」「佶屈」に同じく、文がなめらかでなく讀みづらいさまを形容する。特に、『尚書』本文の難讀を指す。韓愈「進學解」(馬其昶校注「韓昌黎文集校注」卷二)に「周誥殷盤，詰屈聱牙，春秋謹嚴，左氏浮誇，《易》奇而法，《詩》正而葩」とある(葉長青)。

(21)

原文「不待教而誅」。「孟子」萬章下「康誥」曰：「殺越人于貨，閔不畏死，凡民罔不讞。是不待教而誅者也」をふまえる。原則としては、「不教而殺，謂之虐」(『論語』堯曰、「不教而誅，賊也」)(『韓詩外傳』卷三)であるのだが、殺人略奪を犯した者は、教えるまでもなく誅してよし、とされる。「風趣之說」の罪の大きさを誇張して、殺人略奪に類比している(葉長青)。

(22)

女性のおさめるべき「四德」は、「德」「言」「容」「功」とされる。『周禮』天官、九嬪において、九嬪が教える事柄として、「婦德」「婦言」「婦容」「婦功」をあげる(鄭玄注「婦德，謂貞順。婦言，謂辭令。婦容，謂婉娩。婦功，謂絲枲」。婦學篇に「婦學之名，見於《天官》內職，德、言、容、功，所該者廣」。「婦學之目，德、言、容、功」、「非僅能調五言七字，自詡過於四德三從者也」として既出。「婦學」の注(4)を參照。

(23)

「故《關雎》化起房中而天下夫婦無不治也」。「房中」は、「閨房」に同じく「女性の奥向きの空間」をいい、そこから推して女性を指す。『詩』「關雎」に歌われる后妃の徳(「窈窕淑女，君子好逑」)が、天下の夫婦を正すことは、

〔關雎〕序に説かれる。『詩』周南「關雎」序に「后妃之德也、風之始也、所以風天下而正夫婦也」とある（葉長青）。

(24) 原文「小學」は、兒童が學ぶ初等の學校および小學で學ばれる灑掃・應對や、文字の學を含んだ學問。『禮記』王制に、「天子命之教。然後爲學。小學在公宮南之左。大學在郊」、本書卷四「釋通」に「《爾雅》治訓詁、小學、明六書、通之謂也」とある（內篇四譯注、一五八頁）。

(25) 原文「閨閣」は、「閨門」「閨閣」に同じく、「女性のいる奥向きの部屋（閨房）につながる小門」から推して、女性を指す。本卷「婦學」に「詩情闊達、不復嫌疑、閨閣之篇、鼓鐘闔外、其道固當然耳」（三三七頁）、「良家閨閣、內言且不可聞、門外唱酬、此言何爲而至耶」（三三八頁）、「節時髦之中、爲閨閣之絕塵、彼假藉以品題、不過憐其色也」（三四二頁）として既出。

(26) 原文「其禍烈於洪水猛獸」。道德秩序を亂すことの禍害の大きさを、洪水・猛獸の害に擬えるのは、孟子が、孔子が『春秋』をつくって亂臣賊子を懼れしめた成果を、禹が洪水を治め、周公が夷狄と猛獸を逐した成果と類比したことになむ。『孟子』滕文公下に「昔者禹抑洪水而天下平、周公兼夷狄驅猛獸而百姓寧、孔子成《春秋》而亂臣賊子懼」、朱熹『集注』に「邪說橫流、壞人心術、甚於洪水猛獸之災、慘於夷狄篡弑之禍、故孟子深懼而力救之」とある。孟子の「辯を好んでのことではなく、やむをえず辯するのだ」（注一）とは、滕文公下のこの行論で發せられる。

(27) 原文「名義君子」。「名義」は、「名教」に同じく、「三綱五常

といった名分秩序を内實とする道德」。「名義君子」の意味合いは、「積禮義之君子」（荀子）王霸、「知義之君子」（呂祖謙『左氏傳說』卷七、成公、聖人内外無患）と同様。

(28) 「歐陽氏……《本論》所爲作也」、歐陽脩「本論」三篇のうち中・下篇が、韓愈「原道」の主題を繼承して、佛教への批判と對應策を説く。「本論中」に説くところでは、王政・禮義が廢れたことが、中國に佛教が蔓延した原因〔受患之本〕であり、禮義を修めることが佛教の影響を除く根幹の方策（勝佛之本）である。歐陽脩「本論中」（『歐陽文忠公全集』卷十七、『居士集』卷十七）に「及三代衰、王政闕、禮義廢、後二百餘年而佛至乎中國。由是言王政明而禮義充、則雖有佛、無所施於吾民矣。此亦自然之勢也」とある（葉長青・葉瑛）。

(29) 原文「非儀之誠」。『詩』小雅「斯干」（朱熹『詩集傳』は祈父之什）の第九章（終章）に、女子が生まれた時の養育のあり方と教えるべき女徳について、「乃生女子、載寢之地、載衣之褐、載弄之瓦。無非無儀、唯酒食是議。無父母詒罹」（乃ち女子を生み、載ち之を地に寝せしめ、載ち之に褐を衣せ、載ち之に瓦を弄せしむ。非なく儀なく、唯だ酒食のみ是れ議す。父母に罹を詒す無し）と歌う。「無非無儀」について、毛傳は、「非とされることはなく、文飾が少なく威儀がない」（毛傳・孔穎達疏）、鄭玄・朱熹は、いづれも、「儀」を「善」として、「善事も惡事も婦人のかかわることではない」（鄭玄箋）、「女性は從順を徳とし、非がなければそれでよいのであって、善があることは願うべきこ

(30)

原文「絲窠」は、生糸と麻、轉じて、糸練り（煮た繭から生糸をつむぎだす）と麻績み（麻の纖維から糸をとる）を指し、「周禮」では女性の仕事とされる。「周禮」天官、大宰に「七日嬪婦、化治絲窠」、周禮「天官、内宰に「以婦職之法御九御、使各有屬、以作二事」、鄭玄所引の杜子春は「二事謂絲窠之事」といひ、陳亮「祭徐子宜内子宋氏恭人文」（陳亮集）卷二十五に「恭人之初、兩姓既社、外事《詩》《書》、内事絲窠。厥德交修、相尚以理、道德性命、施于女美」とある。

(31)

原文「中饋」は、『周易』家人卦、六二爻辭の「无攸遂、在中饋、貞吉」にもとづく。「家中において、食事を準備し祭祀に供する」の意。『周易』家人卦、六二爻辭の孔

穎達疏に「其所職主、在於家中、饋食供祭而已、得夫人之正吉」とある。

(32)

原文「善成」は、『周易』繫辭上傳の「一陰一陽之謂道。繼之者善、成之者性」（「一陰一陽する天の道を人が繼ぐと善となり、その善を成就させると性となる」）を踏まえるか。單に「善く成す」ではなく、「天から稟受した善（聰明さ）を完成させる」という趣旨で「善もて成す」として解す。

(33)

「班姬」は、後漢の班昭（曹大家）。兄班固の『漢書』を續修し、「女誡」七篇を作った。本書卷三「史法」注（9）、および本卷「婦學」本文を参照。

(34)

「韋氏」は、前秦の人、韋逞の母、宋氏。家學として『周禮』を修めた。本卷「婦學」注（68）を参照。

詩話

【成立年代】

『章實齋先生年譜』によると、「近有無知妄人、以風流自命、蠱惑士女、大率以優伶雜劇所演才子佳人惑人。大江以南、名門閨閣多爲所誘、徵詩刻稿、標榜聲名」（丁巳割記）に象徴される袁枚を論難する文言が、嘉慶二年（一七九七）以降の章氏の文章に登場する。これにより、『章氏遺書』所收の袁枚批判の文章（詩話篇もその一つ）は、此年以降に成立したのではないかと考察している。なお、何氏鈔本、及び、嘉慶堂章氏遺書本には、大梁本系の刊本には見られぬ文章（假に「坊刻詩話」と稱しておく）が、この篇に續く形で九條ほど付されている。

詩話之源，本於鍾嶸《詩品》。然考〔一〕之經傳，如云：「爲此詩者，其知道乎」。又云：「未之思也，何遠之有」。此論詩而及事也。又如「吉甫作誦，穆如清風，其詩孔碩，其風肆好」，此論詩而及辭也。事有是非，辭有工拙，觸類旁通，啓發實多。江河始於濫觴，後世詩話家言，雖曰本於鍾嶸，要其流別滋繁，不可一端盡矣。

〔一〕「考」，嘉業堂韋氏遺書本作「攷」。

詩話は鍾嶸『詩品』を起源とする。⁽¹⁾ところが、これを經や傳の中で探究してみると、「此の詩を爲す者、其れ道を知るか」(『孟子』公孫丑上の語)という一句や、また、「未だ之を思はざるなり、何の遠きこと之れ有らん」(『論語』子罕の語)という一句のようなものは、詩を論じて事實に言及している。また、「吉甫誦を作りて、穆らぐること清風のごとし」(『詩』大雅「烝民」の語、「其の詩孔だ碩ひなり、其の風肆だ好し」(『詩』大雅「崧高」の語)のような一句は、詩を論じて文章に言及している。事實には是非が、文章には巧拙があり、同類のものを類推していくと、(文藝批評の可能性が)開かれていく可能性が實に高い。大河は盃を浮かべる程度の細流から始まるように、⁽⁴⁾後代の詩話に見られる主張は鍾嶸に(淵源を)求められる、とは言うけれども、およそ、その支流は煩雜に分かれているから、一例によって全貌を言い盡すことはできない。

《詩品》之於論詩，視《文心雕龍》之於論文，皆專門名家，勒爲成書之初祖也。《文心》體大而慮周，《詩品》思深而意遠；蓋《文心》籠罩羣言，而《詩品》深從六藝溯流別也(如云某人之詩，其源出於某家之類，最爲有本之學。其法出於劉向父子)。論詩論文，而

知潮流別，則可以探源經籍，而進窺天地之純，古人之大體矣。此意非後世詩話家流所能喻也(鍾氏所推流別，亦有不甚可曉處。蓋古書多亡，難以取證。但已能窺見大意，實非論詩家所及)。

詩の論評における『詩品』の意義は、『文心雕龍』による文の論評に擬えられ、いずれも専門の著述で、まとめて單行の本とした始祖と見做される。『文心雕龍』は全體の規模が壯大で、考察は行き渡っており、『詩品』は思想が深淵で、意義は遠大である。思うに、『文心雕龍』は諸家の説を包藏し、『詩品』は六藝に沿って流派を深く遡及しているのである。(例えば、ある人の詩はある古い詩の作風から派出している、という記述は、本源を最もよく掴まえた學問である。その法は劉向・劉歆父子に由來する。)詩文を論評し、それらの流派を遡及して理解することで、經籍の中にある本源を探究でき、さらには天地の純朴さと古人の十全さを窺うことができるのである。⁽⁶⁾ こういう意義は後世の詩話の撰者たちが理解できるものではない。(鍾氏による流派の推測には、あまり明瞭にできない點がある。⁽⁷⁾古書は多く散佚しており、證據を取ることが困難だからである。その大意を窺い知ることができているのは、詩を論評する者の及ぶものではない。)

唐人詩話，初本論詩。自孟榮《本事詩》出(亦本《詩》小序)，乃使人知國史敍詩之意；而好事者踵而廣之，則詩話而通於史部之傳記矣。閒或詮釋名物，則詩話而通於經部之小學矣(《爾雅》訓詁類也)。或泛述聞見，則詩話而通於子部之雜家矣(此二條，宋人以後較多)。雖書旨〔一〕不一其端，而大略不出論辭論事，推作者之志，期於詩教有益而已矣。

〔一〕「旨」何氏鈔本作「指」。

唐代の詩話は、當初は詩の論評に由來していた。孟榮『本事詩』が登場してからというものの、『毛詩』小序にも由來する。讀者に史官が詩について敘述する意義を分からせた。そして、好事者が先例を踏まえつつこれを擴げたことで、詩話でありながら史部の傳記類に通ずるものとなった。時に、名と物をつぶさに解釋したものがあったことから、詩話でありながら經部の小學類に通ずるものとなった。〔爾雅〕訓詁の類である。また、見聞を廣く記述したのもあったことから、詩話でありながら子部の雜家類に通ずるものとなった〔この二條は、宋代以後にやや多い〕。書物の趣旨は一つではないとは言うもの、おおよそ文章や事實を論評し、書き手の志向を推察し、詩の教えに通達するのに有益であることを目指すものから外れるものではない。

《詩品》《文心》、専門著述、自非學富才優、爲之不易、故降而爲詩話。沿流忘源、爲詩話者、不復知著作之初意矣。猶之訓詁與子史專家〔子指上章雜家、史指上章傳記〕。爲之不易、故降而爲說部。沿流忘源、爲說部者、不復知專家之初意也。詩話說部之末流、糾紛而不可犁別、學術不明、而人心風俗或因之而受其敝〔一〕矣。

〔一〕「敝」何氏鈔本作「弊」。

『詩品』と『文心雕龍』は、専門の著述であり、學殖が豊かで才能が優れている者でなければ、容易に書けるものではなく、そのため、時代が降ると（その流派は）詩話となった。流れを下って本源

を見失い、詩話を作った者は、著作の本來の意義をもちや知らなかった。それは、訓詁と子史の專家（の著述）が〔子〕は前述の雜家を、「史」は前述の傳記を指す、容易に書けるものではなく、そのため、時代が降ると說部（逸話集）となり、流れを下って本源を見失って生まれた說部では、專家の本來の意義はもう明らかではないのと同じである。詩話や說部の末流は、複雑に入り亂れて區別できなくなったので、學術の本來の姿が分からなくなり、人心や風俗はそれによる負の影響を受けたのかもしれない。

宋儒講學、躬行實踐、不易爲也。風氣所趨、撰語錄以主奴朱、陸、則盡人可能也。論文考〔一〕藝、淵源流別、不易知也。好名之習、作詩話以黨伐同異、則盡人可能也。以不能名家之學〔如能名家、即自成著述矣〕、入趨風好名之習、挾人盡可能之筆、著惟意所欲之言、可憂也、可危也。

〔一〕「考」嘉業堂章氏遺書本作「攷」。

宋儒の學說のうち、實踐は簡單には成就できない。折々の風潮に流され、語録を撰して、朱熹・陸九淵それぞれの陣營にわかれて争ったが、これは誰もができることである。文章・學術を考察して、その起源と流派を知るのは、簡単なことではない。名聲を求める習氣のもとでは、詩話を作ることで、自分の仲間を擁護し、そして、敵對する相手を攻撃するのだが、これは誰もができることである。一家を名乗る學問ができないために（一家を名乗れるならば、自分で著述を成すものだ）、折々の風潮に流され、名聲を求めするための行動に手を染め、誰にもできる筆づかいにより、言いたいことだけ

を書き著すというのは、憂慮するべきことであり、危ぶむべきことである。

説部流弊、至於誣善黨奸^(一)、詭名託姓。前人所論、如《龍城錄》《碧雲殿》之類、蓋亦不可勝數、史家所以有別擇稗野之道也。事有紀載可以互證、而文則惟意之所予奪、詩話之不可憑、或甚於説部也。

(一)「奸」嘉業堂韋氏遺書本作「茲」。

説部による弊害は、善を歪曲して惡に詔い、作者を偽って假託するようになる。先人の指摘するところでは、『龍城錄』や『碧雲殿』のような類は^(二)、枚擧の遑がないほどあるので、歴史家は野史の眞偽を鑑別する方策を備えているのである。事實には記録があるので(眞偽を)比較檢證できるものの、文はひとえに人の意思による毀譽褒貶であるから、詩話は説部よりも信用できないのかもしれない。

前人詩話之弊、不過失是非好惡之公。今人詩話之弊、乃至爲世道人心之害。失在是非好惡、不過文人相輕之氣習、公論久而自定、其患未足憂也。害在世道人心、則將醉天下之聰明才智、而網人^(三)於禽獸之域也^(四)。其機甚深、其術甚狡、而其禍患將有不可勝言者。名義君子、不可不峻其防而嚴其辨也。

(一)「人」何氏鈔本作「入」。

(二)「也」何氏鈔本作「焉」。

先學の著した詩話による弊害は、是非や好惡の公を損なうに過ぎ

ない。ところが、當今の詩話が齎す弊害は、世の道理や人の心に害を與えるまでに至っている。損失が是非や好惡にあると、それは「文人相輕」(曹丕「典論」論文の語)の習慣に過ぎず、公論はそのうち定まってくるのだから、その問題はまた憂慮するほどではない。だが、弊害が世の道理や人の心にあると、世にいる聰明で才能と知恵がある者たちを陶醉させ、人を鳥獸の範疇に拘留しようとするのである。そのからくりは實に深く、そして、その方策は實に狡猾であり、その災禍は言い盡せないほどに増えようとしている。道義を知る君子は、それに對する防備と辨別を嚴格にしなければならぬ。

小説出於稗官、委巷傳聞瑣屑、雖古人亦所不廢。然俚野多不足憑、大約事雜鬼神、報兼恩怨、《洞冥》《拾遺》之篇、《搜神》《靈異》之部、六代以降、家自爲書。唐人乃有單^(一)篇、別爲傳奇一類(專書一事始末、不復比類爲書)。大抵情鍾男女、不外離合悲歡。紅拂辭楊、繡襦報^(二)鄭、韓李緣通落葉、崔、張情導^(三)琴心、以及明珠生還、小玉死報、凡如此類、或附會疑似、或竟託子虛、雖情態萬殊、而大致略似。其始不過淫思古意、辭客寄懷、猶詩家之樂府古艶諸篇也。宋、元以降、則廣爲演義、譜爲詞曲、遂使瞽史絃誦、優伶登場、無分雅俗男女、莫不聲色耳目。蓋自稗官見於《漢志》、歷三變而盡失古人之源流矣。

(一)「單」何氏鈔本作「專」。

(二)「報」何氏鈔本作「完」。

(三)「導」何氏鈔本作「託」。

小説は稗官から始まり、^(四)陋巷で人づてに聞いた小話は、古人もま

た捨て去るものではなかった。しかし、野鄙で多くは信憑性を缺くもので、おおよそ、事實には鬼神が登場し、報應には恩恵と怨恨が關與しており、『洞冥記』『拾遺記』や、『搜神記』『靈異記』は、六朝以降に一家の中で書物として纏められた。唐代には(初めて)單篇が生まれ、この他に傳奇というジャンルが設けられた(専ら一つの事柄の顛末を書いたものであり、同じ分類のものを集めて書物を著すことがなくなつた)。總じて、これらは男女の戀慕の情を集めており、また、離別と逢瀬に伴う悲歎と歡喜から逸脱しない。紅い拂子を携えた美女が楊素の下から去つたり、(李娃が)華やかな刺繍を施した短衣で(傷ついた)鄭生を介抱したり、(韓夫人が)紅葉の落葉に詩文を寄せて心を通わせたり、琴の音色が崔鶯鶯と張生の慕情を表わしたりしたこと、また、『明珠記』における(劉無雙の)生還譚や、(李生と添い遂げること叶わずに)悲憤の末に死んだ霍小玉の話など、この類のようなもの、疑わしい事柄に無理にこじつけることもあれば、作り話に假託することもあり、人の情有りの様は色々ではあるが、いずれも概ね似通っている。その始まりは古人の意思を闇雲に推察するに過ぎず、詩人の胸中を寄託したのは、詩家による樂府や古艶の諸篇のようなものである。宋元以降になると、規模を擴げたものが演義に、音曲をつけたものが詞曲になり、とうとう樂官や史官に讀誦させ、俳優が登場し、雅俗や男女を分けることなく、見聞する者を廢類させないものはなかつたのである。思ひに、裨官が『漢書』藝文志に登場してからの三度に及ぶ變遷によつて、古人の源流はすっかり失われたのである。

小説、歌曲、傳奇、演義之流、其敘(一)男女也、男必纖佻輕薄、而美其名曰才子風流；女必冶蕩多情、而美其名曰佳人絕世。世之男

子有小慧而無學識、女子解文墨而闇禮教者、皆以傳奇之才子佳人、爲古之人、古之人也。今之爲詩話者、又卽有小慧而無學識者也。有小慧而無學識矣、濟以心術之傾邪、斯爲小人而無忌憚矣。何所不至哉。

〔二〕「敘」、何氏鈔本作「敘」。

小説・歌曲・傳奇・演義の系統において、男性や女性の描寫は、男性の場合には必ず輕佻浮薄で、その者を「才子」「風流」と呼んで褒めそやし、また、女性の場合には必ず放蕩で移り氣で、その者を「佳人」「絶世」と呼んで褒めそやしている。世間には、小賢しいが學識のない男性が、また、文辭を理解するが禮の教えに疎い女性があり、いずれも傳奇の中の才子や佳人のことを「古の人、古の人」と見做すのである。昨今において詩話を著す者は、つまりは小賢しいが學識のない者なのである。小賢しいが學識のない上に、心の働きの偏つて正しさを失うと、ここに「小人にして忌憚無し」(中庸)の語となる。やらないことなどないのだ。

(一) 『梁書』文學傳上に「鍾嶸、字仲偉、潁川長社人、好學有思理。衡陽王元簡出守會稽、引爲寧朔記室、專掌文翰、遷西中郎督安王記室。嶸嘗品古今五言詩、論其優劣、名爲《詩評》」とあり、陳振孫『直齋書錄解題』文史類に「《詩品》三卷、梁記室參軍鍾嶸撰。以古今作者爲三品而評之、上品十一人、中品三十九人、下品六十九人」と見える(葉瑛)。また、『四庫全書總目』卷一百四十八、集部總敘に「詩文評之作、著於齊、梁。觀同一八病四聲也、

鍾嶸以求譽不遂，巧致譏排，劉勰以知遇獨深，繼爲推闡」とある。

- (2) 原文「經傳」は、本書卷三「朱陸」に「天人性命之理、經傳備矣。經傳非一人之言、而宗旨未嘗不一者、其理著於事物、而不托於空言也」とある（内篇三譯注、二六九頁）。

- (3) 原文「觸類旁通」は、『周易』繫辭上傳に「引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣」、また、『周易』乾卦に「六爻發揮、旁通情也」とあり、これらを踏まえた表現。なお「類」については、本書卷三「文集」に、「類者、例所起也」とある（内篇三譯注、三三四頁）。

- (4) 原文「江河始於濫觴」は、『荀子』子道に「子路盛服而見孔子、孔子曰：『由、是裾裾何也。昔者江、出於岷山、其始出也、其源可以濫觴、及其至江之津也、不放舟、不避風、則不可涉也』と見える。また、本書卷一「書教中」に、「濫觴流爲江河、事始簡而終鉅也」とある（内篇一譯注、一八一頁）。「事始簡而終鉅也」は、『莊子』人間世篇「其作始也簡、其將畢也必鉅」を踏まえる（葉瑛）。

- (5) 原文「籠罩」は、『文心雕龍』時序に「屈平聯藻於日月、宋玉交彩於風雲。觀其艷說、則籠罩雅、頌」と見える。

- (6) 原文「進窺天地之純、古人之大體矣」は、本書卷四「質性」に、「屈原憂極、故有輕舉遠游、餐霞飲瀼之賦；莊周樂至、故有後人不見天地之純、古人大體之悲；此亦倚伏之至理也」とある（内篇四譯注、二〇九頁）。

- (7) 例えば、葉夢得『石林詩話』に「梁鍾嶸作《詩品》、皆云某人詩出於某人、亦以此。然論陶淵明乃以爲出於應璩、此語不知其所據。應璩詩不多見、惟《文選》載其《百一

詩》一篇、所謂「下流不可處、君子慎厥初」者、與陶詩了不相類。五臣注引《文章錄》云：『曹爽用事、多違法度、璩作此詩、以刺在位、意若百分有補於一者』。淵明正以脫略世故、超然物外爲意、顧區區在位者、何足繫其心哉。且此老何嘗有意欲以詩自名、而追取一人而模放之。此乃當時文士與世進取競進而爭長者所爲、何期此老之淺蓋嶸之陋也」と見える（葉瑛）。

- (8) 『本事詩』は、晁公武『郡齋讀書志』總集類に、「《本事詩》一卷。右唐孟棨撰。纂歷代詞人緣情感事之詩、敘其本事、凡七類」と見える（葉瑛）。

- (9) 章氏の考える「風氣」については、本書卷二「原道下」を參照（内篇二譯注（1）、注（50））。

- (10) 原文「主奴」は、韓愈「原道」に「入于彼、必出于此、入者主之、出者奴之、入者附之、出者汚之」とある。本書卷三「天諭」注（15）を參照。

- (11) 原文「黨伐同異」は、『後漢書』黨錮列傳に「自武帝以後、崇尚儒學、懷經協術、所在霧會、至有石渠分爭之論、黨同伐異之說、守文之徒、盛於時矣」、李賢注に「同己者朋黨之、異己者攻伐之」とある。

- (12) 原文「誣善」は、『周易』繫辭下傳に「誣善之人其辭游、失其守者其辭屈」とあり、孔疏に「誣善之人其辭游、失」という。

- (13) 『龍城錄』は、陳振孫『直齋書錄解題』小説家類に「《龍城錄》一卷。稱柳宗元撰。龍城謂柳州也。羅浮梅花夢事出其中。《唐志》無此書、蓋依託也。或云王銍性之作」とある。また『碧雲殿』は、『碧雲殿』一卷。題梅堯臣撰。

以厖馬爲書名，其說曰：世以旋毛爲醜，此以旋毛爲貴，雖貴矣，病可去乎。其不遜如此，聖俞必不爾也。所記載十餘條，公卿多所毀訐，雖范文正亦所不免。或云實魏泰所作，託之聖俞。王性之辨之甚詳，而《邵氏聞見後錄》乃不然之」とある（葉瑛）。

(14) 原文「文人相輕」は、本書卷二「原道下」に「顧經師互詆文人相輕、而性理諸儒、又有朱、陸之同異、從朱從陸者之交攻」とある（内篇二譯注（2）、二八〇頁）。また、原文「氣習」は、『朱子語類』卷一百二十九、訓門人七に「如此則「雖愚必明，雖柔必強」，氣習不期變而變矣」と見える。

(15) 原文「名義君子」は、本書卷五「婦學篇書後」注（27）を參照。
 (16) 『漢書』藝文志に「小説家者流，蓋出於稗官。街談巷語，道聽途說者之所造也」、顏師古所引の如淳注に「街談巷說，其細碎之言也。王者欲知閭巷風俗，故立稗官使稱說之」とある（葉長青・葉瑛）。

(17) 『洞冥記』は、陳振孫『直齋書錄解題』小説家類に「《洞冥記》四卷，《拾遺》一卷。東漢光祿大夫郭憲子橫撰。題《漢武別國洞冥記》，其《別錄》又於《御覽》中鈔出，然則四卷亦非全書也。凡若是者，藏書之家備名數而已，無之不足爲損，有之不足爲益，況於詳略，尤非所計也。《唐志》入神仙家」とある。また『拾遺記』は、『隋書』經籍志に「《王子年拾遺記》十卷。蕭綺撰」と見える（葉瑛）。
 (18) 『搜神記』は、『隋書』經籍志に「《搜神記》三十卷。干寶撰」とある。また『靈異記』は、『隋書』經籍志に「《靈異

記》十卷」と見えるが、撰者の姓名を記していない（葉瑛）。

(19) 原文「傳奇」は、晁公武『郡齋讀書志』小説類に「《傳奇》三卷。右唐裴鉞撰。《唐志》稱鉞高駢客。故其書所記皆神仙怪譎事。駢之惑呂用之，未必非鉞輩導諛所致」と見え、また、胡應麟『少室山房筆叢』卷二十に「凡變異之談，盛於六朝，然多是傳錄舛訛，未必盡幻設語。至唐人乃作意好奇，假小說以寄筆端」とある（葉瑛）。

(20) 原文「比類」は、本書卷三「文理」の注（54）を參照。
 (21) 原文「情鍾」は、『世說新語』傷逝に「聖人忘情，最下不及情：情之所鍾，正在我輩」とある。

(22) 原文「紅拂辭楊」は、杜光庭「虬髯客傳」（『太平廣記』卷一百九十三）の一節を踏まえる。隋の煬帝が江都へ行幸した際に、西京の守備を司空の楊素に命じた。權勢の盛んな楊素に衛公の李靖が謁見したとき、見目麗しい妓女が紅い拂子を携えてそこに立つており、李靖のことをじっと見つめていた。一目惚れした妓女は、旅館へと戻る李靖の後を追ひ、主人の楊素の下を出奔してやってきたことを彼に告白する。李靖はこの妓女を伴って太原に歸っていったという（葉長青・葉瑛）。

(23) 原文「繡襦報鄭」は、白行簡「李娃傳」（『太平廣記』卷四百八十四）の一節を踏まえる。唐の天寶年間、父親の期待を一身に背負った滎陽の鄭生は、科擧のために訪れた長安の市中で、李娃という娼女の容姿に心を奪われて茫然とする。以來、李娃に執心する鄭生は、その居宅に足繁く通って散財したため、呆れた李娃の養母は彼女とともに

逐電した。そのことを知った鄭生はひどく落膽し、學問ままならず、葬儀の手傳などで細々と生計を立てている。長安を訪れた鄭生の父は、鄭生の退廢に深く憤り、彼の衣服を剥いで數百回ほど鞭打つて放逐した。嚴冬の日、衰弱して乞食同然に徘徊する鄭生を見かけた李娃は、華やかな刺繍が施された短衣を鄭生にかけて、彼を自宅へと招き入れて介抱した。數ヶ月も経たぬうちに全快した鄭生は、これを契機として學問に専念し、この年の直言極諫科の策名第一となって、以降、權官を歴任する。これに伴い、李娃は汧國夫人に封じられ、その子供はいずれも大官を拜したという(葉瑛)。

(24) 原文「韓李緣通落葉」は、張實「流紅記」(「青瑣高議」前集卷五)の一節を踏まえる。唐の僖宗の時代に、于祐は詩の書かれた紅葉を宮中の小川で見つけた。そこには「流水何太急、深宮盡日閑。殷勤謝紅葉、好去到人間」と書かれている。于祐は紅葉に「曾聞葉上題紅怨、葉上題詩贈阿誰」と書いて小川に流したところ、今度は宮中の韓夫人がこれを拾い上げた。このやり取りを契機として、兩者は婚姻に至ったという(葉長青・葉瑛)。なお、原文の「韓李」について、韓夫人のことを章氏が誤って記したのではないかと葉瑛は指摘する。

(25) 原文「崔張情導琴心」は、元稹「鶯鶯傳」(「太平廣記」卷四百八十八)の一節を踏まえる。唐の貞元年間、張生が蒲州の普救寺に立ち寄ったときに、偶々そこに宿泊していた崔氏の未亡人(鄭氏)を兵火から守った。鄭氏による謝恩の宴會に招かれた張生は、鄭氏の娘である鶯鶯をそこ

で見初める。鶯鶯の婢女であった紅娘の機智によつて、張生は鶯鶯への想いを春詞二首に寄せて渡したところから、兩者の交情が始まった。試験のために長安に歸らなければならぬ前夜、張生は鶯鶯の傍で嘆息するばかりで、自身の心中を彼女に語らない。事情を察して見かねた鶯鶯は、琴で「霓裳」「羽衣」の曲を奏すると、音色はたちまち悲哀と怨情に溢れ、彼女は曲の途中で琴を投げ出して流涕した。翌朝、張生は長安へと出立したという(葉長青・葉瑛)。

(26) 原文「明珠生還」は、薛調「無雙傳」(「太平廣記」卷四百八十六)の一節を踏まえる。唐の王仙客は早くに父を亡くし、その後、叔父の劉震の下に身を寄せて、その娘の無雙と生活を共にした。成長した仙客は無雙との婚姻を劉震に認めてもらうものの、婚姻直前に大亂に遭遇して、彼らは離散せざるを得なくなった。三年後、都へと歸還した仙客は、劉一族が極刑を受け、無雙は後宮に囚われたことを知る。陵墓掃除のために宮中から出た無雙と接觸した仙客は、彼女の指示に従つて押衙の古生を尋ねた。仔細を聞いた古生は慨嘆の後に姿を消し、その半年後、仙客は無雙が陵墓で絶命したことを知る。悲嘆に暮れる仙客の前に現れたのは、無雙を抱えた古生であった。訝る仙客に對して、服藥後すぐに絶命するものの三日後には蘇生するという茅山道士の祕藥を求め、これを無雙に飲ませて救出の一計を企てた、と古生は告げる。この後、仙客と無雙は郷里へと歸つて添い遂げたという。此傳に基づいて、後に『明珠記』が成立した(葉長青・葉瑛)。

(27)

原文「小玉死報」は、蔣防「霍小玉傳」(『太平廣記』卷四百八十七)の一節を踏まえる。唐の大曆の頃、隴西の李生は二十一歳で拔萃し、長安の新昌里に住まった。結婚相手を探すうちに、仲人を生業とする鮑十一娘から才媛の霍小玉のことを聞き知る。小玉を訪ねた李生は、彼女の美貌と身振りに心が惹かれ、そして、互いに思慕の念を抱いた。ところが、小玉を長安に残して地方へと赴任した後、李生は母の太夫人の計らいで門閥家の盧氏と婚約し、小玉への消息は徐々に滞っていく。思慕の念が變わらない小玉は、身邊の品々を賣った金で李生の行方を探るも、やがて病の床に臥せてしまう。長安に戻った李生が知人の發案で小玉を見舞うと、その姿を見た彼女は悲憤を募らせて、「ここで死んでやる。死後、私は必ず鬼となって、あなたの妻妾たちをいつも怯えさせてやる」と言つて盃を地面に投げつけ、慟哭の末に絶命した。後に李生の婦人となった者たちは、いずれも彼の猜疑心が原因で、非業の最期を迎えたという(葉長青・葉瑛)。

(28)

郭茂倩『樂府詩集』卷三十九所引の『古今樂錄』に「豔歌非一、有直云豔歌、即此『豔歌行』是也。若『羅敷』《何嘗》《雙鴻》《福鍾》、亦皆豔歌」と見える(葉瑛)。

(29)

原文「聲色」は、『禮記』中庸「聲色之於以化民、末也」を踏まえた表現か。

(30)

原文「織佻」に關する章氏の見解は、本書卷五「婦學」の自注に「習染風氣謂之俗、織佻鄙俚皆俗也。鄙俚之俗、猶無傷於世道人心、織佻之俗、則風雅之罪人也」とある(三三九頁)。

(31)

原文「才子風流」は、例えば元稹「鶯鶯傳」(『太平廣記』卷四百八十八)に「所善楊巨源好屬詞、因爲賦《崔娘詩》一絶云：『清潤潘郎玉不如、中庭蕙草雪銷初。風流才子多春思、腸斷蕭娘一紙書』と見える。

(32)

原文「佳人絶世」は、『漢書』外戚傳上、孝武李夫人傳に「北方有佳人、絶世而獨立、一顧傾人城、再顧傾人國」とある。また例えば「呼延冀」(『太平廣記』卷三百四十四)に「君方年少、酒狂詩逸。在妾之隣。妾既不拘。君亦放蕩。君不以妾不可奉蘋蘩。遽以禮娶妾。妾既與君匹偶。諸隣皆謂之才子佳人」と見える。

(33)

原文「小慧」に關する章氏の見解は、本書卷五「婦學」に「夫才須學也、學貴識也。才而不學、是爲小慧。小慧無識、是爲不才」とある(三三九頁)。

(34)

原文「古之人、古之人」は、『孟子』盡心篇下に、「曰：古之人、古之人。夷考其行而不掩焉者也。狂者又不可得、欲得不屑不潔之士而與之、是獯也、是又其次也」とある(葉長青)。

(35)

原文「心術之傾邪」は、『禮記』大學「欲脩其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意」の孔疏に「欲正其心者、先誠其意者、總包萬慮謂之心、爲情所意念謂之意。若欲正其心、使無傾邪、必須先至誠在於意念也。若能誠實其意、則心不傾邪也」とある。「心術」については、本書卷三「史德」注(6)を参照。

(36)

原文「何所不至哉」は、『論語』陽貨「子曰：鄙夫。可與事君也與哉。其未得之也、患得之；既得之、患失之。苟患失之、無所不至矣」を踏まえた表現。